



長崎市こども計画

令和7年3月 長崎市

ごあいさつ

全国的に、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況が深刻となった中で、国においては、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足し、「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成、自立した個人としての健やかな成長、心身の状況や環境等にかかわらない権利の擁護、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としており、その中で市町村は、区域の実情を踏まえながら、こどもや若者の意見を反映させた「こども計画」を策定するよう努めるものとされています。

長崎市においては、こども・若者や、子育て当事者の意見を聴き、そのニーズを把握したうえで、「すべての子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるよう、みんなで支え、育てるまち」を基本理念とする「長崎市こども計画」を策定しました。

この計画を基に、長崎市のこどもたちを誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・子育て家庭へのきめ細かで切れ目のない支援に取り組んでまいります。



また、こども・子育てに関する施策を推進していくにあたっては、各種多様な課題に対応していくため、府内の関係部局が横断的に全府一丸となって取り組んでいくとともに、行政だけではなく、地域や民間との連携も不可欠であるため、長崎市全体として、その推進に努めてまいります。

さらに、長崎市では喫緊の課題である人口減少に対応するため、重点プロジェクトのひとつに「少子化対策プロジェクト」を掲げております。その取組みとも連携して、施策の効果の最大化を図ってまいります。

結びに、この計画策定にあたり、貴重なご意見とご提言を賜りました長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様はじめ、アンケート調査や意見交換会、パブリック・コメントにご協力いただきました市民の皆様、「シンナガサキみていいんぐ」で貴重な意見を話してくれた小学生、中学生、高校生、若者の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和7（2025年）3月 長崎市長 鈴木 史朗

目次

第1章 計画策定にあたって	1	1 基本理念と基本施策	63
1 計画策定の背景	2	1) 基本理念と基本施策	63
2 長崎市こども計画の位置づけと性格	9	2 各基本施策の取組	65
3 計画の期間	10	1) 各基本施策の取組概要	65
4 計画の対象	11	2) 基本施策に基づいた取組イメージ	66
5 計画の策定方法	11	第5章 施策の展開	67
第2章 長崎市こどもと子育て家庭を取り巻く現状	15	【基本施策1】 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援	70
1 長崎市的人口等の動向	16	【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援	81
1) 人口の推移	16	【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援	86
2) こども・子育ての現状	19	【基本施策4】 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援	99
3) こどもの貧困の状況	20	【基本施策5】 こどもの心と命を守るための取組み	111
2 こども・子育てに関するアンケート調査結果	23	【基本施策6】 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成	119
1) 第3期長崎市こども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査	23	【補足】 地域子ども・子育て支援事業の実施	123
2) 長崎市こども計画策定に係るアンケート調査	30	第6章 計画の目標値	125
3 こども・若者へのヒアリング結果	41	第7章 計画の推進	127
4 パブリック・コメント結果	44	1 計画の進行管理、点検・評価	128
第3章 「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの貧困対策推進計画」の取組状況と課題	45	2 計画の見直し	128
1 長崎市子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題	46	長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿と開催状況	129
2 長崎市子どもの貧困対策推進計画の取組状況と課題	56	1 長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿	130
第4章 長崎市こども計画の基本的な考え方	62	2 長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会開催状況	131



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

1) こども施策に関する国の動向

(ア) こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

平成元年、国連で「児童の権利に関する条約」いわゆるこどもの権利条約が採択され、国も平成6年に批准しました。この条約は、18歳未満のこどもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重するとともに、大人から発達を支援され、保護されなければならないとして、こどもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を総合的に保障しています。

こどもの権利条約 4つの原則

- ① 「差別の禁止」（差別のないこと）
- ② 「生命、生存及び発達に対する権利」（命を守られ成長できること）
- ③ 「こどもの意見の尊重」（こどもが意味のある参加ができること）
- ④ 「児童の最善の利益」（こどもにとって最もよいこと）

(イ) こども基本法

令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足、創設され、同日に「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

こども基本法の基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に對してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(ウ) こども家庭庁

こども家庭庁は、こどもまんなか社会¹を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって最善の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためにこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組む組織として、令和5年4月1日に発足、設立されました。

¹ こどもまんなか社会：全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことをいいます。

(エ) こども大綱

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めたもので、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策の推進に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されました。

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ためのこども施策に関する重要事項として、全てのライフステージに共通する「**ライフステージを通した重要事項**」と、それぞれのライフステージに特有の課題に留意すべき事項として「**ライフステージ別の重要事項**」を示し、その次に「**子育て当事者への支援**」として以下の施策に取り組むこととされています。

ライフステージを通した重要事項	ライフステージ別の重要事項
<p>① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 こども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等</p> <p>② 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等</p> <p>③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 プレコンセプションケア²の推進、母子保健情報のデジタル化等</p> <p>④ こどもの貧困対策 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等</p> <p>⑤ 障害児支援・医療的ケア児等への支援 地域の支援体制の強化・インクルージョン³の推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等</p> <p>⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー⁴への支援 こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等</p> <p>⑦ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用する環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等</p>	<p>① 子どもの誕生前から幼児期まで 出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等</p> <p>② 学童期・思春期 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等</p> <p>③ 青年期 高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援等</p>

子育て当事者への支援

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等
- ② 地域子育て支援、家庭教育支援
- ③ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等
- ④ ひとり親家庭への支援
親子交流・養育費の確保 等

² プレコンセプションケア：成育医療等基本方針では、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義されます。

³ インクルージョン：「包括」「包摂」「受容」という意味で、社会において多様な人材が尊重されながら共存していくことをあらわす言葉です。

⁴ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家庭の世話など日常的に行っているこども・若者のことを言います。子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

(オ) こども未来戦略

若い世代の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、「こども未来戦略」は策定され、基本理念のもと、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

こども未来戦略の基本理念

- ① 若者・子育て世代の所得を増やす
- ② 社会全体の構造や意識を変える
- ③ すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

2) 長崎県子育て条例行動計画

(ア) 計画の性格

「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための施策の方向性を明示するほか、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「こども基本法」及び「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県計画を兼ねる計画。

(イ) 計画の目的

「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担うこどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることができる社会の実現のため策定するもの。

(ウ) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(エ) 計画の体系

【基本理念】

県民総ぐるみの子育て支援

【めざすもの】

こどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備

安心してこどもを生み育てるこことできる社会の実現

【基本的な考え方】

- こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 個性や多様性が尊重され、こどもが自己肯定感を高め、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会をつくる。
- 様々な遊びや学び、体験等の機会を提供し、こどもの生きる力をはぐくむ。
- こどもが失敗をおそれずにチャレンジできる、寛容性のある社会をつくる。
- こどもの健やかな育ちを支えるため、セーフティーネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
- 保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う。
- 地域のこどもをしっかり育てる地域力を高める。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

【計画の内容（基本施策）】

第1章 こどもまんなか社会の実現

第2章 妊娠・出産の支援

第3章 こどもや子育て家庭への支援

第4章 仕事と生活が調和する社会の実現

第5章 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援

第6章 安全・安心な子育ての環境づくり

第7章 県民総ぐるみの子育て支援

第8章 こどもの心と命を守るためにの取組

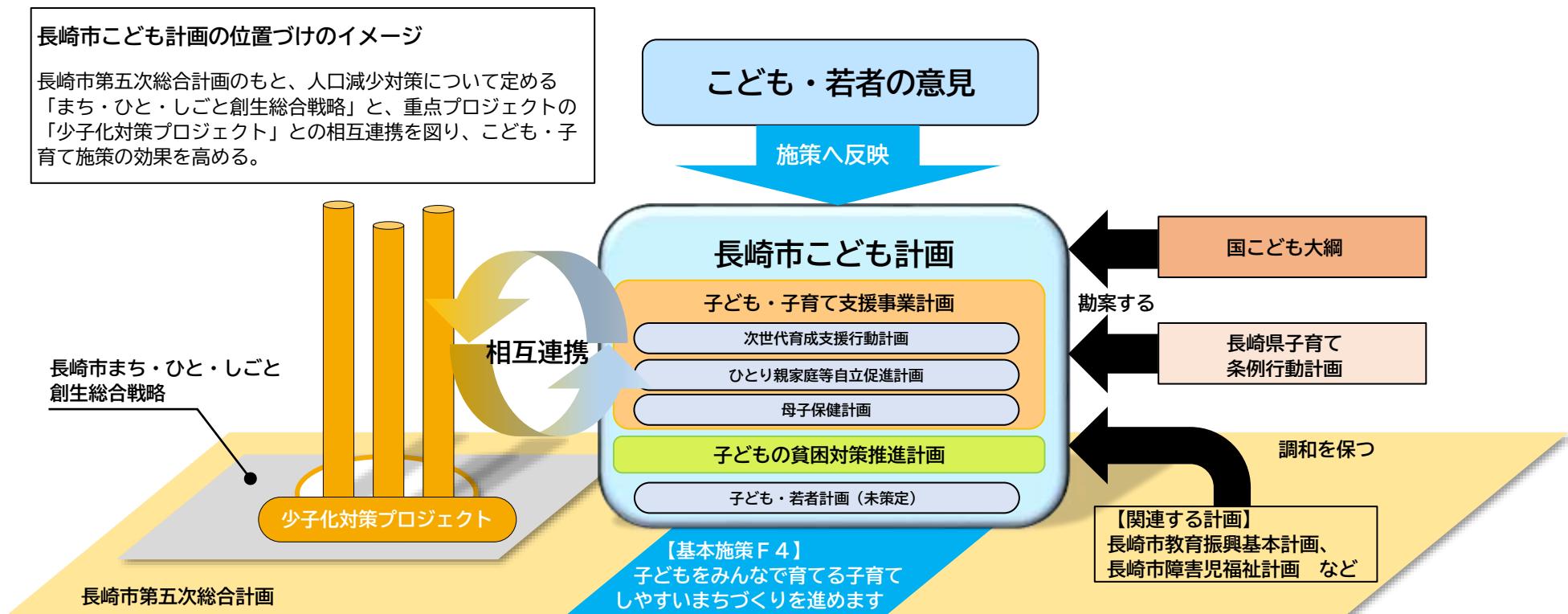
3) 長崎市こども・子育てに関する計画の変遷

	計画期間	計画名称
1	平成 10～14 年度	長崎市子育て支援計画
2	平成 15～16 年度	長崎市子育て支援計画 ※1 の見直し
3	平成 17～21 年度	次代のながさきっ子プラン（長崎市次世代育成支援前期行動計画） ※次世代育成支援対策推進法に基づく計画
4	平成 22～26 年度	次代のながさきっ子プラン（長崎市次世代育成支援後期行動計画）
5	平成 27～令和元年度	長崎市子ども・子育て支援事業計画 ※子ども・子育て支援法に基づく計画 （「母子保健計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」を含む）
6	令和 2～6 年度	第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画
7	令和 5～7 年度	長崎市子どもの貧困対策推進計画 ※子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画
8	令和 7～12 年度	長崎市こども計画 ※こども基本法に基づく計画

2 長崎市こども計画の位置づけと性格

長崎市こども計画の位置づけとその性格については次のとおりです。

- ① この計画は、「長崎市総合計画」を上位計画とし、「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や重点プロジェクトの「少子化対策プロジェクト」との相互連携を図り、「長崎市教育振興基本計画」など、長崎市こども・子育て支援に関する事項を定めた、その他の関連する計画との調和が保たれたものです。
- ② この計画は、こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」であり、第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画の後継となる計画で、「次世代育成支援行動計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、及び「母子保健計画」の内容を含みます。
- ③ この計画は、こども基本法第10条第5項に規定する「子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画」である「長崎市子どもの貧困対策推進計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」を包含する一体のものとして策定しました。

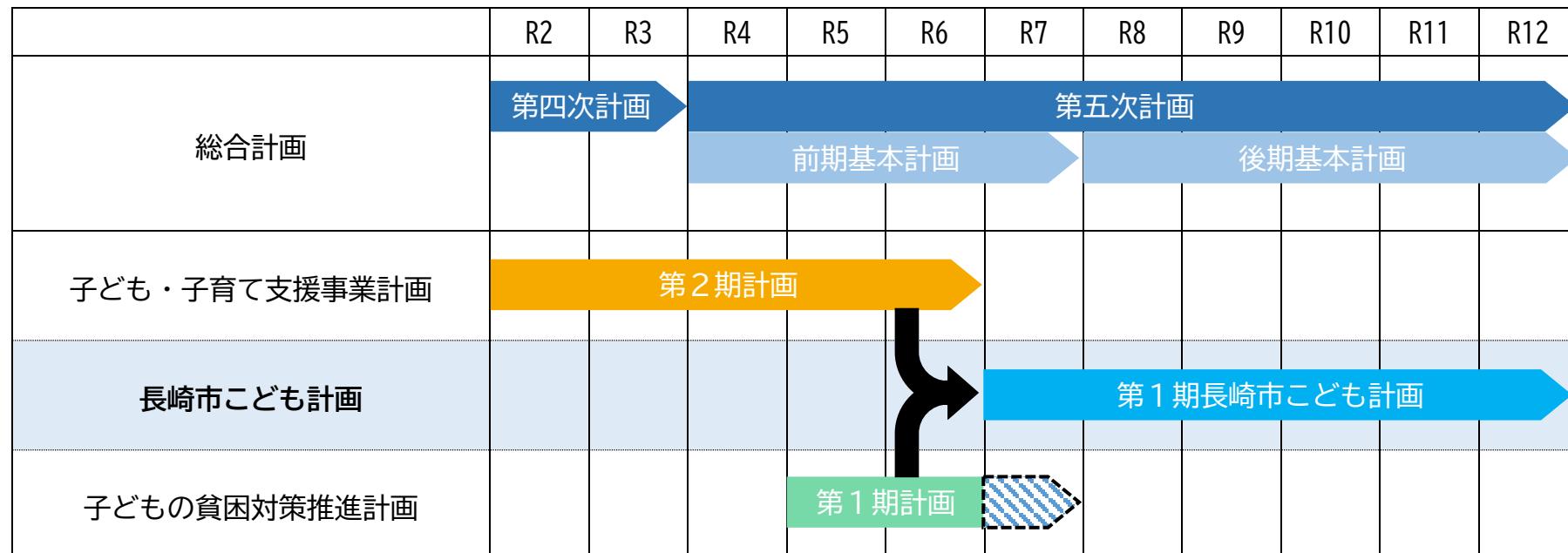


3 計画の期間

計画の期間については、この計画の上位計画である「長崎市総合計画」の終期とそろえ、相互の整合を継続的に図るため、令和7年度から令和12年度までの6年間としました。

この計画に包含する長崎市子どもの貧困対策推進計画は令和7年度までの計画期間となります。こちらも一体的に策定することとし、令和7年度以降は廃止します。

計画期間中においても、環境の変化等により計画の内容が現状と異なる状況が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。



4 計画の対象

この計画は、乳幼児期から青年期までの「こども」、「若者」⁵と、こどもを産み育てる「子育て世帯」を対象とします。

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

5 計画の策定方法

1) 策定体制

学識経験者、保育園・幼稚園、放課後児童クラブの関係者等から構成される「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」と、市長を本部長とした、本市におけるこども・子育てに関する施策を効果的に推進するための府内組織「長崎市子ども・子育て推進本部」において、これまでの事業の取組状況や課題及び施策の展開といった計画を構成する各内容について審議しました。

⁵ 本計画では、「こども」「若者」をそれぞれ以下のとおり定義します。

こども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）＊の者。なお、法令上や事業で「子ども」「子供」と表記されている固有名詞を除き、本計画においては「こども」の表記を用います。

若者：思春期＊、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続いている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とします。

*思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。

2) こども計画策定に関するアンケート調査

(ア) 第3期長崎市こども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査（令和5年度実施）

未就学児童及び小学生の保護者を対象に、子育て支援に係るニーズ調査を実施しました。

調査概要

1. アンケート調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定にあたり、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育と延長保育事業などの子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望等を把握することを目的とする。

2. 調査対象

市内在住の「未就学児童が属する世帯」12,000世帯、「小学生が属する世帯」8,000世帯

3. 実施期間

令和5年11月17日（金）～12月22日（金）

4. 抽出方法

無作為抽出及び市ホームページへ回答フォームを掲載し、回答を募集した。

5. 調査方法

対象者に郵送により依頼文を配布し、webフォームによる回答を募集した。

(イ) 長崎市こども計画策定に係るアンケート調査（令和6年度実施）

こども・若者を対象に、こども施策に対する意見反映を目的としたアンケート調査を実施しました。

調査概要

1. アンケート調査の目的

本調査は、こども基本法第10条に規定されている「市町村こども計画」策定にあたり、同法第11条に規定されている、こども施策に対するこどもや若者の意見を反映するため、日常生活の状況や幸福度、将来の希望等を把握することを目的とする。

2. 調査対象

- ①市内在住の「小学5～6年生」約6,000人、「中学生」約9,000人、「高校生」約9,000人
- ②市内在住の「18～29歳」約38,000人

3. 実施期間

- ①小学生～高校生 令和6年7月10日（水）～7月31日（水）
- ②18～29歳 令和6年7月25日（木）～8月23日（金）

4. 調査方法

- ①小学生～高校生については、長崎県が実施した「長崎県子どもアンケート」の調査結果の提供を受けた。
- ②18～29歳については、プレスリリース、公式LINEで周知したほか、市内所在の各大学、商工会議所、ワーク・ライフ・バランス表彰企業等に依頼文を配布し、webフォームによる回答を募集した。

3) こども・若者へのヒアリング

市長と市民との双方向・対面型の意見交換を行う「シンナガサキみていんぐ」のこども・若者版を開催しました。

1. 実施概要

「シンナガサキみていんぐ」のこども・若者版を開催し、市長とこども・若者の対話を通じて生の意見を聞くことで、その思いや考えを把握し、長崎市こども計画の施策への反映につなげることを目的とする。

2. 開催日時 令和6年12月15日(日)

〈小学生・中学生の部〉10時から11時

〈高校生・若者の部〉13時から14時

3. 参加者内訳

〈小学生・中学生の部〉			〈高校生・若者の部〉		
小学生	4年生	2人	高校生	2年生	3人
	5年生	4人		18歳以上	5人
	6年生	5人			計8人
中学生	1年生	1人			
	3年生	1人			
		計13人			

4) パブリック・コメントの実施

長崎市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、市民からの意見等の募集を行いました。 (※結果はP44に掲載)



第2章 長崎市こどもと子育て家庭を取り巻く現状

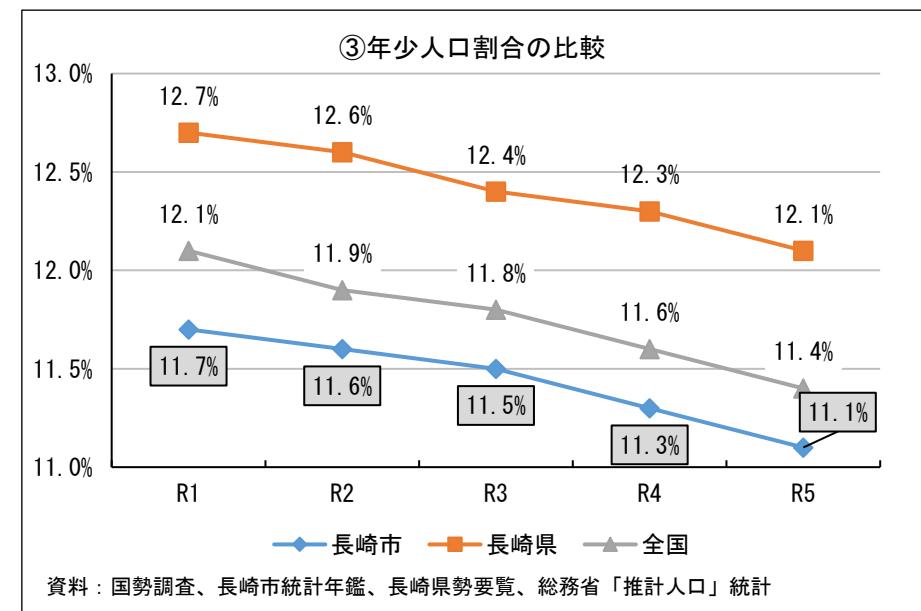
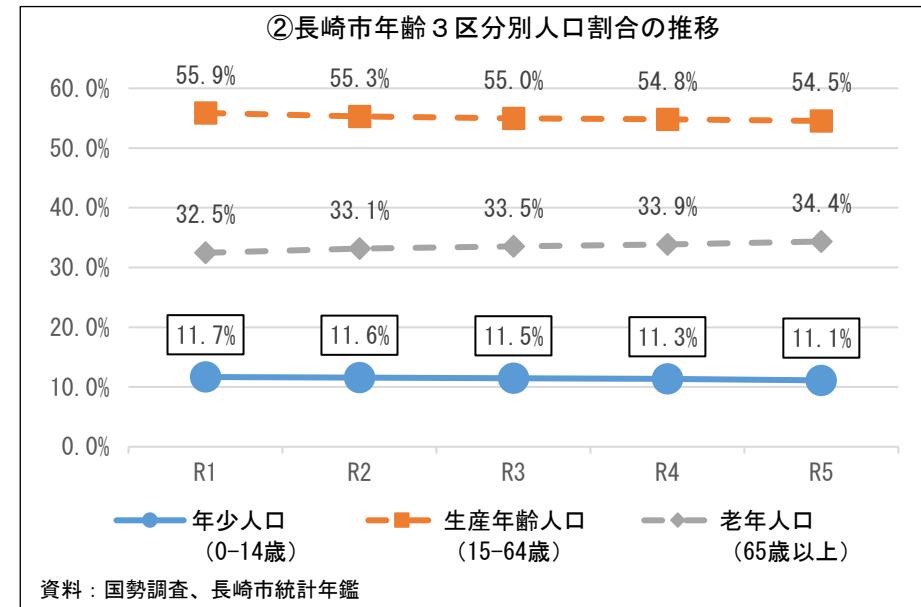
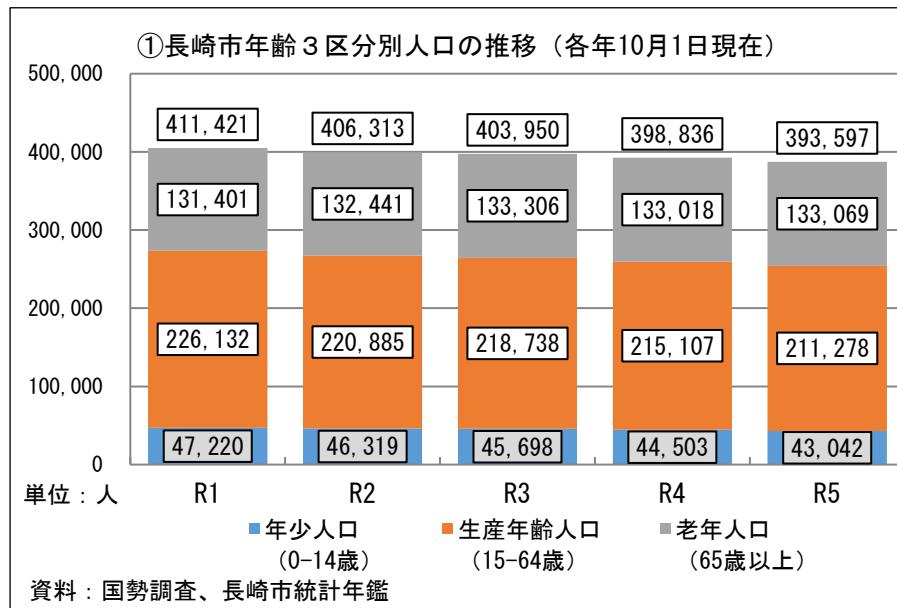
1 長崎市の人団等の動向

1) 人口の推移

(ア) 人口

本市の人口は年々減少傾向にあり、そのうち年少人口と生産年齢人口の減少が著しく、逆に、老人人口は増加傾向にあります。

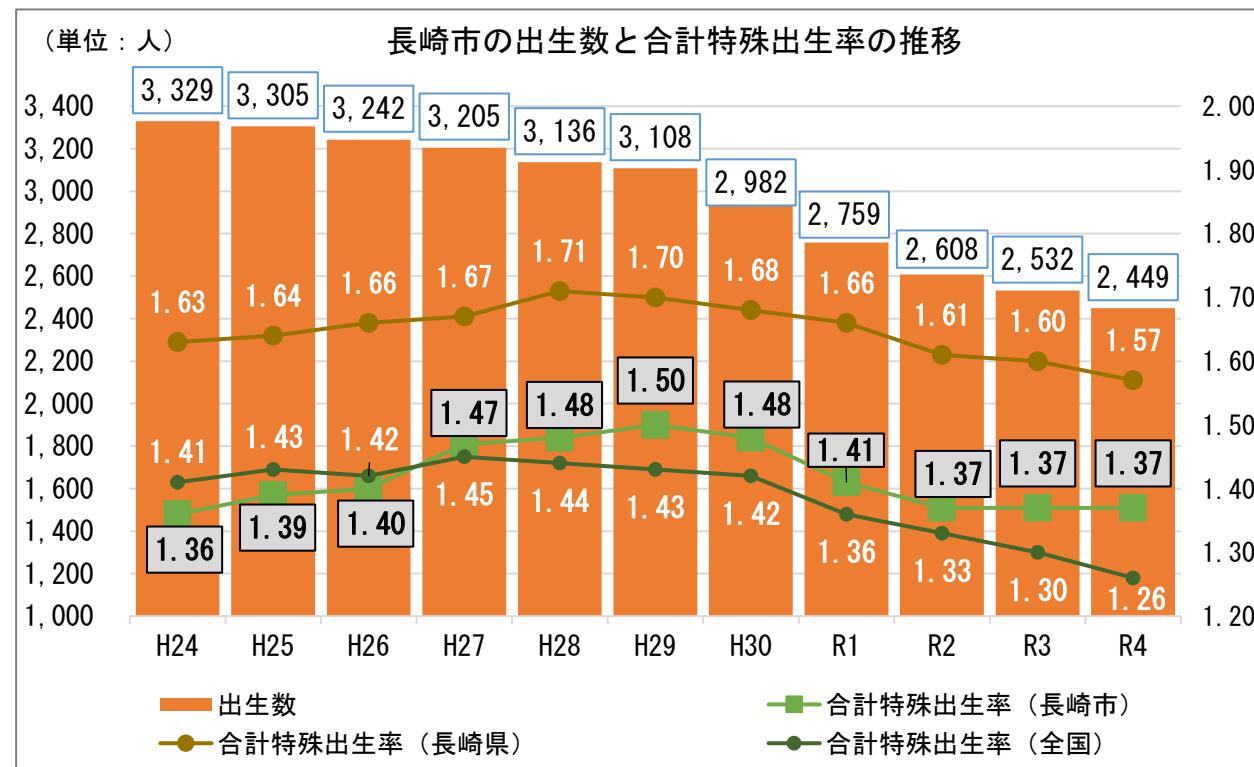
また、年少人口の割合は、全国と比較すると0.3ポイント程度低いですが、長崎県内で比較すると1ポイント程度低くなっています。



(イ) 出生数と合計特殊出生率

本市の出生数は減少傾向にあり、令和4年は2,449人と、10年前の平成24年から880人の減少となっています。

合計特殊出生率⁶は、平成24年の1.36から平成29年には1.50まで上昇しましたが、以降は減少に転じ令和2年以降は1.37となっています。また、平成27年以降全国平均を上回っているものの、いずれも県平均を下回った状態が続いています。



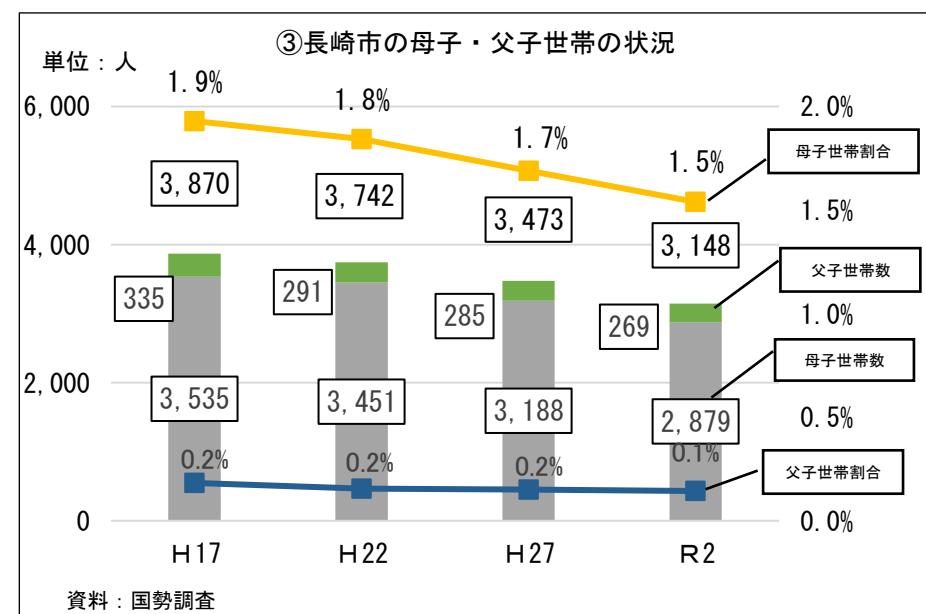
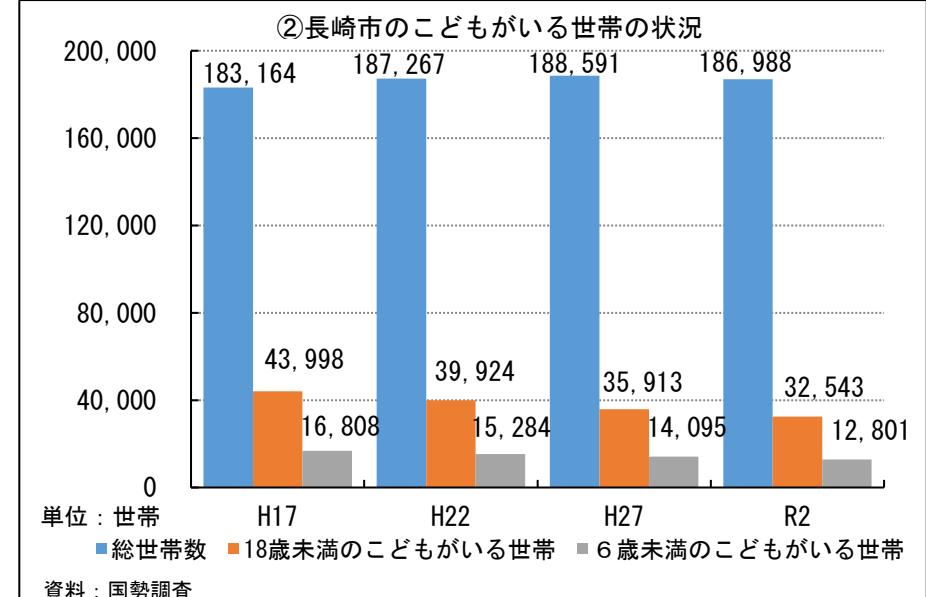
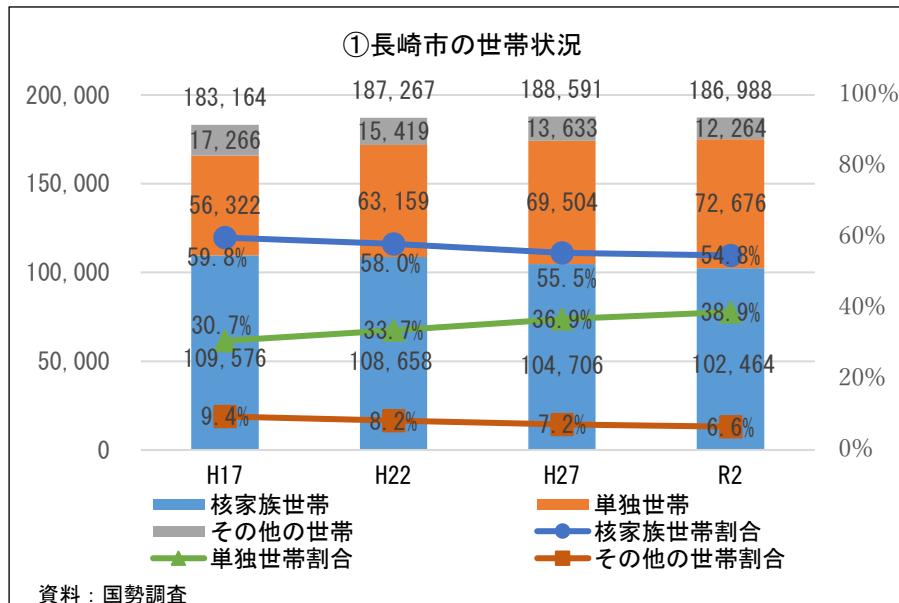
※ 出生数は、長崎市の保健行政（人口動態統計）の数 【住所地集計の数】

⁶ 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子どもの数に相当します。

(ウ) 世帯数

本市の世帯数は、核家族世帯は減少していますが、一方で単独世帯が増加しています。

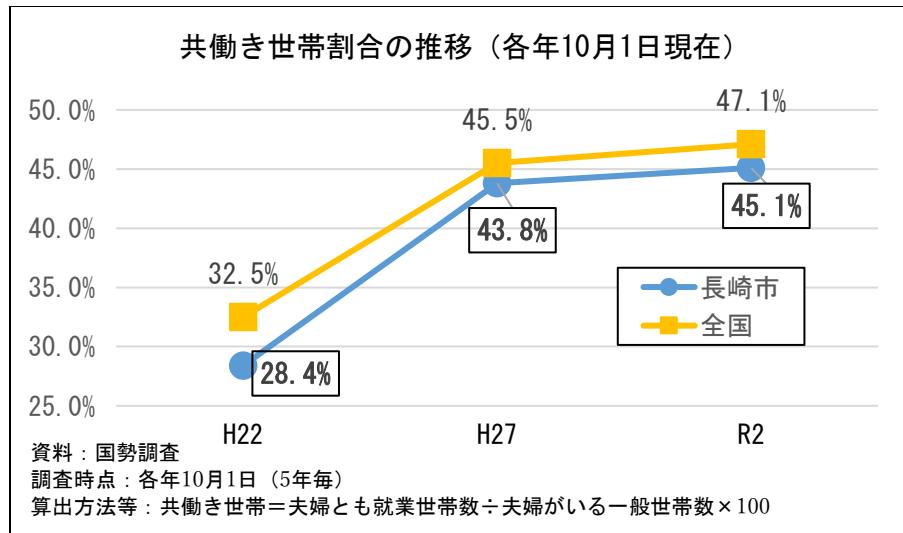
また、子どものいる世帯、母子世帯及び父子世帯は減少傾向にあります。母子世帯の減少率と比較すると父子世帯の減少率は、ほぼ横ばいとなっています。



2) こども・子育ての現状

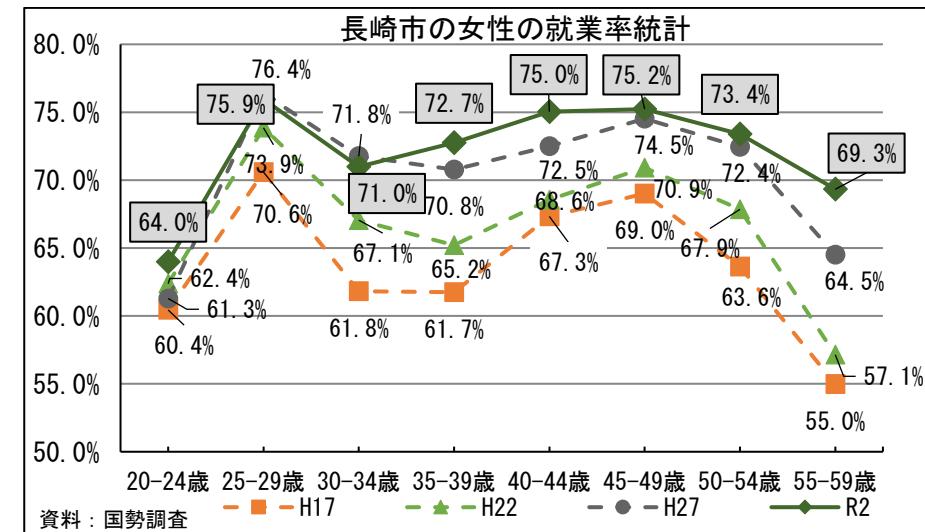
(ア) 子育てと仕事の両立

本市の共働き世帯は平成22年から平成27年の5年間で急激に増加し、その後、平成27年から令和2年の5年間も増加傾向にあります。全国と比較すると割合は低いですが、増加率は全国と類似の傾向にあります。



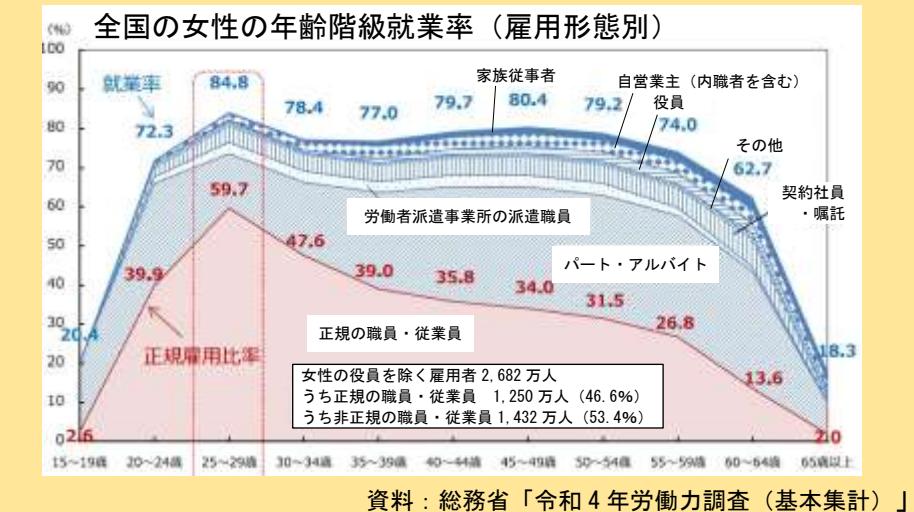
(イ) 長崎市の女性の就業率

本市の女性の就業率は上昇傾向にあり、全体的にM字カーブを描いていますが、ゆるやかなカーブに変化しています。



（参考）

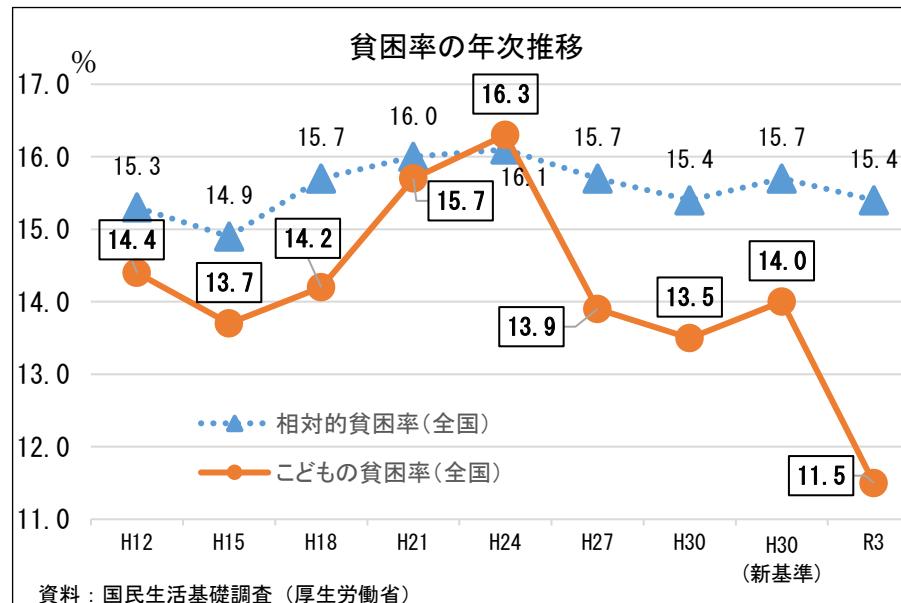
- 年齢階級別の就業率は、35～39歳の77.0%を底に再び上昇しています。
- 年齢階級別に女性の就業形態をみると、「正規の職員・従業員」は25～29歳が59.7%とピークになっています。その後、年齢が上昇していくにつれ、「パート・アルバイト」等の非正規雇用で働く者の割合が増加しています。（いわゆるL字カーブ）



3) 子どもの貧困の状況

(ア) 全国子どもの貧困率

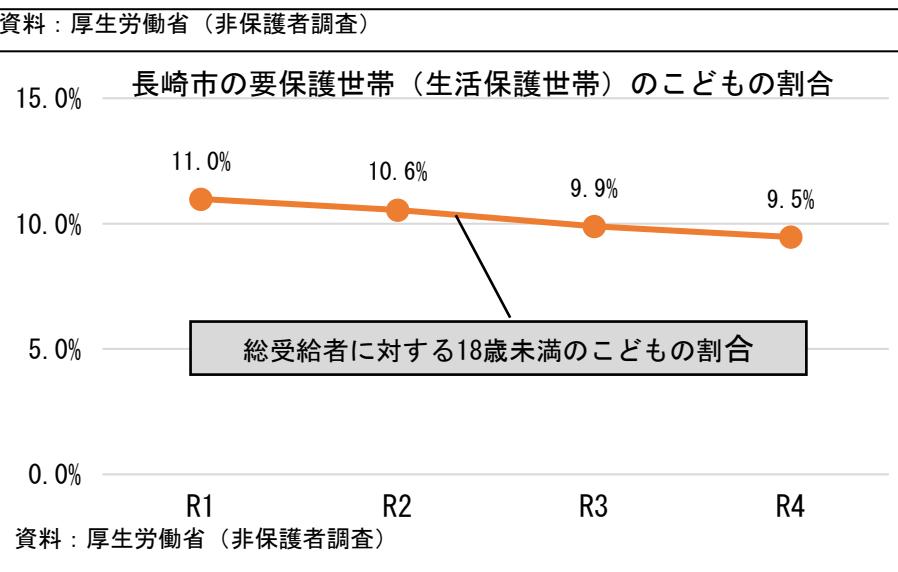
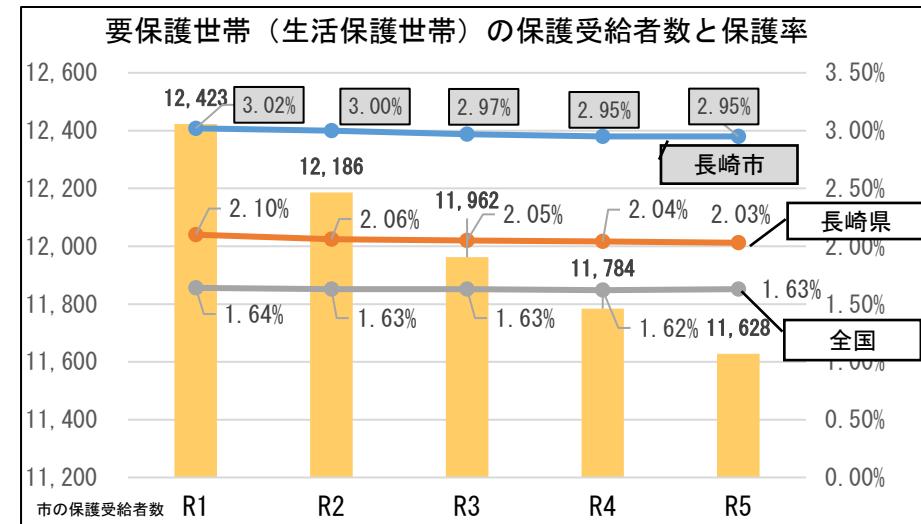
子どもの貧困率は平成24年をピークに平成27年までに大幅に低下しています。相対的貧困率は緩やかに増減を繰り返しています。



※子どもの貧困率…子どもがいる世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入）を世帯員数の平方根で割って調整した数値の中央値の2分の1未満の世帯の割合

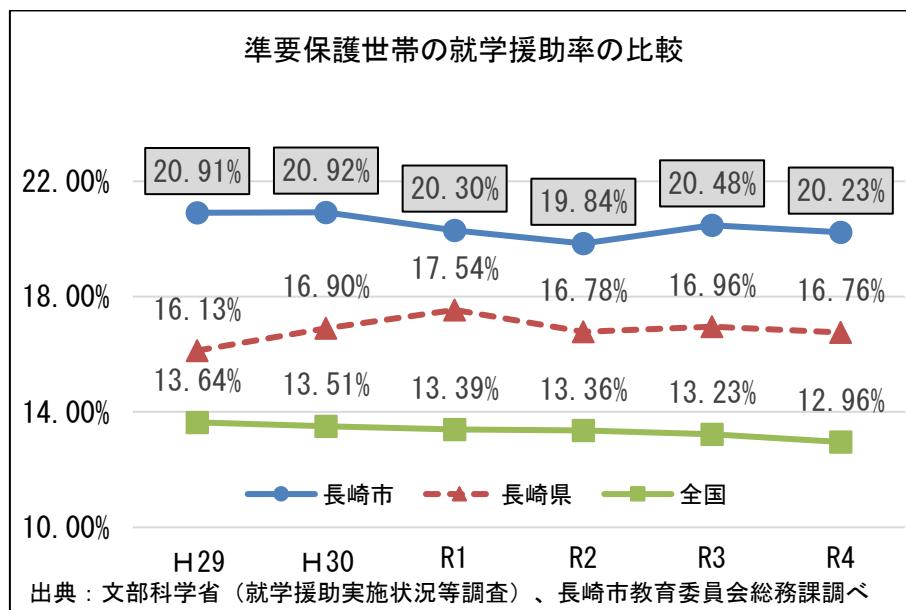
(イ) 要保護世帯等の子どもの現状

本市の生活保護率は、国や県を上回っていますが、生活保護の総受給世帯における子どもの割合は減少傾向にあります。



(ウ) 準要保護世帯の子どもの現状

本市の準要保護世帯⁷の就学援助率は、国や県を大きく上回っている状況が続いている。

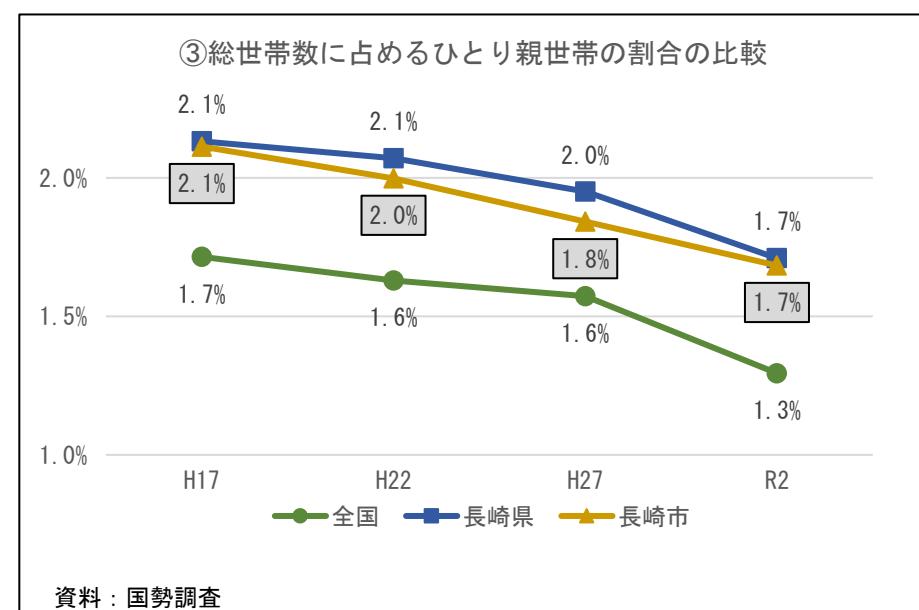
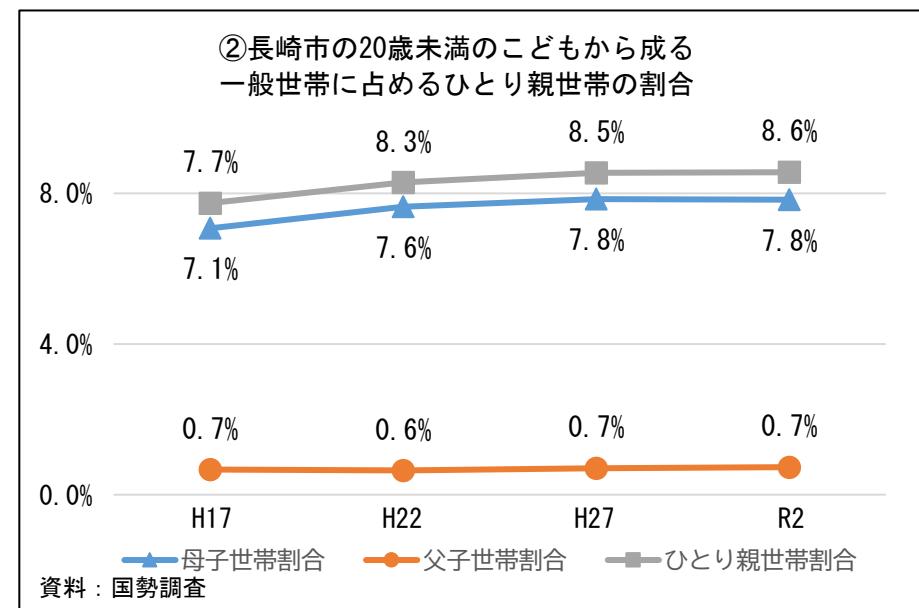
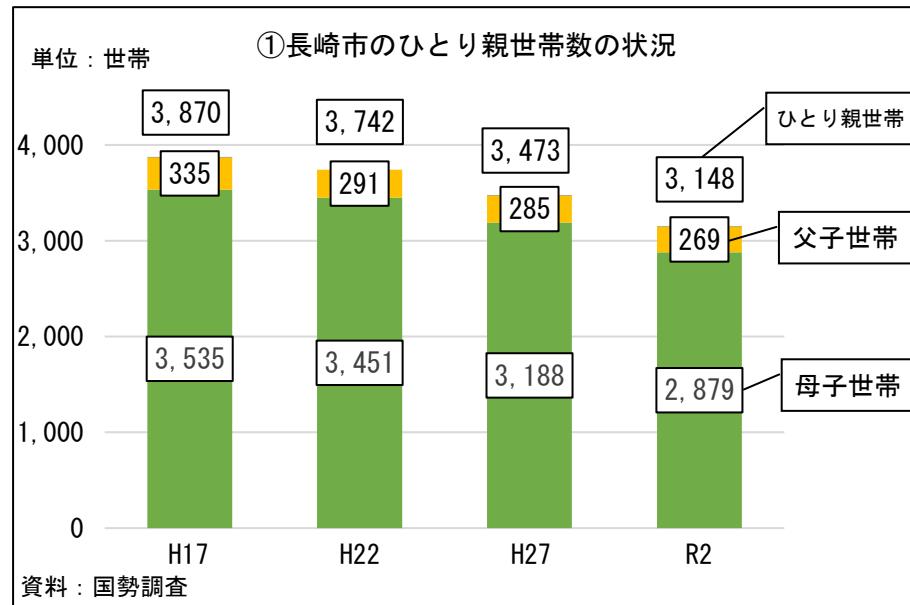


⁷ 準要保護世帯：市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める世帯で、長崎市においては生活保護受給世帯の所得の約1.2倍の所得がある世帯となっています。

(エ) 長崎市のひとり親世帯の現状

本市のひとり親世帯は、父子世帯及び母子世帯ともに減少傾向にあります。しかしながら、「20歳未満のこどもから成る一般世帯に占めるひとり親世帯の割合」については、母子世帯は上昇傾向にあり、父子世帯は横ばいとなっています。

また、本市の総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、全国と比較して高い割合となっています。



2 こども・子育てに関するアンケート調査結果

1) 第3期長崎市こども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査

実施時期 令和5年11月17日（金）～12月22日（金）

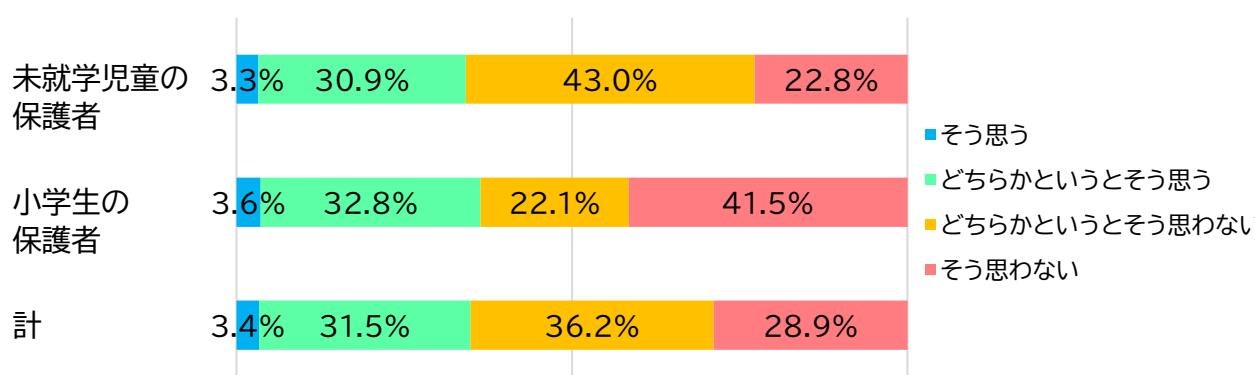
調査対象 市内在住の未就学児童・小学生の保護者

回答数 未就学児童の保護者3,862件、小学生の保護者1,867件 計5,729件

(ア) 長崎市は「子育てしやすいまち」だと思いますか？

「そう思う」「どちらかというとそう思う」の回答の合計は2,000件で、全体の34.9%となっています。

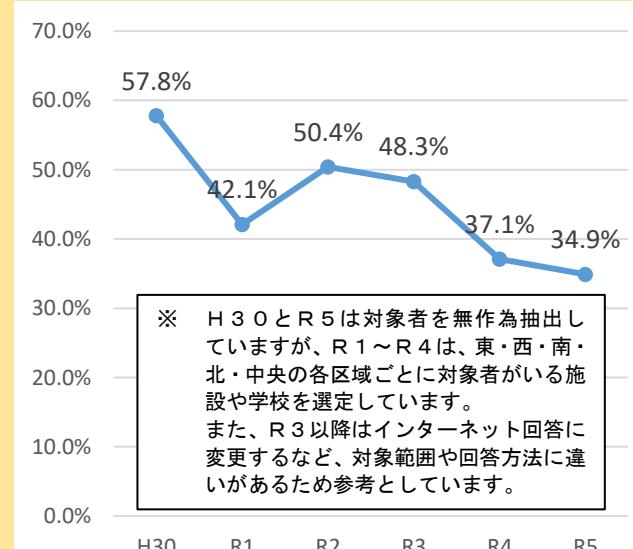
	未就学児童の保護者	小学生の保護者	計
そう思う	126件 (3.3%)	67件 (3.6%)	193件 (3.4%)
どちらかというとそう思う	1,195件 (30.9%)	612件 (32.8%)	1,807件 (31.5%)
どちらかというとそう思わない	1,662件 (43.0%)	413件 (22.1%)	2,075件 (36.2%)
そう思わない	879件 (22.8%)	775件 (41.5%)	1,654件 (28.9%)



(参考)

「『子育てしやすいまち』と思う」回答の推移

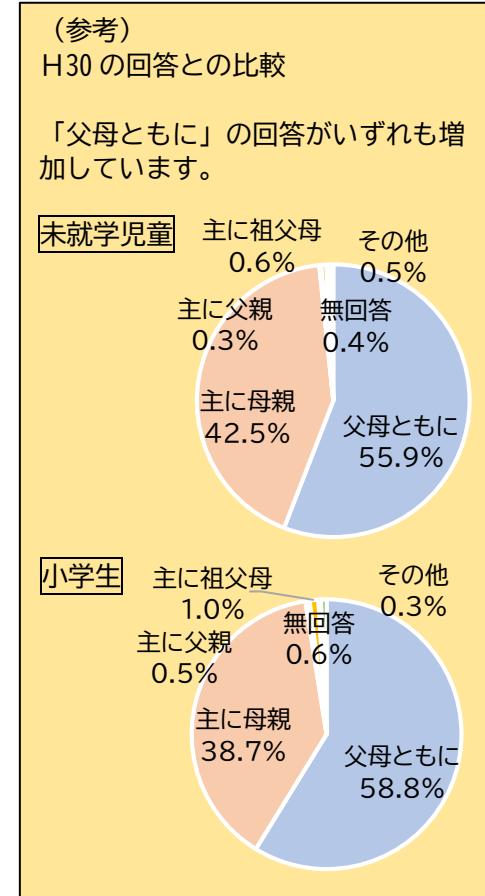
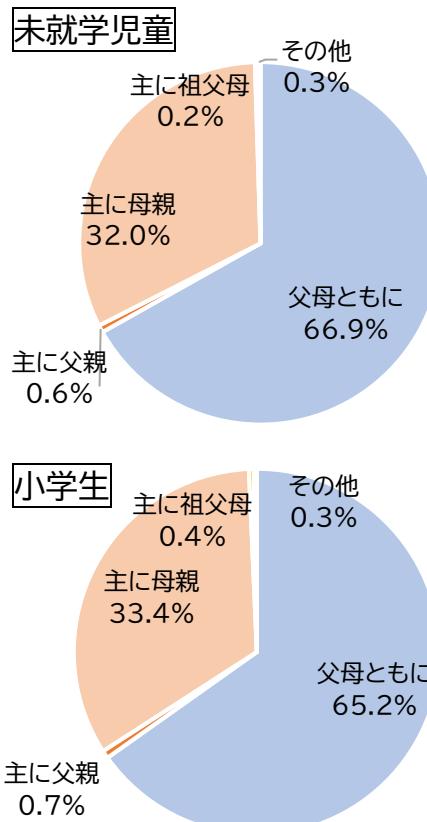
「子育てしやすいまち」と思うかという設問に対し、「そう思う」「どちらかというとそう思う」との回答は低下傾向にあります。



(イ) 子育てを主に行ってている人・就労状況

未就学児童及び小学生の保護者いずれも主に子育てを行うのは「父母とともに」が66.9%、65.2%で最も多く、次いで「主に母親」が32.0%、33.4%と続いています。

なお、平成30年度と比較すると父母ともに子育てを行っている人の割合が未就学児童の保護者は11%、小学生の保護者は6.4%増えています。



(ウ) 保護者の就労状況

父親の就労状況は「フルタイムで働いている」が最も多く、約90%を占めています。

母親の就労状況は「フルタイムで働いている」が最も多く、約40%を占めており、次いで「パート・アルバイト等で働いている」が30%～40%弱、「以前は働いていたが、現在は仕事をしていない」が20%前後となっています。

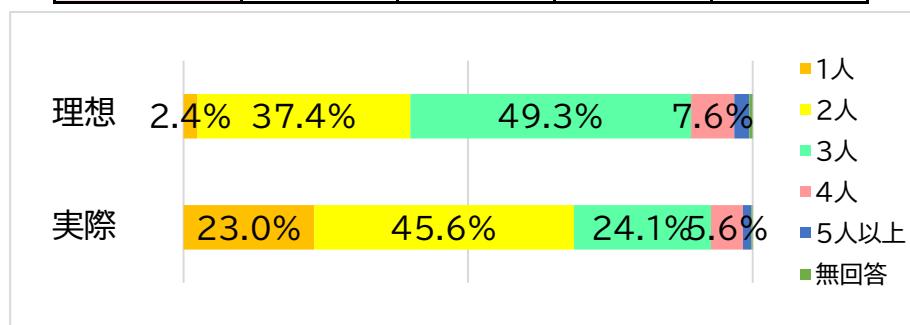
	未就学児童		小学生		父親		母親	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
	3,573	92.5	1,496	38.7	1,650	88.4	753	40.3
フルタイムで働いている	3,573	92.5	1,496	38.7	1,650	88.4	753	40.3
フルタイムだが、現在、育休・介護休業中	19	0.5	357	9.2	2	0.1	20	1.1
パート・アルバイト等で働いている	33	0.9	1,034	26.8	12	0.6	707	37.9
パート・アルバイト等だが、現在、育休・介護休業中	2	0.1	96	2.5	1	0.1	13	0.7
以前は働いていたが、現在は仕事をしていない	33	0.9	816	21.1	16	0.9	328	17.6
これまで仕事をしたことがない	0	0.0	17	0.4	2	0.1	23	1.2
無回答	202	5.2	46	1.2	184	9.9	23	1.2
計	3,862	100	3,862	100	1,867	100	1,867	100

(エ) 理想の子どもの数と実際の子どもの数

未就学児童の保護者

理想とする子どもの数は「3人」が49.3%で最も多く、次いで「2人」が37.4%、「4人」が7.6%と続いています。また、実際の子どもの数は「2人」が45.6%で最も多く、次いで「3人」が24.1%、「1人」が23.0%と続いています。

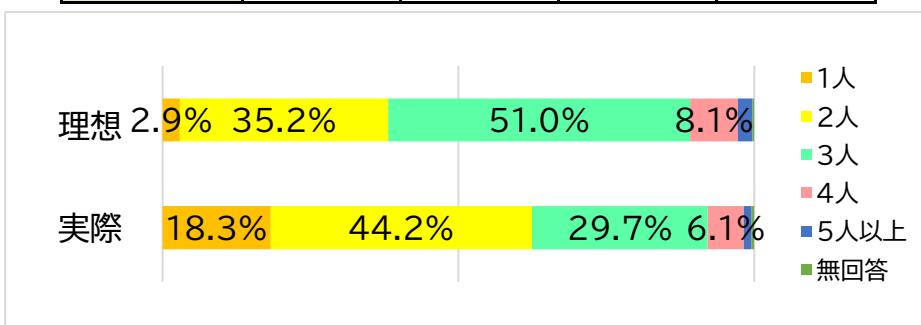
	理想の数		実際の数	
	件数	割合	件数	割合
1人	94	2.4%	887	23.0%
2人	1,446	37.4%	1,761	45.6%
3人	1,904	49.3%	931	24.1%
4人	293	7.6%	216	5.6%
5人以上	103	2.7%	57	1.5%
無回答	22	0.6%	10	0.2%
計	3,862	100%	3,862	100%



小学生の保護者

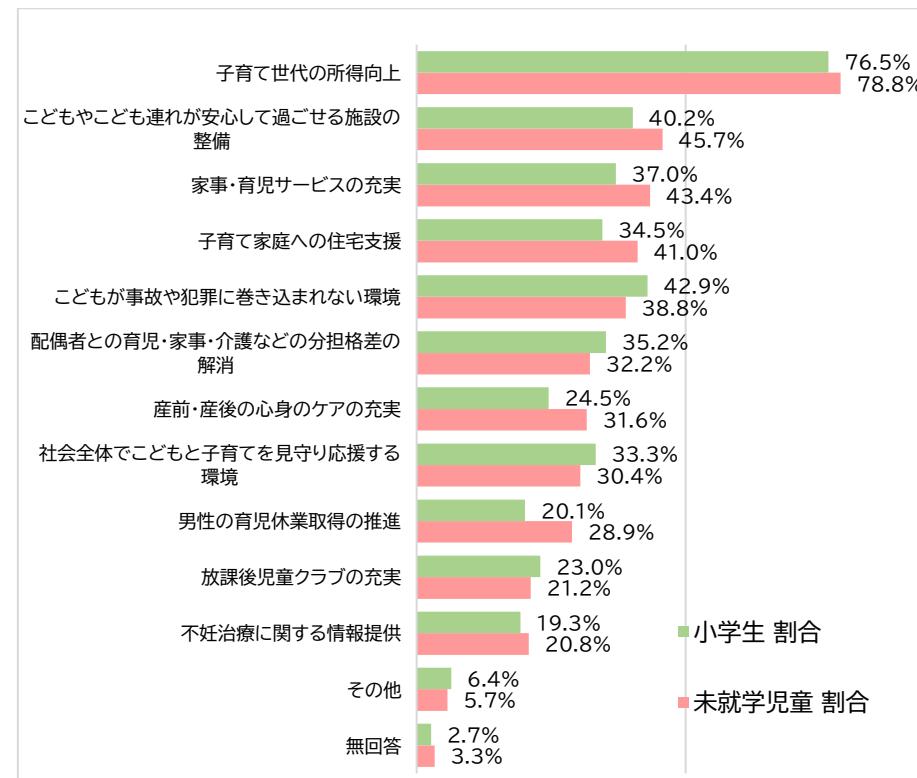
理想とする子どもの数は「3人」が51.0%で最も多く、次いで「2人」が35.2%、「4人」が8.1%と続いています。また、実際の子どもの数は「2人」が44.2%で最も多く、次いで「3人」が29.7%、「1人」が18.3%と続いています。

	理想の数		実際の数	
	件数	割合	件数	割合
1人	54	2.9%	341	18.3%
2人	658	35.2%	825	44.2%
3人	952	51.0%	554	29.7%
4人	151	8.1%	114	6.1%
5人以上	46	2.5%	24	1.3%
無回答	6	0.3%	9	0.5%
計	1,867	100%	1,867	100%



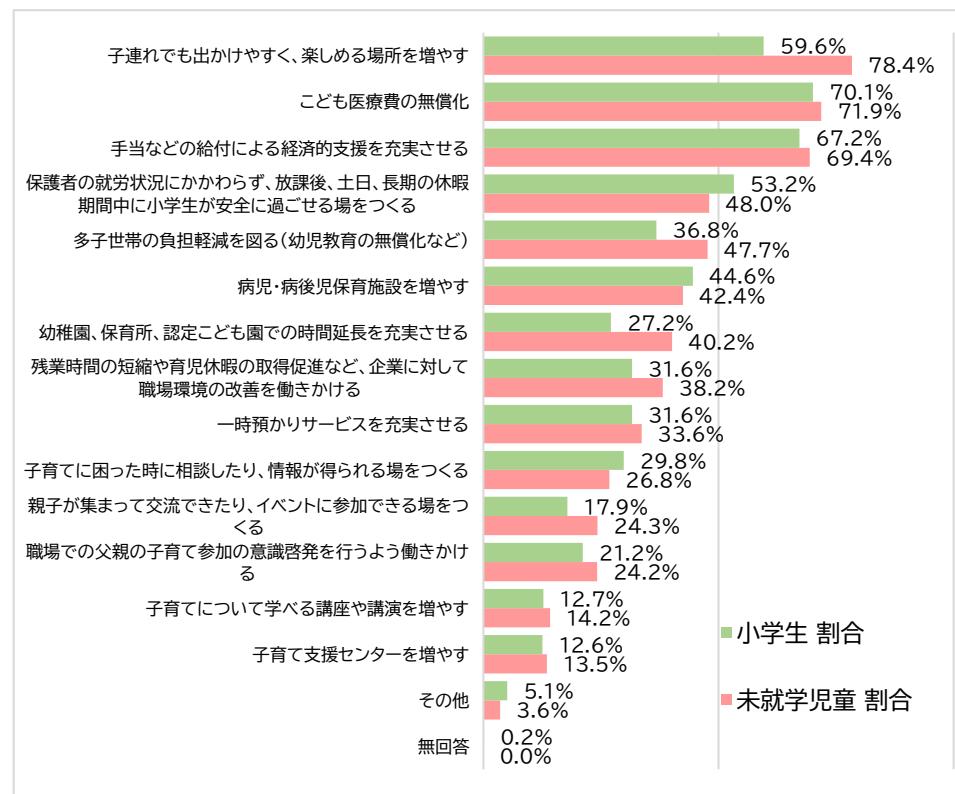
(オ) 理想とすることの数を実現するために必要なこと

未就学児童及び小学生の保護者いずれも、理想とすることの数を実現するためには、「子育て世代の所得向上」が78.8%、76.5%と最も多く、未就学児童の保護者は次いで「こどもやこども連れが安心して過ごせる施設の整備」が45.7%、「家事・育児サービス」が43.4%と続き、小学生の保護者は次いで「こどもが事故や犯罪に巻き込まれない環境」が42.9%、「こどもやこども連れが安心して過ごせる施設の整備」が40.2%と続いている。



(カ) 理想とする子育て支援に必要なこと

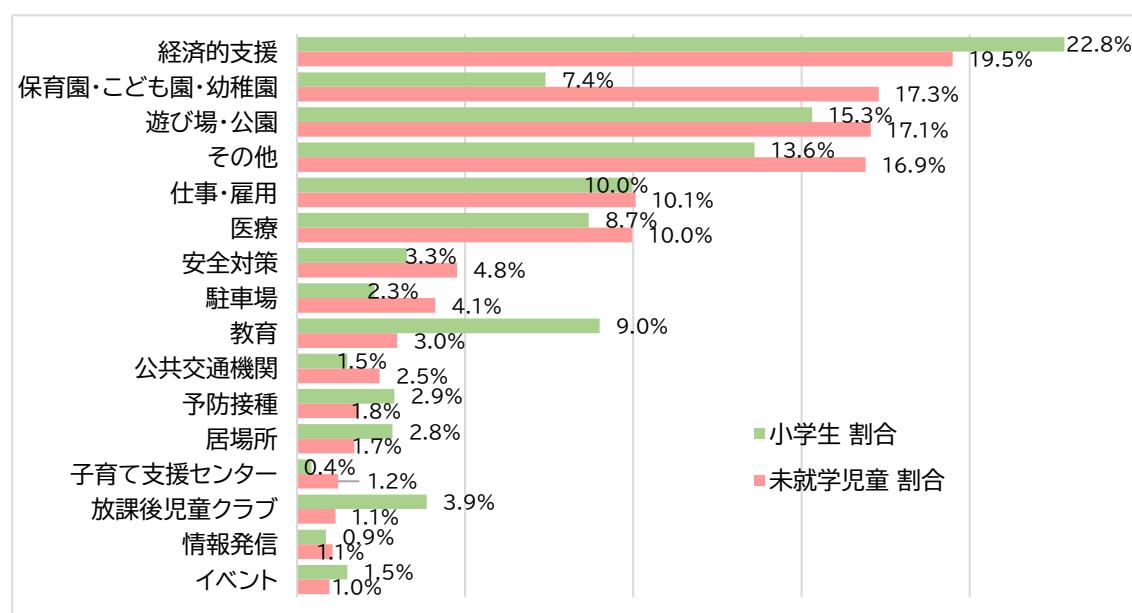
未就学児童の保護者は「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やす」が最も多く、「こども医療費の無償化」、「手当などの給付による経済的支援を充実させる」と続いており、小学生の保護者は「こども医療費の無償化」が最も多く、「手当などの給付による経済的支援を充実させる」、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やす」と続き上位3項目に変わりはありません。



(キ) 自由記述

自由記述については、未就学児童、小学生の保護者のいずれも「経済的支援」についての記述が最も多く、そのほか、未就学児童の保護者では「保育園・こども園、幼稚園」、「遊び場・公園」、「仕事・雇用」が、小学生の保護者では「遊び場・公園」、「仕事・雇用」、「医療」についての記述が続いています。

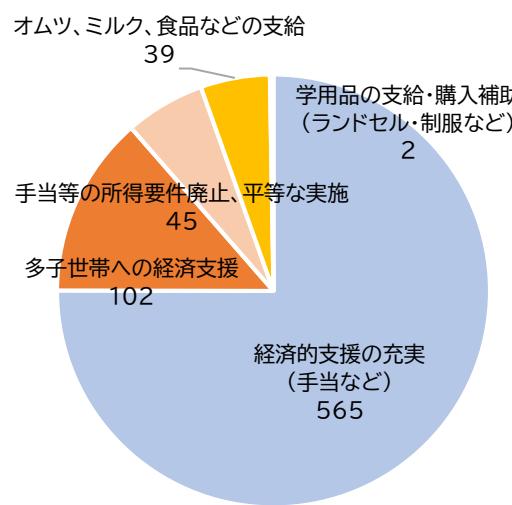
また、経済的支援の内訳は、いずれも「経済的支援の充実（手当など）」に関する記述が最も多くなっています。



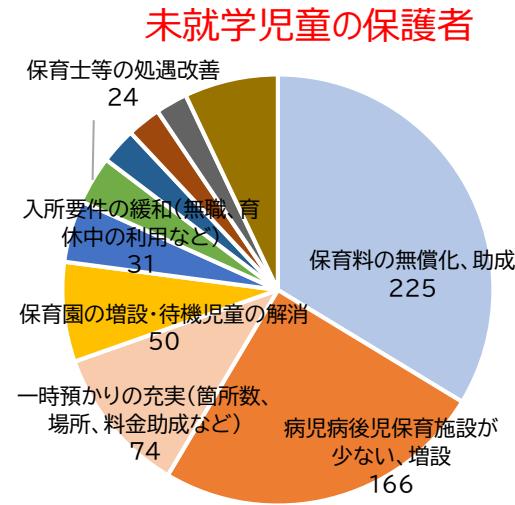
	経済的支援	保育園・こども園・幼稚園	遊び場・公園	仕事・雇用	医療	安全対策	駐車場	教育	公共交通機関	予防接種	居場所	子育て支援センター	放課後児童クラブ	情報発信	イベント	その他
未就学児童	753	668	659	389	385	184	159	115	95	71	66	47	44	41	37	653
小学生	426	138	286	186	162	61	43	168	28	54	53	8	72	16	28	254
計	1179	806	945	575	547	245	202	283	123	125	119	55	116	57	65	907

自由記述の内訳

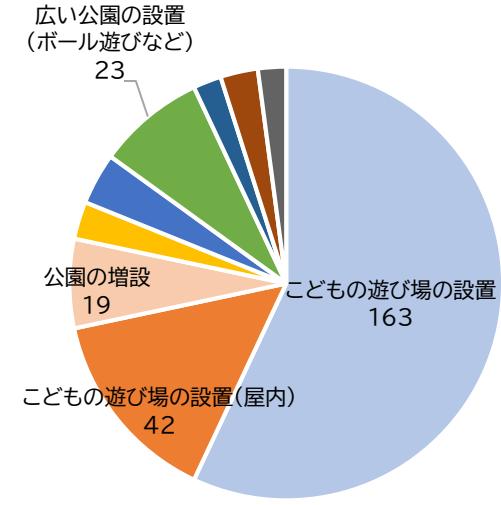
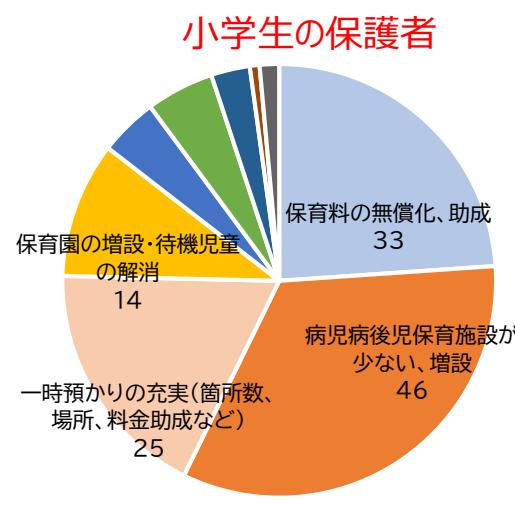
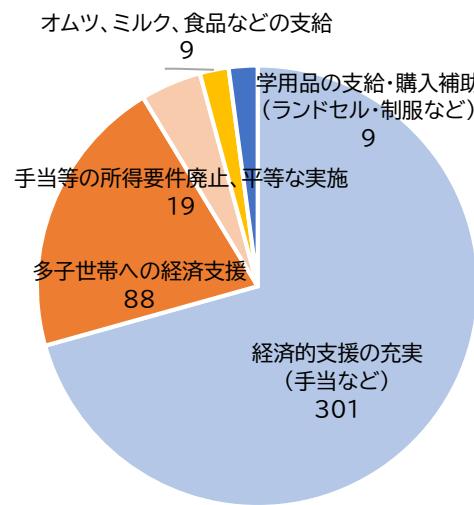
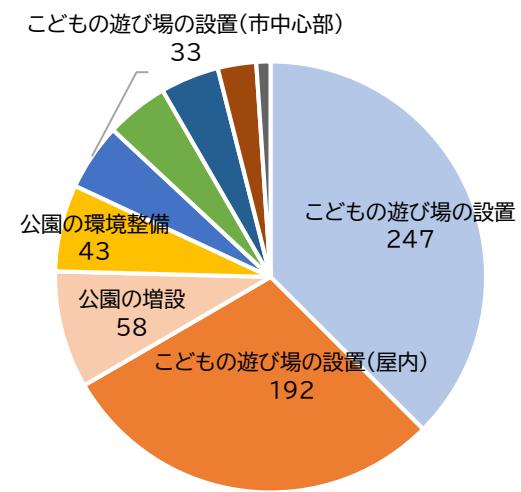
【経済的支援】



【保育園・こども園・幼稚園】

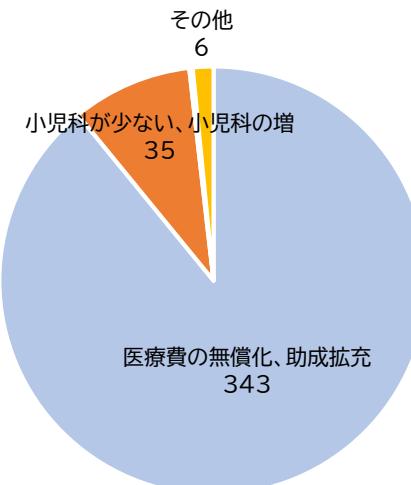


【遊び場・公園】

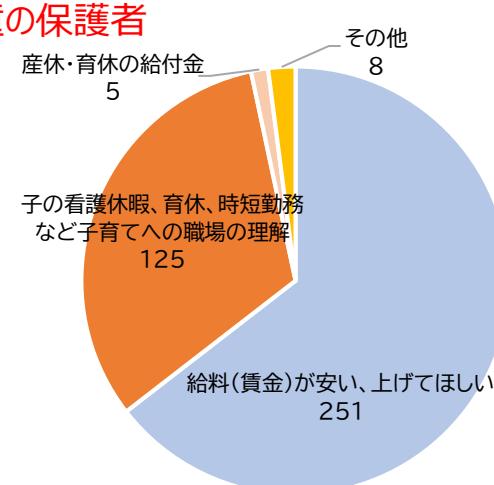


自由記述の内訳

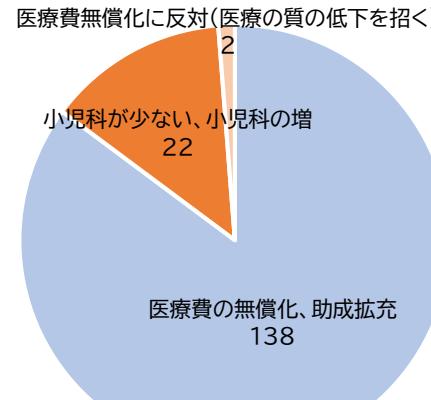
【医療】



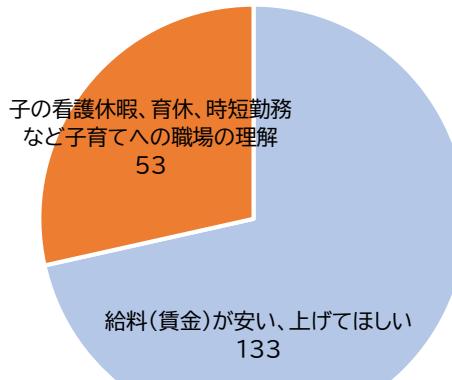
【仕事・雇用】



未就学児童の保護者



小学生の保護者



2) 長崎市こども計画策定に係るアンケート調査

調査対象 市内在住の小学5～6年生、中学生、高校生、18～29歳

実施時期 ①小学5年生～高校生 令和6年7月10日（水）～7月31日（水）

②18～29歳 令和6年7月25日（木）～8月23日（金）

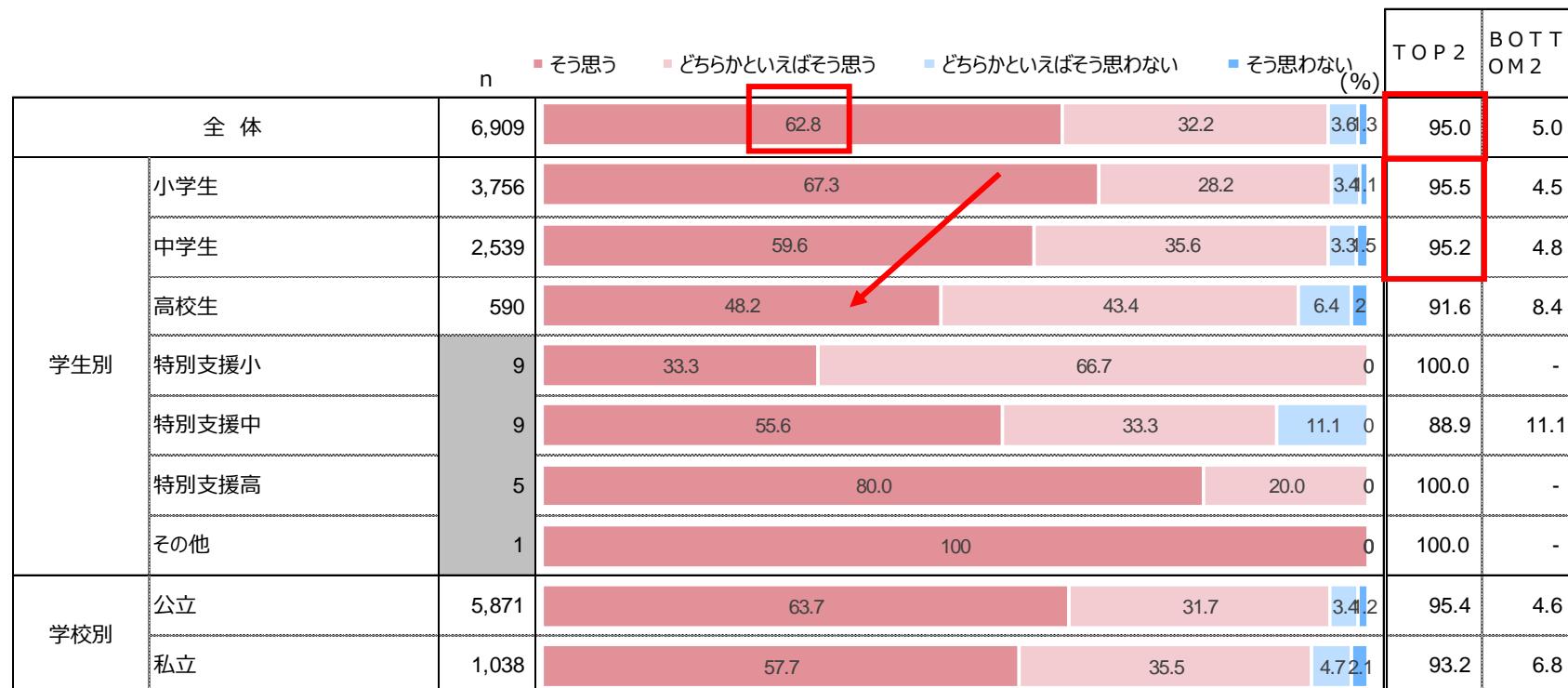
回答数 市内在住の小学5～6年生 3,765人、中学生 2,548人、高校生 596人、18～29歳 349人

(ア) 今、自分は幸せだと思いますか？(1つ選択)

【小学5年生～高校生】

全体では「そう思う」が62.8%、「どちらかといえばそう思う」を合わせると95%となっています。

学生別では「そう思う」割合は小学生は67.3%、中学生は59.6%、高校生は48.2%と学齢が上がるごとに低くなっています。

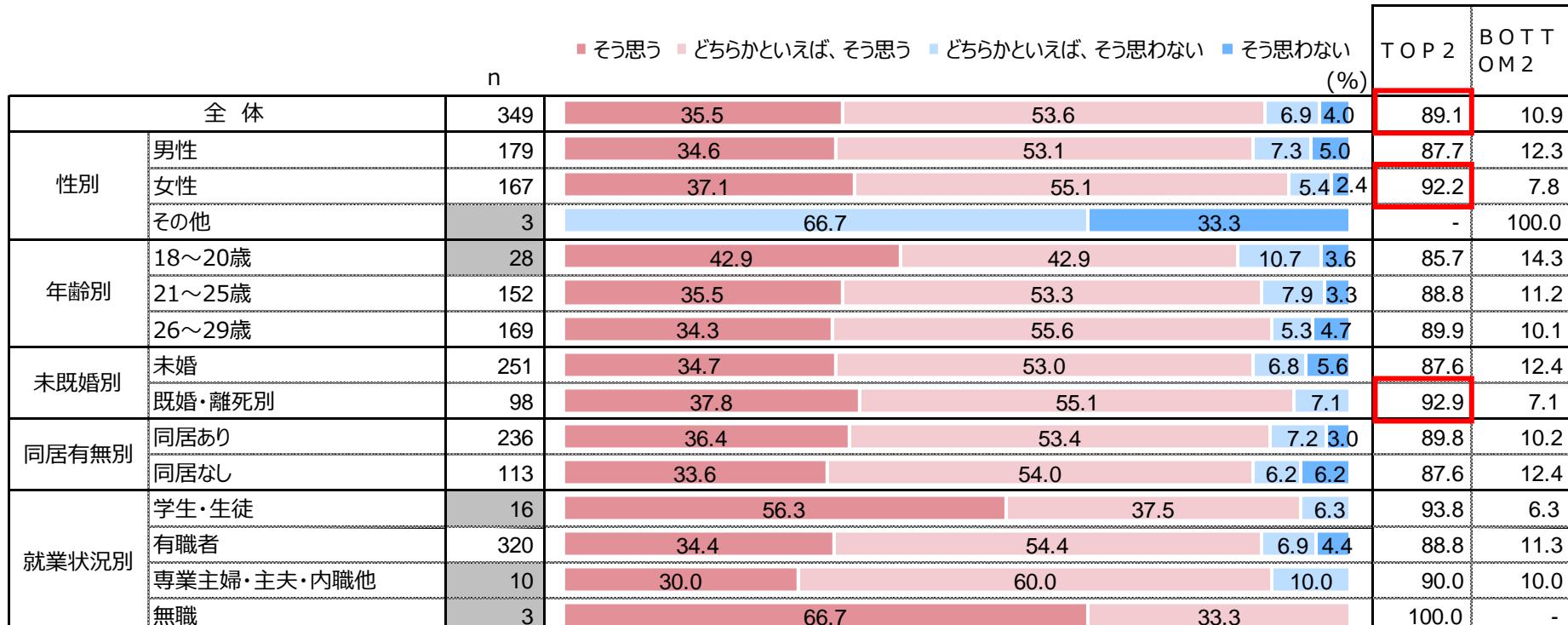


※nが30未満の時は参考値

【18歳～29歳】

全体では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると89.1%となっています。

また性別だと「女性」、未既婚別だと「既婚・離死別」が、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせるとそれぞれ92%程度となっています。



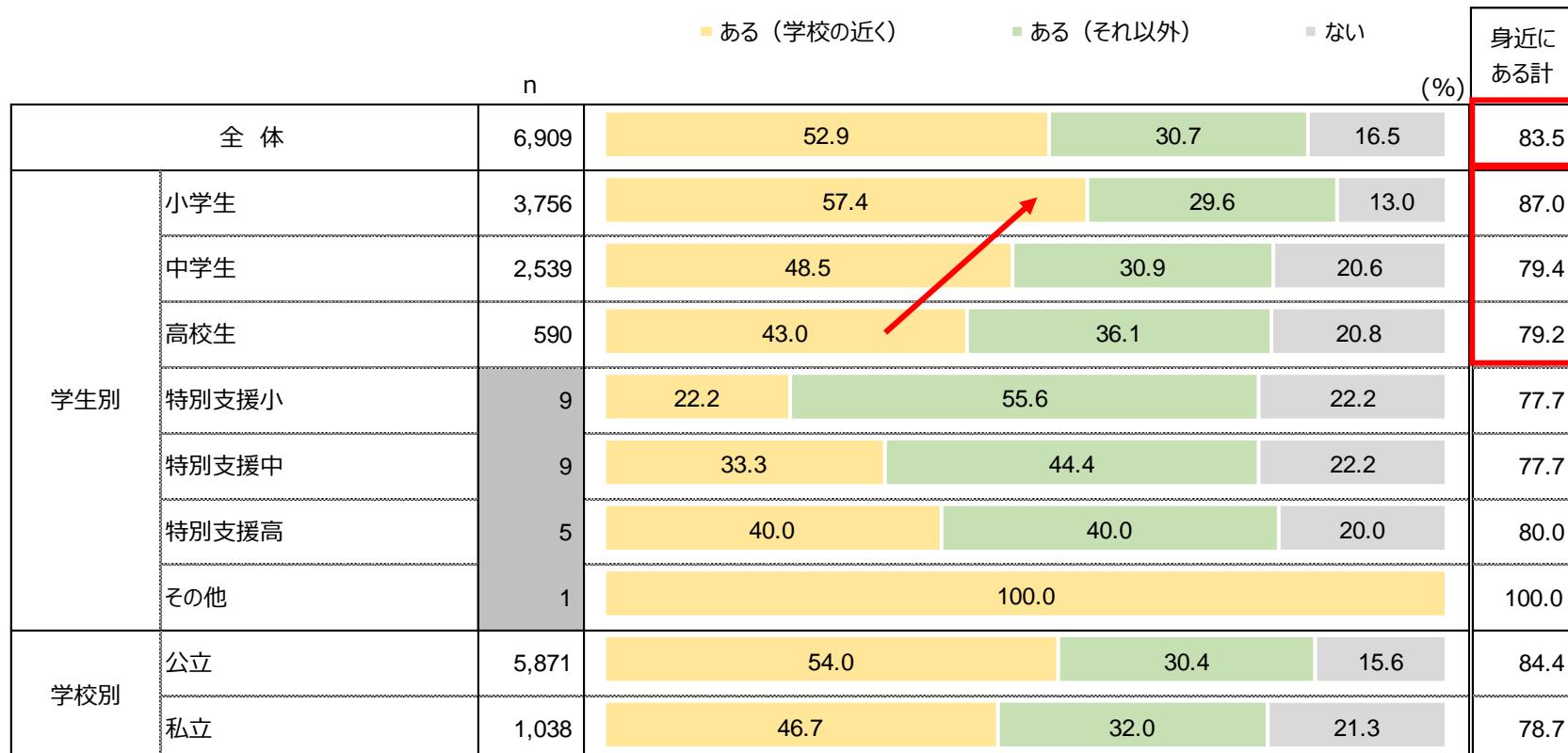
※n≥30で、全体よりも10pt以上高い… ■ / 5pt以上高い… □ / 5pt以上低い… ▲ / 10pt以上低い… ▼

※nが30未満の時は参考値

(イ) 【小学5年生～高校生】自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所が身边にありますか。（1つ選択）

全体では「ある(学校の近く)」が52.9%、「ある(それ以外)」が30.7%で、「ある」を合わせると83.5%となっています。

学生別では、小学生が87.0%、中学生、高校生がそれぞれ80.0%を切るなど、小学生と中高生で差が見られます。また、「ある(学校の近く)」は学齢が下がるほど高くなっています。

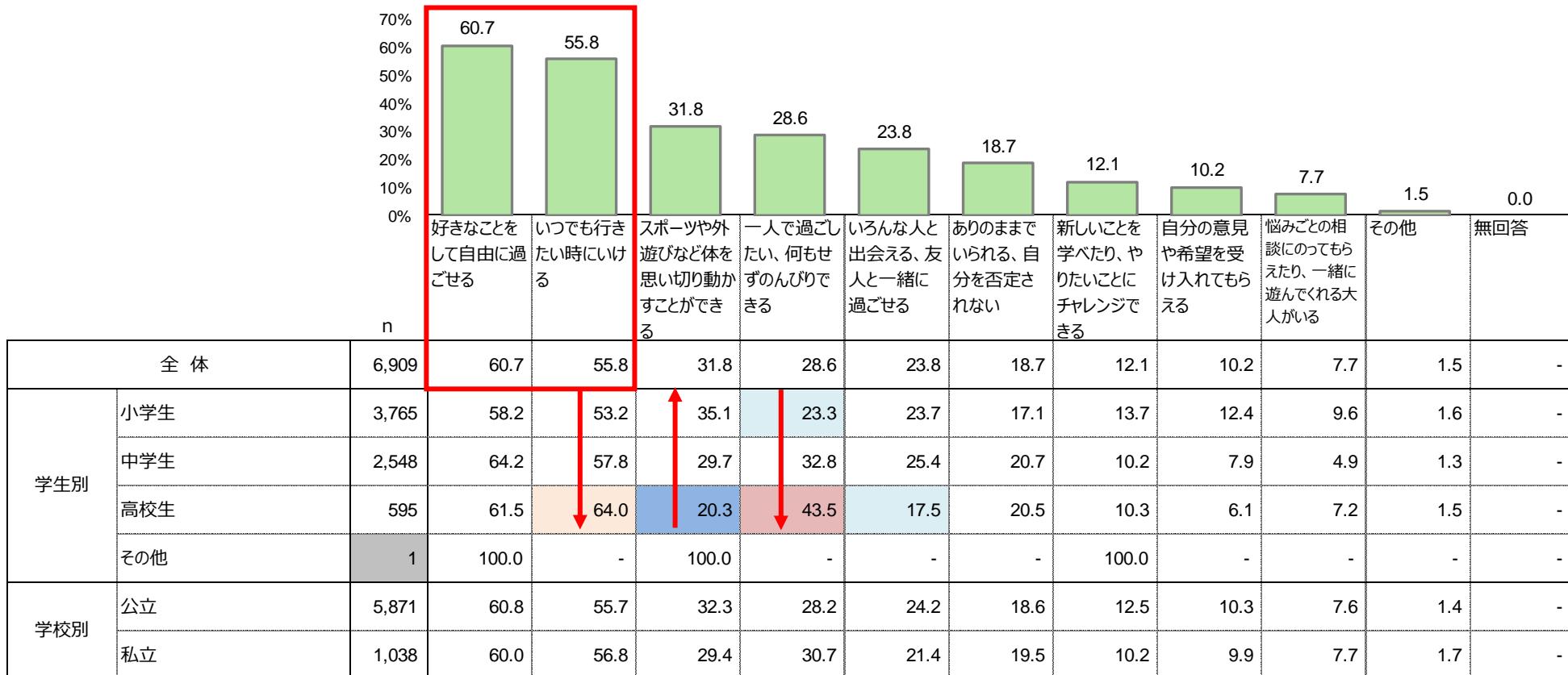


※nが30未満の時は参考値

(ウ) 【小学5年生～高校生】自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所として、あれば利用したいと思うのはどんなところですか。（3つまで選択可）

全体では「好きなことをして自由に過ごせる」が最も高く 60.7%、次に「いつでも行きたい時にいける」が 55.8% となっています。

学生別で見ると、「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる」が学齢が下がるほど高くなっています、「いつでも行きたい時にいける」「一人で過ごしたい、何もせずにのんびりできる」は学齢が上がるほど高くなっています。

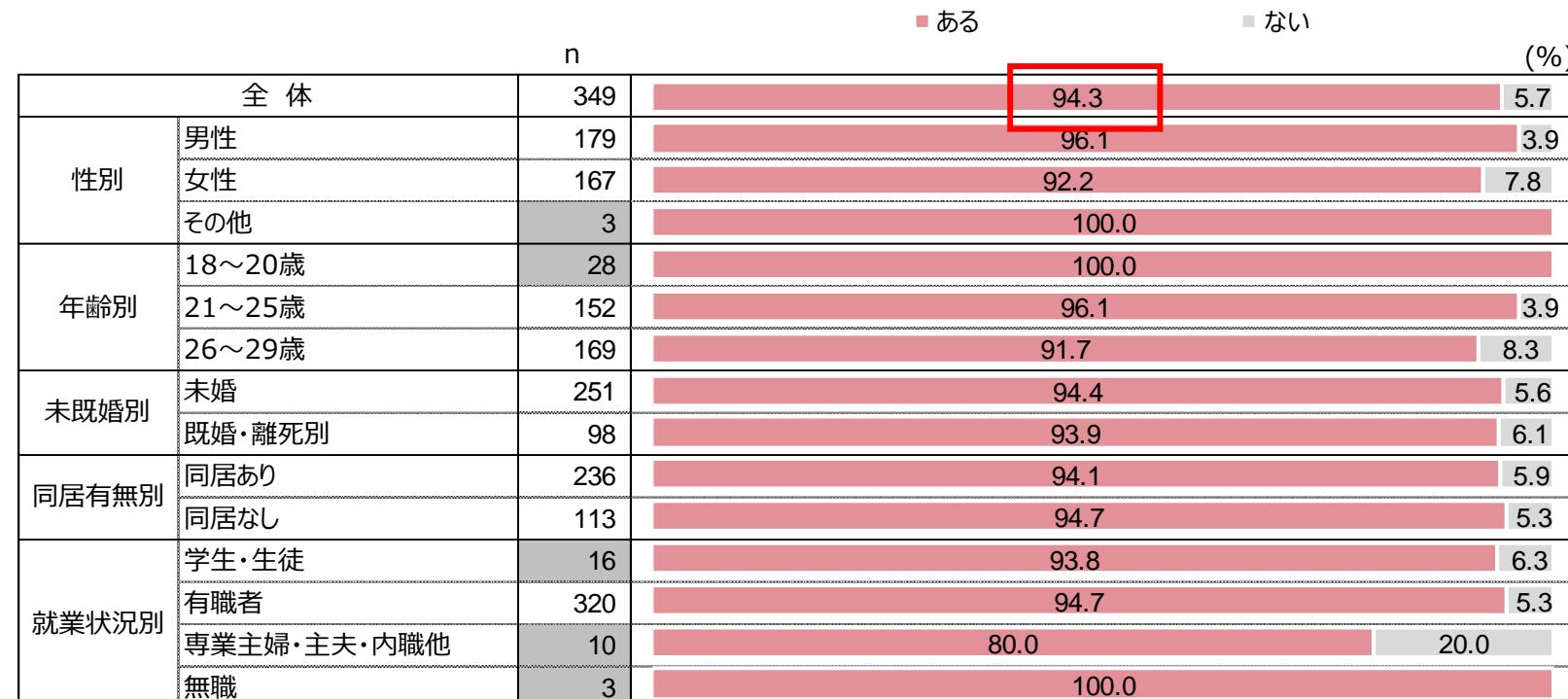


※n≥30で、全體よりも10pt以上高い… ■ / 5pt以上高い… □ / 5pt以上低い… ▲ / 10pt以上低い… ▼

※nが30未満の時は参考値

(エ) 【18歳～29歳】現在、あなたにとって安心できる居場所（いばしょ）はありますか。あてはまるものを選んでください。（1つ選択）

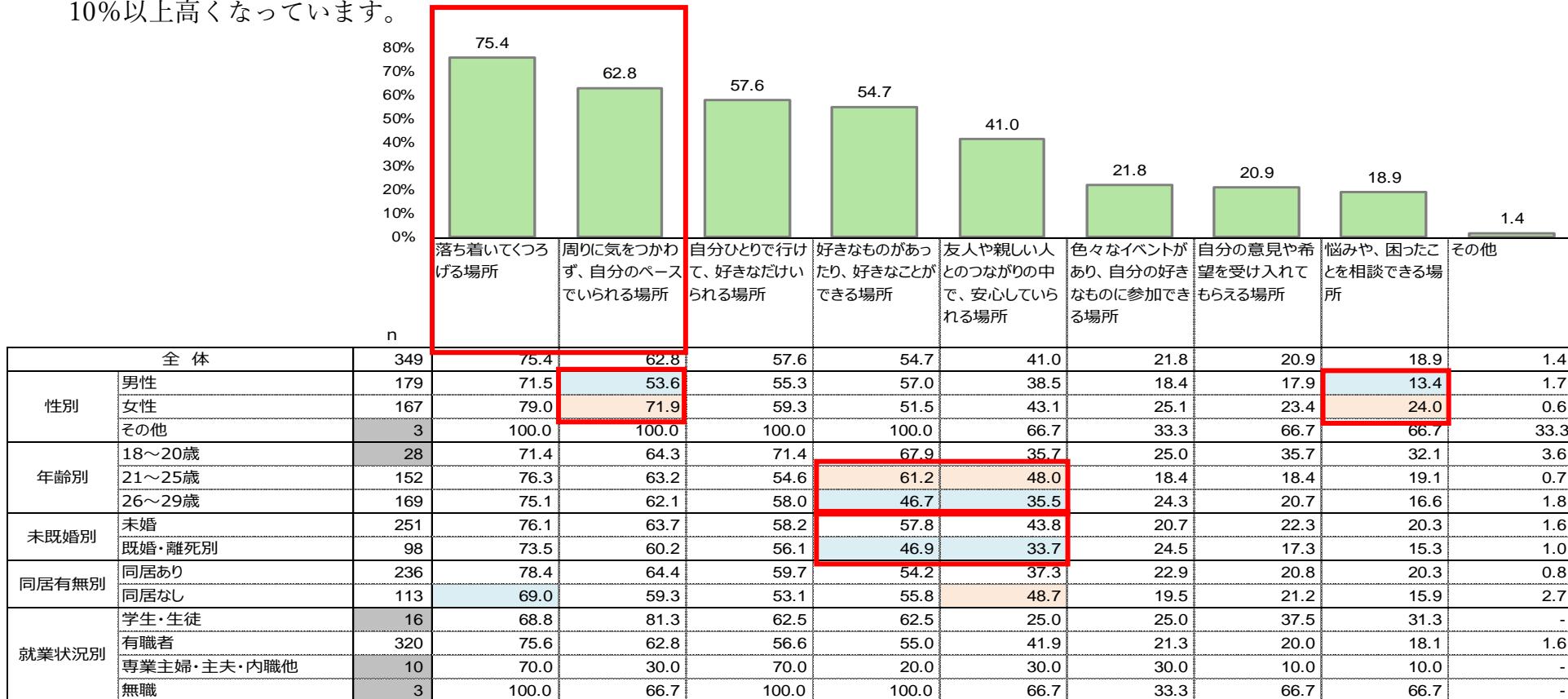
全体では「ある」は94.3%となっており、概ね居場所があり、属性間でも大きな差は見られませんでした。



※nが30未満の時は参考値

(オ) 【18歳～29歳】あなたは、どんな「居場所（いばしょ）」がほしいですか。あてはまるものをすべて選んでください。（複数選択可）

全体では「落ち着いてくつろげる場所」が75.4%で最も高く、次いで「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が62.8%となっています。また、属性別で見ると「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」、「悩みや、困ったことを相談できる場所」は、それぞれ女性が男性よりも10%以上高くなっています。「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「友人や親しい人のつながりの中で安心していられる場所」は、それぞれ21～25歳が26～29歳より、未婚が既婚・離死別より10%以上高くなっています。



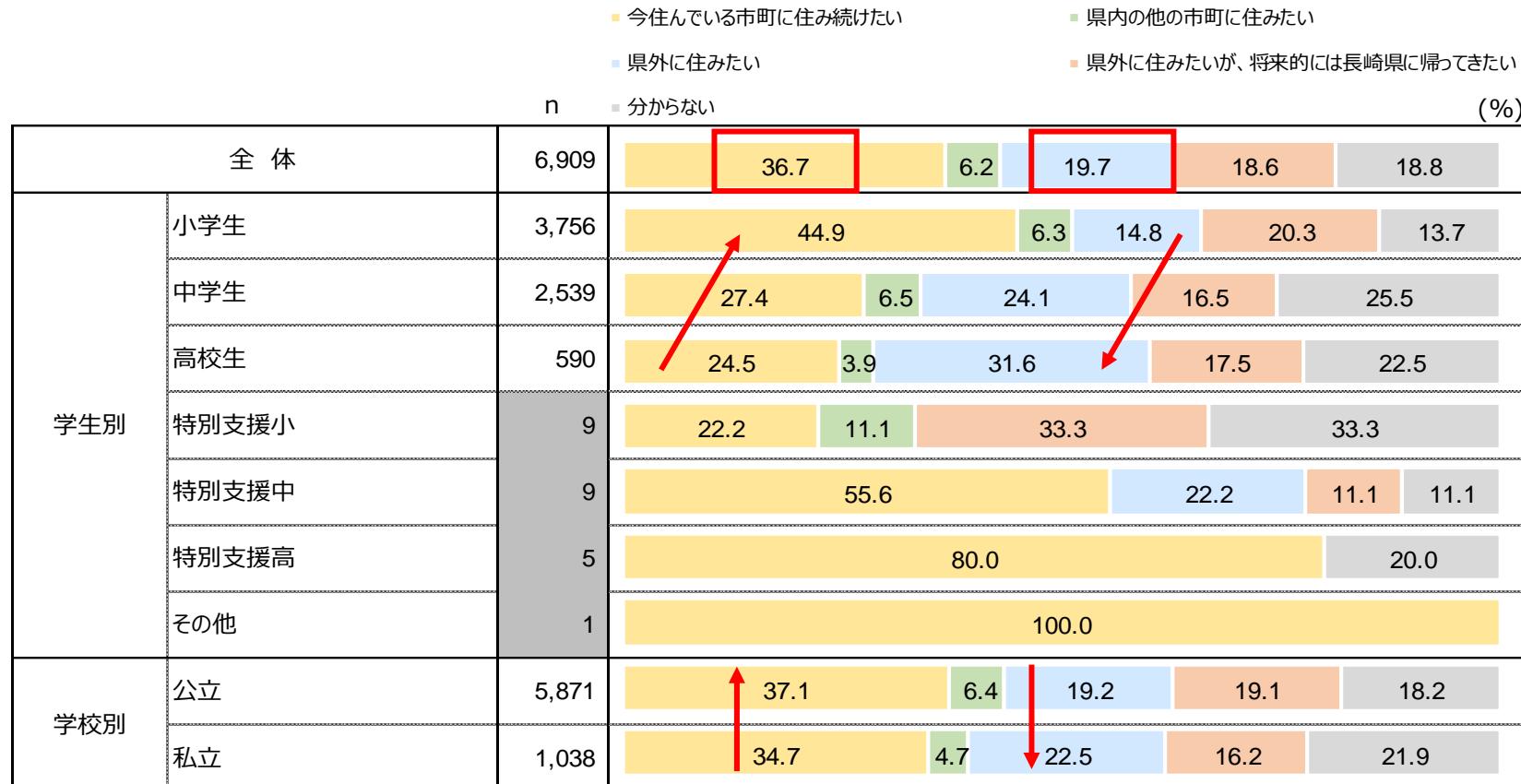
※n≥30で、全体よりも10pt以上高い… ■ / 5pt以上高い… □ / 5pt以上低い… ▲ / 10pt以上低い… ▼

※nが30未満の時は参考値

(カ) 【小学5年生～高校生】これからも長崎県に住み続けたいと思いますか？（1つ選択）

全体では「今住んでいる市町に住み続けたい」が36.7%、「県外に住みたい」が19.7%となっています。

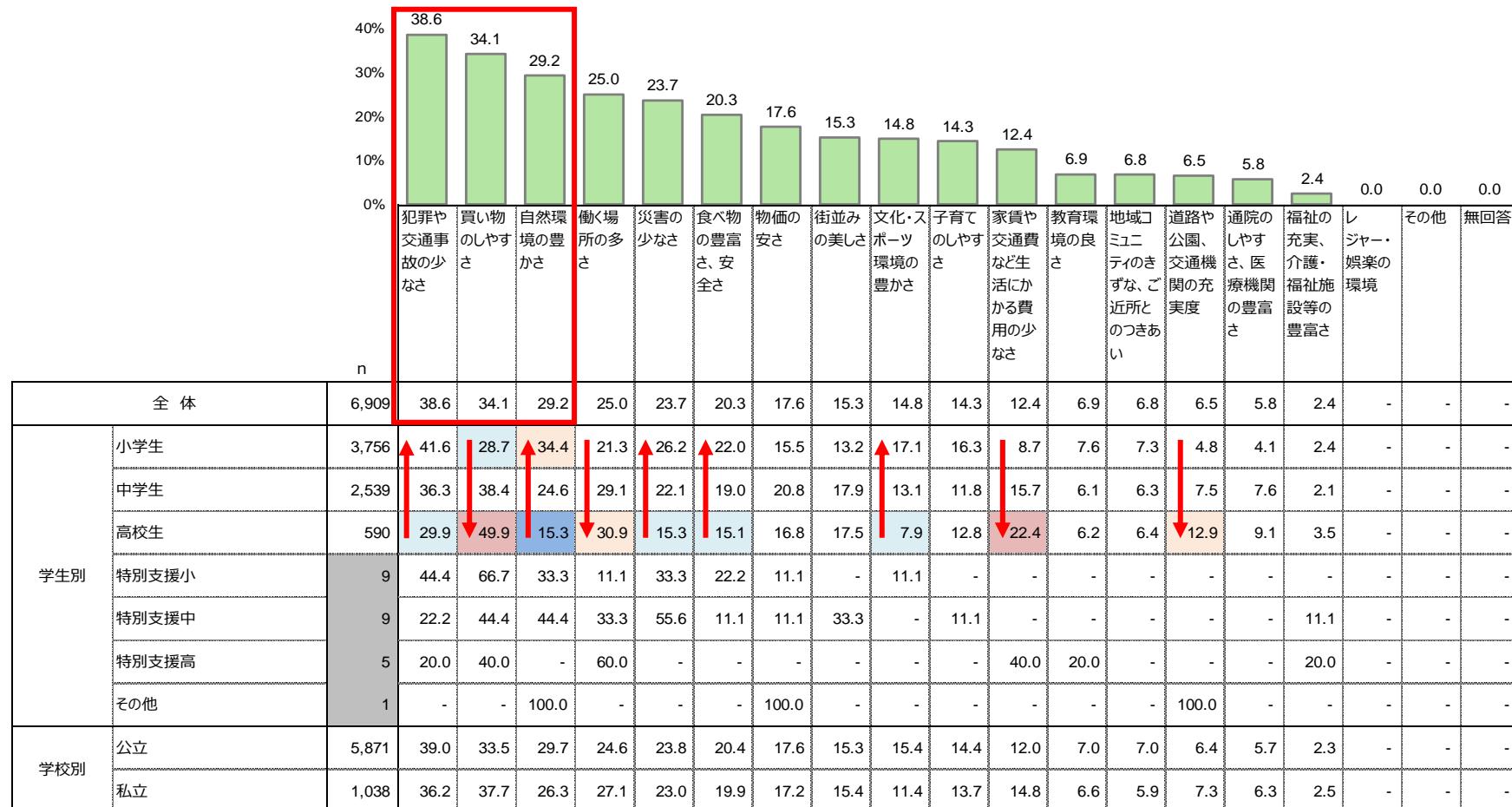
学生別・学校別では「今住んでいる市町に住み続けたい」は学齢が下がるほど高く、私立より公立が高くなっています。「県外に住みたい」は学齢が上がるほど高く、公立より私立が高くなっています。



※nが30未満の時は参考値

(キ) 【小学5年生～高校生】将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいことは何ですか？（3つまで選択可）

全体では「犯罪や交通事故の少なさ」が38.6%と最も多く、次いで「買い物のしやすさ」が34.1%、「自然環境の豊かさ」が29.2%となっています。学生別では「犯罪や交通事故の少なさ」「自然環境の豊かさ」「災害の少なさ」「食べ物の豊富さ、安全性」「文化・スポーツ環境の豊かさ」は学齢が下がるほど高くなっています。「買い物のしやすさ」「働く場所の多さ」「家賃や交通費など生活にかかる費用の少なさ」「道路や公園、交通機関の充実度」が学齢が上がるほど高くなっています。



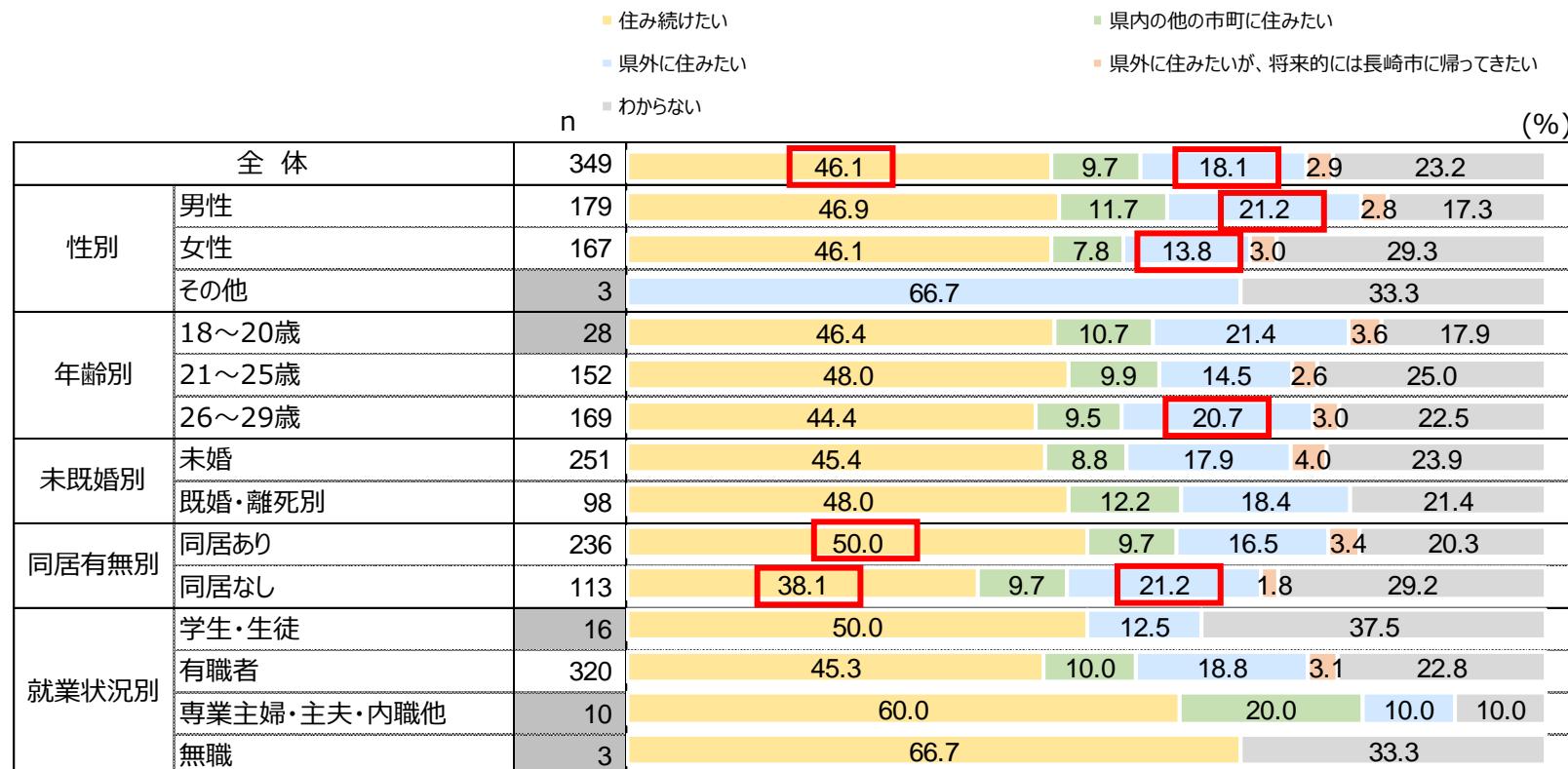
※n≥30で、全体よりも10pt以上高い… ■ / 5pt以上高い… ▲ / 5pt以上低い… △ / 10pt以上低い… ▼

※nが30未満の時は参考値

(ク) 【18歳～29歳】これからも長崎市に住み続けたいと思いますか。あてはまるものを選んでください。（1つ選択）

全体では「住み続けたい」は46.1%、「県外に住みたい」は18.1%となっています。

属性的に見ると、「県外に住みたい」が男性、26～29歳、同居なしで2割強となっており、女性が13.8%に対して男女差が見られます。また「住み続けたい」は同居有無別では同居ありが50.0%に対し、同居なしで38.1%と10ポイント以上の差が見られます。

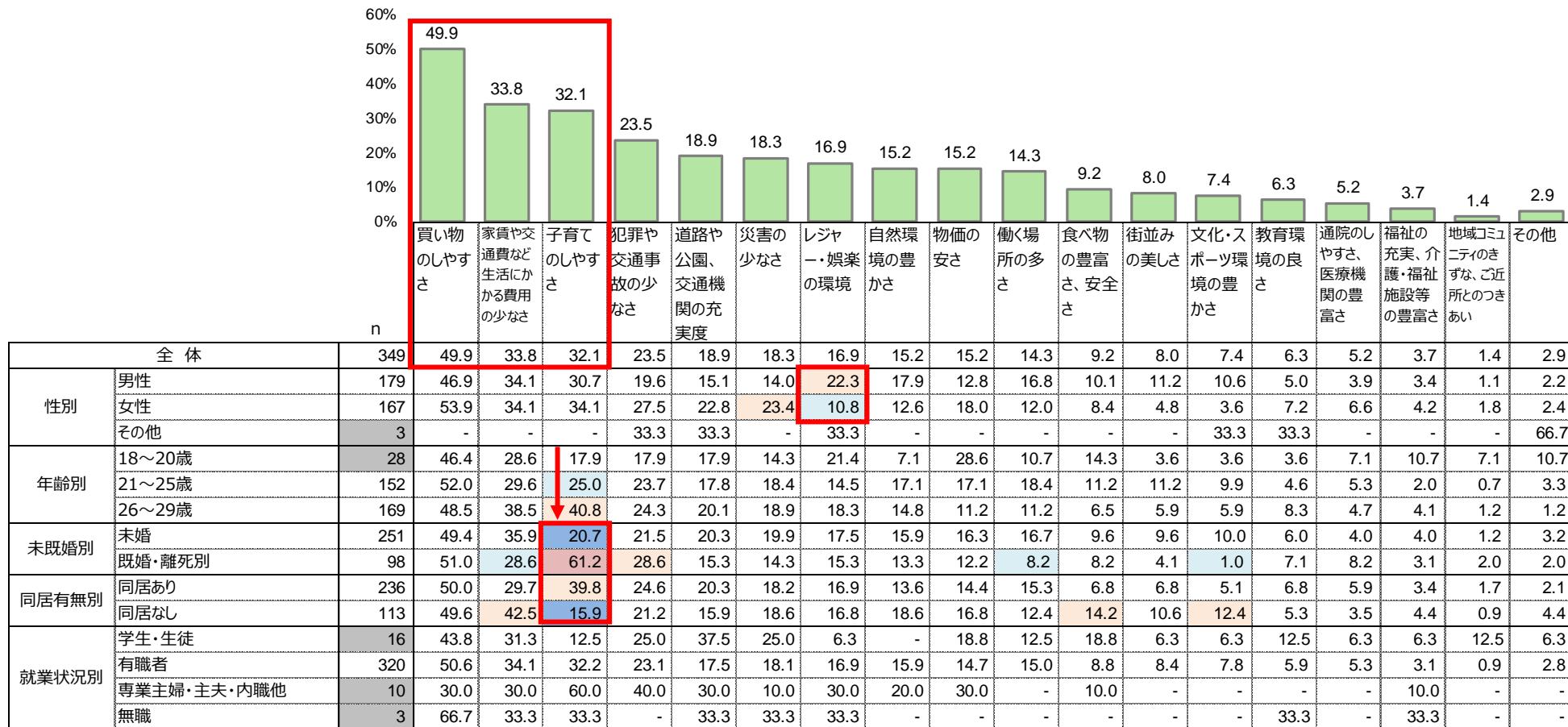


※nが30未満の時は参考値

(ヶ) 【18歳～29歳】将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいことは何ですか。（3つまで選択可）

全体では「買い物のしやすさ」が49.9%で最も高く、次いで「家賃や交通費など生活にかかる費用の少なさ」が33.8%、「子育てのしやすさ」が32.1%となっています。

属性別に見ると「子育てのしやすさ」は年代が高くなるにつれて割合が高くなっています。未婚20.7%に対し既婚61.2%、同居なし15.9%に対し同居ありは39.8%と差が大きくなっています。また、「レジャー・娯楽の環境」は男性22.3%に対し、女性は10.8%と男女差が大きくなっています。

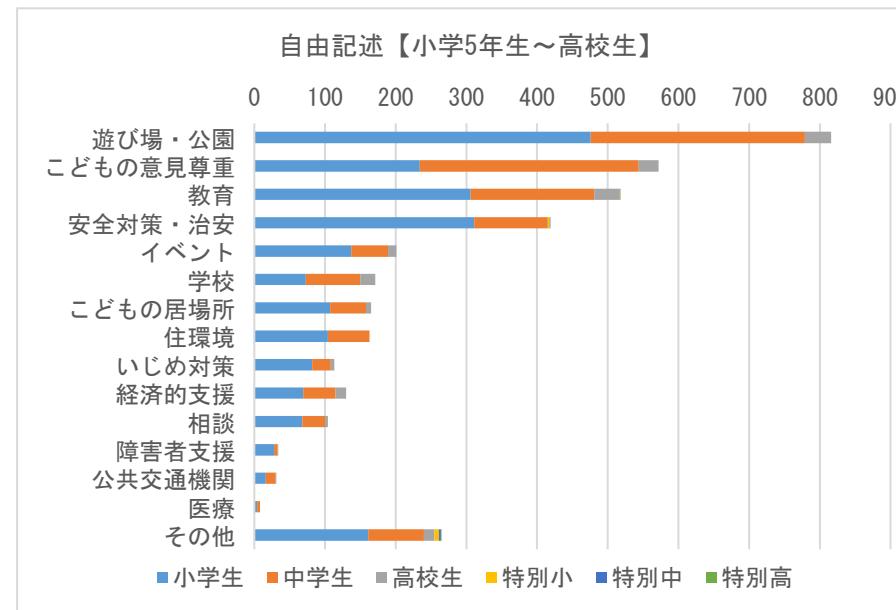


※n≥30で、全体よりも10pt以上高い… ■ / 5pt以上高い… □ / 5pt以上低い… △ / 10pt以上低い… ▲

※nが30未満の時は参考値

(コ) 【小学5年生～高校生】自由記述

小学5年生から高校生の自由記述について
は、小学生と高校生が遊び場・公園、中学生
が子どもの意見尊重についての記述が最も多
く、次いで小学生は、安全対策・治安、中学
生が遊び場・公園、高校生が教育に対する記
述が多くなっています。



	遊び場・公園	こどもの意見尊重	教育	安全対策・治安	イベント	学校	こどもの居場所	住環境	いじめ対策	経済的支援	相談	障害者支援	公共交通機関	医療	その他
小学生	476	234	306	311	137	73	107	104	82	69	68	28	16	4	161
中学生	303	310	175	104	52	77	51	59	26	46	32	5	14	4	79
高校生	37	28	36	0	12	21	7	0	5	15	4	1	1	0	15
特別小			0	3											6
特別中			0	1											3
特別高			1												1
合計	816	572	518	419	201	171	165	163	113	130	104	34	31	8	265

■ 最も多い記述 ■ 次いで多い記述

3 こども・若者へのヒアリング結果

1) こども・若者版「シンナガサキみーていんぐ」

市長と市民との双方向・対面型の意見交換の場である「シンナガサキみーていんぐ」のこども・若者版を開催し、市長とこども・若者の対話を通じて意見をいただきました。

主な内容は次のとおりです。

【小学生・中学生】

● こどもの遊び場についての意見

- ・ ジェットコースターがあるような、小学生から高校生まで思いっきり遊べる場所がほしい。
- ・ あぐりの丘は、小さい子向けであり、思いっきり遊べない。
- ・ 汽車のある公園があるとうれしい。

● 交通・観光に関するアイデア

- ・ 路面電車を延伸してほしい。
- ・ LRTなど公共交通を増やして車の移動を減らせば、観光の促進などの好影響につながる。
- ・ ロードバイクに乗るが、道路が凸凹していて危ない。

● 長崎市を良くするアイデア

- ・ 猫が多いから、全国の猫好きが集まるプロジェクトをやると良い。
- ・ 長崎にしかない歴史がある。長崎の魅力を表現することが大切だと思う。
- ・ 長崎を舞台としたアニメを作る

● その他

- ・ こどもができる仕事が増えるといい。
- ・ 長崎をよく知るための勉強会をして、大人と同じように考えを提案できるようになると良い。
- ・ 障害者にも優しい社会になると良い。
- ・ 将来の夢を見つけている人が少ない。こどもがイベントを企画して前向きな考えになれる機会を増やしてほしい。

【高校生・若者】

●長崎市に欲しいもの

- ・他校の生徒と話す機会。
- ・修学旅行で東京に行ったが、都心はSNSが強い。スマホ教室に補助などするとよい。
- ・路上喫煙を禁止して、医療費の抑制を。
- ・デパートが無いので、福岡に行くことが多い。
- ・イルミネーションは若い人が好む。街なかにあると良い。若者の発想を取り入れたい。

●子どもの遊び場についての意見

- ・子育て家庭の意見を聞くと、遊び場がない。屋内の遊び場がない、ボール遊びができない、花火が禁止、小学校・中学校に入れない。無料駐車場のある遊び場がない。
- ・以前通っていた小学校の夏休みプール開放が今はない。市民プールに行っている。身近で遊ぶところがなくなっている。遊びやすい環境になってほしい。

●子ども施策に関する意見

- ・学校でパソコンを活用した授業があるが、教科書もパソコンに入れてほしい。パソコンを含めて荷物が重く、肩こり、頭痛の原因になる
- ・不登校への対策として、フリースクールをコンセプトとした学習塾が増えれば、居場所づくりにもつながる。コミュニティは大事。
- ・子どもの意見を取り入れるためにインスタライブなどを意見交換の場としてはどうか。
- ・就職活動について、大学からではなく高校生くらいから自己分析することを授業に取り入れたり、企業説明会などを通じて普段関わらない企業のことを知る機会があれば、選択肢が増えると思う。
- ・就職について、企業は採用に苦戦している。人口流出対策としてマッチングを。行政として踏み込んでほしい。
- ・子どもを中心としたまちづくりは良いが、他都市と比べて良いと思えるかは微妙。大事なのは継続的な安心感の提供。子どもへの思い切った投資の検討を。医療費やおむつの無償化によって人口が増えた都市もある。
- ・県外ではリモートで働く企業が増えていると聞く。長崎ではまだ少ない。行政として進めば長崎市で働く人も増えるのでは。

●その他

- ・観光客は多いがリピーターが少ないと聞く。
- ・SNSは高齢者は見る機会が少ない。広告・チラシなど活用して多くの人の目に留まる広報を。
- ・銅座歓楽街の空き家、空きビルを有効活用し、若者向けイベント・事業で活性化できなか。
- ・ペットの防災に興味。SNSによるペット防災発信、避難訓練を提案したい。
- ・市民に長崎のことを知ってもらう、誇りを持ってもらうことが大事。盛り上げたいと思う人がいるが、行政が消極的。

4 パブリック・コメント結果

実施期間	令和6年12月27日～令和7年1月27日
意見件数	56件（24人）
意見への対応	<p>意見を参考に、以下の修正を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1章の「1 計画策定の背景」に、子どもの権利条約について説明を追記し、第5章の基本施策1の個別施策1の取組みに「子どもの権利の尊重に関する周知・啓発」を追記しました。 ●第5章の各基本施策の冒頭に、子ども・若者及び子育て家庭からの意見と、意見に対する施策の考え方を追記し、それぞれの意見を施策に反映する流れを表現しました。 ●第5章の基本施策1の個別施策1の取組み「子どもの社会的自立の確立のための支援」を「子どもの社会的自立を支援する取組み」に改め、概要欄に「民間との連携も図りながら」という文言を追記しました。 ●第5章の基本施策1の個別施策2の取組みに「子どもの遊び場や居場所づくりの推進」を追記しました。 ●第5章の基本施策3の個別施策6の取組み「子育て短期支援事業（ショートステイ）」の概要欄に、必要としている方に利用してもらうための幅広い周知について追記しました。 ●第5章の基本施策3の個別施策8の取組み「企業連携型奨学金返還支援」の概要欄の文言を整理し、基本施策6の個別施策1の取組みに再掲しました。 ●第5章の基本施策4の個別施策3の取組み「生活困窮世帯等の子どもへの生活支援」の取組みについて、子ども食堂だけではなく、フードパンtriesなどを実施している団体を応援することを追記しました。 ●第5章の基本施策5の個別施策1の取組みに「子ども・若者の自殺対策の推進」を追記しました。 ●第6章の計画の数値目標等については、パブリック・コメントまでに設定ができませんでしたが、調整が終了しましたので掲載しました。 ●第7章の1「計画の進行管理、点検・評価」にPDCAサイクルの図を追加し、子ども・若者等から得た意見を参考に、既存の取組みの改善や見直し、新たな検討についての説明文を追記しました。



第3章 「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの貧困対策推進計画」の取組 状況と課題

1 長崎市子ども・子育て支援事業計画の取組状況と課題

長崎市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として策定されました。

ここでは、第2期計画の「子どもをみんなで育てる子育てしやすいまち」という基本理念とそれにつながる施策のもとで、令和5年度まで実施してきた事業の主な成果・課題について振り返りを行います。（詳細は資料編1を参照）



1) 基本施策1 幼児期の教育・保育の充実

(ア) 個別施策1 教育・保育施設等の適正な量の確保

【成果・課題】

国定義の待機児童はゼロを維持しているが、地域や施設に偏りがあり、また年度末に向けて待機児童が発生していることから、その解消が必要である。

(イ) 個別施策2 教育・保育等の質の向上

【成果・課題】

保育教諭、保育士等の質の向上、処遇面の改善に向けた取組みを進めたが、保育教諭等の新規確保などの課題に対処する必要がある。保育所等と関連施設との連携方策について、情報交換、交流を通じて連携が図られたが、一部の職員の負担が増えている。

2) 基本施策2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(ア) 個別施策1 地域子ども・子育て支援事業の実施

① 延長保育事業

概要	成果・課題
保育が必要であると認定（2号、3号認定）を受けた子どもが、保育所、認定こども園において、通常の利用日（平日、土曜日）及び利用時間以外に保育を希望する場合に、保育を実施する。	利用者の多様化に伴い、今後さらに様々なニーズが延長保育を利用できるようにニーズ把握を行う。また現在、多くの保育所等で延長保育を実施されているが、補助対象区分に達しないため十分な補助を受けることができない施設があり、実施方法の検討を行う。

②-1 一時預かり事業（幼稚園型）

概要	成果・課題
幼稚園に通う子どもが、通常の利用時間終了後に、保護者の事情により家庭で保育を受けることができない場合に、幼稚園において一時的に預かる。	幼稚園利用家庭に対する保育の提供であり、子育て家庭の負担軽減に貢献している。また、一定数の保育利用ニーズに対応しており、待機児童解消にも貢献している。 今後、閉園予定の幼稚園があるため、近隣区域での対応を前提としながら、ニーズ把握が課題である。

②-2 一時預かり事業(幼稚園型以外)

概要	成果・課題
保護者の事情により、家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において一時的に預かる。	利用実績は受け入れ結果であり、保育士不足等の施設事情によって、保護者ニーズはあるものの、お断りをしたケースもあるため、潜在的ニーズ把握と同時に、施設で実施しやすい環境（保育士の確保）が課題である。

③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

概要	成果・課題
就学前児童（概ね3歳未満児）及びその保護者が相互交流できる場所を身近に開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域への子育て支援センター設置が完了し、量の確保を行ったことに伴い、今後、子育て支援センターの質の向上を図る必要がある。

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

概要	成果・課題
地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う。	地区によっては会員数の偏りが見られるため、需要と供給のバランスがとれるよう、特に「まかせて会員」の登録拡大、事業の認知度向上につながる広報・周知が必要である。 事業開始から15年以上経過しており、こどもや子育て家庭を取り巻く状況も変化しているため、現況に見合った制度設計の検討が必要である。

⑤ 病児・病後児保育事業

概要	成果・課題
保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育する。	令和6年度に4施設開設し8施設となる予定であるが、市西部地区及び琴海地区に病児保育施設がないことなど、地域のニーズや長崎市立地適正化計画における都市機能誘導の考え方を考慮しながら配置を検討する。

⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概要	成果・課題
就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。	保育士・社会福祉士等の資格を有する支援員を配置する必要があるが、平日や長期休暇時の勤務時間などが特殊な形態であることなどから、常時勤務できる支援員の確保に苦慮している。

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

概要	成果・課題
保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合などに、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行う。	施設の受入状況次第では、希望日に利用できないケースがある。また、必要としている方に利用してもらうため、引き続き幅広く周知を図る必要がある。

⑧ 妊産婦健康診査事業

概要	成果・課題
妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（最大14回）と、「産後うつ」の予防などのための産婦健康診査（最大2回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、妊産婦の歯科健康診査を実施する。	健康診査において異常が発見された妊婦に対しては、早期に治療につなぐため、医療機関と連携を図り支援することが必要である。また、母子健康手帳の早期取得及び適切な妊産婦健診について引き続き啓発が必要である。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

概要	成果・課題
生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師の訪問などにつなぐ。	民生委員・児童委員の訪問だけではなく、地区担当保健師の活動と併せて実施している現状であり、保護者からは専門職の訪問を希望する声があがっている。また、令和5年4月より開始した伴走型相談支援事業における専門職による出生後面談と実施時期が重なっており、訪問のあり方が整理できていない。 ※なお、令和6年度から保健師又は助産師による訪問に見直すとともに、乳児家庭全戸訪問事業による訪問を伴走型相談支援事業における出生後面談と位置付けたことで、訪問のあり方を整理した。（令和6年度解決済）

⑩ 養育支援訪問事業

概要	成果・課題
出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を未然に防止する。	専門職による定期的な面接により支援が必要な子育て家庭の把握につながり、必要な支援を実施することができた。 虐待などのハイリスクな子育て家庭の早期把握、自助の見極めを行ながらサポートプランを作成して適切な福祉サービスや子育て支援サービスにつなげることが必要である。

⑪ 利用者支援事業

概要	成果・課題
子どもとその保護者等が、個別の状況に応じて、適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で教育・保育施設の入所、子どもの預かりや発達状況など子育てに関する日常的な相談に応じ、地域の子育て支援に関する情報を提供するとともに、必要に応じて助言・手続きに必要な窓口等の紹介などを行う。	保健師等を配置し、伴走型相談支援事業等においてすべての妊婦や子育て家庭との面談時に、あらゆる相談へ対応し、必要な支援へつないだ。（母子保健型として実施） 不安や悩みを抱える保護者や子どもが地域の身近な場所で相談し、適切なサービスを利用できるよう、利用者支援専門員を中心とした、地域の中での子育て支援の連携体制構築を市内2地区でモデル的に実施した。（子ども・子育て支援連携体制促進事業） 子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、母子保健を中心とした取組みに加え、利用者支援専門員が地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業（基本型）が必要である。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概要	成果・課題
幼稚園や保育所等で必要な副食費を徴収（実費徴収）する場合に、その一部又は全部を助成する。	施設型給付を受けない私立幼稚園に通う低所得世帯等に対し、副食費の給付を行った。 新制度に移行していない施設がある。

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

概要	成果・課題
(巡回支援) 多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者への支援を行う。 (特別支援) 私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成する。	特別支援について、支援が必要な子どもが年々増加傾向であるため、子どもを受け入れる認定こども園・保育所・小規模保育事業実施施設への十分な支援が必要である。

3) 基本施策3 子育ての負担軽減

(ア) 個別施策1 子育てに関する情報の収集・発信の充実

主な取組・事業	成果・課題
イーカオの充実、子育てガイドブックの更新、母子保健事業における情報提供	子育て応援情報サイト「イーカオ」などで情報を発信しているが、わかりにくい、探しにくいとの意見があつておらず、利用者にうまく情報を伝える工夫が必要である。

(イ) 個別施策2 子育てに関する相談体制の充実

主な取組・事業	成果・課題
こども・子育てイーカオ相談の周知・充実、親子の心の相談の実施、子育て世代包括支援センターにおける相談支援	妊娠期からの伴走型相談支援のほか、気軽に相談できるLINE相談を導入したが、より身近な地域の中で相談ができる、安心して子育てができる相談体制が求められる。

(ウ) 個別施策3 子育てを通した仲間づくりの推進

主な取組・事業	成果・課題
お遊び教室の開催、育児学級の実施、子育て支援センターの充実	乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を目的としたお遊び教室等の開催や子育て支援センターの充実など、子育てを通じた仲間づくりができる多様な場の提供が求められる。

(エ) 個別施策4 家庭の子育て力向上の支援

主な取組・事業	成果・課題
父親への子育て支援、ファミリープログラム ⁸ の実施、子育て応援講座	妊娠中の両親学級や乳児期の育児学級等において父親も含め育児の知識の普及等を図っているが、子どもの年齢や家庭のニーズに合わせた効果的な事業のあり方を検討していく必要がある。

(オ) 個別施策5 地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進

主な取組・事業	成果・課題
赤ちゃんの駅の設置推進、地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援、まち全体で子育て家庭を支える仕組みづくりの検討、ファミリー・サポート・センター事業の充実	民間団体による子育て応援の取組みを促すとともに、その情報を子育て家庭に届けるため、イーカオサポーター制度について広く周知する必要がある。

(カ) 個別施策6 子育てを総合的に支援するための拠点の整備

主な取組・事業	成果・課題
こどもセンターの設置	市庁舎2階のイーカオプラザの設置により、健診・相談など一定の機能の集約はできたが、中核的子育て支援センター機能、学び、交流、遊びの場としての機能については改めて検討が必要である。

(キ) 個別施策7 経済的支援の実施

主な取組・事業	成果・課題
児童手当の支給、こども福祉医療費の助成、助産の実施、就学援助制度、幼児教育・保育の無償化、ひとり親家庭への経済的支援	こども福祉医療費の助成について高校生世代への助成が償還払い方式であり、一時的な費用負担や申請手続きにかかる負担の軽減が求められる。

⁸ ファミリープログラム：0歳から15歳までの子どもの保護者が子育てについて語り合い、学び合うワークショップをいいます。

4) 基本施策4 子どもの育ちへの支援

(ア) 個別施策1 子どもが遊び・学ぶ場の充実

主な取組・事業	成果・課題
全天候型子ども遊戯施設の整備、放課後子ども教室の推進、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の推進方策、青少年育成協議会の支援、人材育成、夏休み子ども講座等の公民館講座、中高生と乳幼児のふれあい体験、薬物や性感染症への知識普及	全天候型子ども遊戯施設の整備により遊び場の充実が一定図られた。一方、アンケートではいまだニーズ上位にあることから、さらなる充実が望まれている。

(イ) 個別施策2 子どもの安全対策の推進

主な取組・事業	成果・課題
子どもを守るネットワーク活動の支援、少年センター活動、メディア利用のルールづくり	子どもを守るネットワーク、少年センターなどで活動する人材が固定化、高齢化しており、取組みに対する負担軽減策が必要である。

5) 基本施策5 母と子の健康への支援

(ア) 個別施策1 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

主な取組・事業	成果・課題
子育て世代包括支援センターにおける相談支援（再掲）、母子健康手帳の交付と保健指導、妊娠婦健康診査（再掲）、産前産後の支援、訪問や教室による育児への支援	妊娠期からの伴走型相談支援のほか、産後ケアの拡充を図ったが、さらに関係機関と連携強化し適切な支援につなぐ必要がある。

(イ) 個別施策2 子どもの健やかな成長への支援

主な取組・事業	成果・課題
健康診査等の実施、予防接種の実施、小児医療に対する支援	乳幼児期の健康診査の受診勧奨や定期予防接種等の有効性の周知が必要である。

6) 基本施策6 児童虐待等の防止

(ア) 個別施策1 虐待・いじめ等の発生予防

主な取組・事業	成果・課題
子どもを守る条例の周知・啓発、こども・子育てイーカ オ相談の周知・充実（再掲）、親子の心の相談の実施 （再掲）、養育支援訪問事業の実施（再掲）、子育て世 代包括支援センターにおける相談支援（再掲）	相談窓口の周知、相談手法の多様化（LINE相談ほか）を図り、適切な支援につなげ る必要がある。

(イ) 個別施策2 早期発見・早期対応への支援体制の充実

主な取組・事業	成果・課題
子ども家庭総合支援拠点による支援の充実、早期発見、 早期対応、関係機関との連携、職員の資質向上、乳児家 庭全戸訪問事業の実施（再掲）	家庭の孤立化や複雑かつ複合的な養育問題を抱える家庭に対応するため、引き続き職員 の資質向上を図るとともに関係機関との連携を更に強化する必要がある。

7) 基本施策7 ひとり親家庭への支援

(ア) 個別施策1 生活の支援

主な取組・事業	成果・課題
母子・父子自立支援員による相談、日常生活支援、母子 生活支援施設、保育所への優先的入所、市営住宅への優 先的入居	相談ケースに応じた指導・助言及び生活支援等への対応のほか、保育所や市営住宅への 優先的入所について一定のニーズがあることから、その継続が必要である。

(イ) 個別施策2 経済的支援

主な取組・事業	成果・課題
児童扶養手当の支給、ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の 助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金、保育料等の減免	児童扶養手当や福祉医療費助成、保育料の減免等による経済的支援と就業支援など他の 取組みとの連携が必要である。

(ウ) 個別施策3 就業の支援

主な取組・事業	成果・課題
母子父子自立支援プログラムの策定、資格取得等への支 援、ひとり親家庭等自立促進センターの運営、関係機関 との連携	資格取得等の支援制度を知ってもらうため、わかりやすい周知とともに、ハローワーク など関係機関との密な連携が必要である。

8) 基本施策8 障害児への支援

(ア) 個別施策1 障害児支援の充実

主な取組・事業	成果・課題
教育・保育施設での受入れ促進、放課後児童クラブでの受け入れ促進、発達支援のための健康診査、相談の実施、在宅サービス及び障害児通所支援の提供、地域における療育支援の充実、障害福祉センターにおける発達支援の充実、医療的ケアが必要な児童への支援の充実、就学・教育相談の充実、特別支援学級・通級指導教室の充実	既存事業の継続のほか、診療受入れ体制の充実及び早期療育に向けた環境づくりが必要である。

9) 基本施策9 子育てと仕事の両立

(ア) 個別施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

主な取組・事業	成果・課題
ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発、企業の表彰、企業への融資、くるみん認定制度の周知、父親への子育て支援（再掲）	周知活動、積極的な企業の奨励、支援等の継続が必要である。

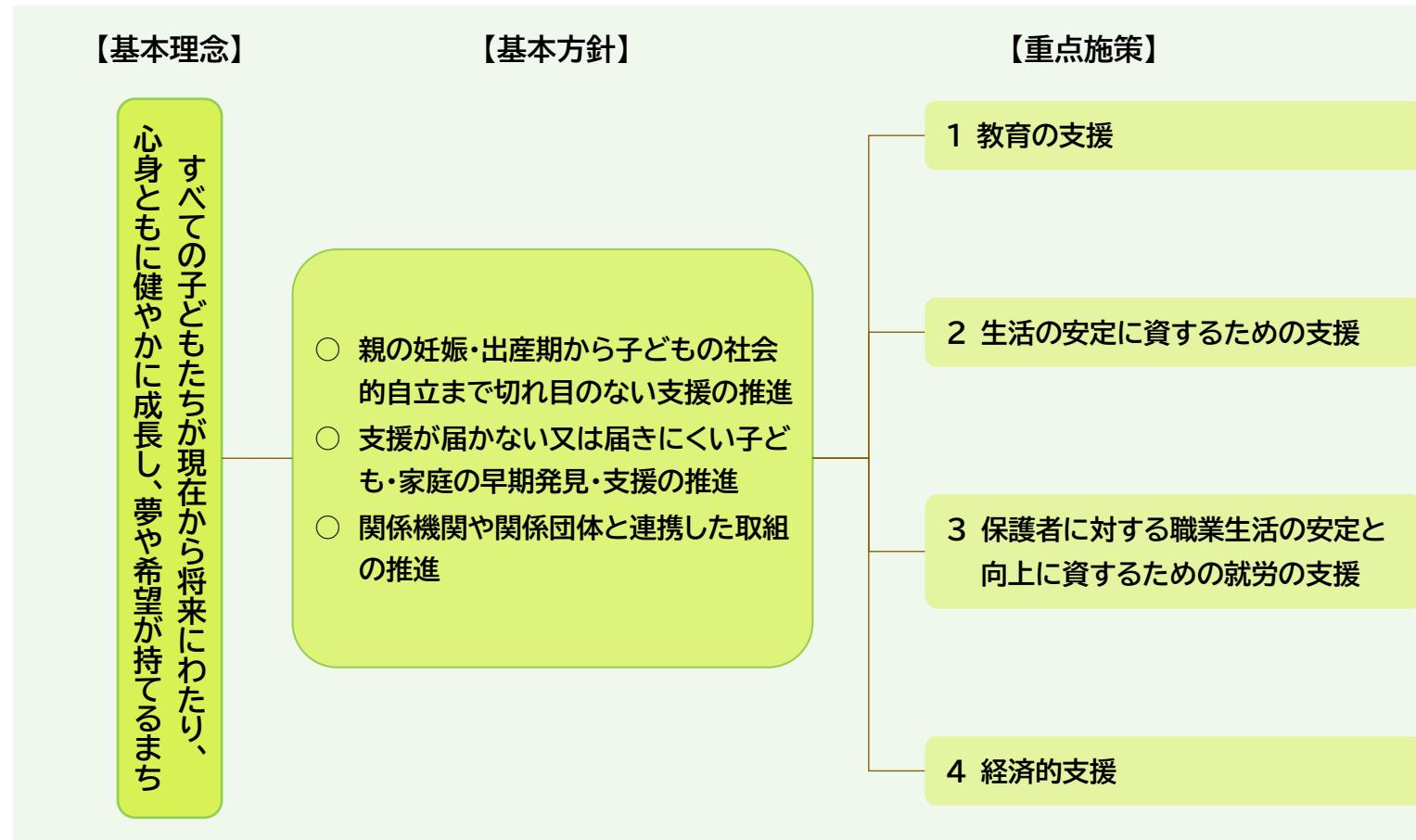
(イ) 個別施策2 子育てと仕事の両立のための基盤整備

主な取組・事業	成果・課題
保育施設等の整備	保育所・認定こども園は、老朽施設整備への補助、放課後児童クラブは施設整備に対する補助の継続が必要である。

2 長崎市子どもの貧困対策推進計画の取組状況と課題

長崎市子どもの貧困対策推進計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの貧困対策計画」で、長崎市のすべての子どもたちが生まれ育った環境に影響されず、夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困の解消に向けて、その基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として策定されました。

ここでは、この計画の「すべての子どもたちが現在から将来にわたり、心身ともに健やかに成長し、夢や希望が持てるまち」という基本理念とそれにつながる施策のもとで、令和5年度まで実施してきた事業の主な成果・課題について振り返りを行います。
(詳細は資料編2を参照)



1) 重点施策1 教育の支援

(ア) 基本施策1 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上

主な取組・事業	成果・課題
幼児教育・保育の量の確保、幼児教育・保育の質の向上	国定義の待機児童はゼロを維持しているが、地域や施設に偏りがあり、また年度末に向けて待機児童が発生していることから、その解消が必要である。また、保育士の人員を確保できない施設があり、労働環境の改善が必要。

(イ) 基本施策2 地域と連携した学校指導・運営体制の充実

主な取組・事業	成果・課題
スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組みの推進、学校教育による学力保障	スクールソーシャルワーカーの継続支援対応により、いじめや不登校が好転するケースがある一方、家庭が拒否し支援を届けられないケースがある。 家庭環境や住んでいる地域に左右されないよう、小学1・6年及び中学1年を少人数学級編制加配措置で対応するなど、きめ細やかな対応を行っているが、全体的に教職員が不足しており、より一層の教職員の確保が課題となっている。

(ウ) 基本施策3 大学等進学に対する教育機会の提供

主な取組・事業	成果・課題
高等教育の進学・修学支援	ひとり親家庭等への授業料等減免や給付型奨学金等の新制度の開始に伴い、修学資金の貸付制度等の必要性が小さくなったと思われる一方、制度内容が十分に行きわたっていないことも考えられる。

(エ) 基本施策4 特に配慮を要する子どもへの支援

主な取組み・事業	成果・課題
特別支援教育に関する支援の充実、外国人児童生徒等への支援、ヤングケアラーへの支援	特別な支援や配慮を要する児童生徒が年々増加しており、学校全体での組織的対応や教職員全体の理解と資質の向上が必要である。

(オ) 基本施策5 教育費負担の軽減

主な取組・事業	成果・課題
義務教育段階の就学支援の充実、高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減、生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減、ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減	様々な支援制度があるものの、対象者への周知が行き届いていないことが考えられる。

(カ) 基本別施策6 地域における学習支援等

主な取組・事業	成果・課題
地域学校協働活動における学習支援等、生活困窮世帯等への学習支援	放課後子ども教室の実施を推進するため、地域コーディネーター研修会等を行ったが、取りまとめ役のコーディネーターとなる人材の発掘が難しい。 生活困窮世帯等のこどもへの学習機会の提供と居場所づくりを目的とした学習支援事業において、無料学習会を通年で開催できた一方、事業周知の際、事業の意義や効果が十分に伝わっておらず、支援を要する世帯に支援が行き届いていない。

(キ) 基本施策7 その他の教育支援等

主な取組み・事業	成果・課題
学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保、多様な体験活動の機会の提供	食材価格高騰分について公費負担することで、学校給食費を値上げすることなく、健康の保持増進に努めることができた一方、物価高騰が続いていること、栄養確保のため献立の工夫が必要である。

2) 重点施策2 生活の安定に資するための支援

(ア) 基本施策1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

主な取組・事業	成果・課題
妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援、特定妊婦等の把握と支援	子育て家庭や子どもが慣れ親しんだLINEを活用し、いつでも気軽に相談し、必要な情報を適宜得ることで、子育て家庭や子どもの不安軽減を図った。 母子健康手帳交付時等に特定妊婦及びハイリスク妊婦を把握した場合は、地区担当保健師が支援プランを立案し、各関係機関とともに連携を図りながら支援した。一方で、産婦人科医療機関等との情報連携を強化し、課題を抱えた特定妊婦全員について、家庭状況や支援方針を共有する必要がある。

(イ) 基本施策2 保護者の生活支援

主な取組・事業	成果・課題
保護者の自立支援、保育等の確保、保護者の育児負担の軽減	生活保護世帯への就労支援については、自発的な就労活動が困難であることや、就労意欲の低さや長期にわたる未就労等により、稼働能力があるものの、長期の就労に結びつかない就労困難者が一定数存在する。また、ひとり親世帯については、育児等の負担が大きく、短時間労働や非正規での雇用により十分な収入を得づらい。

(ウ) 基本施策3 子どもの生活支援

主な取組み・事業	成果・課題
生活困窮世帯等の子どもへの生活支援、食育の推進に関する支援、ヤングケアラーへの支援、障害児への支援	生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催したが、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっておらず、支援を要する世帯に十分な支援が実施できていない。 保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言を行うことで、児童に適切な栄養量を多くの施設が提供できた一方、未実施の施設や、適切な栄養量の提供が安定していない施設がみられる。 障害児が身近な地域で適切にサービスを利用できるよう、放課後等デイサービス事業所は増加しているものの、重度障害児や医療的ケア児を受け入れができる事業所が少ない。

(エ) 基本施策4 子どもの就労支援

主な取組・事業	成果・課題
生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援、子どもの社会的自立の確立のための支援	地元長崎で活躍している職業人による職業講話や、弁護士による法教育等を実施し、児童生徒が自らの生き方や将来の職業生活について考える機会が増えている。それにより、児童生徒が体験したいキャリア教育の場はより多様化し、できる限りその要望にこたえるために教師にも必要に応じた対応が求められている。

(オ) 基本施策5 住宅に関する支援

【成果・課題】

住居確保給付金の支給や、ひとり親家庭等の市営住宅への優先的入居を実施している。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度により住宅資金や転宅資金の貸し付けをおこなっているが、制度の周知について十分とは言い難い。

また、多子世帯又は三世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得及び住宅改修費用の一部助成をしているが、対象者が限定的であり、制度の見直しが必要である。

(カ) 基本施策6 児童養護施設等の措置解除後の支援

【成果・課題】

長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、こどもとその家庭を支援するため情報を共有し、役割を明確にする等、関係機関との連携強化を図っており、その役割分担が重要である。

(キ) 基本施策7 支援体制の強化

主な取組・事業	成果・課題
相談体制の強化、ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進、相談職員の資質向上	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な取組みにより、すべての妊婦や子育て家庭との面談時に、あらゆる相談への対応や必要な支援の提供を行った。 子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターにおいて、こどもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応できるよう、長崎県児童相談所職員との人事交流や研修受講を行ったことで職員の資質向上につながり、相談体制の充実を図ることができたが、核家族化、地域のつながりの希薄化のほか、こどもや子育て支援に関する情報は日々変化しているため、専門職が対応するための情報整理やスキルアップが必要である。

3) 重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(ア) 基本施策1 職業生活の安定と向上のための支援

主な取組・事業	成果・課題
職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する意識醸成等を図ったが、開催講座の参加者のばらつきなどの課題があることから、引き続き内容充実を進める必要がある。

(イ) 基本施策2 ひとり親に対する就労支援

主な取組・事業	成果・課題
ひとり親家庭の親への就労支援、ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	母子父子自立支援員やひとり親家庭自立センターなどの相談支援窓口があるが、情報が十分に行き届いていない可能性がある。

(ウ) 基本施策3 ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

主な取組・事業	成果・課題
就労機会の確保、親の学び直しの支援、非正規雇用から正規雇用への転換	生活保護世帯への就労支援については、自発的な就労活動が困難であることや、就労意欲の低さや長期にわたる未就労等により、稼働能力があるものの、長期の就労に結びつかない就労困難者が一定数存在する。

4) 重点施策4 経済的支援

(ア) 基本施策1 子育てに関する経済的支援

【成果・課題】

児童扶養手当支給については、それのみで家計を賄えないことから、就労支援等他の施策との連携が必要である。

(イ) 基本施策2 養育費の確保の推進

【成果・課題】

ひとり親自立支援センターによる法律相談を実施しているが、養育費を受給する割合が高いとは言えない状況にある。

(ウ) 基本施策3 教育費負担の軽減 [再掲] 教育の支援

主な取組・事業	成果・課題
義務教育段階の就学支援の充実、高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減、生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減、ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減	様々な支援制度があるものの、対象者への周知が行き届いていない。



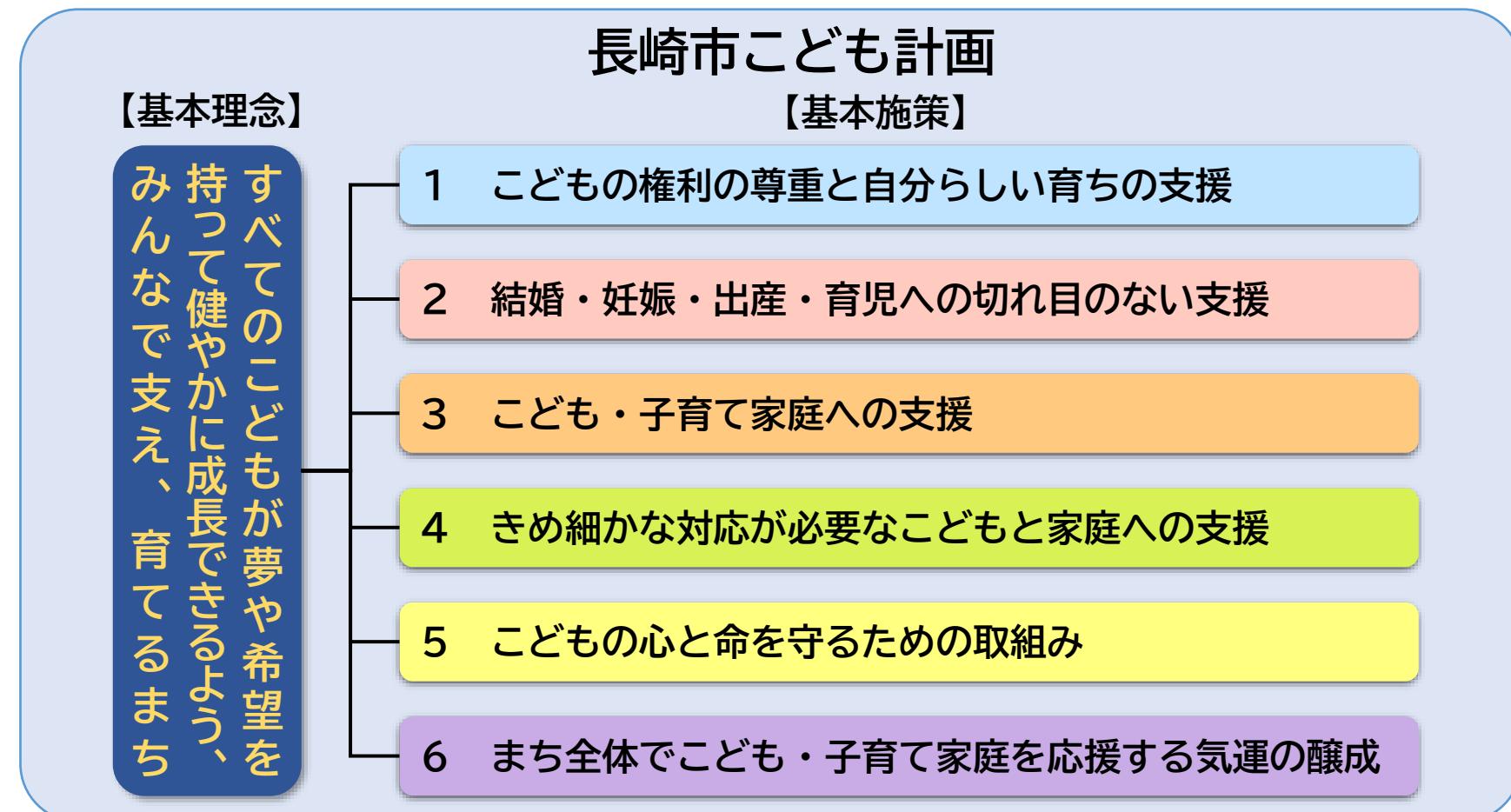
第4章 長崎市こども計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本施策

1) 基本理念と基本施策

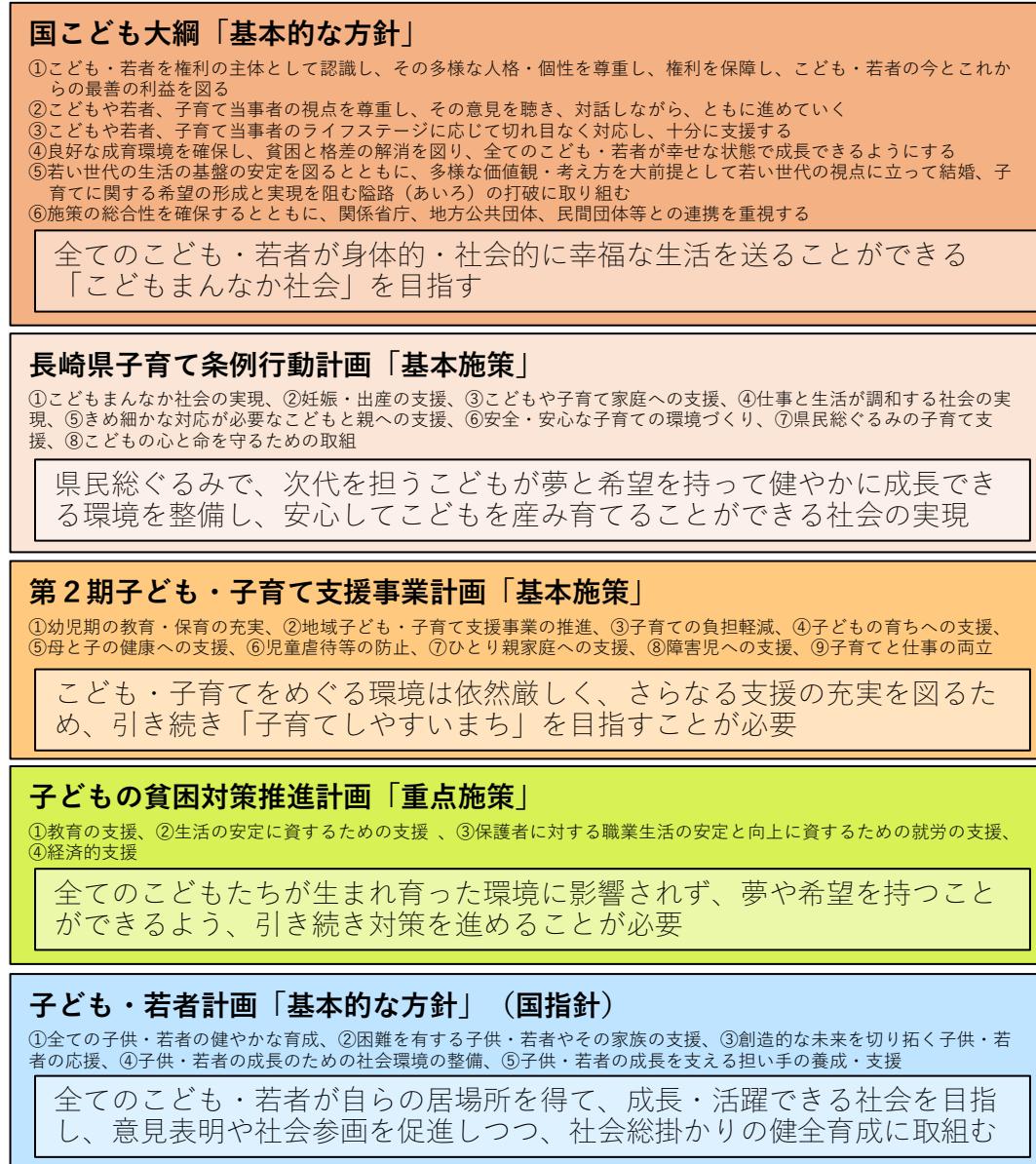
長崎市こども計画は、子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困対策推進計画の理念や施策を継承しつつ、これまでの取組みから得た課題の解決に向け、勘案すべき国のこども大綱や県の計画、反映すべきこども・若者の意見を取り込むよう、その基本理念を「すべてのこどもが夢や希望を持って健やかに成長できるよう、みんなで支え、育てるまち」と定めます。

また、これまでの長崎市こども施策全体に横串を刺すこと、また市民にとってわかりやすい計画になることを念頭に、基本理念のもと基本施策について次のとおり**6本の柱**を定めます。



【長崎市こども計画の基本施策の構成と各種要素の相関】

長崎市こども計画の6つの基本施策に対し、国こども大綱や県の行動条例計画、長崎市子ども・子育て支援事業計画等が掲げる方針や施策の各項目が、計画のどの基本施策に主に該当するかを星取表形式で示しています。



長崎市こども計画「基本施策」

1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

国大綱①②③④⑤⑥

県計画①②③④⑤⑥⑦⑧

子・子①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困①②③④

子・若

2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

国大綱①②③④⑤⑥

県計画①②③④⑤⑥⑦⑧

子・子①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困①②③④

3 こども・子育て家庭への支援

国大綱①②③④⑤⑥

県計画①②③④⑤⑥⑦⑧

子・子①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困①②③④

子・若

4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

国大綱①②③④⑤⑥

県計画①②③④⑤⑥⑦⑧

子・子①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困①②③④

子・若

5 こどもの心と命を守るための取組み

国大綱①②③④⑤⑥

県計画①②③④⑤⑥⑦⑧

子・子①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困①②③④

6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

国大綱①②③④⑤⑥

県計画①②③④⑤⑥⑦⑧

子・子①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

貧困①②③④

子・若

2 各基本施策の取組

1) 各基本施策の取組概要

各基本施策の取組概要については次のとおりです。

【基本施策】

1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

こどもの権利に関する理解の促進やこどもの意見表明の機会、居場所の確保などについての取組みを進める

2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

結婚、妊娠・出産期、子育て期の各ライフステージを通した切れ目ない継続的な支援を行うとともに、こどもの健やかな成長を支援する取組みを進める

3 こども・子育て家庭への支援

教育・保育の量の確保及び質の向上、学校教育の充実による子どもの支援のほか、子育て家庭の負担軽減に関する取組みを進める

4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

生活困窮やひとり親家庭、障害児支援のほか、特に配慮を要することもとその家庭を支援する取組みを進める

5 こどもの心と命を守るための取組み

子どもの安全対策、虐待・いじめの発生予防、また早期発見・早期対応にむけた支援体制の充実などの取組みを進める

6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

地域や企業、職場など、こどもを取り巻くあらゆる環境において子育てを応援する環境整備、気運醸成等の取組みを進める

【取組概要】

2) 基本施策に基づいた取組イメージ

各基本施策は複数の個別施策で構成されます。また、個別施策にはさらに取組みが連なり、その目的達成のため具体的な事業を実施します。

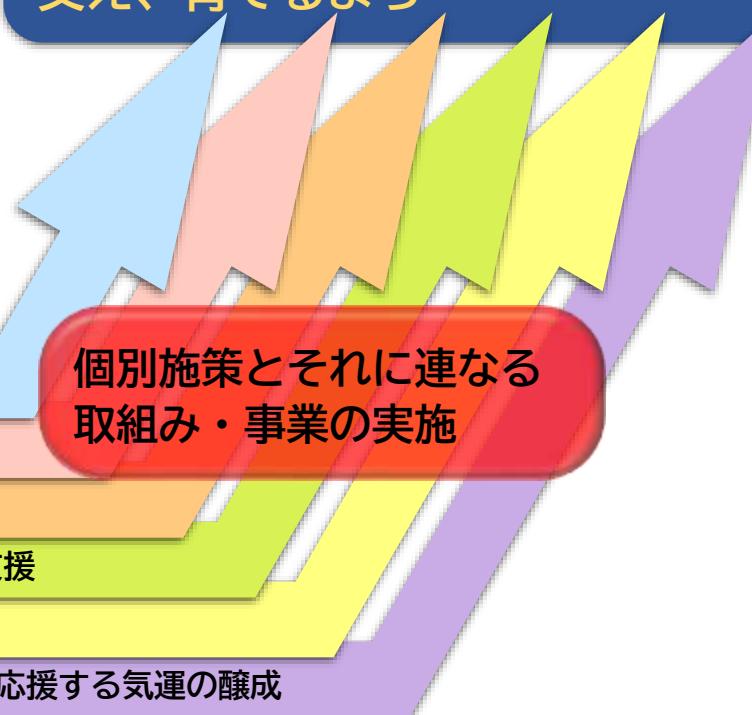
これらひとつひとつの取組みを積み重ねることで、各基本施策が目標達成を目指し、長崎市こども計画の基本理念である「すべての子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるよう、みんなで支え、育てるまち」につなげます。

【基本施策】

- 1 子どもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援
- 2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援
- 3 こども・子育て家庭への支援
- 4 きめ細かな対応が必要な子どもと家庭への支援
- 5 子どもの心と命を守るために取組み
- 6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

【基本理念】

すべての子どもが夢や希望を持って
健やかに成長できるよう、みんなで
支え、育てるまち





第5章 施策の展開

【基本施策と個別施策】

長崎市こども計画の施策の展開は、各基本施策にぶら下がる次の個別施策に応じた取組み・事業を通じて進めます。

この章では、各基本施策の冒頭に、アンケートやヒアリングの自由意見などで得られた関連する主な意見と、それに応じる施策の考え方を示し、個別施策の取組概要を記載しています。

なお、取組みによっては複数の個別施策を推進するものもあります。そのような取組はいずれの施策にも掲載し、それぞれ

【再掲（又は後掲）】と表記し、関連する施策 No を記載しています。

また、後述の「地域子ども・子育て支援事業⁹」にあたる事業については、取組名の前に「★」マークを付けています。

【基本施策】

1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

3 こども・子育て家庭への支援

4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

5 こどもの心と命を守るために取り組み

6 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

【個別施策】

(1) こどもの意見表明・意見反映

(2) こどもが遊び・学び・過ごす場の充実

(1) 結婚希望者への支援

(2) 妊娠・出産の支援

(3) こどもの健やかな成長への支援

(1) 教育・保育施設等の適正な量の確保

(2) 教育・保育等の質の向上

(3) 「確かな学力」の向上

(4) 家庭・学校・地域の連携による教育の充実

(5) 安心・安全に学べる教育環境の整備

(6) 子育てに関する精神的負担の軽減

(7) 家庭の子育て力向上

(8) 経済的支援の充実

(1) 障害児への支援

(2) ひとり親家庭等の自立支援

(3) こどもの貧困対策

(1) 虐待・いじめ・不登校の発生予防

(2) 虐待等の早期発見・早期対応への支援体制の充実

(3) 特に配慮を要することへの支援

(4) こどもの安全対策の推進

(1) 地域や企業などの子育てを応援する取組みの推進

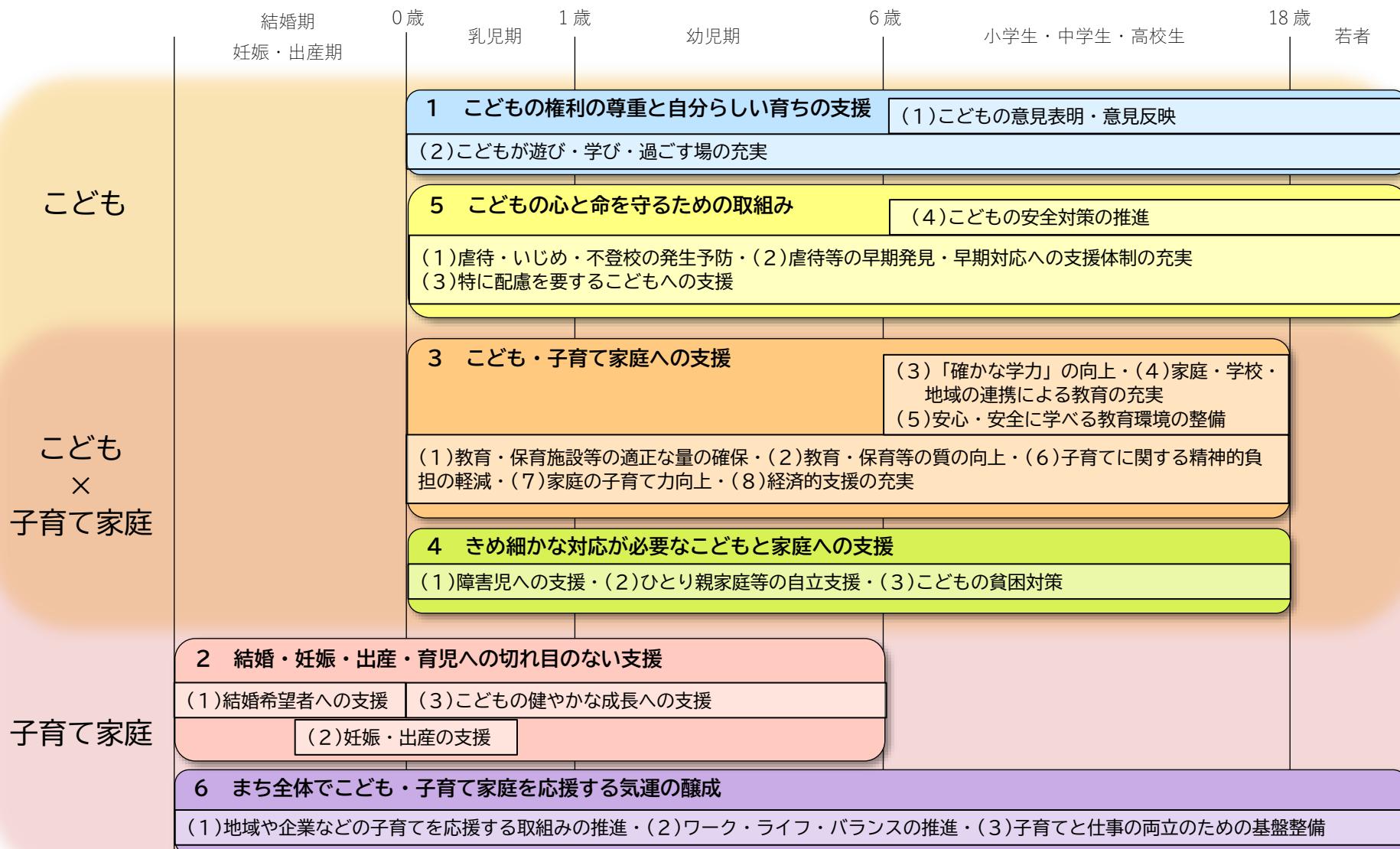
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

(3) 子育てと仕事の両立のための基盤整備

⁹ 地域子ども・子育て支援事業：子ども・子育て支援法第59条に規定された法定事業で、子育て家庭を対象に市町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業のことです。

【年齢区分に応じた基本施策と個別施策の展開イメージ】

基本施策と、それにぶら下がる個別施策が、こども・子育て家庭にとってどのような時期に対応しているのかを次に示します。いずれの時期に対しても支援に切れ目がないよう取組みを進めます。





【基本施策1】子どもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

【この施策に関する主な意見】

- ・ 子どもの意見を大切にする（小学生）
- ・ もう二度と原子爆弾などが落とされない平和な長崎になってほしい（小学生）
- ・ こどもがしたいことをあまり否定しないこと（小学生）
- ・ こどもたちが遊べる施設などを増やす。勉強などできる場所を作る（中学生）
- ・ 暑い日や寒い日、雨の日などに遊べる屋内施設を増やしてほしい（中学生）
- ・ 大人だけじゃなくて、子どもの意見も行政に取り入れてほしい（中学生）
- ・ 「こどもが主役」の社会にするためには今のこどもたちに政治のことについて知ることができる機会をつくり、政治や社会のことについて知ったり考えさせればなっていいと思います（中学生）
- ・ 気軽にSNS等で長崎に対する要望を書けるようなシステム（高校生）
- ・ 定期的に内容が異なるイベント（eスポーツなど）を実施してほしい。スタジアムシティなどで開催ができるか（高校生）
- ・ 図書館は会話が禁止なので、友達と一緒に軽くお喋りしながら勉強ができる場所がほしい（高校生）
- ・ カフェがほしい。学校帰りに無料で気兼ねなく立ち寄れる場所がほしい（高校生）
- ・ 母親が働いてなくても、学童以外に放課後に友達と集まれる場所をぜひ作ってほしい。特に長期休みは、子どもが遊ぶ相手がおらず困ります（未就学児保護者）
- ・ 子どもが室内で遊べるような場所が、バスや電車で行ける距離にあればいいと思う。車の免許がなくても行けるような場所が欲しい（未就学児保護者）

【意見に対する施策の考え方】

子どもたちは自分の考え方や意見を聞いてほしいという希望を持っています。また、遊びや勉強といった日常を安心して過ごすための居場所があることを希望しています。

子ども自身が意見を発信する機会と、その意見が最大限尊重される環境を作る支援を行います。また、子どもたちが日常を過ごし、交流を図ることができる居場所の創出に向けて取組みます。



【基本施策1】子どもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

個別施策1) 子どもの意見表明・意見反映

No	取組	概要	担当課
1-1-1	●子どもの権利の尊重に関する周知・啓発	すべての子どもが独立した人格を持つ権利の主体として尊重されるとともに、大人から発達を支援され、保護されるよう、子どもの権利の尊重について周知・啓発を行います。	子ども政策課 学校教育課 人権男女共同参画室

No	取組	概要	担当課
1-1-2	●子ども・若者を対象としたアンケート調査の実施	子どもまんなか社会を目指し、意見を反映させるために、毎年子ども・若者を対象としたアンケート調査を実施します。	子ども政策課

No	取組	概要	担当課
1-1-3	●子どもの社会的自立を支援する取組み	○各学校へキャリア教育人材リストの活用を周知するとともに、弁護士による「法教育」や「中学生議会」「小学生まちづくりアイデアコンテスト」など、児童生徒一人一人が自らの将来や長崎の未来を考え、社会的・職業的に自立する基盤を養うことができるよう、民間との連携を図りながら多様な人材や体験と出会う機会を充実させます。 ○長崎市版キャリア教育「未来（ミラ）クル！！長崎プライド育成プログラム」としてさらなる体系化を図るとともに、小中高の校種別に世界遺産や史跡、魅力ある企業や施設、食文化などに直に触れることをねらいとした「ながさきの魅力発見・発信学習」などの充実に努めます。	学校教育課



個別施策2) こどもが遊び・学び・過ごす場の充実

No	取組	概要	担当課
1-2-1	●子どもが遊び・学ぶ施設の運営	<p>○長崎市あぐりの丘 こどもたちに、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むことができるよう、利用者の意見を踏まえて施設を運営します。</p> <p>○長崎ペンギン水族館 本や映像などから得ることのできない生きものの生態を観察することができ、動物と間接・直接的に触れ合うことで様々な刺激を受ける学びの場として、海洋学習や自然楽校などの教育普及活動やイベント等を行います。</p> <p>○長崎市科学館 実験や工作、野外での生き物観察などを通して、こどもたちの自然や科学への興味・関心が高まるように、各種教室を実施します。</p> <p>○長崎市恐竜博物館 長崎市で発見された恐竜などの化石を通して、地域への愛着を醸成するとともに、古生物や地球の歴史を学ぶ場としてワークショップや教育養成プログラムを実施します。</p> <p>○日吉自然の家 豊かな自然環境の中での集団宿泊生活や野外活動を通して、こどもたちの健全育成が図られるように、キャンプや野外活動などのイベントを実施します。</p> <p>○長崎市立図書館 読み聞かせを通して、読書の楽しさや親子の触れ合いの大切さを感じてもらえるよう、おはなし会や絵本の読み聞かせ講座を実施します。また、絵本を通して親子がともに楽しみ、心身の健康を育みながら絆を深めるきっかけづくりとして、赤ちゃんに絵本をプレゼントします。</p>	こども政策課 水産農林政策課 生涯学習施設課



【基本施策1】こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

No	取組	概要	担当課
1-2-2	★放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。また、子どもが安心して過ごせるよう、放課後児童クラブを整備します。	こどもみらい課

No	取組	概要	担当課
1-2-3	●放課後子ども教室の推進	全ての小学生が、放課後や週末に色々な活動が体験できる「放課後子ども教室」を市内全小学校区で実施することを維持・継続するとともに、コーディネーター等の質の向上と事業内容の充実のため、各小学校区で委託事業の実施を目指します。	こどもみらい課

No	取組	概要	担当課
1-2-4	●公園の遊具の更新	都市公園内の老朽化した遊具を、誰もが遊べるインクルーシブ遊具などの、新しい遊具に更新します。	中央総合事務所 地域整備1・2課

No	取組	概要	担当課
1-2-5	●子どもの遊び場や居場所づくりの推進	民間団体や地域との連携を踏まえた、子どもの遊び場や、学校や家庭以外の安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。	こども政策課 こどもみらい課

No	取組	概要	担当課
1-2-6	●青少年育成協議会活動等への支援	青少年の健全な育成のために、地域において様々な体験・交流活動を実施する青少年育成協議会を支援します。また、地域での体験・交流活動を支える指導者の養成を行います。	こどもみらい課

No	取組	概要	担当課
1-2-7	●夏休み子ども講座等の開催	こどもたちが気軽に参加し、交流できる学習の場を公民館に設けます。	生涯学習企画課 各公民館 各文化センター

No	取組	概要	担当課
1-2-8	●中高生と乳幼児のふれあい 体験の実施	中高生が乳幼児とふれあい、子育ての楽しさや難しさを実感する機会を設けるため、「お遊び教室」への参加を促します。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
1-2-9	●平和学習の実施	<p>○中学生平和Englishリーダーの育成 英語で被爆の実相や平和への思いを発信できる生徒を育成するため、長崎市国際課の「ゆめ体験」に参加する長崎市内在住の中学生を対象に、長崎市ALT等と連携しながら、夏季休業中に研修を実施します。</p> <p>○平和学習発表会 市内中学校における生徒の平和の取組みを発展させる機会とするため、平和学習発表会を開催します。</p> <p>○「平和ナガサキ」の配布 次代を担う小中学生に被爆の実相を伝えるため、主体的に平和学習を行うよう、新しい平和教育の指針に合わせて平成30年度に改訂した「平和ナガサキ」を小学3年生及び中学1年生に配布します。</p> <p>○青少年ピースフォーラム事業 8月9日の平和祈念式典に合わせて、全国から集まる平和使節団の青少年と長崎の青少年が共に被爆の実相と平和の尊さを学び、交流を深めます。</p> <p>○青少年ピースボランティア育成事業 被爆の実相の継承と平和意識の高揚を図るため、ピースボランティアに登録している青少年を対象に原爆や戦争についての学習会を実施します。 また、登録者を県外へ派遣し、長崎原爆以外の戦争について学習し、同年代の青少年と意見交換や交流を図ります。</p>	学校教育課 被爆継承課

No	取組	概要	担当課
1-2-10	●県外の中学校との生徒会リーダー 交流会の実施	いわき市での交流や被災地の現状を、学ぶことなど、他都市を訪問することで、広い視野から自分のふるさとを見つめなおし、長崎の未来を担う人材となるための資質や能力を磨く機会とします。	学校教育課



【基本施策1】こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

No	取組	概要	担当課
1-2-11	●科学技術に触れる場の創出	○小・中学生向けプログラミングコンテスト プログラミングコンテストを開催し、プログラミングの優秀性、楽しさや面白さ、工夫が感じられる優秀作品の表彰と紹介を行うことで、さらなる学びの推進を図ります。	教育研究所 DX推進課
		○最新のテクノロジーに触れる場の創出 デジタル技術に興味を持つこどもたちに、最新のテクノロジー（VR・ARや3Dプリンタ、プログラミングなど）に触れられる場を提供します。	DX推進課

No	取組	概要	担当課
1-2-12	●思春期・青年期こころの健康づくり講演会の開催 【後掲】5-1-3	思春期・青年期のこころの健康について、精神科医師や専門家による講演会を年2回程度実施します。	地域保健課

No	取組	概要	担当課
1-2-13	●性的マイノリティのこども・若者に関する理解増進やきめ細かな対応の推進	性的少数者の人権啓発資料の作成・配布、講演会等の実施による啓発を行います。教職員に対しても研修を継続的に行い、性の多様性に関する認識や理解を深める人権教育を推進していきます。	人権男女共同参画室 学校教育課

No	取組	概要	担当課
1-2-14	●暮らしの講座「こども消費者教室」の開催	こどもたちに実験、実習などの体験を通して、消費生活に関する様々な発見や気づきに出会う機会をつくり、自立した消費者になるための第一歩を踏み出してくださいます。	消費者センター



【基本施策1】こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

No	取組	概要	担当課
1-2-15	●環境について学ぶ講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○親子環境教室・親子で省エネ実験・施設見学会 小・中学生を対象に、自然の生きものと触れ合い自然環境についての理解を深める教室や、実験・施設見学を通じて、エネルギー・ごみ問題について学ぶ教室を開催します。 ○環境E S D¹⁰講座 小・中学校の総合学習の時間などを活用し、環境学習の充実を図ることを目的として、環境団体等と連携を図り、フィールドワーク等を通じた環境講座を開催します。 	環境政策課

No	取組	概要	担当課
1-2-16	●長崎市の観光や産業等を学ぶ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の観光産業の担い手育成を図る観光教育出前授業 小・中学生を対象に「観光教育出前授業」を実施し、長崎を愛する心（シビックプライド）を醸成するとともに、地域の観光資源を考え、長崎の魅力の発見と発信につなげます。 ○魚食普及事業 幼少期から魚を食べる機会や親子で長崎の魚に触れる環境を創出するため、おさかな離乳食レシピ「フィッシュスタート」（4ヶ月健診）とおさかな絵本「おさかなすきなこだあれ？」（3歳児健診）の配布を行います。 ○長崎市子ども農山漁村交流体験 長崎市内の小中学生が、市内の農山漁村地域独自の文化や豊かな自然に親しむため、ツーリズム団体の体験プログラムを活用した場合、長崎市が体験料の一部を支援します。外海地区：稻刈体験、田舎料理体験、高島地区：シュノーケリングピクニック、野母崎地区：蒲鉾作り体験等 	観光政策課 水産振興課 農林振興課

¹⁰ ※ E S D : Education for Sustainable development (持続可能な開発のための教育)



【基本施策1】こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

No	取組	概要	担当課
1-2-17	●選挙体験等の実施	<ul style="list-style-type: none">○こども投票 就学前や小学校低学年の児童を対象に小さな頃から選挙を身近に感じてもらえるようなイベントを企画し、投票体験ができる場を設けます。○模擬選挙 市内の中学生を対象に、本物の選挙器材を使用して投開票を体験・見学できる模擬選挙を実施します。○出前講座 近い将来、18歳になり新たに選挙権を得ることとなる高校生を対象に選挙に関する出前授業を実施します。○わかもの選挙クロストーク 新たに政治に参加する新有権者を中心とした若年層（高校生、大学生、専門学校生、社会人）を対象に、選挙に関する意見交換ができる場を設けます。	選挙管理委員会 事務局



【基本施策1】子どもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

No	取組	概要	担当課
1-2-18	●文化に触れる機会の創出	<ul style="list-style-type: none">○こども伝統文化体験 市内の小・中学生を対象に、茶道、いけばな、水墨画、箏、日本舞踊、着装など伝統文化の体験教室を実施します。○こども演劇体験教室 市内の小・中学生を対象に演劇の稽古、衣装や小道具づくりなど1週間かけて演劇作品を作り、最終日に発表を行います。○ダンスワークショップ ヒップホップ、バレエ、親子ダンスなど様々なジャンルのダンスのワークショップを行います。○演劇アウトリーチ 演出家や俳優が学校や地域に出向き、演劇の出前ワークショップを行います。○アウトリーチコンサート 演奏家が学校や地域に出向き、出前コンサートを行います。○0歳からのクラシックコンサート（親子向けコンサート） 未就学児から楽しめる親子を対象としたクラシックコンサートを開催します。○こども向け演劇公演 未就学児から楽しめる親子を対象とした演劇公演を開催します。○マダム・バタフライフェスティバル 楽器の体験講座や音楽講座、コンサートなどを開催します。	文化振興課



【基本施策1】子どもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

No	取組	概要	担当課
1-2-19	●スポーツイベントの開催	<p>○はじめようスポーツ体験教室 子どものスポーツばなれを解消するため、小学生以下の子どもを対象にスポーツ体験教室を開催し、スポーツを始めるきっかけづくりを行います。</p> <p>○V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのホームゲームや長崎市開催のプロスポーツ公式戦への招待事業 V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのホームゲームや長崎市で開催されるプロスポーツ公式戦について、小・中学生と保護者のペアを試合に招待し、レベルの高いプロの試合を間近で見ることで、スポーツに関わるきっかけづくりを行います。</p> <p>○スポーツ少年団イベント スポーツ少年団の活動であるスポーツ交歓会、クリーン作戦、体力テスト会などの各種イベントを実施し、団員の健全育成、指導者及び母集団の資質向上を図り、スポーツの底辺拡大につなげます。</p> <p>○長崎ベイサイドマラソン マラソン（ハーフ・10キロ・1.9キロ・親子）の開催により、健康増進とスポーツ人口の底辺拡大を図ります。</p> <p>○市民体育・レクリエーション祭 市民一人ひとりが、スポーツ及びレクリエーションに親しみ、体力づくりや健康づくりに努め、明るく豊かな市民生活の向上に寄与することを目的として、各競技の大会を開催します。</p> <p>○長崎新春駅伝 地域や職場及び学校等の駅伝チームが新春の走り初めを行い、スポーツ意識の高揚を図ります。</p> <p>○カヌー教室 野母崎地区の特色ある地域スポーツ振興事業として取り組んでいるカヌー振興事業のひとつとして、夏休み期間に、小学生を対象としたカヌー教室を実施します。</p> <p>○社会体育大会出場奨励金 国際、全国、九州、県大会に出場する小・中学生及び高校生に対し、各種スポーツ大会での健闘を称え、本市代表として出場する上位大会での活躍を期待するとともに、更なる競技力の向上及び上位大会への出場意欲の向上を図るため、奨励金を交付します。</p>	スポーツ振興課



【基本施策1】こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

計画策定に
あたつて

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
計画の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
1-2-20	●防災を通じた教育・体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育の実施 小学3～4年生を対象とした社会科副読本「のびゆく長崎」に長崎大水害動画のリンクを掲載し、各学校で実施する防災教育への積極的な活用を図ります。 	防災危機管理室
		<ul style="list-style-type: none"> ○防火防災まち歩き体験訓練の実施 少年消防クラブ等を対象に地域ぐるみで防火防災のまち歩き体験訓練を消防団や婦人防火クラブと連携して実施します。 	予防課
		<ul style="list-style-type: none"> ○スクール救命サポーターの育成 市内の公・私立中学校の生徒を対象に心肺蘇生法が学べる講習会を実施します。 	警防課
		<ul style="list-style-type: none"> ○絵本、消防かるた、紙芝居等を活用した事故防止啓発 保育園や幼稚園等において、絵本、消防かるた、紙芝居等を活用し、救急要請につながる事故防止の啓発を行います。 	警防課

No	取組	概要	担当課
1-2-21	●在住外国人と交流する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○長崎で働く外国人に講師となってもらい、外国語講座やその国の料理教室を開催し、大人もこどもも一緒に学び、親しむ講座を開催します。 ○外国人が長崎で家族と生活しやすくなるよう、外国人も家族で参加しやすい交流講座を開催します。 ○留学生と日本人が、歌や会話などを通して、日本語と外国語双方のコミュニケーション能力を高められるような講座を開催します。 	生涯学習企画課 (各公民館等)



【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

【この施策に関する主な意見】

- 将来、結婚や子育てをしたいと思えるような制度や環境作りに力を入れて欲しい。今のところ賃金や物価、子育て環境を考えると安心感はなく、子どもが欲しいとは思えない（18歳から29歳）
- 3人以上子どもを産んだ人になんらかのインセンティブがないと2人でも十分という若者が多いと思います。晩婚化も少子化の一因になっているかと思う（いざ、子どもを考えられるようになった時には3人以上は厳しいなど）ので早く結婚するように促す何かがあるとよいと思います（18歳から29歳）
- 結婚して子どもを産もうと思えるような補助制度を強化して欲しい。なかなか経済面で結婚まで踏み込めない人が多いと思うので（18歳から29歳）
- 妊婦さんの時から子育てセンターがあることを伝えて欲しいです。妊婦さんも参加できるイベントがあるし、出産前、出産後相談したりできて本当にみんなにおすすめしたいです（未就学児保護者）

【意見に対する施策の考え方】

結婚、妊娠、出産期から子育てにつながるまでの期間に対して、経済面をはじめ不安を感じ踏み出せないという意見が見られます。

それぞれのライフステージを通した切れ目のない支援を行うことで、それらの不安解消を図り、子どもの健やかな成長につながる取組みを進めます。

個別施策1) 結婚希望者への支援

No	取組	概要	担当課
2-1-1	●出会いの場の創出、機運の醸成	結婚を希望しているものの、交際や結婚に至っていない様々な要因を捉え、交際や結婚に向けた後押し支援を行います。	長崎創生推進室



【基本施策2】結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策2) 妊娠・出産の支援

No	取組	概要	担当課
2-2-1	★こども家庭センター ¹¹ （母子保健機能）による支援の充実（妊婦等包括相談支援事業の実施） 【後掲】3-6-4	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援を実施し、妊婦のための支援給付と組み合わせて総合的な支援を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
2-2-2	●こども家庭センター（児童福祉機能）による支援の充実 【後掲】5-1-10、5-2-2	すべてのこどもとその家庭及び妊産婦を対象に、こども等に関する相談全般から、社会福祉士、臨床心理士などによる専門的な相談対応や継続的な訪問を行い、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行います。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
2-2-3	●妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援	妊婦等包括相談支援での面談をはじめ、妊産婦及び乳幼児健康診査等を通じて、妊産婦、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、こども家庭センターによる訪問指導等により、相談支援を行える体制づくりを推進します。また、必要時には合同ケース会議の開催やサポートプランの作成を行い、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
2-2-4	●妊婦のための支援給付 【後掲】3-8-1	妊婦等に対して面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦への支援給付を行い、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	子育てサポート課

¹¹ こども家庭センター：従来の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）及び子育て世代包括支援センター（母子保健）の両機能を有し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに寄り添い、誰一人見逃さず切れ目のない支援を行っています（令和6年4月設置）。



【基本施策2】結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

No	取組	概要	担当課
2-2-5	●周産期医療の充実	長崎みなとメディカルセンターにおいて、高度な周産期医療を行う長崎大学病院とともに正常分娩を取り扱う産科医療機関との役割分担と相互連携を図りながら、本市における周産期医療体制を維持していきます。	地域医療室

No	取組	概要	担当課
2-2-6	★妊産婦健康診査	<p>○妊婦健康診査（14回）及び産婦健康診査（2回）を実施します。また、多胎妊婦への健診追加助成（14回に追加して最大5回）及び低所得妊婦への初回産科受診料の助成（1回）を実施します。</p> <p>○適切な時期の妊婦健康診査受診を促進するために、早期母子健康手帳取得の周知啓発や、継続して定期受診ができるよう関係機関と連携して必要な支援を行います。また、産婦健康診査については、受診勧奨しながら支援が必要と把握した産婦を適切な支援につなぎます。</p>	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
2-2-7	●特定妊婦等の把握と支援	妊婦等包括相談支援での面談や産科等医療機関との連携等において、若年、貧困世帯など困難を抱える特定妊婦等を把握した場合はこども家庭センターが中心となり、関係機関との連携のもと、母子保健事業や子育て支援事業等により、地域における継続的な支援を強化します。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
2-2-8	●不妊への支援	こどもを持ちたいと思う方が安心して不妊治療を受けられるよう、治療を希望する人や職場など周りの方々に対し、長崎県や産科医療機関等関係機関と連携して不妊治療についての知識の普及や啓発を行います。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
2-2-9	★産後ケアの実施	産後ケアを必要とする産婦及び乳児に産後ケアを実施します。併せて、産婦健康診査等により把握した支援が必要な産婦へ、産科医療機関と連携しながら産後ケアの支援につなぎます。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課



【基本施策2】結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

計画策定に
あたって

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
2-2-10	★乳児家庭全戸訪問事業の実施 【後掲】5-2-4	家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、子育てに関する情報提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなぎます。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
2-2-11	●乳児を持つ家庭への家事代行サービスの助成	乳児を養育する家庭に対して、民間の家事代行サービスの利用を支援することで、育児への負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。	子育てサポート課
2-2-12	●母子保健事業における情報提供 【後掲】3-6-5	子育て家庭への様々な制度や育児・地域に関する情報などについて、乳幼児健診検査や育児学級等で情報提供を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
2-2-13	★育児に対する助言や指導 (養育支援訪問事業の実施)	出産後間もない時期や、様々な要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
2-2-14	★育児不安や困難を抱える子育て家庭への訪問支援（子育て世帯訪問支援事業の実施）	家事や子育て等に対する不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援者が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
2-2-15	★地域の身近な場所での相談 【後掲】3-6-8、6-1-2	地域の身近な場所で、子育て家庭からの相談を受け、必要な支援を行う「利用者支援」と、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成等の「地域連携」を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課



【基本施策2】結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策3) こどもの健やかな成長への支援

No	取組	概要	担当課
2-3-1	●健康診査等の実施	<p>○乳児期の切れ目ない健康診査の体制を整えるとともに、乳幼児の健康診査の受診を勧奨し、未受診者への早期対応を行うことで乳幼児の健康管理を促します。</p> <p>○精神・運動発達上の支援が必要な幼児とその保護者を対象に教室を開催し、集団遊びや発達相談の場を提供します。また必要時には発達健康診査等を勧奨し、専門的な支援につなぎます。</p>	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課

No	取組	概要	担当課
2-3-2	●予防接種の実施	伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延を予防するため、予防接種について周知し、定期接種を勧奨します。	こども政策課

No	取組	概要	担当課
2-3-3	●小児医療に対する支援	乳幼児の健康管理を継続的に行うため、保護者に対して「かかりつけ医」を持つことの重要性を啓発します。また、未熟児養育医療費や自立支援医療（育成医療）費、小児慢性特定疾病医療費などの助成を行います。	こども政策課

No	取組	概要	担当課
2-3-4	●親子の口腔保健の推進	妊娠・出産及び育児に伴う親子の口腔疾患を予防し、健康で豊かな生活を送るため、正しい知識の普及や歯科医院への受診を勧奨し、望ましい歯科保健行動を支援します。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
2-3-5	●訪問や教室による育児への支援 【後掲】3-6-10、3-7-1	妊娠や出産により不安を抱える妊産婦や乳幼児などに対して、適切な訪問指導を行います。また、各種教室の開催により、保護者の育児不安の軽減や育児に対する正しい知識の普及に努め、保護者のニーズを踏まえながら効果的な事業を開します。併せて、対象者への周知啓発に努めます。	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

【この施策に関する主な意見】

- ・ こども割などしたらしい（小学生）
- ・ 教育費やこどもにかかる金額を減らす（小学生）
- ・ このままでも自分はいいと思うけど親がお金のことなどできつそなところは改善してほしい（中学生）
- ・ 経済学を取り入れた授業を増やす（中学生）
- ・ 教育や育児などに税金を回すべき（高校生）
- ・ 個性を活かす教育をする。教育の質を上げる。勉強だけしていれば成績が上がるという大部分の考え方を改めて、他にも原因があることを知る（高校生）
- ・ 奨学金制度で働きながら返金しているが、自分の生活でいっぱい将来が不安です。改善して欲しいです（18歳から29歳）
- ・ 出産だけでなく、想像以上にお金がかかる産後の経済的補助が最大の子育て支援だと思います（未就学児保護者）
- ・ 経済的支援を充実させて欲しい。12月に2人目が産まれ楽しみにしています。それと同時に経済的な不安もあります。出産手当が増額されましたが、病院側も同様費用が上がり全く余裕がありません（未就学児保護者）
- ・ 子育て支援センター等が、日曜日・祝日も空いていると助かるという声をよく聞きますし、私自身もそう思います（未就学児保護者）
- ・ 生まれてから高校卒業まで切れ目のない支援・サービスの提供、見守りがあれば良いと思う（未就学児保護者）
- ・ 習い事、学費の支援を拡充してほしい（小学生保護者）

【意見に対する施策の考え方】

こどもが成長するために必要な保育・教育の支援に対して、利用範囲の拡大や質の向上、経済的負担軽減といった様々な希望があります。

教育・保育のベースとなる量の確保及び質の向上、学校教育の充実によるこどもの支援のほか、子育て家庭の精神面及び経済面からの負担軽減に関する取組みを進めます。



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

個別施策1) 教育・保育施設等の適正な量の確保

No	取組	概要																								
3-1-1	●量の見込みの考え方	<p>ア 認定区分等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th><th>対象</th><th>利用できる施設等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td><td>満3歳以上で保育の必要性がないこども</td><td>幼稚園、認定こども園</td></tr> <tr> <td>2号認定</td><td>満3歳以上で保育の必要性があるこども</td><td>幼稚園、認定こども園</td></tr> <tr> <td>3号認定</td><td>満3歳未満で保育の必要性があるこども</td><td>幼稚園、認定こども園、地域型保育</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 保育の必要性の認定事由</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 就労</td><td>⑥ 求職活動</td></tr> <tr> <td>② 妊娠・出産</td><td>⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</td></tr> <tr> <td>③ 保護者の疾病・負傷・障害</td><td>⑧ 虐待、DV</td></tr> <tr> <td>④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護</td><td>⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること</td></tr> <tr> <td>⑤ 災害復旧</td><td></td></tr> </tbody> </table>			認定区分	対象	利用できる施設等	1号認定	満3歳以上で保育の必要性がないこども	幼稚園、認定こども園	2号認定	満3歳以上で保育の必要性があるこども	幼稚園、認定こども園	3号認定	満3歳未満で保育の必要性があるこども	幼稚園、認定こども園、地域型保育	① 就労	⑥ 求職活動	② 妊娠・出産	⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	③ 保護者の疾病・負傷・障害	⑧ 虐待、DV	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること	⑤ 災害復旧	
認定区分	対象	利用できる施設等																								
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がないこども	幼稚園、認定こども園																								
2号認定	満3歳以上で保育の必要性があるこども	幼稚園、認定こども園																								
3号認定	満3歳未満で保育の必要性があるこども	幼稚園、認定こども園、地域型保育																								
① 就労	⑥ 求職活動																									
② 妊娠・出産	⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）																									
③ 保護者の疾病・負傷・障害	⑧ 虐待、DV																									
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること																									
⑤ 災害復旧																										
		<p>保育（2号認定こども（3～5歳児）及び3号認定こども（0～2歳児））の量については、幼児教育・保育の無償化や共働き世帯の増加などにより、保育利用率が伸びていくと見込んでおり、過去3年間の保育利用率（長崎市全体及び各区域）の実績を基に、令和7年度から令和12年度までの保育利用率は平均的に伸びていくものと見込んでいます。しかしながら、著しい少子化の影響により、今後も就学前児童数は減少していくと見込んでいます。</p> <p>教育（1号認定こども（3～5歳児））の量の見込みについては、3～5歳児の96.9%（令和6年4月1日現在）が教育又は保育のいずれかの施設に入所しており、入所しない児童も一定数見込むと両施設への入所率は横ばいになると見込んでいるものの、保育と同様に少子化の影響により児童数は減少していくと見込んでおり、3～5歳児の数から、入所しない児童及び2号認定子どもの数を除いた児童数が、1号認定子どもの数になると見込んでいます。</p> <p>その結果、保育利用の伸びよりも少子化による児童数の減少が大きく、保育の量、教育の量は共に減少していくものと見込んでいます。</p>																								



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

No	取組	概要
3-1-2	●確保策の考え方	<p>保育所等待機児童は、平成31年4月時点で解消しましたが、その後の保育ニーズに対応できるよう量の確保を図ります。</p> <p>○確保策は既存施設の活用を基本とします。</p> <p>○老朽施設の改修整備の助成事業を実施し、活用可能な既存施設を維持します。</p> <p>○1号が不足する区域については、隣接区域等で確保することとします。</p> <p>○年度途中の保育需要の増加については、受け入れ体制がある施設において、定員を超えて一定数の入所を行うことにより弾力的に対応することとします。</p>

No	取組	概要
3-1-3	●認定こども園普及に係る基本的な考え方	<p>○認定こども園は、保護者の就労状況等によらず、柔軟にこどもを受け入れられるという特長があることから、供給を満たしている区域であっても、認定こども園への移行は今後も進めます。</p> <p>○認定こども園の類型としては、幼保連携型を中心に移行を進めますが、地域や施設の状況に応じて幼稚園型、保育所型もしくは地方裁量型への移行も進めます。</p>

No	取組	概要
3-1-4	●産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	産休・育休明けにスムーズに教育・保育施設が円滑に利用できるよう取組みを進めます。

No	取組	概要
3-1-5	●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	<p>○施設等利用費の給付方式について、保護者の経済的負担や利便性等を勘案し、幼稚園（新制度未施行）の保育料等については現物給付により支給し、認可外保育施設等の各種利用料については保護者からの請求のあった翌月に償還払により支給しています。</p> <p>○特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を支給する場合において、資金繰りに支障を来すことの無いよう配慮し、現物給付により支給する保育料等については、年2回、4月及び10月に、半年分を概算払しています。</p> <p>○特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく執行や権限の行使について、長崎県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を、必要に応じ、要請することとしています。</p>



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

計画策定に
あたって

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況第3章
と課題組

こども計画の
基礎的考え方

施
策第5章
の展開

計
画の目標等
第6章

計
画の推進
第7章

No	取組	概要	担当課
3-1-6	★延長保育事業	保育が必要であると認定（2号、3号認定）を受けたこどもが、保育所、認定こども園において、通常の利用日（平日、土曜日）及び利用時間以外に保育を希望する場合に、保育を実施します。	幼児課

No	取組	概要	担当課
3-1-7	★一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園に通うこどもが、通常の利用時間終了後に、保護者の事情により家庭で保育を受けることができない場合に、幼稚園において一時的に預かります。	幼児課

No	取組	概要	担当課
3-1-8	★一時預かり事業（幼稚園型以外）	保護者の事情により、家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において一時的に預かります。	幼児課 子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-1-9	★病児・病後児保育事業 【後掲】3-6-14	保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育します。	幼児課

No	取組	概要	担当課
3-1-10	★乳児等通園支援事業	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満を対象に、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で預かります。地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保や情報共有体制を整備し、教育・保育施設への円滑な移行を支援します。	幼児課



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

個別施策2) 教育・保育等の質の向上

No	取組	概要	担当課
3-2-1	●保育教諭・保育士等の処遇改善、保育士の確保	<p>○国や県の制度の活用と市独自の補助により、保育教諭や保育士等の処遇改善を促進するとともに、賃金の根幹となる公定価格の適正な設定について国に要望していきます。</p> <p>○保育教諭や保育士等を対象とする研修会の実施や処遇改善等を行うとともに、幼児教育・保育現場の職場環境の改善に取り組み、生涯働く魅力ある職場づくりを推進することで、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図ります。</p> <p>○保育教諭や保育士等の確保について、働きやすい職場環境づくりへの支援を行うとともに、長崎県が設置している「保育士・保育所支援センター」と連携して取り組みます。</p>	幼児課

No	取組	概要	担当課
3-2-2	●幼稚園・保育所等の運営評価	幼稚園や保育所等の運営について、事業者による自己評価を行うとともに、第三者評価の実施についても促進します。	幼児課

No	取組	概要	担当課
3-2-3	●幼稚園・保育所等と小学校の連携方策	幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続のため、幼保小のこどもたちの交流と、職員の意見交換や合同研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。	幼児課 学校教育課

No	取組	概要	担当課
3-2-4	●小規模保育事業と幼稚園・保育所等との連携方策	小規模かつ0～2歳児までの事業である小規模保育事業については、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を原則として求めるものとし、近隣施設や公立施設による連携に努めます。	幼児課



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

計画策定に
あたって

第2章
こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

第3章
状況と課題
の取組

第4章
こども計画の
基本的考え方

第5章
施
策
の
展
開

第6章
計
画
の
目
標
等

第7章
計
画
の
推
進

No	取組	概要	担当課
3-2-5	●学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保	毎月行われる献立作成会において、献立を立案する栄養教諭、児童生徒の給食の実態を把握している校長や給食主任、保護者、調理員の代表、物資調達に関する長崎市給食会から献立内容について意見を聴取し、献立内容の充実を図っています。また、献立が食育の観点から生きた教材となるよう、献立のねらいを明確にし、給食時間の指導を行います。	健康教育課

No	取組	概要	担当課
3-2-6	●保育所等における食育の推進	○保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。	幼児課

個別施策3) 「確かな学力」の向上

No	取組	概要	担当課
3-3-1	●学校教育による学力保障	○家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう少人数指導や習熟度別指導等、こどもたち一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実します。	学校教育課
		○研修や研究指定を行うなどによるこどもたちの学力向上の推進や、こどもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着に向けた取組み、外国語指導助手等を活用した国際理解教育の推進、並びにＩＣＴ機器の効果的な活用を図ります。	学校教育課 教育研究所

No	取組	概要	担当課
3-3-2	●学習eポータル及びAI型ドリル教材（キュビナ）の導入	小学4年生から中学3年生までのAI型ドリル教材費の一部を補助することで保護者負担を抑えるとともに、市内共通教材として効果的な活用を進め、個別最適な学びの充実による学力向上を図ります。	教育研究所



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

個別施策4) 家庭・学校・地域の連携による教育の充実

No	取組	概要	担当課
3-4-1	●地域における学習支援等	○地域学校協働活動における学習支援等【後掲】4-3-3 放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようするため、放課後子ども教室の実施を推進します。	こどもみらい課
		○生活困窮世帯等への学習支援【後掲】4-3-5 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等のこどもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行います。	中央総合事務所生活福祉2課

個別施策5) 安全・安心に学べる教育環境の整備

No	取組	概要	担当課
3-5-1	●保育施設等の整備 【後掲】6-3-1	保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう保育施設、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等を整備します。	幼児課 こどもみらい課

No	取組	概要	担当課
3-5-2	●教育委員会からの直接連絡機能の導入	学校を経由せずに直接保護者等のモバイル端末にお知らせメールを配信することで、情報提供の効率化を図ります。	教育研究所

個別施策6) 子育てに関する精神的負担の軽減

No	取組	概要	担当課
3-6-1	●子育て応援情報サイト「イー カオ」の充実	子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの情報に加え、こどもが参加できるイベント情報等を掲載し、また、利用者が意見交換などをしたり、パパママモニターによるホームページへの意見を聴取し、令和7年3月にホームページをリニューアルするなど、長崎市子育て応援情報サイト「イー カオ」の機能の充実を図り、積極的な情報収集と情報発信に努めます。	こども政策課



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

計画策定に
あたつて

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
3-6-2	●子育て応援アプリ（「イーカオ+（プラス）」）の運用	子育て家庭が必要としている情報をタイムリーに受け取ることができ、母子の健康管理や予防接種のスケジュール管理、施設検索等ができる子育て応援アプリを運用します。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-6-3	●子育てガイドブックの更新	子育て家庭への支援内容や幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの子育てに関する情報を掲載した長崎市子育てガイドブックを適宜更新し、子育て世帯への配布を行います。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-6-4	★こども家庭センター（母子保健機能）による支援の充実（妊婦等包括相談支援事業の実施） 【再掲】2-2-1	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援を実施し、妊婦のための支援給付と組み合わせて総合的な支援を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課

No	取組	概要	担当課
3-6-5	●母子保健事業における情報提供 【再掲】2-2-12	子育て家庭への様々な制度や育児・地域に関する情報などについて、乳幼児健診査や育児学級等で情報提供を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課

No	取組	概要	担当課
3-6-6	●こども・子育てイーカオ相談の周知・充実 【後掲】5-1-9	妊娠・出産・子育てに関するあらゆる相談に、電話、LINE、メール、窓口、オンラインにて専門職が応じ、必要な支援へつなぎます。また、ホームページ掲載や、SNS配信等子育て世帯が情報を得やすい方法により周知を図ります。	子育てサポート課



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

計画策定に
あたって

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
3-6-7	●親子の心の相談の実施 【後掲】5-1-11	子どもの関わり方に悩んでいる保護者に対して、精神保健福祉士、小児科医等が専門的なアドバイスを行う「親子の心の相談」を実施します。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-6-8	★地域の身近な場所での相談 【再掲】2-2-15 【後掲】6-1-2	地域の身近な場所で、子育て家庭からの相談を受け、必要な支援を行う「利用者支援」と、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成等の「地域連携」を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課

No	取組	概要	担当課
3-6-9	●お遊び教室の開催	民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地域の公民館やふれあいセンター等で「お遊び教室」を開催し、0歳から就学前のこども及び保護者の親子が交流し、子どもの遊びや子育てについて学ぶ場を提供します。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-6-10	●訪問や教室による育児への支援 【再掲】2-3-5 【後掲】3-7-1	妊娠や出産により不安を抱える妊産婦や乳幼児などに対して、適切な訪問指導を行います。また、各種教室の開催により、保護者の育児不安の軽減や育児に対する正しい知識の普及に努め、保護者のニーズを踏まえながら効果的な事業を開します。併せて、対象者への周知啓発に努めます。	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課

No	取組	概要	担当課
3-6-11	★子育て支援センターの充実	○子育て家庭が地域で気軽に交流や相談などができるよう、子育て支援センターの充実を図ります。 ○概ね3歳未満の乳幼児親子が地域において、交流・相談できる子育て支援センター及び、長崎市独自の取組みとして開設した、発達支援に特化した子育て支援センターを充実します。	こども政策課



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

No	取組	概要	担当課
3-6-12	★ファミリー・サポート・センター事業の充実 【後掲】6-1-3	地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-6-13	★子育て短期支援事業（ショートステイ） 【後掲】5-1-15	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行います。 ○子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行います。 ○必要としている方に利用してもらうため、引き続きこども家庭センター等でチラシ配布等により、市民や関係機関等へ幅広く周知を図ります。 	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-6-14	★病児・病後児保育事業 【再掲】3-1-9	保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育します。	幼児課

No	取組	概要	担当課
3-6-15	●子育て総合支援拠点の検討	こどもや子育て家庭を総合的に支援する拠点の必要性について検討を進めます。	こども政策課

No	取組	概要	担当課
3-6-16	●相談職員の資質向上	こども家庭センター職員のスキルアップのための研修受講など、職員の資質の向上を図ります。	子育てサポート課



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

個別施策7) 家庭の子育て力向上

No	取組	概要	担当課
3-7-1	●訪問や教室による育児への支援 【再掲】2-3-5、3-6-10	妊娠や出産により不安を抱える妊産婦や乳幼児などに対して、適切な訪問指導を行います。また、各種教室の開催により、保護者の育児不安の軽減や育児に対する正しい知識の普及に努め、保護者のニーズを踏まえながら効果的な事業を開します。併せて、対象者への周知啓発に努めます。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
3-7-2	●父親への子育て支援 【後掲】6-2-3	家族が協力し合って子育てができる環境をつくるため、父親（パートナー）への支援として、妊娠中の両親学級、父親（パートナー）も対象とする育児学級や父親（パートナー）と就学前児童が参加する「お遊び教室パパデー」を開催します。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
3-7-3	★親子の関係性や子どもの関わり方を学ぶ場の提供 【後掲】5-1-14	こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者等が、親子の関係性や発達に応じた子どもの関わり方等の知識や方法を身につけるなど、健全な親子関係の形成に向けた支援のあり方について検討します。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-7-4	●ファミリープログラムの実施	単位PTAにファミリープログラムを啓発し、PTA活動の活性化を図ります。また、自治会や育成協にも周知し、地域での青少年健全育成に努めます。一方で、ファミリープログラムを進行できる人材を養成するために、ファシリテーター養成講座を開催します。	生涯学習企画課

No	取組	概要	担当課
3-7-5	●子育て応援講座の開催	公民館や文化センターでこどもを育てる保護者を応援する講座を開催します。	生涯学習企画課 (各公民館各文化センター)



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

No	取組	概要	担当課
3-7-6	●家庭における食育の推進	家庭における食育を推進するため、乳幼児健康診査時や地域の各種イベント、ホームページなどにおいて、朝食の重要性、共食の大切さや栄養バランスのとれた食事など食に関する意識向上につながるような普及啓発を行います。	健康づくり課 各総合事務所地域 福祉課

No	取組	概要	担当課
3-7-7	●子育て世代（両親）を対象とした応急手当講習	子育て世代（両親）を対象に、事故発生時の応急手当の方法や事故の未然防止（予防救急）について学べる定期講習会を開催します。	警防課

個別施策8) 経済的支援の充実

No	取組	概要	担当課
3-8-1	●妊婦のための支援給付 【再掲】2-2-4	妊婦等に対して面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦への支援給付を行い、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-8-2	●助産の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦に対し助産を行います。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
3-8-3	●児童手当の支給	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課

No	取組	概要	担当課
3-8-4	●こども福祉医療費の助成	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を対象に、医療費の一部負担金のうち、こども福祉医療費の自己負担限度額を差引いた額を助成します。	こども政策課



【基本施策3】こども・子育て家庭への支援

計画策定に
あたって

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
計画の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
3-8-5	●就学援助制度の実施	経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対し、学用品費や給食費等の経費の一部を援助します。	教育委員会総務課

No	取組	概要	担当課
3-8-6	●幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年10月から、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、子ども・子育て支援新制度の保育所等における保育料を無償としています。また、無償化に伴い、副食費は保護者の負担となりましたが、子どもが通う施設間での公平性を保つとともに、保護者がこれまで負担していた額を超える負担をしないよう、また、通園する施設により不公平とならないよう、国の負担軽減策に加え、市独自の支援策を講じています。 ○同一世帯で2人以上の子どもが保育所等を同時利用する場合の第2子以降の保育料を無償とします。 	幼児課

No	取組	概要	担当課
3-8-7	●住宅に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代の市営住宅への優先的入居を実施します。 ○市街化調整区域における開発許可基準の緩和を行い、住宅用地の促進を図ります。 ○安心して子どもを生み育てることができる環境の整備及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育て世帯の中古住宅取得及び住宅改修費用の一部を助成します。 ○住みよかプロジェクト協力認定制度において、既に協力・連携している事業者及び新たに協力・連携する事業者と住宅の供給に資するための「協力認定事業」に取り組みます。 	建築総務課 住宅政策室

No	取組	概要	担当課
3-8-8	●企業連携型奨学金返還支援 【後掲】6-1-5	若年者の経済的な負担の軽減に伴う生活の安定化を図り、長崎市に居住する若年者の地元就職・定着に繋げるため、従業員への奨学金返還支援制度を有する企業と連携して、その費用の一部を補助する取組みを進めています。	産業雇用政策課



【基本施策4】きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

【基本施策4】きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

【この施策に関する主な意見】

- ・障害がある人も、病気の人達もすべての人達が楽しく過ごせる施設があればよい（小学生）
- ・こども食堂を増やす（小学生）
- ・みんなに平等な家があり、みんなが同じくらいのご飯がある平等な長崎にしたいです（小学生）
- ・行きたい高校に進学しやすくするために、奨学金手当をもっと充実してほしい（中学生）
- ・出生地域や障害の有無に関係なく働ける社会になればよい（中学生）
- ・児童精神科の充実（精神科医を増やして待ち時間を減らす、発達障がいについての理解を深める）（中学生）
- ・貧困で苦しむこどもたちを減らす。教育費無料（高校生）
- ・保育園の延長料が高い。シングルで仕事を頑張っているが結局お金がかかる。生活が苦しい（未就学児保護者）
- ・発達障害に関する学びの場が欲しい。なかなか情報が得られず困っていたため（運良く情報提供があったので支援に繋がれたがそうでなければ今もなんの支援もなかったかも）（未就学児保護者）
- ・最近貧困が問題になっていると感じるので、ご飯やおかず等が自由に貰える場所があると非常に助かる。こども手当は有り難いがそれを上回るほどの物価高で結構足りない印象（未就学児保護者）
- ・働きたくてもこどもに発達障害児や障害児がおり、（長時間預けることに不安があり）就労ができず、もどかしく思っています。障害が軽いと判断されると支援もほとんどありませんので、その辺りも改善してほしいです（小学生保護者）
- ・学童保育の支援員の方向けの、発達障害児の対応などの勉強会を増やして欲しいです（小学生保護者）

【意見に対する施策の考え方】

こどもの家庭環境によっては経済的負担の軽減、また、こどもの発達の状況によっては療育的な支援など、状況に応じた支援が求められます。

生活困窮やひとり親家庭、障害児支援のほか、特に配慮を要するこどもとその家庭を支援する取組みを進めます。



【基本施策4】きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

個別施策1) 障害児への支援

No	取組	概要	担当課
4-1-1	●配慮を要するこどもとその家族へのインクルーシブ対応	○教育・保育施設での受け入れ促進 保育所等において、精神・身体に障害又は発達遅滞のある乳幼児を受入れ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すとともに、障害のある乳幼児等を受入れている保育所等に対する助成を行い、受け入れ施設の拡充を図ります。また、医療的ケアが必要な児童を保育所等で受け入れるための支援体制の構築等について検討を進めています。	幼児課
		○放課後児童クラブでの受け入れ促進 障害児を受け入れている放課後児童クラブに対し、助成を行い、障害児の受け入れを促進します。	こどもみらい課

No	取組	概要	担当課
4-1-2	●発達支援のための健康診査、相談の実施及び周知・啓発	乳幼児の健康診査を実施し、精神・運動発達の遅れや疾病、障害を早期に発見するとともに、保護者、医療機関、保育所、幼稚園等から精神・運動発達面の相談を受けた乳幼児に対する発達健康診査を行い、適切な助言・指導を行います。 また、精神・運動発達上の支援が必要な児童とその保護者を対象に、集団遊びや発達相談を内容とする教室を開催します。	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課
		発達障害の理解のための啓発パンフレットを関係機関や健診の場において配布するとともに、市民に対し、発達障害の様々な特性を理解していただくため、講演会やセミナーを開催するなど、普及啓発の取組みを進めます。	障害福祉課

No	取組	概要	担当課
4-1-3	●在宅サービス及び障害児通所支援の提供	○在宅で生活する障害児について、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス又は児童発達支援等の障害児通所支援事業を実施し、在宅支援の充実に努めます。	障害福祉課
		○障害児が身近な地域で適切にサービスを利用できるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。	
		○児童発達支援センターを有する「長崎市障害福祉センター」を中心に、地域の療育体制を行う事業を強化します。	



【基本施策4】きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

No	取組	概要	担当課
4-1-4	●地域における療育支援の充実	保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所又は医療機関の職員を対象に、長崎市障害福祉センターの専門職員による療育技術指導や講習会を実施し、地域における療育支援体制の充実を図ります。	障害福祉課

No	取組	概要	担当課
4-1-5	●障害福祉センターにおける発達支援の充実	<p>長崎市障害福祉センター診療所において、心身に障害がある児童又はその疑いがある児童に対し、診察・治療・発達評価・障害評価を専門的に行い、医師又はセラピストによる療育とリハビリテーションを適切に実施します。</p> <p>また、保育所、幼稚園等における巡回相談を行い、障害児の早期発見に努めるとともに、専門職員が保育士や保護者等からの相談を受け、適切な指導方法について助言します。</p> <p>さらに、学童を対象としたグループ訓練や、家族支援のためのペアレント・トレーニングを実施するなど、療育の一層の充実を図ります。</p>	障害福祉課

No	取組	概要	担当課
4-1-6	●医療的ケアが必要な児童への支援の充実	医療的ケア児が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し、医療的ケア児支援の充実を図ります。また、医療的ケア児の地域における受入れが促進されるよう、体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	障害福祉課

No	取組	概要	担当課
4-1-7	●就学・教育相談の充実	<p>発達障害を含む障害のある児童生徒一人ひとりに応じた教育を提供するため、就学・教育相談を実施しています。各幼稚園、保育所への案内、保護者や教諭、保育士等を対象とした説明会の実施、さらに、小学校入学前に実施される就学時健康診断においても就学相談の案内をしていきます。</p> <p>今後も、より望ましい就学や適切な教育的支援ができるよう情報提供に努め、本人及び保護者に対して適切に相談を進めていきます。</p>	教育研究所



【基本施策4】きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

計画策定に
あたつて

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
計画の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開
第5章

計画の目標等
第6章

計画の推進
第7章

No	取組	概要	担当課
4-1-8	●特別支援教育に関する支援の充実	○障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒に対し、教育的ニーズに応じた適切な教育を行います。また、障害についての理解促進のための啓発活動を行うなど特別支援教育の充実を図ります。	教育研究所
		○特別支援学級の児童生徒の保護者に対して、その負担能力（世帯の所得）に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に要する所要の経費を補助し、経済的負担を軽減します。	教育委員会総務課

No	取組	概要	担当課
4-1-9	●障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	障害福祉課

No	取組	概要	担当課
4-1-10	●児童発達支援センターの機能強化	児童発達支援センターが地域の中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ります。	障害福祉課

個別施策2) ひとり親家庭等の自立支援

No	取組	概要	担当課
4-2-1	●児童扶養手当の支給	ひとり親世帯等の満18歳未満に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児童は20歳未満）について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童を養育する母又は父又は養育者に児童扶養手当を支給します。	こども政策課



【基本施策4】きめ細かな対応が必要な「こどもと家庭への支援

計画策定に
あたつて

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題組
合

こども計画の
基本的考え方

施
策
の
展
開

計
画
の
目
標
等

計
画
の
推
進

No	取組	概要	担当課
4-2-2	●ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の助成	20歳未満の子を監護するひとり親家庭の母・父及びひとり親家庭の母・父に監護されている18歳未満の子（父母のない18歳未満の子も含む）、寡婦に対し、所得状況に応じて医療費の一部負担金のうち、ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の自己負担限度額を差し引いた額を助成します。	こども政策課

No	取組	概要	担当課
4-2-3	●ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化	<ul style="list-style-type: none">○ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した支援を行います。併せて、長崎市社会福祉協議会が行っている貸付制度についても周知を図ります。○母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭等の生活指導や相談・助言を実施します。○母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の父または母に面接を行い、個々のケースに応じた自立支援計画を策定して、就業する上での様々な悩みや問題の解決を図り、きめ細やかで継続的な就労支援を実施します。○求人情報や各事業の情報を円滑に取得・提供するために、ハローワーク、マザーズコーナーやながさき就職支援ルーム等との連携を図ります。○長崎県と共同で長崎県ひとり親家庭等自立促進センターを運営し、就業支援及び専門家による相談を実施し、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援します。○長崎県ひとり親家庭等自立支援センターにおいて、養育費等に関する専門家による法律相談等を実施します。また、養育費の決めを促すとともに養育費の決めの継続した履行を確保するため、公正証書等の作成や養育費保証契約の締結に係る費用を補助します。	こども政策課

No	取組	概要	担当課
4-2-4	●保育所への優先的入所	ひとり親家庭が安心して就労・求職活動ができるよう、継続して保育所への優先的入所選考を実施します。	幼児課



【基本施策4】きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

計画策定に
あたつて

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
の取組

こども計画の
基本的考え方

施策第5章
の展開

計画の目標等

計画の推進
第7章

No	取組	概要	担当課
4-2-5	●保育料等の減免	○ひとり親家庭等の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所保育料を無償とします。また、決定については、未婚のひとり親家庭の父または母においても所得税法上の寡婦（夫）控除を「みなし適用」します。	幼児課
		○経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。 【後掲】4-3-3	こどもみらい課
		○低所得世帯に対する経済的支援として、利用料の減免措置を実施するとともに、国、県に利用料減免の補助制度創設を要望し、財源の確保を図ります。	幼児課 こどもみらい課

No	取組	概要	担当課
4-2-6	●日常生活支援	ひとり親家庭の保護者及び寡婦が病気や本人の就学などの事由により一時的に日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や育児などの日常生活の支援を行います。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
4-2-7	●市営住宅への優先的入居	ひとり親家庭の市営住宅への優先的入居を実施します。	建築総務課

No	取組	概要	担当課
4-2-8	●資格取得等への支援	ひとり親家庭の保護者を対象に自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練給付金を給付し、資格取得にかかる費用及び養成機関で修業する期間の生活費を支援します。	こども政策課

No	取組	概要	担当課
4-2-9	●ひとり親家庭への資金貸付制度等を活用した負担の軽減	○ひとり親家庭等の経済的自立の助成や生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付け、経済的自立を支援します。	こども政策課
		○ひとり親家庭の住宅支援については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金による支援のほか、長崎県社会福祉協議会が実施している住宅支援資金貸付制度など利用可能なサービスの情報提供を行います。	



【基本施策4】きめ細かな対応が必要な「こどもと家庭への支援

No	取組	概要	担当課
4-2-10	●母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設において、配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ保護とともに、自立促進のために生活を支援します。併せて、退所者についても相談その他の援助を行います。	こども政策課 子育てサポート課

個別施策3) 子どもの貧困対策

No	取組	概要	担当課
4-3-1	●こども相談センターによる支援の充実 【後掲】5-1-2	いじめや不登校、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子どもに対して、心身の発達の過程を通じて健やかな成長を切れ目なく支える必要があることから、補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」を見直し、相談支援業務を拡充した「長崎市こども相談センター」を設置し、適切な支援を行います。	こども相談センター



【基本施策4】きめ細かな対応が必要な「こどもと家庭への支援」

No	取組	概要	担当課
4-3-2	●ヤングケアラーへの支援	<p>○障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「こども」とされる「ヤングケアラー」について、各学校にアンケートの実施などを依頼し、早期発見に努めます。</p> <p>○早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーへの支援を充実します。</p>	子育てサポート課 こども相談センター 教委総務課 学校教育課 教育研究所 自治振興課 地域保健課 福祉総務課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室 各総合事務所地域 福祉課 中央総合事務所生活福祉1・2課



【基本施策4】きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

計画策定に
あたつて

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
計画の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
4-3-3	●生活困窮世帯等のこどもへの生活支援	○引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯に対して、専門相談員による関係機関と連携した支援を実施します。 ○地域での子ども食堂やフードパントリーなどの活動を応援し、継続しやすい環境づくりに努めています。	中央総合事務所生活福祉2課 こども政策課
		○地域学校協働活動における学習支援等【再掲】3-4-1 放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようになりますため、放課後子ども教室の実施を推進します。	こどもみらい課
		○経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。 【再掲】4-2-5	こどもみらい課
		○経済的な理由から生理用品が購入できないなど、児童生徒から相談があった場合には、市立各学校において、生理用品を提供します。	健康教育課

No	取組	概要	担当課
4-3-4	●義務教育段階の就学支援	○経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。 ○公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。	教委総務課

No	取組	概要	担当課
4-3-5	●生活困窮世帯等への学習支援 【再掲】3-4-1	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等のこどもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行います。	中央総合事務所生活福祉2課



【基本施策4】きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

計画策定に
あたつて

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
第3章

こども計画の
基本的考え方

施策の展開
第5章

計画の目標等
第6章

計画の推進
第7章

No	取組	概要	担当課
4-3-6	●高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	○高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。 ○経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。 ○経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学金の貸与を行います。	教委総務課

No	取組	概要	担当課
4-3-7	●生活保護世帯等への進学費用等の負担の軽減	生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給を活用し、経済的理由により修学困難な生徒の学習機会の確保を図ります。	中央総合事務所生活福祉1・2課 東・南・北総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
4-3-8	●高等教育の進学・就学支援	生活保護世帯のこどもが大学等へ進学するときは、進学準備給付金を給付します。	中央総合事務所生活福祉1・2課 東・南・北総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
4-3-9	●生活困窮世帯等のこどもに対する就業支援	○ひとり親家庭のこどもには、長崎県と共同で運営している長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、就業相談・就業支援講習会等を行うとともに、ハローワーク等と連携し、就業支援を推進します。	こども政策課



【基本施策4】きめ細かな対応が必要な「こどもと家庭への支援

計画策定に
あたって

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
4-3-10	●生活保護費の支給	生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の維持や自立した生活が送れるよう支援を行います。	中央総合事務所生活福祉1・2課 東・南・北総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
4-3-11	●保護者の自立支援	○生活困窮者等の相談については、相談担当職員や支援員の能力向上を図るとともに、他機関との連携強化等を行うことで課題の解決を図ります。 ○生活保護世帯への就労支援について、就労支援員を中心とした各種就労支援事業間の連携のみならず、家計改善支援事業や健康管理支援事業も活用しながら、就職実現に向けて対象者の状況に応じた支援を実施します。 ○生活保護世帯への民間委託による就労支援事業において、民間のノウハウを活かした就労支援方法や就業訓練、就労準備支援の充実を図ります。	中央総合事務所生活福祉2課

No	取組	概要	担当課
4-3-12	●住居や就労機会に関する支援	離職や収入減等により住居を失うおそれがある者に対し、一定の家賃補助とともに、就労支援等を実施する住居確保給付金事業により、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。	中央総合事務所生活福祉2課

No	取組	概要	担当課
4-3-13	●就労機会の確保	ハローワークや民間の就労支援機関等と連携し、困窮世帯等の状況に応じ、子育てとの両立が可能な求人情報の提供や応募書類の作成、面接演習等を実施し、就労の実現と自立を目指した支援を行います。	中央総合事務所生活福祉2課



【基本施策4】きめ細かな対応が必要な「こどもと家庭への支援

計画策定に
あたつて

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
4-3-14	●親の学び直しの支援	ハローワークと連携し、職業訓練や各種講座の案内、生活保護制度の生業扶助等の活用により、生活保護世帯に学び直しの支援を行います。	中央総合事務所生活福祉1・2課 東・南・北総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
4-3-15	●非正規雇用から正規雇用への転換	非正規などの不安定な雇用環境にある方が生活費や住宅費の心配をすることなく、正規雇用を目指すことができるよう金銭給付を受けながら求職活動を行うことができる職業訓練受講給付金や住居確保給付金などの制度活用を図ります。	中央総合事務所生活福祉2課

No	取組	概要	担当課
4-3-16	●生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を活用して、ひとり親家庭が社会的につながりを持ち、地域社会から孤立しないために必要な支援を行います。	中央総合事務所生活福祉2課

No	取組	概要	担当課
4-3-17	●外国人児童生徒等への支援	外国人児童生徒等についても、教育の機会を適切に確保するため、教育相談員を派遣するなど、教育相談や学習面の支援を行います。	学校教育課

【基本施策5】 こどもの心と命を守るための取組み



【基本施策5】 こどもの心と命を守るための取組み

【この施策に関する主な意見】

- ・ 事故が少なくなるような道路にしてほしい（小学生）
- ・ 不登校のこどもがいなくなるような幸せな社会になってほしい（小学生）
- ・ いじめが無く、一人で悩みを抱えなくていい、みんなが安心安全に過ごせるのが私にとって理想の長崎です（小学生）
- ・ 不登校や引きこもりをなくす（中学生）
- ・ いじめ、虐待から守れたらいいなと思います（中学生）
- ・ いじめなどを無視せず一緒に解決してほしい。自殺するこどもを救ってあげてほしいです（中学生）
- ・ 学校に来ることができなくなった子の支援をしてほしい（高校生）
- ・ 繁華街の近くは酔っ払いが多いので、夜など傍を通るのが怖い（高校生）
- ・ 田舎は街灯が少ないので、夜道は暗く不安に感じる（高校生）
- ・ なりたい自分になれるように夢をバカにしたり無理だと決めつけず応援できる人が増えてほしいです！そして、いじめや陰口がなく自分に自信を持って生きていける場所になってほしいです！（高校生）
- ・ 子育てをする親達が不安な生活をしなくていいように、貧困や色々なトラブルでこども達の虐待に繋がらないように、こどもも親も幸せに楽しく生活できる支援施策を期待しております（未就学児保護者）
- ・ 不登校になったとき、どこに相談したら良いか分からず、親子ともに疲弊していく中の情報取得や学校への対応などに困難を感じました。繋がれる場所や相談できる人などの情報が少しでも早く受け取れるような支援をお願いしたいです（小学生保護者）
- ・ 安全に歩けるように歩道を広く、ガードレールを増やしてほしいです（小学生保護者）
- ・ こどもが犯罪などに巻き込まれないようにして欲しい（小学生保護者）

【意見に対する施策の考え方】

こどもの命を守るために交通安全・防犯対策や、いじめや虐待の発生防止に対し、多くの希望があります。
こどもの安全対策、虐待・いじめの発生予防、また早期発見・早期対応にむけた支援体制の充実などの取組みを進めます。

個別施策1) 虐待・いじめ・不登校等の発生予防

No	取組	概要	担当課
5-1-1	●子どもを守る条例の周知・啓発	虐待やいじめ等からこどもたちを市民一丸となって守るために制定した「長崎市子どもを守る条例」のもと、ワークショップや連絡協議会を実施し、こどもたちへの相談カードやクリアホルダー配布等の周知・啓発に取り組むとともに、関係機関と連携していじめ等の防止に努めます。	こども相談センター

No	取組	概要	担当課
5-1-2	●こども相談センターによる支援の充実 【後掲】4-3-1	いじめや不登校、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこどもに対して、心身の発達の過程を通じて健やかな成長を切れ目なく支える必要があることから、補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」を見直し、相談支援業務を拡充した「長崎市こども相談センター」を設置し、適切な支援を行います。	こども相談センター

No	取組	概要	担当課
5-1-3	●思春期・青年期こころの健康づくり講演会の実施 【再掲】1-2-12	思春期・青年期のこころの健康について、精神科医師や専門家による講演会を年2回程度実施します。	地域保健課

No	取組	概要	担当課
5-1-4	●学びの支援センター・校内別室による支援	不登校児童生徒に対して、個別及び小集団による相談指導を行うことにより、学校復帰をはじめとした社会的自立に向けた一助とします。また、登校はできるが教室に入ることができない児童生徒に対する支援の充実を図ることを目的とし、ニーズのある全ての市立小・中学校に校内別室支援員を配置します。	教育研究所

No	取組	概要	担当課
5-1-5	●アウトリーチ型支援の充実	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーが、家庭環境等に課題を抱える児童生徒等への質の高い支援を行います。	教育研究所



【基本施策5】こどもの心と命を守るためにの取組み



【基本施策5】こどもの心と命を守るためにの取組み

No	取組	概要	担当課
5-1-6	●仮想空間（メタバース）を活用した登校支援	自宅から出られず、学校や関係機関からの支援を受けられない児童生徒に対し、メタバース空間による学びの場の提供や個別相談等による支援の充実を図る。令和6年10月から「ひかり教室」における試行運用を基に検証を実施し、次年度からの本格運用につなげます。	教育研究所

No	取組	概要	担当課
5-1-7	●学びの多様化学校の設置	不登校生徒の学びの機会を保障し、社会性の育成を図るため、特別の教育課程を編成した「学びの多様化学校」について令和8年4月の開設を目指します。	教育研究所

No	取組	概要	担当課
5-1-8	●こども・若者の自殺対策の推進	○ゲートキーパー養成講座の開催 自殺しようとしている人のサインにいち早く気づいて適切な対応ができるゲートキーパーを増やすために、出前講座、養成講座等を開催します。	地域保健課
		○こども相談センターの周知・充実 市内の小中高等学校のこどもたちへの相談カードやクリアフォルダーの配布、学習者用1人1台端末や保護者用配信ツール等により周知を図ります。また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、関係機関訪問や関係会議参加により連携を図り、適切な支援につなげるよう努めます。【後掲】5-2-1	こども相談センター
		○小中学生を対象に、いじめについての基礎知識やいじめの問題性に気付くこと、いじめを解消するような行動がとれるようになることを目標とした「いじめ防止ワークショップ」を実施します。	こども相談センター
		○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題やヤングケアラーを早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持ったこどもや家庭に対して、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。【後掲】5-2-6	教育研究所 学校教育課



【基本施策5】こどもの心と命を守るためにの取組み

計画策定に
あたって

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の第5章
展開

計画の目標等

計画の推進
第7章

No	取組	概要	担当課
5-1-9	●こども・子育てイーカオ相談の周知・充実 【再掲】3-6-6	妊娠・出産・子育てに関するあらゆる相談に、電話、LINE、メール、窓口、オンラインにて専門職が応じ、必要な支援へつなぎます。また、ホームページ掲載や、SNS配信等子育て世帯が情報を得やすい方法により周知を図ります。	子育てサポート課
5-1-10	●こども家庭センター（児童福祉機能）による支援の充実 【再掲】2-2-2 【後掲】5-2-2	すべてのこどもとその家庭及び妊産婦を対象に、こども等に関する相談全般から、社会福祉士、臨床心理士などによる専門的な相談対応や継続的な訪問を行い、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行います。	子育てサポート課
5-1-11	●親子の心の相談の実施 【再掲】3-6-7	子どもの関わり方に悩んでいる保護者に対して、精神保健福祉士、小児科医等が専門的なアドバイスを行う「親子の心の相談」を実施します。	子育てサポート課
5-1-12	★養育支援訪問事業の実施	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導を行い、児童虐待を未然に防止します。	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課
5-1-13	★子育て世帯訪問支援事業の実施	家事や子育て等に対する不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援者が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	子育てサポート課
5-1-14	★親子の関係性やこどもとの関わり方を学ぶ場の提供 【再掲】3-7-3	こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者等が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるなど、健全な親子関係の形成に向けた支援のあり方について検討します。	子育てサポート課



【基本施策5】「子どもの心と命を守るためにの取組み

No	取組	概要	担当課
5-1-15	★子育て短期支援事業（ショートステイ） 【再掲】3-6-13	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行います。 ○子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行います。 ○必要としている方に利用してもらうため、引き続きこども家庭センター等でチラシ配布等により、市民や関係機関等へ幅広く周知を図ります。 	子育てサポート課

個別施策2) 虐待等の早期発見・早期対応への支援体制の充実

No	取組	概要	担当課
5-2-1	●こども相談センターの周知・充実 【再掲】5-1-8	市内の小中高等学校のこどもたちへの相談カードやクリアフォルダーの配布、学習者用1人1台端末や保護者用配信ツール等により周知を図ります。また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、関係機関訪問や関係会議参加により連携を図り、適切な支援につなげるよう努めます。	こども相談センター

No	取組	概要	担当課
5-2-2	●こども家庭センター（児童福祉機能）による支援の充実 【再掲】2-2-2、5-1-10	すべてのこどもとその家庭及び妊産婦を対象に、こども等に関する相談全般から、社会福祉士、臨床心理士などによる専門的な相談対応や継続的な訪問を行い、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行います。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
5-2-3	●関係機関との連携、職員の資質向上 【後掲】5-3-2	長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（長崎市要保護児童対策地域協議会）を中心に、学校、警察、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、対応困難な相談にも、長崎県児童相談所職員との人事交流と定期的な連絡会議を行うことで、円滑な連携及び職員の資質向上に努め相談体制の充実を図ります。	子育てサポート課



【基本施策5】こどもの心と命を守るためにの取組み

計画策定に
あたって

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状

状況と課題
計画の取組

こども計画の
基本的考え方

施策の展開

計画の目標等

計画の推進

No	取組	概要	担当課
5-2-4	★乳児家庭全戸訪問事業の実施 【再掲】2-2-10	家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、子育てに関する情報提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなぎます。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
5-2-5	●虐待やいじめ等への早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査の場や保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、虐待やいじめ等の早期発見、早期対応に努めます。 ○保護者や関係機関に対して、虐待が子どもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼすことや、体罰などによらない子育てについて、ポスターやリーフレット等により広く意識啓発を行います。また、泣き声がする等地域で気になる子どもを発見した際の対応等について、市民への啓発を行います。 	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
5-2-6	●スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組みの推進 【再掲】5-1-8	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題やヤングケアラーを早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもや家庭に対して、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。	教育研究所 学校教育課

個別施策3) 特に配慮を要するこどもへの支援

No	取組	概要	担当課
5-3-1	●児童養護施設等の措置解除後の支援	児童養護施設等に入所していた子どもが家庭に復帰した後に子どもが安定した生活を継続できるよう、児童相談所とも連携しながら、こども家庭センター（児童福祉機能）の専門の相談員による相談や定期的な訪問等を推進します。	子育てサポート課



【基本施策5】こどもの心と命を守るためにの取組み

No	取組	概要	担当課
5-3-2	●関係機関との連携、職員の資質向上 【再掲】5-2-3	長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（長崎市要保護児童対策地域協議会）を中心に、学校、警察、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、対応困難な相談にも、長崎県児童相談所職員との人事交流と定期的な連絡会議を行うことで、円滑な連携及び職員の資質向上に努め相談体制の充実を図ります。	子育てサポート課

個別施策4) こどもの安全対策の推進

No	取組	概要	担当課
5-4-1	●子どもを守るネットワーク活動等への支援	こどもが安全に、安心して過ごすことができるまちの実現のため、地域の活動を推進し、その取組みを支援します。また、子どもの命を守る活動充実のため、活動内容や組織のあり方を検討します。	こどもみらい課

No	取組	概要	担当課
5-4-2	●補導活動の推進	こども相談センター職員及び市内全域に配置した少年補導委員が街頭補導を定期的に実施し、子どもの非行防止・健全育成、社会環境浄化に努めます。また、不審者や有害鳥獣の情報を「こども安全注意報」として発令し、子どもを守る地域の活動を推進します。	こども相談センター

No	取組	概要	担当課
5-4-3	●メディア利用のルールづくりの推進	長崎市PTA連合会と連携し、メディアの使用について「長崎っ子の約束」をチラシにて周知し、親子でのルールづくりを啓発します。また、メディア研修をPTAを対象に実施し、メディアを安全に利用するための家庭のルール作りに役立てます。	生涯学習企画課



【基本施策5】こどもの心と命を守るためにの取組み

計画策定に
あたって
第1章

こどもと子育て家庭
を取り巻く現状
第2章

状況と課題
第3章

基本的考え方
第4章

施策の展開
第5章

計画の目標等
第6章

計画の推進
第7章

No	取組	概要	担当課
5-4-4	●薬物や性感染症への知識普及	<ul style="list-style-type: none"> ○性感染症を予防するため、若い世代に対するエイズや性感染症への知識の普及を図ります。 ○薬物乱用防止教室の実施にあたっては、薬物乱用についての知識を深め主体的に考えることができるよう「生徒参加型」の推進を継続します。また、性感染症等の知識を深めるために、学校における保健学習に併せて外部講師の活用を推進します。 	感染症対策室 生活衛生課 健康教育課

No	取組	概要	担当課
5-4-5	●交通安全に関する取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全意識の啓発 交通安全思想の普及のため、幼稚園等に長崎市交通安全指導普及員を派遣し、子ども向け交通安全教室を行い、基本的な交通ルールを指導します。 ○長崎市交通指導員による交通安全活動の推進 登下校時において児童生徒の安全を確保しながら交通ルールを学ばせるため、長崎市交通指導員が交通要所の横断歩道にて立哨活動を行います。 	自治振興課

No	取組	概要	担当課
5-4-6	●青色パトロール隊の活動に対する支援	防犯ボランティア団体により行われている青色回転灯装備車を用いたパトロールにかかる経費の一部を補助し、活動を支援します。	自治振興課



【基本施策6】まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

【基本施策6】まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

【この施策に関する主な意見】

- ・ 職場体験や職業を詳しく調べられる場所が身近にあるといい（中学生）
- ・ 雇用の増加、新卒・第二新卒の採用にかかる企業への支援をしてほしい。雇用がなく、市外への転出を考えてしまうため（18歳から29歳）
- ・ 共働きがしやすい環境の整備 欲を言えば共働きをしなくても済む給与制度の改正（18歳から29歳）
- ・ こどもの看護休暇を無給ではなく、有給にして欲しい。日数ももう少し欲しい。対象のこどもを小学生まで広げて欲しい。小学生のこどもの付き添い入院に対しても休暇や制度があるといいなと思う（未就学児保護者）
- ・ 男性への育児休暇の促進は良いと思うが、ただ促進するのではなく、育児休暇の間、どういう対応が必要なのか講習する場を設けるなど企業に働きかけてほしい（未就学児保護者）
- ・ 長崎市の保健師等が相談に乗ってくれたり連絡をくださる点が助かっています。出産後の再就職支援やこどもをいつでも預かってくれる施設があると、さらに子育てしやすくなると感じます（未就学児保護者）
- ・ 働き方改革を進めてほしい（小学生保護者）
- ・ 両親ともに17時に家に帰られるなら、ゆとりを持って子育てを楽しむことが出来ると思う。育児世帯に限らず、残業なく帰られる職場の環境作りが一番大事だと思う（小学生保護者）
- ・ ひと口に「子育て支援」と言っても、こどもの年齢で求められることはかなり違うと思います。物質的な支援も必要とされているとは思いますがこどもの病気で休みやすい、とかこどもの足音で文句を言われない（常識外れの騒音は別ですが）とか社会の雰囲気作りも大切だと思います（小学生保護者）

【意見に対する施策の考え方】

子育て環境の安定には、経済的な支えとなる家族の雇用の安定、雇用主である企業や子育て家庭が過ごすまち全体が理解を深めることが望まれています。

地域や企業、職場など、こどもを取り巻くあらゆる環境において子育てを応援する環境整備、気運醸成等の取組みを進めます。



【基本施策6】まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

個別施策1) 地域や企業などの子育てを応援する取組みの推進

No	取組	概要	担当課
6-1-1	●まち全体で子育て家庭を支える仕組みづくりの推進	<p>○イーカオソポーター制度 子育て家庭が外出時など、どこでも子育てを応援してもらえるよう、地域や商店街、民間企業等の参画により、まち全体で子育てを支援する場所の切れ目ない仕組みとして「イーカオソポーター」制度を開始し、民間団体への登録の促進と子育て家庭への周知を図ります。</p> <p>○赤ちゃんの駅の設置 子育て家庭が子連れで外出する際の負担を軽減するための、授乳室やオムツ替えスペースを市民に無料で開放してくれる施設について企業等に働きかけを行うとともに、赤ちゃんの駅認定施設をホームページで紹介し広く周知します。</p>	こども政策課

No	取組	概要	担当課
6-1-2	★地域の身近な場所での相談 【再掲】2-2-15、3-6-8	地域の身近な場所で、子育て家庭からの相談を受け、必要な支援を行う「利用者支援」と、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成等の「地域連携」を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

No	取組	概要	担当課
6-1-3	★ファミリー・サポート・センター事業の充実 【再掲】3-6-12	地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課

No	取組	概要	担当課
6-1-4	●地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援	自治会をはじめ地域の様々な団体が連携し、地域課題の解決に向けた取組み（地域におけるまちづくり）を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行います。	地域コミュニティ推進室



【基本施策6】まち全体で「こども・子育て家庭を応援する気運の醸成

No	取組	概要	担当課
6-1-5	●企業連携型奨学金返還支援 【再掲】3-8-8	若年者の経済的な負担の軽減に伴う生活の安定化を図り、長崎市に居住する若年者の地元就職・定着に繋げるため、従業員への奨学金返還支援制度を有する企業と連携して、その費用の一部を補助する取組みを進めています。	産業雇用政策課

No	取組	概要	担当課
6-1-6	●若年者の雇用促進	○地元で働く魅力の発信 地元企業の魅力について、小学生から大学生といった若年者や、その保護者に対して、情報発信などを行います。	産業雇用政策課
		○地元企業の受け入れ態勢支援 テレワークやフレックスタイムなどといった、「場所や時間に縛られない多様な働き方」の導入を推進します。	

No	取組	概要	担当課
6-1-7	●多様な人材の雇用促進	女性の活躍促進をはじめ、高齢者、外国人等といった様々な人材が活躍できる職場環境の整備など、中小事業者の取組みを支援します。 また、若年者に対し、女性活躍に取り組む地元企業を紹介する取組みなどを行います。	産業雇用政策課

個別施策2) ワーク・ライフ・バランスの推進

No	取組	概要	担当課
6-2-1	●ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	長崎市労政だよりやその他情報紙等による情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、周知啓発を図ります。	産業雇用政策課 人権男女共同参画室



【基本施策6】まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

No	取組	概要	担当課
6-2-2	●ワーク・ライフ・バランスに取組む企業の支援	○男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を表彰し、その取組みを紹介することで、他の事業所や市民の男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	人権男女共同参画室
		○ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業者を対象とした低利な融資制度により、中小企業者の取組みを支援します。	商業振興課
		○次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その目標を達成した企業のうち、基準を満たす企業を「子育てサポート企業」として認定する「くるみん認定制度」の周知を図ります。	こども政策課

No	取組	概要	担当課
6-2-3	●父親への子育て支援 【再掲】3-7-2	家族が協力し合って子育てができる環境をつくるため、父親（パートナー）への支援として、妊娠中の両親学級、父親（パートナー）も対象とする育児学級や父親（パートナー）と就学前児童が参加する「お遊び教室パパデー」を開催します。	子育てサポート課 各総合事務所地域 福祉課

個別施策3) 子育てと仕事の両立のための基盤整備

No	取組	概要	担当課
6-3-1	●保育施設等の整備 【再掲】3-5-1	保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう保育施設、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等を整備します。	幼児課 こどもみらい課

【補足】地域子ども・子育て支援事業の実施

1) 区域設定の考え方

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたり、今後の量の見込み及び確保の内容を定めるため、長崎市内の区域を次のとおり設定します。なお、各区域の具体的な取組み内容については、資料編3に掲載しています。

事 業	区 域
教育・保育施設	16 区域
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
妊婦等包括相談支援事業	市全域
妊娠婦健康診査事業	市全域
産後ケア事業	市全域
乳児家庭全戸訪問事業	市全域
養育支援訪問事業	市全域
子育て世帯訪問支援事業	市全域
利用者支援事業	16 区域
	【基本型】
	【こども家庭センター型】
延長保育事業	16 区域
一時預かり事業	16 区域
病児・病後児保育事業	市全域
乳児等通園支援事業	市全域
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	16 区域
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	16 区域
子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
親子関係形成支援事業	—

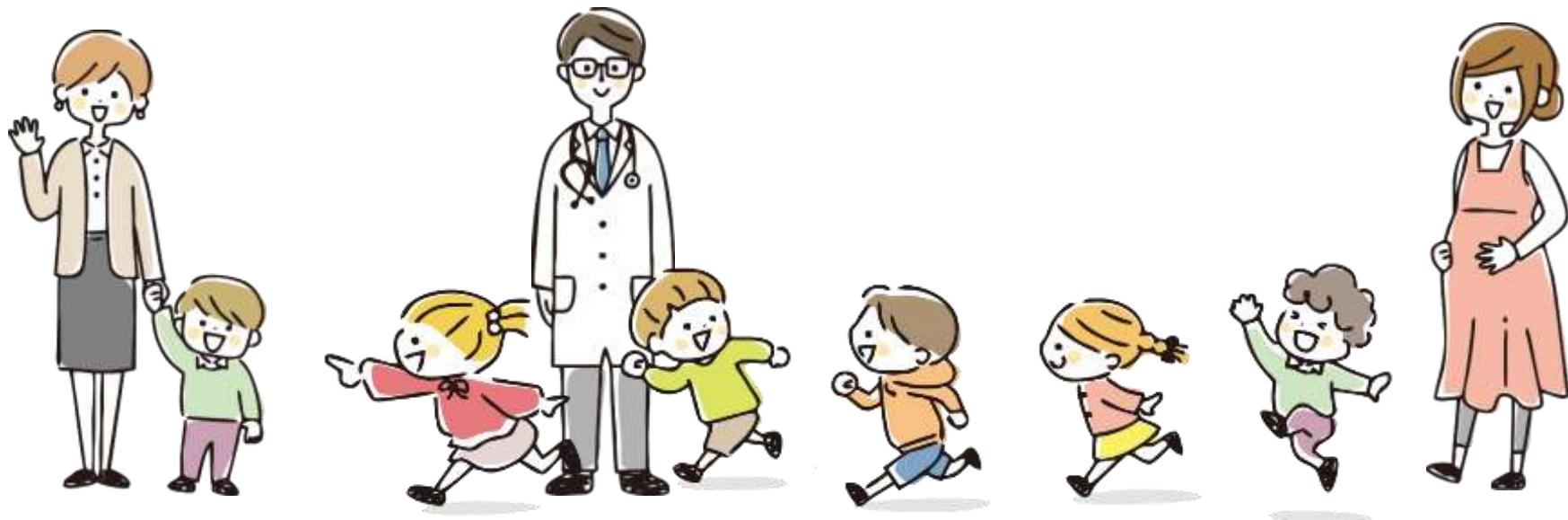


2) 計画期間の子どもの人口予測

計画期間の子どもの人口について、0歳は令和2年から令和6年までの4月1日現在の実績値をもとにトレンド関数を、1～11歳はコーホート変化率法¹²を用いて予測したところ、長崎市の0歳から11歳の子どもの数は、減少することが見込まれます。

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	2,017	1,891	1,768	1,641	1,516	1,391
1歳	2,090	2,030	1,898	1,772	1,648	1,523
2歳	2,257	2,066	2,005	1,875	1,752	1,630
3歳	2,463	2,239	2,050	1,987	1,859	1,737
4歳	2,412	2,436	2,218	2,030	1,968	1,840
5歳	2,558	2,401	2,424	2,208	2,023	1,960
0～5歳 計	13,797	13,063	12,363	11,513	10,766	10,081
6歳	2,784	2,534	2,377	2,398	2,189	2,004
7歳	2,925	2,775	2,528	2,371	2,392	2,184
8歳	2,991	2,911	2,758	2,513	2,361	2,380
9歳	3,053	2,974	2,897	2,742	2,502	2,349
10歳	3,262	3,045	2,969	2,889	2,736	2,495
11歳	2,965	2,886	2,731	2,965	2,886	2,731
6～11歳 計	17,980	17,125	16,260	15,878	15,066	14,143
0～11歳 合計	31,777	30,188	28,623	27,391	25,832	24,224

¹² コーホート変化率法：コーホートとは同時出生集団のことをいいます。同じ年齢のグループ、例えば、ある時点の3歳児のグループが、翌年、1年経って4歳になるまでの間に転入、転出あるいは死亡により変動した人口比を用いて人口の推計を行う方法がコーホート変化率法です。



第6章 計画の目標値

長崎市こども計画が掲げる基本理念及び各基本施策について、それぞれの取組みが順調に進んでいるかを確認する指標として、次とおり数値目標を定めます。

指 標	現行値	方向性	目標値
基本理念 すべてのこどもが夢や希望を持って健やかに成長できるよう、みんなで支え、育てるまち			
今、自分が幸せだと思う割合（小学生～高校生）	95.0% (R6 年度)	維持	95.0% (R12 年度)
今、自分が幸せだと思う割合（18 歳～29 歳）	89.1% (R6 年度)	維持	89.1% (R12 年度)
基本施策1 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援			
自宅や学校（授業や部活、クラブ活動）以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所が身近にあると回答した割合（小学生～高校生）	83.5% (R6 年度)	上昇	85.5% (R12 年度)
基本施策2 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援			
こどもを育てることについて、楽しいと思う時が多い未就学児保護者の割合	67.6% (R5 年度)	上昇	70.0% (R12 年度)
こども家庭センターでの妊婦の健康相談対応件数	2,451 件 (R5 年度)	維持※	1,927 件 (R12 年度)
基本施策3 こども・子育て家庭への支援			
保育内容に満足している保護者の割合	89.6% (R5 年度)	上昇	92.0% (R12 年度)
全国学力学習状況調査の本市平均正答率と全国平均正答率との差	▲2 点 (R6 年度)	上昇	調査同年度の全国平均正答率
基本施策4 きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援			
長崎市障害福祉センターにおけるこどもの発達等に関する相談件数	2,911 件 (R5 年度)	上昇	3,200 件 (R12 年度)
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	88.9% (R4 年度)	上昇	91.0% (R12 年度)
基本施策5 こどもの心と命を守るための取組み			
児童虐待相談において適切な支援につなげた割合	94.2% (R5 年度)	上昇	95.0% (R12 年度)
こども相談センターへの SNS 相談の完了率	—	上昇	80.0% (R12 年度)
不登校児童生徒のうち「出席扱い」の割合	17.4% (R5 年度)	上昇	20.0% (R12 年度)
基本施策6 まち全体でこどもと子育て家庭を応援する気運の醸成			
イーカオサポーターの登録数	22 件 (R6 年度)	上昇	100 件 (R12 年度)
子育てを父母ともに行っている割合（未就学児保護者）	66.9% (R5 年度)	上昇	79.0% (R12 年度)

※妊婦は減少するものの、一人当たりの相談の割合については増を目指すことから、目標値は減少しているが、方向性は維持とした。



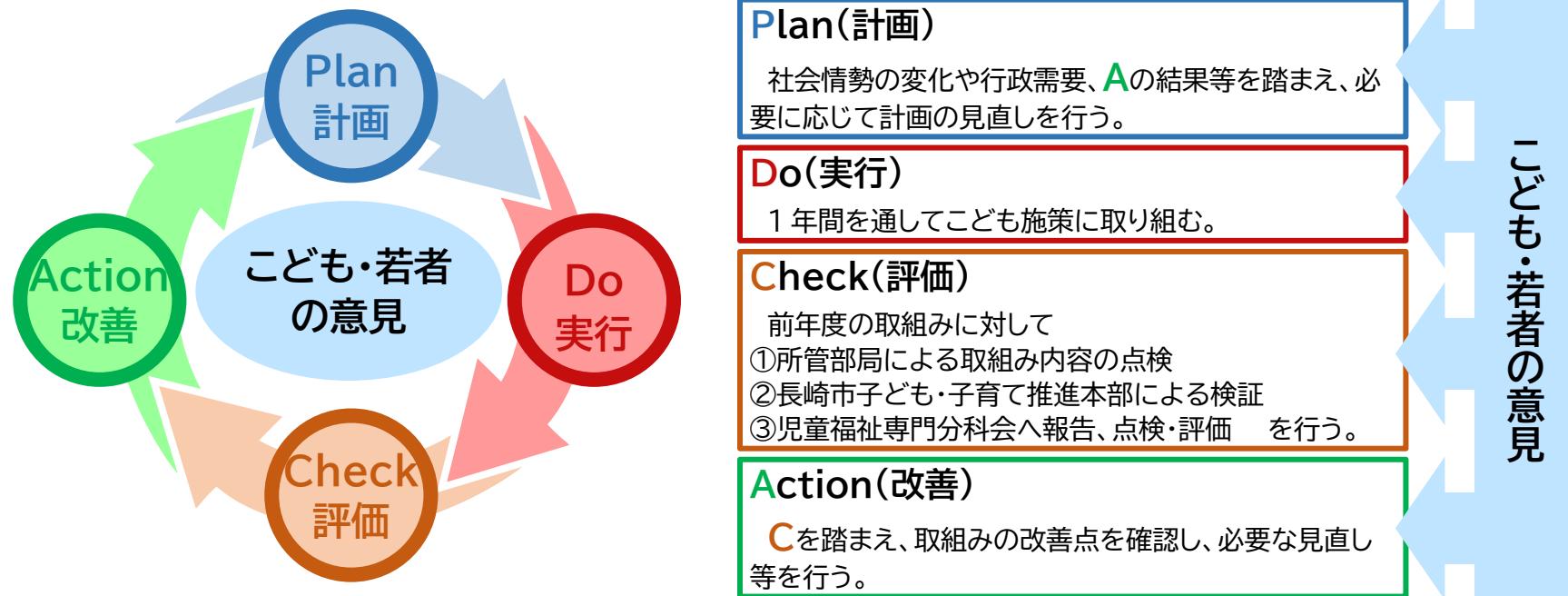
第7章 計画の推進

1 計画の進行管理、点検・評価

本計画は、長崎市こども部において進行管理をし、毎年度、P D C A サイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき府内関係課とともにその点検を行い、「長崎市子ども・子育て推進本部」で検証のうえ、その内容について「長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画内での取組みに関するご意見をいただき、事業の円滑な実施につなげます。

計画の当事者であるこども・若者及び子育て家庭を対象としたアンケートやヒアリングを行い、得られた意見を参考に、既存の取組みの改善や見直し、新たな取組みの検討を行います。

本計画の内容、進捗状況や評価結果について長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等で公表し、市民への周知を図ります。



2 計画の見直し

本計画における「量の見込みと確保策」（資料編3を参照）と実際の利用実績等に大幅な差異が生じた場合など、必要に応じ、計画の見直しについて検討します。



長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿と開催状況

1 長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

令和5年度（令和5年12月現在）

番号	委員名	役職名
1	大岩 道子	長崎市青少年育成連絡協議会副会長
2	大谷 英也	長崎市私立幼稚園・認定こども園協会会长
3	大町 あかね	長崎県臨床心理士会理事
4	柿田 正	長崎市保育会会长
5	清竹 忠治	長崎市民生委員児童委員協議会副会長
6	久米 初	育メンズ俱楽部ながさき代表
7	小西 祐馬 【分科会長】	長崎大学教育学部准教授
8	田崎 飛鳥	長崎市PTA連合会副会長
9	中橋 道代	長崎県中小企業団体中央会会員
10	永野 清昭	長崎市医師会会員（長崎市小児科医会会长）
11	橋口 幸恵	長崎市心身障害者団体連合会理事
12	播磨 久美	長崎労働局雇用環境・均等室長
13	古川 一章	連合長崎地域協議会副議長
14	松尾 智洋	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター こども・女性支援部長
15	松永 大介	長崎純心大学人文学部福祉・心理学科講師
16	向山 宗子	長崎市議会議員
17	森本 文香	子育て支援サークル ベリーベリー代表
18	山本 倫子 【職務代理者】	ひとり親家庭福祉会ながさき事務局長
19	與賀田 千春	長崎市学童保育連絡協議会会长

（五十音順、敬称略）

令和6年度（令和7年2月現在）

番号	委員名	役職名
1	一瀬 佐紀	長崎市PTA連合会副会長
2	大岩 道子	長崎市青少年育成連絡協議会副会長
3	大谷 英也	長崎市私立幼稚園・認定こども園協会会长
4	大町 あかね	長崎県臨床心理士会理事
5	柿田 正	長崎市保育会会长
6	清竹 忠治	長崎市民生委員児童委員協議会副会長
7	佐藤 かおる	長崎労働局雇用環境・均等室長
8	中橋 道代	長崎県中小企業団体中央会会員
9	古川 一章	連合長崎地域協議会副議長
10	松尾 智洋	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター こども・女性支援部長
11	松永 大介 【分科会長】	長崎純心大学人文学部福祉・心理学科講師
12	馬渡 仁美	長崎市社会福祉事業団支援課長
13	宮本 友和	長崎市社会福祉協議会地域福祉課長
14	向山 宗子	長崎市議会議員
15	森野 美央	長崎大学教育学部准教授
16	山本 倫子	ひとり親家庭福祉会ながさき事務局長
17	與賀田 千春 【職務代理者】	長崎市学童保育連絡協議会会长
18	劉 美成	長崎市医師会会員（長崎市小児科医会会长）

（五十音順、敬称略）

2 長崎市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会開催状況

令和5年度

会議	開催日	内容
第2回	令和5年 8月24日	第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度進捗状況について 第3期長崎市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査について

※令和5年度の児童福祉専門分科会のうち、「長崎市こども計画」に関する審議を行った会議及び内容のみ記載

令和6年度

会議	開催日	内容
第1回	令和6年 9月26日	第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況について 長崎市子どもの貧困対策推進計画の令和5年度進捗状況について (仮称)長崎市こども計画について ・こども政策に関する国の現状 ・計画の期間 ・長崎市こども計画の基本理念案 ・計画策定スケジュール
第2回	令和6年11月15日	長崎市こども計画の策定について ・「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」の振り返りについて ・長崎市こども計画の構成について
第3回	令和6年12月27日	長崎市こども計画（素案）について

※令和6年度の児童福祉専門分科会のうち、「長崎市こども計画」に関する審議を行った会議及び内容のみ記載

長崎市こども計画

令和7年3月 発行

編集・発行／長崎市こども部こども政策課

〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4番1号

TEL:095-829-1278



イーカオ 検索

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/>

第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画

令和5年度進捗状況報告書

目 次

【基本施策 1】幼児期の教育・保育の充実

- (1) 教育・保育施設等の適正な量の確保……………P1～P9
- (2) 教育・保育等の質の向上……………P10

【基本施策 2】地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 地域子ども・子育て支援事業の実施

- ① 延長保育事業 ………………P11～P14
- ②-1 一時預かり事業（幼稚園型）……………P15～P18
- ②-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）……………P19～P25
- ③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）……………P26～P27
- ④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）……P28～P31
- ⑤ 病児・病後児保育事業 ………………P32
- ⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）……………P33～P45
- ⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）……………P46
- ⑧ 妊産婦健康診査事業 ………………P47
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 ………………P48
- ⑩ 養育支援訪問事業 ………………P49
- ⑪ 利用者支援事業 ………………P50
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ………………P51
- ⑬ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 …P52

【基本施策 3～9】……………P53～P64

- 推計人口と実績人口の比較……………P65～P66

基本施策：1 幼児期の教育・保育の充実

個別施策：(1)教育・保育施設等の適正な量の確保

量の見込みの考え方	【保育】	算出式 保育利用率 年更替増減	区域別・年齢別の推計人口 × 保育利用率で算出 提供区域ごとに実績から算出した保育利用率を令和2年度の保育利用率として設定 令和2年度から令和6年度までほぼ横ばいで推移していくものとして算出			提供区域	16区域	
			幼稚園の利用率の実績を基に、令和2年度から令和6年度まで平均的に低下していくものとして量の見込みを算出					
確保策の考え方			<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年4月には、全ての区域で定員内保育を実現できる計画として策定。 ○ 確保策は、定員見直し等による定員増、幼稚園の認定こども園への移行など、既存施設の活用を基本とする。 ○ 保育の量が不足する区域は、隣接区域等で確保する。 ○ 年度途中の保育需要の増加には、弾力的に対応する。 					
令和5年度の成果			待機児童解消のため、入所可能な保育所等の情報提供などを行ったことで、年度当初における国定義の保育所待機児童数0人を平成31年度以降、継続して維持しており、一定、保育の量の確保ができている。					
課題			年度当初においては保育所待機児童の解消に至ったが、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、希望する地域や施設に偏り等があることから、年度末に向けた待機児童が発生している状況にある。					
今後の取組方針			今後の保育の量の見込みや保護者のニーズを見極めながら、保育の適正な量の確保に努める。					
(単位：人)								
量の見込みと確保策（長崎市全体）								
年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
認定区分		1号	2号	3号	0歳 1-2歳	1号	2号	
A 計画値	内訳	a 量の見込み（推計二段）	6,050	526	3,736	3,119	6,001	
		b 確保策	5,968	5,215	3,421	5,190	6,055	
B 実績値	内訳	特定教育・保育施設	5,959	3,035	3,415	3,010	6,046	
		幼稚園（新制度未移行）	2,180	0	2,180	0	2,180	
その他の 確保策と見込の差 (b-a)		1,801	▲82	607	▲315	2,071	54	
a 入所実績 b 利用定員		3,427	6,049	483	3,617	2,455	5,920	
B 実績値		4,710	5,965	1,133	3,426	4,303	6,122	
計画値と実績値の差 (B-A)		3,450	5,965	1,133	3,426	3,224	6,122	
定員と入所実績の差 (b-a)		1,260	0	0	0	0	0	
a 量の見込み b 確保策		13	▲1	▲43	▲119	▲664	▲81	
計画値と実績値の差 (B-A)		505	▲3	0	5	▲887	67	
※B実績値は1号は毎年5月1日時点、2号及び3号は毎年4月1日時点								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保策								
a量の見込み b確保								

量の見込みと確保策（提供区域別）
①東長崎・橋・日見

		年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		認定区分	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	
A 計画値	a 量の見込み（推計二段）	442	739	57	475	407	747	57	451	369	745	57	457	
	b 確保策	502	734	144	430	502	739	149	440	502	744	164	464	
	特定教育・保育施設	502	734	144	430	502	739	149	440	502	744	164	464	
	幼稚園 (新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B 実績値	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	確保策と見込の差 (b-a)	60	▲5	87	▲45	95	▲8	92	▲11	133	▲1	107	7	
	a 入所実績	426	744	52	490	377	766	65	445	337	762	59	447	
	b 利用定員	502	743	146	446	464	770	152	447	461	767	149	443	
A 計画値	特定教育・保育施設	502	743	146	446	464	770	152	447	461	767	149	443	
	幼稚園 (新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	定員と入所実績の差 (b-a)	76	▲1	94	▲44	87	4	87	2	124	5	90	▲4	
計画値と実績値の差 (B-A)	a 量の見込み	16	5	▲5	15	▲30	19	8	▲6	▲32	17	2	▲10	
	b 確保策	0	9	2	16	▲38	31	3	7	▲41	23	▲15	▲21	
		計画値と実績値の差 (B-A)	16	5	▲5	15	▲30	19	8	▲6	▲32	17	2	▲10
		a 量の見込み	16	5	▲5	15	▲30	19	8	▲6	▲32	17	2	▲10
		b 確保策	0	9	2	16	▲38	31	3	7	▲41	23	▲15	▲21

(単位：人)

-2-

		年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		認定区分	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	
A 計画値	a 量の見込み（推計二段）	314	674	56	434	291	684	56	427	271	696	57	433	
	b 確保策	552	778	137	406	537	793	140	417	537	793	140	417	
	特定教育・保育施設	277	778	137	406	262	793	140	417	262	793	140	417	
	幼稚園 (新制度未移行)	275	0	0	0	0	275	0	0	275	0	0	0	
B 実績値	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	確保策と見込の差 (b-a)	238	104	81	▲28	246	109	84	▲10	266	97	83	▲16	
	a 入所実績	278	671	70	410	283	659	59	393	275	658	52	402	
	b 利用定員	357	778	134	406	314	793	137	417	359	784	135	414	
A 計画値	特定教育・保育施設	282	778	134	406	314	793	137	417	359	784	135	414	
	幼稚園 (新制度未移行)	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	定員と入所実績の差 (b-a)	79	107	64	▲4	31	134	78	24	84	126	85	14	
計画値と実績値の差 (B-A)	a 量の見込み	36	▲3	14	▲24	▲8	▲25	3	▲34	4	▲38	▲5	▲31	
	b 確保策	195	0	▲3	0	▲223	0	▲3	0	▲178	▲9	▲3	▲1	
		計画値と実績値の差 (B-A)	36	▲3	14	▲24	▲8	▲25	3	▲34	4	▲38	▲5	
		a 量の見込み	36	▲3	14	▲24	▲8	▲25	3	▲34	4	▲38	▲5	
		b 確保策	195	0	▲3	0	▲223	0	▲3	0	▲178	▲9	▲3	▲1

(単位：人)

(3)小島・大浦・梅香崎

A 計画値	内訳 実績値	認定区分	年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
			1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳		
			a 量の見込み(推計二-ズ)	242	452	46 257	211	429	46 271	193	426	46 270	179	430	46 269	
b 確保策			特定教育・保育施設	455	530	78 277	455	530	78 277	455	530	78 277	455	530	46 268	
			幼稚園(新制度未移行)	70	530	78 277	70	530	78 277	70	530	78 277	70	530	78 277	
			その他	385	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	
		確保策と見込の差 (b-a)		213	78	32 20	244	101	32 6	262	104	32 7	276	100	32 8	
		a 入所実績		265	455	33 262	102	418	34 275	42	421	27 232	58	410	23 223	
		b 利用定員		500	515	83 267	475	509	83 263	300	509	83 263	335	494	83 263	
		特定教育・保育施設		255	515	83 267	230	509	83 263	55	509	83 263	90	494	83 263	
		幼稚園		245	0	0 0	0	0	0 0	245	0	0 0	245	0	0 0	
		その他		0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	
		定員と入所実績の差 (b-a)		235	60	50 5	373	91	49 12	258	88	56 31	277	84	60 40	
		計画値と実績値の差 (B-A)			23	3 ▲15	5 ▲10	5 ▲10	▲109 20	▲11 ▲21	4 ▲14	▲151 ▲21	▲5 5	▲19 ▲14	▲38 ▲120	▲20 ▲36
		a 量の見込み													▲23 5	
		b 確保策													▲46 ▲14	

(4)日吉・茂木・南

A 計画値	内訳 実績値	認定区分	年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
			1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳		
			a 量の見込み(推計二-ズ)	29	65	4 13	37 54	28	66 95	4 0	34 54	27 0	68 95	4 0	33 54	23 0
b 確保策			特定教育・保育施設	0	95	0 0	54 0	0	95 0	13 0	54 0	0 0	95 0	13 0	54 0	0 0
			幼稚園(新制度未移行)	0	95	13 0	54 0	0	95 0	13 0	54 0	0 0	95 0	13 0	54 0	0 0
			その他	0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
		確保策と見込の差 (b-a)		▲29	30	9 17	▲28	29	9 20	▲27	27	9 21	▲23	31	9 23	▲20 34
		a 入所実績		0	71	5 9	26 52	0	68 92	4 9	26 52	0	55 85	3 9	31 46	0 85
		b 利用定員		0	92	9 0	52 0	0	92 0	9 0	52 0	0	85 0	9 0	46 46	0 0
		特定教育・保育施設		0	92	9 0	52 0	0	92 0	9 0	52 0	0	85 0	9 0	46 46	0 0
		幼稚園		0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
		その他		0	0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
		定員と入所実績の差 (b-a)		0	21	4 0	26 ▲3	0	24 ▲4	5 0	26 ▲2	0	30 0	6 0	37 ▲10	6 ▲8
		計画値と実績値の差 (B-A)			▲29	6 0	1 0	▲11 ▲3	▲28 ▲2	0 5	▲8 ▲4	2 0	▲13 ▲4	1 0	▲16 ▲10	1 0
		a 量の見込み													▲20 ▲10	
		b 確保策													▲15 ▲33	

⑤戸町・小ヶ倉・土井首

A 計画値	内訳 実績値	年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		a 量の見込み(推計二-ズ)	b 確保策	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	
B 実績値	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	308	580	59	339	276	561	59	336	245	548	60	333	218	529	61	331	194	
		200	499	113	308	200	504	118	318	200	529	123	328	200	529	123	328	200	
		165	499	113	308	165	504	118	318	165	529	123	328	165	529	123	328	200	
	その他 確保策と見込の差 (b-a)	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		▲108	▲81	54	▲31	▲76	▲57	59	▲18	▲45	▲19	63	▲5	▲18	0	62	▲3	6	
計画値と実績値の差 (B-A)		185	562	48	346	116	560	38	345	151	578	40	295	104	550	32	300	96	
a 量の見込み b 確保策		165	499	113	308	165	496	117	307	225	498	116	306	160	498	116	306	150	
計画値と実績値の差 (b-a)		▲20	▲63	65	▲38	49	▲64	79	▲38	74	▲80	76	11	56	▲52	84	6	54	
計画値と実績値の差 (B-A)		▲123	▲18	▲111	7	▲160	▲1	▲21	9	▲94	30	▲20	▲38	▲114	21	▲29	▲31	▲7	
a 量の見込み b 確保策		▲35	0	0	0	▲35	▲8	▲1	▲11	25	▲31	▲7	▲22	▲40	▲31	▲7	▲22	▲50	
計画値と実績値の差 (B-A)		55	12	0	2	▲49	9	▲8	12	13	8	▲7	▲1	9	2	▲11	3	▲8	
a 量の見込み b 確保策		40	0	0	0	▲110	30	▲4	14	▲115	30	▲4	14	▲155	18	▲3	5	▲135	

A 計画値	年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	a 量の見込み(推計二-ズ)	b 確保策	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	
B 実績値	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	104	121	16	62	105	122	16	57	92	113	16	54	83	108	16	52	
		555	114	22	62	555	114	22	62	555	114	22	62	555	114	22	62	
		65	105	19	56	65	105	19	56	65	105	19	56	65	105	19	56	
	その他 確保策と見込の差 (b-a)	490	9	3	6	0	9	3	6	0	9	3	6	0	9	3	6	
		451	▲7	6	0	450	▲8	6	5	463	1	6	8	472	6	6	10	
		159	133	16	64	131	8	69	105	121	9	53	92	110	5	55	61	
計画値と実績値の差 (B-A)		595	114	22	62	445	144	18	76	440	144	18	76	400	132	19	67	
a 量の見込み b 確保策		145	114	22	62	85	144	18	76	200	144	18	76	160	132	19	67	
計画値と実績値の差 (b-a)		436	▲19	6	▲2	389	13	10	7	335	23	9	23	308	22	14	12	
計画値と実績値の差 (B-A)		55	12	0	2	▲49	9	▲8	12	13	8	▲7	▲1	9	2	▲11	3	
a 量の見込み b 確保策		40	0	0	0	▲110	30	▲4	14	▲115	30	▲4	14	▲155	18	▲3	5	

(単位：人)

⑦三和・野母崎

(単位：人)

A 計画値	内訳	認定区分	年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号 0歳 1-2歳	3号 0歳 1-2歳	1号	2号 0歳 1-2歳	3号 0歳 1-2歳	1号	2号 0歳 1-2歳	3号 0歳 1-2歳
			a 量の見込み(推計二-ズ)	94	228	14 107	72	201	14 125	68	201	14 124	58	197
b 確保策		特定教育・保育施設	96	238	28 136	96	238	28 136	96	238	28 136	96	238	28 136
		幼稚園(新制度未移行)	96	238	28 136	96	238	28 136	96	238	28 136	96	238	28 136
		その他	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0
		確保策と見込の差 (b-a)	2	10	14 29	24	37	14 11	28	37	14 12	38	41	14 12
		a 入所実績	56	244	13 99	51	213	18 104	46	205	11 107	42	168	4 104
		b 利用定員	96	232	30 130	106	223	31 118	106	223	31 118	60	214	30 114
		特定教育・保育施設	96	232	30 130	106	223	31 118	106	223	31 118	60	214	30 114
		幼稚園(新制度未移行)	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0
		その他	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0
		定員と入所実績の差 (b-a)	40	▲12	17 31	55	10	13 14	60	18	20 11	18	46	26 10
		計画値と実績値の差 (B-A)	a 量の見込み	▲38	16 ▲1	▲8	▲21	12 4	▲21	▲22	4 ▲3	▲16	▲29	▲10 ▲20
		b 確保策	0	▲6	2 ▲6	10	▲15	3 ▲18	10 ▲15	3 ▲18	3 ▲18	▲36	▲24	2 ▲22 ▲43

⑧江平・山里

A 計画値	内訳	認定区分	年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号 0歳 1-2歳	3号 0歳 1-2歳	1号	2号 0歳 1-2歳	3号 0歳 1-2歳
			a 量の見込み(推計二-ズ)	274	485	46 343	252	491	46 336	234	493	45 340	217	497
b 確保策		特定教育・保育施設	149	512	84 271	149	512	84 281	149	527	87 306	149	527	87 341
		幼稚園(新制度未移行)	149	512	84 271	149	512	84 281	149	527	87 306	149	527	87 341
		その他	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0
		確保策と見込の差 (b-a)	▲125	27	38 ▲72	▲103	21	38 ▲55	▲85	34	42 ▲34	▲68	30	42 ▲5
		a 入所実績	144	506	47 332	135	513	35 287	136	513	31 276	121	485	29 289
		b 利用定員	149	512	84 271	149	518	84 275	149	508	84 275	159	496	86 277
		特定教育・保育施設	149	512	84 271	149	518	84 275	149	508	84 275	159	496	86 277
		幼稚園(新制度未移行)	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0
		その他	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 0
		定員と入所実績の差 (b-a)	5	6	37 ▲61	14	5	49 ▲12	13 ▲5	53	▲1	38	11 57	▲12 17
		計画値と実績値の差 (B-A)	a 量の見込み	▲130	21	1 ▲11	▲117	22	▲11 ▲49	▲98	20 ▲14	▲64	▲96	▲12 ▲16
		b 確保策	0	0	0 0	0	0	6 0	0 ▲6	0 ▲19	▲3 0	10 ▲31	▲1 10	▲57 ▲100

⑨西浦上・三川

(単位：人)

		年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		認定区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
A 計画値	内訳	a 量の見込み(推計二段)	262	460	43	277	244	466	44	268	213	458	44	270	186	447	272	160	
		b 確保策	760	481	102	292	750	501	114	310	501	114	310	114	310	114	310	750	
	実績値	特定教育・保育施設	480	481	102	292	470	501	114	310	470	501	114	310	470	501	114	310	
		幼稚園(新制度未移行)	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
定員と入所実績の差		(b-a)	498	21	59	15	506	35	70	42	537	43	70	40	564	54	70	38	
		a 入所実績	552	435	47	279	264	454	26	279	238	468	28	277	223	490	30	254	
		b 利用定員	740	483	102	292	679	485	112	300	631	485	112	300	611	481	112	294	
B 実績値	内訳	特定教育・保育施設	460	483	102	292	415	485	112	300	395	485	112	300	375	481	112	294	
		幼稚園(新制度未移行)	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績値	定員と入所実績の差	188	48	55	13	415	31	86	21	393	17	84	23	388	▲9	82	40	
		(b-a)	290	▲25	4	2	20	▲12	▲18	11	25	10	▲16	7	37	43	▲14	34	
計画値と実績値の差		a 量の見込み	290	▲25	4	2	20	▲12	▲16	▲2	▲10	▲119	▲16	▲2	▲10	▲139	▲20	▲16	
(B-A)		b 確保策	▲20	2	0	0	▲71	▲16	▲2	▲10	▲119	▲16	▲2	▲10	▲134	▲22	▲16	▲22	

⑩渦・緑が丘

		年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		認定区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
A 計画値	内訳	a 量の見込み(推計二段)	270	552	46	373	265	573	46	367	245	581	47	373	228	588	47	379	
		b 確保策	426	438	100	266	426	461	114	299	426	526	119	369	426	551	124	399	
	実績値	特定教育・保育施設	321	438	100	266	321	461	114	299	321	526	119	369	321	551	124	399	
		幼稚園(新制度未移行)	105	0	0	0	0	0	105	0	105	0	0	0	105	0	0	0	
定員と入所実績の差		(b-a)	156	▲114	54	▲107	161	▲112	68	▲68	181	▲55	72	▲4	198	▲37	77	20	
		a 入所実績	339	535	41	331	334	522	35	315	296	517	34	315	259	502	25	309	
		b 利用定員	411	458	101	275	403	481	108	288	403	481	108	288	345	474	104	287	
B 実績値	内訳	特定教育・保育施設	411	458	101	275	403	481	108	288	403	481	108	288	345	474	104	287	
		幼稚園(新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績値	定員と入所実績の差	72	▲77	60	▲56	69	▲41	73	▲27	107	▲36	74	▲27	86	▲28	79	▲22	
		(b-a)	69	▲17	5	▲42	69	▲51	111	▲52	51	▲64	113	▲58	31	▲86	▲22	▲70	
計画値と実績値の差		a 量の見込み	69	▲17	5	▲42	69	▲51	111	▲52	51	▲64	113	▲58	31	▲86	▲22	▲70	
(B-A)		b 確保策	▲15	20	1	9	▲23	20	▲6	▲11	▲23	▲45	▲11	▲81	▲81	▲77	▲20	▲112	

⑪岩屋・滑石・横尾

(単位：人)

		年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号
A 計画値	a 量の見込み(推計二次)	367	529	43	317	325	514	43	315	293	512	42	316
	b 確保策	1,030	452	92	281	1,030	466	100	297	1,030	476	100	307
	特定教育・保育施設	420	452	92	281	420	466	100	297	420	476	100	307
	幼稚園(新制度未移行)	610	0	0	0	0	0	0	0	610	0	0	610
B 実績値	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保策と見込の差	663	▲77	49	▲36	705	▲48	57	▲18	737	▲36	58	▲9
	(b-a)												
	a 入所実績	660	528	35	311	405	518	26	294	445	490	33	298
B 実績値	b 利用定員	870	437	92	276	843	492	95	282	708	496	99	286
	特定教育・保育施設	660	437	92	276	633	492	95	282	708	496	99	286
	幼稚園(新制度未移行)	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 実績値	定員と入所実績の差	210	▲91	57	▲35	438	▲26	69	▲12	263	6	66	▲12
	(b-a)												
	計画値と実績値の差	293	▲1	▲8	▲6	80	4	▲17	▲21	152	▲22	▲9	▲18
	(B-A)	▲160	▲15	0	▲5	▲187	26	▲5	▲15	▲322	20	▲1	▲21
B 実績値	a 量の見込み												
	b 確保策												
	計画値と実績値の差												
	(B-A)												

⑫丸尾・西泊・福田

(単位：人)

		年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号
A 計画値	a 量の見込み(推計二次)	233	320	25	179	218	326	25	178	210	340	24	177
	b 確保策	304	304	55	151	190	309	60	161	190	319	60	171
	特定教育・保育施設	190	304	55	151	190	309	60	161	190	319	60	171
	幼稚園(新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 実績値	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保策と見込の差	▲43	▲16	30	▲28	▲28	▲17	35	▲17	▲20	▲21	36	▲6
	(b-a)												
	a 入所実績	194	296	19	175	284	21	161	162	267	13	141	134
B 実績値	b 利用定員	55	304	55	151	50	297	56	152	185	267	46	137
	特定教育・保育施設	55	304	55	151	50	297	56	152	185	267	46	137
	幼稚園(新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 実績値	定員と入所実績の差	▲139	8	36	▲24	▲129	13	35	▲9	23	0	33	▲4
	(b-a)												
	計画値と実績値の差	▲39	▲24	▲6	▲4	▲39	▲42	▲4	▲17	▲48	▲73	▲11	▲36
	(B-A)	▲135	0	0	0	▲140	▲12	▲4	▲9	▲52	▲14	▲34	▲35

(13) 小江原・式見

A 計画値	内訳 実績値	B 実績値	年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度					
			認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号				
						0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳							
a 量の見込み(推計二段)	93	189	13	95	75	173	13	96	64	166	12	95	55	161	12	93	49	159	11	92		
b 確保策	90	143	31	91	90	143	31	91	90	143	31	91	90	153	31	101	90	163	31	111		
特定教育・保育施設	90	143	31	91	90	143	31	91	90	143	31	91	90	153	31	101	90	163	31	111		
幼稚園(新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
確保策と見込の差 (b-a)			▲3	▲46	18	▲4	15	▲30	18	▲5	26	▲23	19	▲4	35	▲8	19	8	41	4	20	19
a 入所実績	54	190	6	99	39	172	16	81	36	183	10	74	43	164	6	81	41	143	5	81		
b 利用定員	60	148	33	99	45	148	33	99	45	148	33	99	45	148	33	99	45	145	29	86		
特定教育・保育施設	60	148	33	99	45	148	33	99	45	148	33	99	45	148	33	99	45	145	29	86		
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
定員と入所実績の差 (b-a)			6	▲42	27	0	6	▲24	17	18	9	▲35	23	25	2	▲16	27	18	4	2	24	5
計画値と実績値の差 (B-A)			▲39	1	▲7	4	▲36	▲1	3	▲15	▲28	17	▲2	▲21	3	▲6	▲12	▲8	▲16	▲6	▲11	
b 確保策	▲30	5	2	8	▲45	5	2	8	▲45	5	2	8	▲45	5	2	8	▲45	▲18	▲2	▲25		

(14) 三重

A 計画値	内訳 実績値	B 実績値	年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度					
			認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号				
						0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳							
a 量の見込み(推計二段)	277	377	40	289	254	372	41	297	237	374	41	303	223	384	42	311	207	387	43	320		
b 確保策	135	372	84	244	135	372	84	244	135	387	89	264	135	392	94	294	135	397	99	324		
特定教育・保育施設	135	372	84	244	135	372	84	244	135	387	89	264	135	392	94	294	135	397	99	324		
幼稚園(新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
確保策と見込の差 (b-a)			▲142	▲5	44	▲45	▲119	0	43	▲53	▲102	13	48	▲39	▲88	8	52	▲17	▲72	10	56	4
a 入所実績	80	400	31	240	82	382	34	218	65	368	30	200	60	349	23	199	62	330	32	203		
b 利用定員	135	372	79	239	90	396	91	233	90	377	80	213	90	342	80	198	70	342	80	198		
特定教育・保育施設	135	372	79	239	90	396	91	233	90	377	80	213	90	342	80	198	70	342	80	198		
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
定員と入所実績の差 (b-a)			55	▲28	48	▲1	8	14	57	15	25	9	50	13	30	▲7	57	▲1	8	12	48	▲5
計画値と実績値の差 (B-A)			▲197	23	▲9	▲49	▲172	10	▲7	▲79	▲172	▲6	▲111	▲103	▲163	▲35	▲19	▲112	▲145	▲57	▲117	
b 確保策	0	0	▲5	▲5	▲45	24	7	▲11	▲45	▲10	▲9	▲51	▲45	▲50	▲14	▲96	▲65	▲55	▲19	▲126		

⑮外海・池島

A 計画値	内訳 実績値	認定区分	年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
			1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	
			a 量の見込み(推計二一ズ)	11	56	2	25	10	56	2	25	10	56	2	25	8	53	3	24	7	52
b 確保策	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	0	60	9	31	0	60	9	31	0	60	9	31	0	60	9	31	0	60	9	31
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保策と見込の差 (b-a)	▲11	4	7	6	▲10	4	7	6	▲10	4	7	6	▲8	7	6	7	▲7	8	6	7	▲4
a 入所実績		0	57	6	25	0	51	3	22	0	36	1	15	0	35	0	10	0	24	1	15
b 利用定員	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	0	60	9	31	0	60	9	31	0	45	8	27	0	36	3	11	0	36	3	11
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定員と入所実績の差 (b-a)	0	3	3	6	0	9	6	9	0	9	7	12	0	1	3	1	0	12	2	2	▲4
計画値と実績値の差 (B-A)	a 量の見込み b 確保策	0	▲1.1	1	4	0	▲10	▲5	1	▲3	▲10	▲1	▲10	▲8	▲18	▲3	▲14	▲7	▲28	▲2	▲9
a 量の見込み b 確保策		0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲15	▲1	▲4	0	▲24	▲6	▲20	0	▲24	▲6	▲20

⑯琴海

A 計画値	内訳 実績値	認定区分	年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度					
			1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳	1号	2号	3号 0歳 1-2歳		
			a 量の見込み(推計二一ズ)	94	223	16	127	86	220	15	124	84	234	13	126	80	243	12	128	71	237	11
b 確保策	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	75	218	41	121	75	218	41	121	75	218	41	121	75	228	41	131	75	238	41	141	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
確保策と見込の差 (b-a)	▲19	▲5	25	▲6	▲11	▲2	26	▲3	▲9	▲16	28	▲5	▲5	▲15	29	3	4	1	30	8	▲141	
a 入所実績		35	222	14	128	32	209	17	112	31	228	21	109	24	224	24	113	21	210	12	118	
b 利用定員	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	75	218	41	121	75	218	41	121	75	210	40	120	45	210	40	120	45	210	40	120	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
定員と入所実績の差 (b-a)	40	▲4	27	▲7	43	9	24	9	44	▲18	19	11	21	▲14	16	7	24	0	28	2	▲210	
計画値と実績値の差 (B-A)	a 量の見込み b 確保策	0	▲59	▲1	▲2	1	▲54	▲11	2	▲12	▲53	▲6	8	▲17	▲56	▲19	12	▲15	▲50	▲27	1	▲15
a 量の見込み b 確保策		0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲8	▲1	▲1	▲30	▲18	▲1	▲11	▲30	▲28	▲1	▲21	

基本施策：1 幼児期の教育・保育の充実

個別施策：(2)教育・保育等の質の向上

計画 掲載P	主な取組み	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
70	幼稚園教諭、保育士等への研修支援	○長崎市保育会が行う保育士等の研修事業活動費の助成を行った。 ・研修会回数：59回、参加者数：延2,245人（令和4年度73回、参加者数：延1,730人） ○長崎市私立幼稚園協会が行う教職員研修に対し、経費の一部を補助した。25回、参加者数：延794人（令和4年度16回、参加者数：延645人）	保育士等の質の向上を図るために、研修機会を設ける必要がある。	今後も継続して助成を行い、保育士等の資質向上を図っていきたい。	幼児課
70	幼稚園教諭、保育士等の待遇改善、保育士の確保	○保育士等の確保及び待遇改善を図るため、賃金の上乗せ分として、30,000円×職員数（4月1日基準日の入所児童に対する必要保育士数）の補助を行った。 補助実績額44,651,500円（令和4年度45,563,250円）	既に保育所等で勤務している保育士の待遇改善には繋がったものの、新たに保育士を雇用する際には、保育士の確保が難しい状況にある。	今後も継続して実施し保育士等の待遇を改善とともに、働きやすい職場環境づくりへの支援を行い、保育士確保に努める。 また、賃金の根幹となる公定価格の適正な設定について国に要望していく。	幼児課
70	幼稚園、保育所等の運営評価	○指導監査時に、事業者による自己評価の実施状況を確認した。 ○自己評価が未実施や評価結果が未公表の施設があつたため、実施及び公表について指導を行つた。	指摘が多く、あまり改善の見られない施設がある。	今後も確認を行い、全施設で自己評価の実施及び公表を行うよう促進する。	幼児課
70	幼稚園・保育所等と小学校の連携方策	○幼保小連携を推進するため、市内全小学校とその小学校区の幼稚園、保育園、認定こども園による情報交換、及び長崎市独自で作成した連携の手引書を活用した取組を実施したことにより、幼保小の職員間の連携が図られ、「小1ブロフレム」の解消や「あ・は・は運動」の周知につながつた。	全小学校で、幼保小連携の取組が進んでいるものの、1つの小学校が複数の園と連携していることにより、日程調整や時間確保の難しさ、一部の職員の負担が増えるなど、望ましい形での連携ができるない。	中学校区を単位としたブロックごとの幼保小連携の取組が進んでいることから、各ブロックの取組や「あ・は・は運動」についてもその趣旨を再確認し、その継続と徹底を図るとともに、長期休業中に職員同士の交流を深めたり、オンライン会議での情報交換を行つたりするなど、関係者の負担軽減も含めて検討する。	幼児課
70	小規模保育事業と幼稚園・保育所等との連携方策	○小規模保育施設において、地域性を考慮し、3歳以上の児童についても継続して保育を行つているが、近隣の保育所を連携施設とし、交流を行ひながら、必要な保育の支援を受けている。	原則0～2歳児を対象とする小規模保育事業であるが、卒園後の受け皿となる施設がない。	小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会を確保するため、今後も同様の取扱いとする。	幼児課

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	①延長保育事業	提供区域	16区域
概要	保育が必要であると認定（2号、3号認定）を受けた子どもが、保育所、認定こども園において、通常の利用日（平日、土曜日）及び利用時間以外に保育を希望する場合に、保育を実施する。		
量の見込みの考え方	直近の延長保育の利用実績（平成30年度）を令和2年度の見込みとし、令和3年度以降は、延長保育の対象となる2号認定子ども及び3号認定子どもの保育の量の伸びに比例して伸びると見込み算出		
確保策の考え方	平日、土曜日の延長保育の量の確保については、現在、多くの保育所で実施されており、対応できているため継続して実施する。なお、休日保育については、認可外保育施設等で既に実施している施設の周知を含め、ニーズに対応出来る方法を検討する。		
令和5年度の成果	<p>（令和5年度実施状況） 127施設のうち125施設で実施（市立保育所5施設、市立認定こども園1施設、私立保育所75施設、私立認定こども園44施設）</p>		
課題	利用者の多様化に伴い、今後さらに様々なニーズが延長保育を利用できるようにニーズ把握を行う。また現在、多くの保育所等で延長保育を実施されているが、補助対象区分に達しないため十分な補助を受けることができない施設があり、実施方法の検討を行う。		
今後の取組方針	利用者のニーズに対応できるよう今後も継続して事業を実施する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	6,209	6,163	6,180	6,178	6,158
	b 確保策	6,209	6,163	6,180	6,178	6,158
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	5,894	4,562	5,653	5,855	
	b 利用定員	5,894	4,562	5,653	5,855	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲315	▲1,601	▲527	▲323	
	b 確保策	▲315	▲1,601	▲527	▲323	
	b - a	0	0	0	0	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保策」は、それぞれ「利用実績」及び「利用定員」と表記しています。（以下、区域別も同様）

提供区域別

【①東長崎・橋・日見】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	765	756	758	760	748
	b 確保策	765	756	758	760	748
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	796	754	785	733	
	b 利用定員	796	754	785	733	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	31	▲2	27	▲27	
	b 確保策	31	▲2	27	▲27	
	b - a	0	0	0	0	

【②桜馬場・片淵・長崎】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	701	703	714	720	723
	b 確保策	701	703	714	720	723
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	669	607	673	603	
	b 利用定員	669	607	673	603	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲32	▲96	▲41	▲117	
	b 確保策	▲32	▲96	▲41	▲117	
	b - a	0	0	0	0	

【③小島・大浦・梅香崎】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	455	449	447	448	457
	b 確保策	455	449	447	448	457
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	384	368	380	336	
	b 利用定員	384	368	380	336	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲71	▲81	▲67	▲112	
	b 確保策	▲71	▲81	▲67	▲112	
	b - a	0	0	0	0	

【④日吉・茂木・南】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	64	63	63	60	57
	b 確保策	64	63	63	60	57
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	12	19	15	11	
	b 利用定員	12	19	15	11	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲52	▲44	▲48	▲49	
	b 確保策	▲52	▲44	▲48	▲49	
	b - a	0	0	0	0	

【⑤戸町・小ヶ倉・土井首】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	589	575	566	555	550
	b 確保策	589	575	566	555	550
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	610	539	551	739	
	b 利用定員	610	539	551	739	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	21	▲36	▲15	184	
	b 確保策	21	▲36	▲15	184	
	b - a	0	0	0	0	

【⑥深堀・香焼・伊王島・高島】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	120	117	110	106	99
	b 確保策	120	117	110	106	99
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	110	87	98	74	
	b 利用定員	110	87	98	74	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲10	▲30	▲12	▲32	
	b 確保策	▲10	▲30	▲12	▲32	
	b - a	0	0	0	0	

【⑦三和・野母崎】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	210	205	204	202	208
	b 確保策	210	205	204	202	208
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	246	168	163	342	
	b 利用定員	246	168	163	342	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	36	▲37	▲41	140	
	b 確保策	36	▲37	▲41	140	
	b - a	0	0	0	0	

【⑧江平・山里】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	526	525	529	535	533
	b 確保策	526	525	529	535	533
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	491	502	510	476	
	b 利用定員	491	502	510	476	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲35	▲23	▲19	▲59	
	b 確保策	▲35	▲23	▲19	▲59	
	b - a	0	0	0	0	

【⑨西浦上・三川】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	469	468	465	459	453
	b 確保策	469	468	465	459	453
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	510	444	477	483	
	b 利用定員	510	444	477	483	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	41	▲24	12	24	
	b 確保策	41	▲24	12	24	
	b - a	0	0	0	0	

【⑩淵・緑が丘】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	585	594	603	611	609
	b 確保策	585	594	603	611	609
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	550	514	610	556	
	b 利用定員	550	514	610	556	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲35	▲80	7	▲55	
	b 確保策	▲35	▲80	7	▲55	
	b - a	0	0	0	0	

【⑪岩屋・横尾・滑石】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	535	525	524	514	513
	b 確保策	535	525	524	514	513
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	529	558	565	529	
	b 利用定員	529	558	565	529	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲6	33	41	15	
	b 確保策	▲6	33	41	15	
	b - a	0	0	0	0	

【⑫丸尾・西泊・福田】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	316	319	326	325	322
	b 確保策	316	319	326	325	322
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	239	280	216	227	
	b 利用定員	239	280	216	227	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲77	▲39	▲110	▲98	
	b 確保策	▲77	▲39	▲110	▲98	
	b - a	0	0	0	0	

【⑬小江原・式見】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	179	170	164	160	158
	b 確保策	179	170	164	160	158
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	113	83	112	243	
	b 利用定員	113	83	112	243	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲66	▲87	▲52	83	
	b 確保策	▲66	▲87	▲52	83	
	b - a	0	0	0	0	

【⑭三重】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	425	428	432	444	451
	b 確保策	425	428	432	444	451
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	397	391	282	339	
	b 利用定員	397	391	282	339	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲28	▲37	▲150	▲105	
	b 確保策	▲28	▲37	▲150	▲105	
	b - a	0	0	0	0	

【⑮外海・池島】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	50	50	50	48	48
	b 確保策	50	50	50	48	48
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	74	42	69	31	
	b 利用定員	74	42	69	31	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	24	▲8	19	▲17	
	b 確保策	24	▲8	19	▲17	
	b - a	0	0	0	0	

【⑯琴海】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	220	216	225	231	229
	b 確保策	220	216	225	231	229
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	164	141	147	133	
	b 利用定員	164	141	147	133	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲56	▲75	▲78	▲98	
	b 確保策	▲56	▲75	▲78	▲98	
	b - a	0	0	0	0	

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	②-1 一時預かり事業 (幼稚園型)	提供区域	16区域
概要	幼稚園に通う子どもが、通常の利用時間終了後に、保護者の事情により家庭で保育を受けることができない場合に、幼稚園において一時的に預かる。		
量の見込みの考え方	新制度に移行する幼稚園が増えることを考慮し、令和3年度までは、利用人数の伸び率（平成27年度から平成30年度の実績）のとおり伸びると見込み算出。令和4年度以降は、就学前児童数の減少に伴い減少すると見込んで算出。		
確保策の考え方	幼稚園の利用希望が強い保護者に対して、長時間預かり保育を提供するため、引き続き推進する。幼稚園のない区域については、近隣の区域で確保する。		
令和5年度の成果	1 本事業は、幼稚園利用家庭に対する保育の提供であり、子育て家庭の負担軽減に貢献している。また、一定数の保育利用ニーズに対応しており、待機児童解消にも貢献している。 2 利用実績と、確保策から、ニーズには対応できていると想定される。		
課題	1 今後、閉園予定の幼稚園があるため、近隣区域での対応を前提としながら、ニーズ把握が課題である。		
今後の取組方針	利用者のニーズに対応できるよう今後も継続して事業を実施する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	130,612	169,796	165,721	161,412	157,215
	b 確保策	130,612	169,796	165,721	161,412	157,215
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	115,473	114,441	102,751	101,248	
	b 利用定員	665,791	665,791	665,791	670,291	
	b - a	550,318	551,350	563,040	569,043	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保策」は、それぞれ「利用実績」及び「利用定員」と表記しています。(以下、区域別も同様)

計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲15,139	▲55,355	▲62,970	▲60,164	
	b 確保策	535,179	495,995	500,070	508,879	
	b - a	550,318	551,350	563,040	569,043	

提供区域別

【①東長崎・橋・日見】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	16,896	22,179	21,453	20,690	19,477
	b 確保策	16,896	22,179	21,453	20,690	19,477
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	37,358	36,629	34,811	31,465	
	b 利用定員	135,286	135,286	135,286	135,286	
	b - a	97,928	98,657	100,475	103,821	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	20,462	14,450	13,358	10,775	
	b 確保策	118,390	113,107	113,833	114,596	
	b - a	97,928	98,657	100,475	103,821	

【②桜馬場・片淵・長崎】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	12,021	15,865	15,732	15,373	14,867
	b 確保策	12,021	15,865	15,732	15,373	14,867
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	13,281	15,361	16,206	16,407	
	b 利用定員	73,455	73,455	73,455	73,455	
	b - a	60,174	58,094	57,249	57,048	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	1,260	▲504	474	1,034	
	b 確保策	61,434	57,590	57,723	58,082	
	b - a	60,174	58,094	57,249	57,048	

【③小島・大浦・梅香崎】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	9,246	11,496	11,180	11,174	11,680
	b 確保策	9,246	11,496	11,180	11,174	11,680
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	5,706	4,387	3,206	3,423	
	b 利用定員	15,150	15,150	15,150	15,150	
	b - a	9,444	10,763	11,944	11,727	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲3,540	▲7,109	▲7,974	▲7,751	
	b 確保策	5,904	3,654	3,970	3,976	
	b - a	9,444	10,763	11,944	11,727	

【④日吉・茂木・南】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	1,112	1,499	1,541	1,444	1,348
	b 確保策	1,112	1,499	1,541	1,444	1,348
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	0	0	0	
	b 利用定員	0	0	0	0	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲1,112	▲1,499	▲1,541	▲1,444	
	b 確保策	▲1,112	▲1,499	▲1,541	▲1,444	
	b - a	0	0	0	0	

【⑤戸町・小ヶ倉・土井首】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	11,801	15,013	14,208	13,592	13,186
	b 確保策	11,801	15,013	14,208	13,592	13,186
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	2,015	2,216	1,918	4,044	
	b 利用定員	31,245	31,245	31,245	31,245	
	b - a	29,230	29,029	29,327	27,201	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲9,786	▲12,797	▲12,290	▲9,548	
	b 確保策	19,444	16,232	17,037	17,653	
	b - a	29,230	29,029	29,327	27,201	

【⑥深堀・香焼・伊王島・高島】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	3,983	5,720	5,330	5,156	4,667
	b 確保策	3,983	5,720	5,330	5,156	4,667
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	5,732	10,346	6,664	5,799	
	b 利用定員	24,675	24,675	24,675	24,675	
	b - a	18,943	14,329	18,011	18,876	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	1,749	4,626	1,334	643	
	b 確保策	20,692	18,955	19,345	19,519	
	b - a	18,943	14,329	18,011	18,876	

【⑦三和・野母崎】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	3,585	3,925	3,937	3,600	3,984
	b 確保策	3,585	3,925	3,937	3,600	3,984
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	0	0	0	0
	b 利用定員	0	0	0	0	0
	b - a	0	0	0	0	0
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲3,585	▲3,925	▲3,937	▲3,600	
	b 確保策	▲3,585	▲3,925	▲3,937	▲3,600	
	b - a	0	0	0	0	

【⑧江平・山里】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	10,466	13,663	13,595	13,573	13,349
	b 確保策	10,466	13,663	13,595	13,573	13,349
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	0	0	0	0
	b 利用定員	0	0	0	0	0
	b - a	0	0	0	0	0
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲10,466	▲13,663	▲13,595	▲13,573	
	b 確保策	▲10,466	▲13,663	▲13,595	▲13,573	
	b - a	0	0	0	0	

【⑨西浦上・三川】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	10,012	13,292	12,350	11,605	10,852
	b 確保策	10,012	13,292	12,350	11,605	10,852
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	14,667	7,464	4,981	4,506	
	b 利用定員	111,545	111,545	111,545	111,545	
	b - a	96,878	104,081	106,564	107,039	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	4,655	▲5,828	▲7,369	▲7,099	
	b 確保策	101,533	98,253	99,195	99,940	
	b - a	96,878	104,081	106,564	107,039	

【⑩淵・緑が丘】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	10,342	14,421	14,245	14,267	13,774
	b 確保策	10,342	14,421	14,245	14,267	13,774
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	4,283	5,053	2,873	2,078	
	b 利用定員	102,900	102,900	102,900	102,900	
	b - a	98,617	97,847	100,027	100,822	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲6,059	▲9,368	▲11,372	▲12,189	
	b 確保策	92,558	88,479	88,655	88,633	
	b - a	98,617	97,847	100,027	100,822	

【⑪岩屋・横尾・滑石】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	14,037	17,679	17,086	15,936	15,463
	b 確保策	14,037	17,679	17,086	15,936	15,463
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	22,089	22,627	23,593	23,679	
	b 利用定員	102,630	102,630	102,630	102,630	
	b - a	80,541	80,003	79,037	78,951	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	8,052	4,948	6,507	7,743	
	b 確保策	88,593	84,951	85,544	86,694	
	b - a	80,541	80,003	79,037	78,951	

【⑫丸尾・西泊・福田】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	8,927	11,885	12,165	12,074	11,896
	b 確保策	8,927	11,885	12,165	12,074	11,896
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	10,248	10,052	8,370	8,756	
	b 利用定員	51,385	51,385	51,385	51,385	
	b - a	41,137	41,333	43,015	42,629	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	1,321	▲1,833	▲3,795	▲3,318	
	b 確保策	42,458	39,500	39,220	39,311	
	b - a	41,137	41,333	43,015	42,629	

【⑬小江原・式見】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	3,557	4,073	3,696	3,412	3,301
	b 確保策	3,557	4,073	3,696	3,412	3,301
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	94	306	129	79	
	b 利用定員	17,520	17,520	17,520	17,520	
	b - a	17,426	17,214	17,391	17,441	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲3,463	▲3,767	▲3,567	▲3,333	
	b 確保策	13,963	13,447	13,824	14,108	
	b - a	17,426	17,214	17,391	17,441	

【⑭三重】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	10,603	13,847	13,762	14,023	14,059
	b 確保策	10,603	13,847	13,762	14,023	14,059
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	0	0	1,012	
	b 利用定員	0	0	0	4,500	
	b - a	0	0	0	3,488	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲10,603	▲13,847	▲13,762	▲13,011	
	b 確保策	▲10,603	▲13,847	▲13,762	▲9,523	
	b - a	0	0	0	3,488	

【⑮外海・池島】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	426	537	557	487	455
	b 確保策	426	537	557	487	455
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	0	0	0	
	b 利用定員	0	0	0	0	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲426	▲537	▲557	▲487	
	b 確保策	▲426	▲537	▲557	▲487	
	b - a	0	0	0	0	

【⑯琴海】

(単位：人（実人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	3,598	4,702	4,884	5,006	4,857
	b 確保策	3,598	4,702	4,884	5,006	4,857
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	0	0	0	
	b 利用定員	0	0	0	0	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲3,598	▲4,702	▲4,884	▲5,006	
	b 確保策	▲3,598	▲4,702	▲4,884	▲5,006	
	b - a	0	0	0	0	

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	②-2 一時預かり事業 (幼稚園型以外)	提供区域	16区域
概要	保護者の事情により、家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において一時的に預かる。		
量の見込みの考え方	延利用人数の伸び率（平成27年度から平成30年度実績）のとおり伸びると見込み算出。		
確保策の考え方	一時預かり事業を行う保育所は、22箇所（令和3年4月）あり、一定数は確保できているものの、不足する地域もあるため、ニーズに対応できるように実施施設を増やす。また、ファミリー・サポート・センターにおいてもまかせて会員を増やし、一時預かりのニーズに対応する。		
令和5年度の成果	<p>長崎市全体では、預かり枠は確保できているが、区域ごとのニーズに応じた預かり枠の確保が出来ていないため不足する区域がある。 (実施状況) 一時預かり事業：27施設、一時保育（自主事業）：52施設 ファミリー・サポート・センター会員数：2,127人（令和4年度：1,996人） うち まかせて会員数： 617人（令和4年度： 608人）</p>		
課題	利用実績は受け入れ結果であり、保育士不足等の施設事情によって、保護者ニーズはあるもののお断りをしたケースもあるため、潜在的ニーズ把握と同時に、施設で実施しやすい環境（保育士の確保）が課題である。		
今後の取組方針	今後も継続して、定員設定を行う一時預かり事業の実施を進める。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	8,159	8,530	8,901	9,272	9,643
	b 確保策	24,477	25,590	26,703	27,816	28,929
	一時預かり(保)	22,799	23,862	24,923	25,984	27,041
	ファミサボ(未就)	1,678	1,728	1,780	1,832	1,888
	b - a	16,318	17,060	17,802	18,544	19,286
B 実績値	a 利用実績	4,719	5,235	5,612	6,469	
	一時預かり(保)	3,360	2,403	2,514	2,833	
	ファミサボ(未就)	1,359	2,802	3,098	3,636	
	b 利用定員・活動回数	24,359	25,864	26,158	27,356	
	一時預かり(保)	23,000	23,000	23,000	23,720	
	ファミサボ(未就)	1,359	2,864	3,158	3,636	
	b - a	19,640	20,629	20,546	20,887	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲3,440	▲3,295	▲3,289	▲2,803	
	b 確保策	▲118	274	▲545	▲460	
	一時預かり(保)	201	▲862	▲1,923	▲2,264	
	ファミサボ(未就)	▲319	1,136	1,378	1,804	
	b - a	3,322	3,569	2,744	2,343	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保策」は、「利用実績」及び一時預かり事業の「利用定員」、ファミサボの「まかせて会員の活動回数」と表記しています。（以下、区域別も同様）

提供区域別

【①東長崎・橋・日見】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	1,129	1,153	1,206	1,264	1,319
	b 確保策	3,387	3,459	3,618	3,792	3,957
	一時預かり(保)	3,330	3,400	3,557	3,729	3,892
	ファミサボ(未就)	57	59	61	63	65
	b - a	2,258	2,306	2,412	2,528	2,638
B 実績値	a 利用実績	468	307	343	327	
	一時預かり(保)	451	256	318	287	
	ファミサボ(未就)	17	51	25	40	
	b 利用定員・活動回数	1,517	1,554	1,525	1,542	
	一時預かり(保)	1,500	1,500	1,500	1,500	
	ファミサボ(未就)	17	54	25	42	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	1,049	1,247	1,182	1,215	
	a 量の見込み	▲661	▲846	▲863	▲937	
	b 確保策	▲1,870	▲1,905	▲2,093	▲2,250	
	一時預かり(保)	▲1,830	▲1,900	▲2,057	▲2,229	
	ファミサボ(未就)	▲40	▲5	▲36	▲21	
B - A	b - a	▲1,209	▲1,059	▲1,230	▲1,313	

【②桜馬場・片淵・長崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	862	899	955	1,007	1,056
	b 確保策	2,586	2,697	2,865	3,021	3,168
	一時預かり(保)	2,065	2,160	2,312	2,453	2,581
	ファミサボ(未就)	521	537	553	568	587
	b - a	1,724	1,798	1,910	2,014	2,112
B 実績値	a 利用実績	841	965	1,624	1,437	
	一時預かり(保)	401	542	676	626	
	ファミサボ(未就)	440	423	948	811	
	b 利用定員・活動回数	3,170	3,237	3,722	3,718	
	一時預かり(保)	2,750	2,750	2,750	2,750	
	ファミサボ(未就)	420	487	972	968	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	2,329	2,272	2,098	2,281	
	a 量の見込み	▲21	66	669	430	
	b 確保策	584	540	857	697	
	一時預かり(保)	685	590	438	297	
	ファミサボ(未就)	▲101	▲50	419	400	
B - A	b - a	605	474	188	267	

【③小島・大浦・梅香崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	592	653	688	712	737
	b 確保策	1,776	1,959	2,064	2,136	2,211
	一時預かり(保)	1,758	1,941	2,045	2,117	2,191
	ファミサボ(未就)	18	18	19	19	20
	b - a	1,184	1,306	1,376	1,424	1,474
B 実績値	a 利用実績	368	670	655	593	
	一時預かり(保)	254	55	70	98	
	ファミサボ(未就)	114	615	585	495	
	b 利用定員・活動回数	829	1,290	1,317	1,237	
	一時預かり(保)	750	750	750	750	
	ファミサボ(未就)	79	540	567	487	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	461	620	662	644	
	a 量の見込み	▲224	17	▲33	▲119	
	b 確保策	▲947	▲669	▲747	▲899	
	一時預かり(保)	▲1,008	▲1,191	▲1,295	▲1,367	
	ファミサボ(未就)	61	522	548	468	
B - A	b - a	▲723	▲686	▲714	▲780	

【④日吉・茂木・南】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	6	5	3	3	2
	b 確保策	18	15	9	9	6
	一時預かり(保)	15	12	6	6	3
	ファミサボ(未就)	3	3	3	3	3
	b - a	12	10	6	6	4
B 実績値	a 利用実績	39	32	11	2	
	一時預かり(保)	39	2	11	1	
	ファミサボ(未就)	0	30	0	1	
	b 利用定員・活動回数	0	30	0	1	
	一時預かり(保)	0	0	0	0	
	ファミサボ(未就)	0	30	0	1	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	▲39	▲2	▲11	▲1	
	a 量の見込み	33	27	8	▲1	
	b 確保策	▲18	15	▲9	▲8	
	一時預かり(保)	▲15	▲12	▲6	▲6	
	ファミサボ(未就)	▲3	27	▲3	▲2	
	b - a	▲51	▲12	▲17	▲7	

【⑤戸町・小ヶ倉・土井首】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	628	648	666	683	706
	b 確保策	1,884	1,944	1,998	2,049	2,118
	一時預かり(保)	1,870	1,929	1,983	2,034	2,102
	ファミサボ(未就)	14	15	15	15	16
	b - a	1,256	1,296	1,332	1,366	1,412
B 実績値	a 利用実績	1,064	751	494	717	
	一時預かり(保)	937	420	182	476	
	ファミサボ(未就)	127	331	312	241	
	b 利用定員・活動回数	3,376	3,582	3,591	3,508	
	一時預かり(保)	3,250	3,250	3,250	3,250	
	ファミサボ(未就)	126	332	341	258	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	2,312	2,831	3,097	2,791	
	a 量の見込み	436	103	▲172	34	
	b 確保策	1,492	1,638	1,593	1,459	
	一時預かり(保)	1,380	1,321	1,267	1,216	
	ファミサボ(未就)	112	317	326	243	
	b - a	1,056	1,535	1,765	1,425	

【⑥深堀・香焼・伊王島・高島】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	310	311	318	324	333
	b 確保策	930	933	954	972	999
	一時預かり(保)	924	927	948	965	992
	ファミサボ(未就)	6	6	6	7	7
	b - a	620	622	636	648	666
B 実績値	a 利用実績	0	8	22	12	
	一時預かり(保)	0	0	0	0	
	ファミサボ(未就)	0	8	22	12	
	b 利用定員・活動回数	2,250	2,256	2,250	2,250	
	一時預かり(保)	2,250	2,250	2,250	2,250	
	ファミサボ(未就)	0	6	0		
計画値と実績値の差 B - A	b - a	2,250	2,248	2,228	2,238	
	a 量の見込み	▲310	▲303	▲296	▲312	
	b 確保策	1,320	1,323	1,296	1,278	
	一時預かり(保)	1,326	1,323	1,302	1,285	
	ファミサボ(未就)	▲6	0	▲6	▲7	
	b - a	1,630	1,626	1,592	1,590	

【⑦三和・野母崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	58	75	72	72	62
	b 確保策	174	225	216	216	186
	一時預かり(保)	173	223	214	214	184
	ファミサボ(未就)	1	2	2	2	2
	b - a	116	150	144	144	124
B 実績値	a 利用実績	196	187	137	277	
	一時預かり(保)	196	173	119	246	
	ファミサボ(未就)	0	14	18	31	
	b 利用定員・活動回数	0	1	6	30	
	一時預かり(保)	0	0	0	0	
	ファミサボ(未就)	0	1	6	30	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	▲196	▲186	▲131	▲247	
	a 量の見込み	138	112	65	205	
	b 確保策	▲174	▲224	▲210	▲186	
	一時預かり(保)	▲173	▲223	▲214	▲214	
	ファミサボ(未就)	▲1	▲1	4	28	
B - A	b - a	▲312	▲336	▲275	▲391	

【⑧江平・山里】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	1,095	1,166	1,254	1,348	1,439
	b 確保策	3,285	3,498	3,762	4,044	4,317
	一時預かり(保)	2,755	2,952	3,200	3,466	3,721
	ファミサボ(未就)	530	546	562	578	596
	b - a	2,190	2,332	2,508	2,696	2,878
B 実績値	a 利用実績	386	349	434	1,046	
	一時預かり(保)	100	79	52	407	
	ファミサボ(未就)	286	270	382	639	
	b 利用定員・活動回数	952	1,706	1,169	1,264	
	一時預かり(保)	750	750	750	750	
	ファミサボ(未就)	202	956	419	514	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	566	1,357	735	218	
	a 量の見込み	▲709	▲817	▲820	▲302	
	b 確保策	▲2,333	▲1,792	▲2,593	▲2,780	
	一時預かり(保)	▲2,005	▲2,202	▲2,450	▲2,716	
	ファミサボ(未就)	▲328	410	▲143	▲64	
B - A	b - a	▲1,624	▲975	▲1,773	▲2,478	

【⑨西浦上・三川】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	628	646	660	679	689
	b 確保策	1,884	1,938	1,980	2,037	2,067
	一時預かり(保)	1,665	1,713	1,748	1,798	1,821
	ファミサボ(未就)	219	225	232	239	246
	b - a	1,256	1,292	1,320	1,358	1,378
B 実績値	a 利用実績	679	391	380	315	
	一時預かり(保)	377	202	266	146	
	ファミサボ(未就)	302	189	114	169	
	b 利用定員・活動回数	3,121	2,837	2,892	3,660	
	一時預かり(保)	2,750	2,750	2,750	3,470	
	ファミサボ(未就)	371	87	142	190	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	2,442	2,446	2,512	3,345	
	a 量の見込み	51	▲255	▲280	▲364	
	b 確保策	1,237	899	912	1,623	
	一時預かり(保)	1,085	1,037	1,002	1,672	
	ファミサボ(未就)	152	▲138	▲90	▲49	
B - A	b - a	1,186	1,154	1,192	1,987	

【⑩淵・緑が丘】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	662	683	713	739	771
	b 確保策	1,986	2,049	2,139	2,217	2,313
	一時預かり(保)	1,887	1,948	2,035	2,110	2,203
	ファミサボ(未就)	99	101	104	107	110
	b - a	1,324	1,366	1,426	1,478	1,542
B 実績値	a 利用実績	111	137	340	455	
	一時預かり(保)	90	56	213	152	
	ファミサボ(未就)	21	81	127	303	
	b 利用定員・活動回数	1,308	1,372	1,593	1,961	
	一時預かり(保)	1,250	1,250	1,250	1,250	
	ファミサボ(未就)	58	122	343	711	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	1,197	1,235	1,253	1,506	
	a 量の見込み	▲551	▲546	▲373	▲284	
	b 確保策	▲678	▲677	▲546	▲256	
	一時預かり(保)	▲637	▲698	▲785	▲860	
	ファミサボ(未就)	▲41	21	239	604	
	b - a	▲127	▲131	▲173	28	

【⑪岩屋・横尾・滑石】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	991	1,034	1,080	1,117	1,166
	b 確保策	2,973	3,102	3,240	3,351	3,498
	一時預かり(保)	2,899	3,026	3,162	3,270	3,415
	ファミサボ(未就)	74	76	78	81	83
	b - a	1,982	2,068	2,160	2,234	2,332
B 実績値	a 利用実績	147	836	416	844	
	一時預かり(保)	124	134	0	60	
	ファミサボ(未就)	23	702	416	784	
	b 利用定員・活動回数	62	151	249	348	
	一時預かり(保)	0	0	0	0	
	ファミサボ(未就)	62	151	249	348	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	▲85	▲685	▲167	▲496	
	a 量の見込み	▲844	▲198	▲664	▲273	
	b 確保策	▲2,911	▲2,951	▲2,991	▲3,003	
	一時預かり(保)	▲2,899	▲3,026	▲3,162	▲3,270	
	ファミサボ(未就)	▲12	75	171	267	
	b - a	▲2,067	▲2,753	▲2,327	▲2,730	

【⑫丸尾・西泊・福田】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	538	567	582	594	609
	b 確保策	1,614	1,701	1,746	1,782	1,827
	一時預かり(保)	1,597	1,683	1,728	1,763	1,808
	ファミサボ(未就)	17	18	18	19	19
	b - a	1,076	1,134	1,164	1,188	1,218
B 実績値	a 利用実績	112	168	68	60	
	一時預かり(保)	109	138	46	46	
	ファミサボ(未就)	3	30	22	14	
	b 利用定員・活動回数	1,253	1,260	1,258	1,261	
	一時預かり(保)	1,250	1,250	1,250	1,250	
	ファミサボ(未就)	3	10	8	11	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	1,141	1,092	1,190	1,201	
	a 量の見込み	▲426	▲399	▲514	▲534	
	b 確保策	▲361	▲441	▲488	▲521	
	一時預かり(保)	▲347	▲433	▲478	▲513	
	ファミサボ(未就)	▲14	▲8	▲10	▲8	
	b - a	65	▲42	26	13	

【⑬小江原・式見】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	109	114	115	116	114
	b 確保策	327	342	345	348	342
	一時預かり(保)	320	335	337	340	334
	ファミサボ(未就)	7	7	8	8	8
	b - a	218	228	230	232	228
B 実績値	a 利用実績	50	35	148	77	
	一時預かり(保)	50	35	135	61	
	ファミサボ(未就)	0	0	13	16	
	b 利用定員・活動回数	1,500	1,500	1,512	1,517	
	一時預かり(保)	1,500	1,500	1,500	1,500	
	ファミサボ(未就)	0	0	12	17	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	1,450	1,465	1,364	1,440	
	a 量の見込み	▲59	▲79	33	▲39	
	b 確保策	1,173	1,158	1,167	1,169	
	一時預かり(保)	1,180	1,165	1,163	1,160	
	ファミサボ(未就)	▲7	▲7	4	9	
	b - a	1,232	1,237	1,134	1,208	

【⑭三重】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	452	482	499	525	549
	b 確保策	1,356	1,446	1,497	1,575	1,647
	一時預かり(保)	1,350	1,440	1,490	1,568	1,640
	ファミサボ(未就)	6	6	7	7	7
	b - a	904	964	998	1,050	1,098
B 実績値	a 利用実績	127	91	357	175	
	一時預かり(保)	121	13	251	116	
	ファミサボ(未就)	6	78	106	59	
	b 利用定員・活動回数	3,750	3,828	3,820	3,808	
	一時預かり(保)	3,750	3,750	3,750	3,750	
	ファミサボ(未就)	0	78	70	58	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	3,623	3,737	3,463	3,633	
	a 量の見込み	▲325	▲391	▲142	▲350	
	b 確保策	2,394	2,382	2,323	2,233	
	一時預かり(保)	2,400	2,310	2,260	2,182	
	ファミサボ(未就)	▲6	72	63	51	
	b - a	2,719	2,773	2,465	2,583	

【⑮外海・池島】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	7	3	3	4	4
	b 確保策	21	9	9	12	12
	一時預かり(保)	20	8	8	11	11
	ファミサボ(未就)	1	1	1	1	1
	b - a	14	6	6	8	8
B 実績値	a 利用実績	15	268	52	88	
	一時預かり(保)	15	268	52	88	
	ファミサボ(未就)	0	0	0	0	
	b 利用定員・活動回数	0	0	0	0	
	一時預かり(保)	0	0	0	0	
	ファミサボ(未就)	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	▲15	▲268	▲52	▲88	
	a 量の見込み	8	265	49	84	
	b 確保策	▲21	▲9	▲9	▲12	
	一時預かり(保)	▲20	▲8	▲8	▲11	
	ファミサボ(未就)	▲1	▲1	▲1	▲1	
	b - a	▲29	▲274	▲58	▲96	

【⑯琴海】

(単位：人（延利用人数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	92	91	87	85	87
	b 確保策	276	273	261	255	261
	一時預かり(保)	171	165	150	140	143
	ファミサボ(未就)	105	108	111	115	118
	b - a	184	182	174	170	174
B 実績値	a 利用実績	116	40	131	44	
	一時預かり(保)	96	30	123	23	
	ファミサボ(未就)	20	10	8	21	
	b 利用定員・活動回数	1,271	1,260	1,254	1,251	
	一時預かり(保)	1,250	1,250	1,250	1,250	
	ファミサボ(未就)	21	10	4	1	
計画値と実績値の差 B - A	b - a	1,155	1,220	1,123	1,207	
	a 量の見込み	24	▲51	44	▲41	
	b 確保策	995	987	993	996	
	一時預かり(保)	1,079	1,085	1,100	1,110	
	ファミサボ(未就)	▲84	▲98	▲107	▲114	
		971	1,038	949	1,037	

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	③地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	提供区域	16区域
概要	就学前児童（概ね3歳未満児）及びその保護者が相互交流できる場所を身近に開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの援助を行う。		
量の見込みの考え方	ニーズ調査において、「今まで利用したことがない」と回答した割合85.7%及び「今後利用したい」と回答した割合15.6%を、各年度の推計児童数にそれぞれ乗じ、さらに年間利用回数を乗じて新規増加利用人数を見込み、その人数に現行の利用実績（平成30年度：31,444人）を加えて延利用人数を算出。		
確保策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未設置の区域に、子育て支援センターの設置を進める。なお、設置にあたっては、利用者の利便性を考慮する。 ○ 利用状況に応じ、設置数も含めて検討する。 		
令和5年度の成果	<p>「丸尾・西泊・福田区域」に新たな子育て支援センターを設置した。 (令和5年度末 開設状況) 週6開設型：14箇所、週3日開設型：3箇所、発達支援特化型：1箇所</p>		
課題	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域への子育て支援センター設置が完了し、量の確保を行ったことに伴い、今後、子育て支援センターに対して市としてどのような支援が必要かを検討する必要がある。		
今後の取組方針	利用者サービス向上やスタッフの資質向上等の子育て支援センターの質の向上を図っていく。		

量の見込みと確保策

A 計画値

(単位：人 (延利用人数：子ども))

	区域	設置数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	長崎市全体		45,445	43,667	42,444	41,389	40,480
	①東長崎・橋・日見	2箇所	8,185	7,862	7,644	7,452	7,289
	②桜馬場・片淵・長崎	1箇所	6,109	5,871	5,707	5,563	5,442
	③小島・大浦・梅香崎	1箇所	3,253	3,125	3,038	2,963	2,898
	④日吉・茂木・南	0箇所	169	163	158	154	151
	⑤戸町・小ヶ倉・土井首	1箇所	3,850	3,700	3,596	3,507	3,430
	⑥深堀・香焼・伊王島・高島	0箇所	1,782	1,713	1,664	1,623	1,587
	⑦三和・野母崎	1箇所	560	539	523	511	499
	⑧江平・山里	0箇所	4,353	4,183	4,066	3,965	3,877
	⑨西浦上・三川	1箇所	3,296	3,167	3,078	3,002	2,935
	⑩淵・緑が丘	1箇所	6,924	6,653	6,467	6,306	6,168
	⑪岩屋・滑石・横尾	0箇所	2,833	2,722	2,646	2,580	2,524
	⑫丸尾・西泊・福田	0箇所	1,689	1,623	1,577	1,538	1,505
	⑬小江原・式見	0箇所	732	703	684	667	652
	⑭三重	0箇所	1,142	1,097	1,066	1,040	1,017
	⑮外海・池島	1箇所	26	25	24	24	23
	⑯琴海	1箇所	542	521	506	494	483
確保策	長崎市全体	10箇所	14箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所

※設置数は平成26年4月時点の設置数。

B 実績値

(単位：人（延利用人数：子ども）)

	区域	設置数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 実 績	長崎市全体		21,411	22,677	37,969	46,109	
	①東長崎・橋・日見	2箇所	4,077	4,324	6,628	7,128	
	②桜馬場・片淵・長崎	1箇所	3,130	2,901	4,683	6,129	
	③小島・大浦・梅香崎	1箇所	1,319	1,661	2,371	2,811	
	④日吉・茂木・南	0箇所	13	40	120	396	
	⑤戸町・小ヶ倉・土井首	1箇所	1,235	1,523	2,491	2,712	
	⑥深堀・香焼・伊王島・高島	0箇所	534	899	1,906	1,428	
	⑦三和・野母崎	1箇所	317	172	458	636	
	⑧江平・山里	0箇所	2,053	2,591	3,653	8,390	
	⑨西浦上・三川	1箇所	1,913	1,447	2,735	3,290	
	⑩淵・縁が丘	1箇所	2,813	2,992	5,017	4,495	
	⑪岩屋・滑石・横尾	0箇所	1,400	1,394	3,382	3,373	
	⑫丸尾・西泊・福田	0箇所	778	607	1,034	1,416	
	⑬小江原・式見	0箇所	208	402	777	648	
	⑭三重	1箇所	1,188	1,427	1,978	2,646	
	⑮外海・池島	1箇所	2	7	40	19	
	⑯琴海	1箇所	431	290	696	592	
確保策	長崎市全体	11箇所	11箇所	15箇所	16箇所	17箇所	

注) 実績値における「量の見込み」は、長崎市内に居住する者の住所地ベースでの延利用人数であり、利用実績と表記しています。長崎市外に居住する者の利用実績は含みません。(以下、区域別も同様)

総利用実績（延利用人数：子ども）：令和2年度 22,090人（うち市外居住者 679人（3.07%））

※発達支援特化型：196人（うち市外居住者：6人（3.06%））

令和3年度 23,098人（うち市外居住者 421人（1.82%））

※発達支援特化型：1,131人（うち市外居住者：142人（12.5%））

令和4年度 38,649人（うち市外居住者 680人（1.76%））

※発達支援特化型：2,112人（うち市外居住者：193人（9.14%））

(単位：人（延利用人数：子ども）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値と実績値の差 B - A	量の見込み	▲24,034	▲20,990	▲4,475	4,720	
	確保策	▲3箇所	▲2箇所	▲1箇所	0箇所	

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	④子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	提供区域	16区域															
概要	地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う。																	
量の見込みの考え方	第1期の基準値（平成25年度：1,848日）から5年間の伸び率（約15%）を基に、平成30年度（2,124日）を基準として、令和6年度まで毎年度3%の増加を見込み、延利用日数を算出。																	
確保策の考え方	ファミリー・サポート・センター事業は定員等の設定がなく、確保提供量を数値化することが困難なため、量の見込み数を確保提供量とする。																	
令和5年度の成果	<p>○会員数は「まかせて会員」、「おねがい会員」とともに増加し、活動回数も全体として増加した。</p> <p>（令和5年度会員登録・利用状況）</p> <table> <tbody> <tr> <td>会員登録数</td> <td>2,127人</td> <td>（令和4年度：1,996人）</td> </tr> <tr> <td>おねがい会員</td> <td>1,420人</td> <td>（令和4年度：1,302人）</td> </tr> <tr> <td>まかせて会員</td> <td>617人</td> <td>（令和4年度：608人）</td> </tr> <tr> <td>どっちも会員</td> <td>90人</td> <td>（令和4年度：86人）</td> </tr> <tr> <td>活動回数</td> <td>4,302回</td> <td>（令和4年度：3,814回）</td> </tr> </tbody> </table>			会員登録数	2,127人	（令和4年度：1,996人）	おねがい会員	1,420人	（令和4年度：1,302人）	まかせて会員	617人	（令和4年度：608人）	どっちも会員	90人	（令和4年度：86人）	活動回数	4,302回	（令和4年度：3,814回）
会員登録数	2,127人	（令和4年度：1,996人）																
おねがい会員	1,420人	（令和4年度：1,302人）																
まかせて会員	617人	（令和4年度：608人）																
どっちも会員	90人	（令和4年度：86人）																
活動回数	4,302回	（令和4年度：3,814回）																
課題	<p>○地区によっては会員数の偏りも見られるため、需要と供給のバランスがとれるように、特に「まかせて会員」の登録拡大、事業の認知度向上につながる広報・周知が必要である。</p> <p>○事業開始から15年以上経過しており、子どもや子育て家庭を取り巻く状況も変化しているため、現況に見合った制度設計の検討が必要である。</p>																	
今後の取組方針	<p>○必要な時に希望する地域で利用することができるよう、通常の広報活動に加えて「まかせて会員」が少ない地域への事業の広報・周知を図る。</p> <p>○市民アンケートや他の自治体への実態調査などにより、事業全体について見直しを行う。</p>																	

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	2,253	2,321	2,391	2,462	2,536
	b 確保策	2,253	2,321	2,391	2,462	2,536
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	2,652	3,489	3,754	4,301	
	b 活動日数	2,675	3,550	3,814	4,302	
	b - a	23	61	60	1	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	399	1,168	1,363	1,839	
	b 確保策	422	1,229	1,423	1,840	
	b - a	23	61	60	1	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保策」は、それぞれ「区域内に居住するおねがい会員の利用実績」及び「区域内に居住するまかせて会員の活動日数」であり、「利用実績」、「活動日数」と表記しています。(以下、区域別も同様)

提供区域別

【①東長崎・橋・日見】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	77	86	94	103	112
	b 確保策	77	86	94	103	112
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	53	54	26	220	
	b 活動日数	52	57	28	218	
	b - a	▲1	3	2	▲2	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲24	▲32	▲68	117	
	b 確保策	▲25	▲29	▲66	115	
	b - a	▲1	3	2	▲2	

【②桜馬場・片淵・長崎】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	700	708	716	724	733
	b 確保策	700	708	716	724	733
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	920	613	1,100	931	
	b 活動日数	896	712	1,291	1,094	
	b - a	▲24	99	191	163	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	220	▲95	384	207	
	b 確保策	196	4	575	370	
	b - a	▲24	99	191	163	

【③小島・大浦・梅香崎】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	24	29	35	41	47
	b 確保策	24	29	35	41	47
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	144	632	651	504	
	b 活動日数	80	542	567	492	
	b - a	▲64	▲90	▲84	▲12	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	120	603	616	463	
	b 確保策	56	513	532	451	
	b - a	▲64	▲90	▲84	▲12	

【④日吉・茂木・南】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	4	4	5	5	6
	b 確保策	4	4	5	5	6
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	0	0	0	
	b 活動日数	0	30	0	1	
	b - a	0	30	0	1	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲4	▲4	▲5	▲5	
	b 確保策	▲4	26	▲5	▲4	
	b - a	0	30	0	1	

【⑤戸町・小ヶ倉・土井首】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	19	25	31	38	44
	b 確保策	19	25	31	38	44
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	127	338	339	254	
	b 活動日数	126	339	368	271	
	b - a	▲1	1	29	17	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	108	313	308	216	
	b 確保策	107	314	337	233	
	b - a	▲1	1	29	17	

【⑥深堀・香焼・伊王島・高島】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	8	9	11	13	15
	b 確保策	8	9	11	13	15
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	13	22	12	
	b 活動日数	0	6	0	0	
	b - a	0	▲7	▲22	▲12	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲8	4	11	▲1	
	b 確保策	▲8	▲3	▲11	▲13	
	b - a	0	▲7	▲22	▲12	

【⑦三和・野母崎】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	2	4	5	6	7
	b 確保策	2	4	5	6	7
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	14	18	46	
	b 活動日数	0	1	6	45	
	b - a	0	▲13	▲12	▲1	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲2	10	13	40	
	b 確保策	▲2	▲3	1	39	
	b - a	0	▲13	▲12	▲1	

【⑧江平・山里】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	711	720	727	735	743
	b 確保策	711	720	727	735	743
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	477	503	531	736	
	b 活動日数	403	1,095	512	614	
	b - a	▲74	592	▲19	▲122	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲234	▲217	▲196	1	
	b 確保策	▲308	375	▲215	▲121	
	b - a	▲74	592	▲19	▲122	

【⑨西浦上・三川】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	294	299	304	310	315
	b 確保策	294	299	304	310	315
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	355	228	130	247	
	b 活動日数	395	218	152	261	
	b - a	40	▲10	22	14	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	61	▲71	▲174	▲63	
	b 確保策	101	▲81	▲152	▲49	
	b - a	40	▲10	22	14	

【⑩淵・緑が丘】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	132	137	143	149	155
	b 確保策	132	137	143	149	155
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	21	81	129	312	
	b 活動日数	267	285	528	841	
	b - a	246	204	399	529	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲111	▲56	▲14	163	
	b 確保策	135	148	385	692	
	b - a	246	204	399	529	

【⑪岩屋・横尾・滑石】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	99	106	113	120	127
	b 確保策	99	106	113	120	127
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	52	728	438	789	
	b 活動日数	124	162	267	375	
	b - a	72	▲566	▲171	▲414	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲47	622	325	669	
	b 確保策	25	56	154	255	
	b - a	72	▲566	▲171	▲414	

【⑫丸尾・西泊・福田】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	23	27	32	36	41
	b 確保策	23	27	32	36	41
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	7	30	88	14	
	b 活動日数	7	10	8	11	
	b - a	0	▲20	▲80	▲3	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲16	3	56	▲22	
	b 確保策	▲16	▲17	▲24	▲25	
	b - a	0	▲20	▲80	▲3	

【⑬小江原・式見】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	10	11	13	14	16
	b 確保策	10	11	13	14	16
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	166	167	165	156	
	b 活動日数	0	0	12	20	
	b - a	▲166	▲167	▲153	▲136	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	156	156	152	142	
	b 確保策	▲10	▲11	▲1	6	
	b - a	▲166	▲167	▲153	▲136	

【⑭三重】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	8	12	17	21	26
	b 確保策	8	12	17	21	26
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	125	78	108	59	
	b 活動日数	119	78	70	58	
	b - a	▲6	0	▲38	▲1	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	117	66	91	38	
	b 確保策	111	66	53	37	
	b - a	▲6	0	▲38	▲1	

【⑮外海・池島】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	1	1	1	1	1
	b 確保策	1	1	1	1	1
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	0	0	0	0	
	b 活動日数	0	0	0	0	
	b - a	0	0	0	0	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲1	▲1	▲1	▲1	
	b 確保策	▲1	▲1	▲1	▲1	
	b - a	0	0	0	0	

【⑯琴海】

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	141	143	144	146	148
	b 確保策	141	143	144	146	148
	b - a	0	0	0	0	0
B 実績値	a 利用実績	205	10	9	21	
	b 活動日数	206	15	5	1	
	b - a	1	5	▲4	▲20	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	64	▲133	▲135	▲125	
	b 確保策	65	▲128	▲139	▲145	
	b - a	1	5	▲4	▲20	

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑤病児・病後児保育事業	提供区域	市全域
概要	保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育する。		
量の見込みの考え方	教育・保育の量の見込みに、ニーズ調査の利用意向率（22.9%）及び利用意向日数の平均（5.95日）を乗じて延利用人数を算出		
確保策の考え方	特に利用が多い地区の動向と周辺地区も含め、繁忙期など利用できない状況を考慮し、配置を検討する。		
令和5年度の成果	<p>地区が異なる市内6か所に立地していたが、令和元年7月に上戸町、令和5年3月に弁天町の施設が閉所したため、市内4か所となった。</p> <p>（令和5年度実施状況） 4施設（江戸町・本原町・かき道・滑石）</p> <p>病児・病後児保育事業を拡大するため、令和5年6月に小児科を有する医療機関へ、令和5年7月に保育施設へ同事業への受託希望調査を行い、受託希望があった保育施設4施設について、令和6年度に開設する手続きを進めた。</p>		
課題	令和6年度に4施設開設し8施設となる予定であるが、市西部地区及び琴海地区に病児保育施設がないことから、地域のニーズを考慮しながら配置を検討する。		
今後の取組方針	<p>今後も継続して事業を実施する。</p> <p>また、令和6年度に4施設開設し8施設となる予定である。</p>		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延利用人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	14,051	13,946	13,985	13,980	13,935
	b 確保策	12,300	14,000	14,000	14,000	14,000
	b - a	▲1,751	54	15	20	65
B 実績値	a 利用実績	2,245	3,449	2,806	3,718	
	b 年間受入可能人数	9,921	9,914	9,477	6,315	
	b - a	7,676	6,465	6,671	2,597	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲11,806	▲10,497	▲11,179	▲10,262	
	b 確保策	▲2,379	▲4,086	▲4,523	▲7,685	
	b - a	9,427	6,411	6,656	2,577	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保策」は、それぞれ「利用実績」及び「年間受入可能人数」と表記しています。(以下、区域別も同様)

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑥放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	提供区域	小学校区
概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。 ※令和5年度は、95クラブにより運営		
量の見込みの考え方	放課後児童クラブに登録している児童数（実人員）及び小学生全体に占める登録率は、平成22年度以降増加傾向であり、今後も増加傾向が継続することが見込まれる。そのため、ニーズ調査に基づき算出した令和6年度の量の見込みに向けて、令和2年度から平均的に増加するものとして利用児童数を算出。		
確保策の考え方	放課後児童クラブの設置（新設・移転・拡大）については、事業者において整備し、それに係る経費を補助することとする。ただし、学校の余裕教室等が確保できる場合は活用可能とする。 令和5年度は、量の見込みが少ない6小学校区については、放課後子ども教室等の実施により、放課後等の安全安心な居場所が確保されているため、放課後児童クラブは設置しないこととする。		
令和5年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に対し運営費等の補助、委託を行ったことにより、円滑な運営が図られ、児童の安全・安心な居場所を確保することができた。 待機児童を発生させないため、施設移転に伴う大浦小学校区放課後児童クラブの事業者による施設整備に対し補助を行った。 		
課題	放課後児童クラブについて、事業者は、保育士・社会福祉士等の資格を有する支援員を配置する必要があるが、平日や長期休暇時の勤務時間などが特殊な形態であることなどから、常時勤務できる支援員の確保に苦慮している。		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブに対する研修支援や待遇改善等により更なる質の向上を図る。 経済的負担が理由で放課後児童クラブが利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を継続実施する。 児童数の増加や学校改築等により新たな施設整備が必要となる場合は、放課後児童クラブの事業者による施設整備に対し補助を行う。 		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	6,276	6,638	6,924	7,212	7,410
	1年生	1,457	1,523	1,573	1,604	1,605
	2年生	1,439	1,497	1,546	1,586	1,586
	3年生	1,228	1,301	1,329	1,362	1,363
	4年生	969	1,042	1,110	1,193	1,277
	5年生	753	810	870	934	1,002
	6年生	430	465	496	533	577
	b 確保策	7,792	7,890	8,074	8,233	8,305
	b - a	1,516	1,252	1,150	1,021	895
B 実績値	a 登録児童数	6,097	6,330	6,606	6,588	
	b 施設定員	7,947	8,074	8,631	8,687	
	b - a	1,850	1,744	2,025	2,099	

注) 実績値において「量の見込み」は「登録児童数」、「確保策」は「（年度末時点の）施設定員」と表記しています。（以下、区域別も同様）

計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲179	▲308	▲318	▲624	
	b 確保策	155	184	557	454	
	b - a	334	492	875	1,078	

提供区域別

【1 上長崎小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	107	120	125	129	134
	②確保策	171	171	171	171	171
	② - ①	64	51	46	42	37
B 実績値	①登録児童数	113	127	129	107	
	②施設定員	171	171	171	171	
	② - ①	58	44	42	64	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	6	7	4	▲22	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	▲6	▲7	▲4	22	

【2 桜町小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	130	155	163	167	179
	②確保策	197	197	197	197	197
	② - ①	67	42	34	30	18
B 実績値	①登録児童数	141	155	169	163	
	②施設定員	197	197	197	197	
	② - ①	56	42	28	34	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	11	0	6	▲4	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	▲11	0	▲6	4	

【3 西坂小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	57	62	63	65	71
	②確保策	82	82	82	82	82
	② - ①	25	20	19	17	11
B 実績値	①登録児童数	52	44	50	49	
	②施設定員	82	41	41	41	
	② - ①	30	▲3	▲9	▲8	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲5	▲18	▲13	▲16	
	②確保策	0	▲41	▲41	▲41	
	② - ①	5	▲23	▲28	▲25	

【4 伊良林小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	165	164	168	216	220
	②確保策	224	224	224	224	224
	② - ①	59	60	56	8	4
B 実績値	①登録児童数	171	169	161	134	
	②施設定員	224	224	224	184	
	② - ①	53	55	63	50	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	6	5	▲7	▲82	
	②確保策	0	0	0	▲40	
	② - ①	▲6	▲5	7	42	

【5 諏訪小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	146	163	165	170	177
	②確保策	186	186	186	186	186
	② - ①	40	23	21	16	9
B 実績値	①登録児童数	138	161	169	177	
	②施設定員	183	183	183	183	
	② - ①	45	22	14	6	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲8	▲2	4	7	
	②確保策	▲3	▲3	▲3	▲3	
	② - ①	5	▲1	▲7	▲10	

【6 小島小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	55	60	63	70	75
	②確保策	96	96	96	96	96
	② - ①	41	36	33	26	21
B 実績値	①登録児童数	56	58	76	97	
	②施設定員	96	96	96	96	
	② - ①	40	38	20	▲1	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	1	▲2	13	27	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	▲1	2	▲13	▲27	

【7 愛宕小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	71	79	86	88	92
	②確保策	67	67	92	92	92
	② - ①	▲4	▲12	6	4	0
B 実績値	①登録児童数	61	55	64	62	
	②施設定員	67	67	67	67	
	② - ①	6	12	3	5	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲10	▲24	▲22	▲26	
	②確保策	0	0	▲25	▲25	
	② - ①	10	24	▲3	1	

【8 大浦小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	116	115	124	119	117
	②確保策	122	122	122	122	122
	② - ①	6	7	▲2	3	5
B 実績値	①登録児童数	122	133	151	151	
	②施設定員	162	162	162	192	
	② - ①	40	29	11	41	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	6	18	27	32	
	②確保策	40	40	40	70	
	② - ①	34	22	13	38	

【9 仁田佐古（仁田）小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	51	58	62	74	79
	②確保策	96	96	96	96	96
	② - ①	45	38	34	22	17
B 実績値	①登録児童数	46	57	64	76	
	②施設定員	96	96	96	96	
	② - ①	50	39	32	20	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲5	▲1	2	2	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	5	1	▲2	▲2	

【10 矢上小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	145	157	167	177	191
	②確保策	190	190	190	190	191
	② - ①	45	33	23	13	0
B 実績値	①登録児童数	116	113	121	122	
	②施設定員	190	190	190	190	
	② - ①	74	77	69	68	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲29	▲44	▲46	▲55	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	29	44	46	55	

【11 古賀小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	114	123	130	133	134
	②確保策	117	117	117	134	134
	② - ①	3	▲6	▲13	1	0
B 実績値	①登録児童数	104	129	134	133	
	②施設定員	117	117	117	117	
	② - ①	13	▲12	▲17	▲16	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲10	6	4	0	
	②確保策	0	0	0	▲17	
	② - ①	10	▲6	▲4	▲17	

【12 戸石小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	162	172	171	174	180
	②確保策	206	206	206	206	206
	② - ①	44	34	35	32	26
B 実績値	①登録児童数	156	160	139	137	
	②施設定員	206	206	206	206	
	② - ①	50	46	67	69	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲6	▲12	▲32	▲37	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	6	12	32	37	

【13 橋小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	235	253	259	275	273
	②確保策	247	247	273	273	273
	② - ①	12	▲6	14	▲2	0
B 実績値	①登録児童数	200	200	210	213	
	②施設定員	247	247	247	247	
	② - ①	47	47	37	34	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲35	▲53	▲49	▲62	
	②確保策	0	0	▲26	▲26	
	② - ①	35	53	23	36	

【14 日見小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	135	133	134	125	127
	②確保策	127	127	127	127	127
	② - ①	▲8	▲6	▲7	2	0
B 実績値	①登録児童数	127	126	93	90	
	②施設定員	127	127	127	127	
	② - ①	0	1	34	37	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲8	▲7	▲41	▲35	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	8	7	41	35	

【15 高城台小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	195	192	193	188	198
	②確保策	213	213	213	213	213
	② - ①	18	21	20	25	15
B 実績値	①登録児童数	192	212	198	184	
	②施設定員	213	213	213	213	
	② - ①	21	1	15	29	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲3	20	5	▲4	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	3	▲20	▲5	4	

【16 稲佐小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	104	106	116	125	136
	②確保策	134	134	134	134	136
	② - ①	30	28	18	9	0
B 実績値	①登録児童数	119	117	128	129	
	②施設定員	134	134	134	134	
	② - ①	15	17	6	5	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	15	11	12	4	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	▲15	▲11	▲12	▲4	

【17 城山小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	153	153	167	171	185
	②確保策	182	182	182	182	185
	② - ①	29	29	15	11	0
B 実績値	①登録児童数	157	174	206	203	
	②施設定員	182	182	265	265	
	② - ①	25	8	59	62	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	4	21	39	32	
	②確保策	0	0	83	83	
	② - ①	▲4	▲21	44	51	

【18 飽浦小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	19	19	18	18	18
	②確保策	65	65	65	65	65
	② - ①	46	46	47	47	47
B 実績値	①登録児童数	19	24	19	17	
	②施設定員	65	65	65	65	
	② - ①	46	41	46	48	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	0	5	1	▲1	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	0	▲5	▲1	1	

【19 朝日小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	15	17	17	21	23
	②確保策	54	54	54	54	54
	② - ①	39	37	37	33	31
B 実績値	①登録児童数	21	22	22	23	
	②施設定員	54	54	54	54	
	② - ①	33	32	32	31	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	6	5	5	2	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	▲6	▲5	▲5	▲2	

【20 小神小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	199	217	237	260	263
	②確保策	177	217	217	263	263
	② - ①	▲22	0	▲20	3	0
B 実績値	①登録児童数	157	158	167	193	
	②施設定員	177	177	177	213	
	② - ①	20	19	10	20	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲42	▲59	▲70	▲67	
	②確保策	0	▲40	▲40	▲50	
	② - ①	42	19	30	17	

【21 福田小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	88	97	99	103	109
	②確保策	173	173	173	173	173
	② - ①	85	76	74	70	64
B 実績値	①登録児童数	90	102	112	117	
	②施設定員	173	173	173	173	
	② - ①	83	71	61	56	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	2	5	13	14	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	▲2	▲5	▲13	▲14	

【22 手熊小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	26	28	28	24	22
	②確保策	38	38	38	38	38
	② - ①	12	10	10	14	16
B 実績値	①登録児童数	26	34	32	28	
	②施設定員	38	38	38	38	
	② - ①	12	4	6	10	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	0	6	4	4	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	0	▲6	▲4	▲4	

【23 小江原小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	36	37	40	42	42
	②確保策	107	107	107	107	107
	② - ①	71	70	67	65	65
B 実績値	①登録児童数	31	36	44	55	
	②施設定員	107	107	107	107	
	② - ①	76	71	63	52	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲5	▲1	4	13	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	5	1	▲4	▲13	

【24 桜が丘小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	78	86	82	85	78
	②確保策	104	104	104	104	104
	② - ①	26	18	22	19	26
B 実績値	①登録児童数	72	83	82	77	
	②施設定員	104	104	104	104	
	② - ①	32	21	22	27	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲6	▲3	0	▲8	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	6	3	0	8	

【25 式見小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	9	9	9	10
	②確保策	20	20	20	20
	② - ①	11	11	11	10
B 実績値	①登録児童数	15	16	12	2
	②施設定員	20	20	20	20
	② - ①	5	4	8	18
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	6	7	3	▲8
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲6	▲7	▲3	8

【26 外海黒崎小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	35	36	35	37
	②確保策	43	43	43	43
	② - ①	8	7	8	9
B 実績値	①登録児童数	28	28	22	25
	②施設定員	43	43	43	43
	② - ①	15	15	21	18
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲7	▲8	▲13	▲12
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	7	8	13	12

【27 神浦小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	16	15	13	15
	②確保策	32	32	32	32
	② - ①	16	17	19	19
B 実績値	①登録児童数	16	12	10	11
	②施設定員	32	32	32	32
	② - ①	16	20	22	21
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	0	▲3	▲3	▲4
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	0	3	3	4

【28 池島小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	0		0	
	②確保策	0		0	
	② - ①	0		0	
B 実績値	①登録児童数				
	②施設定員				
	② - ①				
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	0		0	
	②確保策	0		0	
	② - ①	0		0	

【29 村松小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	113	124	129	127
	②確保策	107	107	107	107
	② - ①	▲6	▲17	▲22	▲20
B 実績値	①登録児童数	90	92	96	97
	②施設定員	107	107	107	107
	② - ①	17	15	11	10
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲23	▲32	▲33	▲30
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	23	32	33	30

【30 長浦小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	48	46	46	41
	②確保策	44	44	44	44
	② - ①	▲4	▲2	▲2	3
B 実績値	①登録児童数	51	74	84	89
	②施設定員	44	98	98	98
	② - ①	▲7	24	14	9
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	3	28	38	48
	②確保策	0	54	54	54
	② - ①	▲3	26	16	6

【3.1 形上小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	46	48	47	51
	②確保策	66	66	66	66
	② - ①	20	18	19	15
B 実績値	①登録児童数	46	56	53	57
	②施設定員	66	66	66	66
	② - ①	20	10	13	9
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	0	8	6	6
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	0	▲8	▲6	▲6

【3.2 茂木小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	65	71	67	70
	②確保策	104	104	104	104
	② - ①	39	33	37	34
B 実績値	①登録児童数	57	63	59	62
	②施設定員	104	104	104	104
	② - ①	47	41	45	42
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲8	▲8	▲8	▲8
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	8	8	8	8

【3.3 日吉小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	5	5	6	7
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲5	▲5	▲6	▲7
B 実績値	①登録児童数				
	②施設定員			未設置	
	② - ①				
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲5		▲6	
	②確保策	0		0	
	② - ①	5			

【3.4 南小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	3	3	2	2
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲3	▲3	▲2	▲2
B 実績値	①登録児童数				
	②施設定員			未設置	
	② - ①				
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲3		▲2	
	②確保策	0		0	
	② - ①	3			

【3.5 戸町小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	301	325	342	346
	②確保策	385	385	385	385
	② - ①	84	60	43	39
B 実績値	①登録児童数	316	331	366	341
	②施設定員	318	410	410	410
	② - ①	2	79	44	69
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	15	6	24	▲5
	②確保策	▲67	25	25	25
	② - ①	▲82	19	1	30

【3.6 小ヶ倉小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	42	45	52	59
	②確保策	54	54	54	59
	② - ①	12	9	2	▲5
B 実績値	①登録児童数	42	41	43	48
	②施設定員	54	54	54	54
	② - ①	12	13	11	6
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	0	▲4	▲9	▲11
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	0	4	9	11

【37 南長崎小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	117	118	118	116
	②確保策	136	136	136	136
	② - ①	19	18	18	20
B 実績値	①登録児童数	109	132	142	140
	②施設定員	180	180	180	180
	② - ①	71	48	38	40
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲8	14	24	24
	②確保策	44	44	44	44
	② - ①	52	30	20	20

【38 土井首小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	89	95	98	101
	②確保策	102	102	102	102
	② - ①	13	7	4	1
B 実績値	①登録児童数	81	83	68	73
	②施設定員	102	102	102	102
	② - ①	21	19	34	29
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲8	▲12	▲30	▲28
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	8	12	30	28

【39 南陽小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	91	92	110	120
	②確保策	197	197	197	197
	② - ①	106	105	87	77
B 実績値	①登録児童数	88	101	104	118
	②施設定員	197	197	197	197
	② - ①	109	96	93	79
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲3	9	▲6	▲2
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	3	▲9	6	2

【40 深堀小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	75	78	84	91
	②確保策	71	71	71	97
	② - ①	▲4	▲7	▲13	6
B 実績値	①登録児童数	92	91	96	99
	②施設定員	71	71	71	71
	② - ①	▲21	▲20	▲25	▲28
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	17	13	12	8
	②確保策	0	0	0	▲26
	② - ①	▲17	▲13	▲12	▲34

【41 香焼小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	43	39	40	42
	②確保策	58	58	58	58
	② - ①	15	19	18	13
B 実績値	①登録児童数	45	39	56	48
	②施設定員	58	58	58	58
	② - ①	13	19	2	10
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	2	0	16	6
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲2	0	▲16	▲6

【42 蚊焼小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	23	27	28	28
	②確保策	43	43	43	43
	② - ①	20	16	15	15
B 実績値	①登録児童数	40	37	39	30
	②施設定員	43	43	43	43
	② - ①	3	6	4	13
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	17	10	11	2
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲17	▲10	▲11	▲2

【4.3 為石小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	38	39	41	46	42
	②確保策	53	53	53	53	53
	② - ①	15	14	12	7	11
B 実績値	①登録児童数	38	42	44	43	
	②施設定員	53	53	53	53	
	② - ①	15	11	9	10	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	0	3	3	▲3	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	0	▲3	▲3	3	

【4.4 晴海台小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	58	62	64	65	57
	②確保策	52	52	52	52	57
	② - ①	▲6	▲10	▲12	▲13	0
B 実績値	①登録児童数	60	61	60	68	
	②施設定員	96	96	96	96	
	② - ①	36	35	36	28	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	2	▲1	▲4	3	
	②確保策	44	44	44	44	
	② - ①	42	45	48	41	

【4.5 川原小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	25	26	25	25	23
	②確保策	0	0	0	0	0
	② - ①	▲25	▲26	▲25	▲25	▲23
B 実績値	①登録児童数					
	②施設定員				未設置	
	② - ①					
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲25		▲25		
	②確保策	0		0		
	② - ①	25				

【4.6 野母崎小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	53	57	55	60	59
	②確保策	50	50	59	59	59
	② - ①	▲3	▲7	4	▲1	0
B 実績値	①登録児童数	51	41	38	38	
	②施設定員	50	50	50	50	
	② - ①	▲1	9	12	12	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲2	▲16	▲17	▲22	
	②確保策	0	0	▲9	▲9	
	② - ①	2	16	8	13	

【4.7 伊王島小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	3	4	3	3	4
	②確保策	0	0	0	0	0
	② - ①	▲3	▲4	▲3	▲3	▲4
B 実績値	①登録児童数					
	②施設定員				未設置	
	② - ①					
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲3		▲3		
	②確保策	0		0		
	② - ①	3				

【4.8 高島小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	3	5	5	4	4
	②確保策	0	0	0	0	0
	② - ①	▲3	▲5	▲5	▲4	▲4
B 実績値	①登録児童数					
	②施設定員				未設置	
	② - ①					
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲3		▲5		
	②確保策	0		0		
	② - ①	3				

【49 西浦上小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	321	324	319	320
	②確保策	345	345	345	345
	② - ①	24	21	26	25
B 実績値	①登録児童数	305	284	283	299
	②施設定員	388	388	388	388
	② - ①	83	104	105	89
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲16	▲40	▲36	▲21
	②確保策	43	43	43	43
	② - ①	59	83	79	64

【50 女の都小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	39	39	43	44
	②確保策	45	45	45	45
	② - ①	6	6	2	1
B 実績値	①登録児童数	40	44	65	75
	②施設定員	45	45	223	223
	② - ①	5	1	158	148
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	1	5	22	31
	②確保策	0	0	178	178
	② - ①	▲1	▲5	156	147

【51 三原小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	61	64	67	70
	②確保策	80	80	80	80
	② - ①	19	16	13	10
B 実績値	①登録児童数	72	76	72	79
	②施設定員	80	80	80	80
	② - ①	8	4	8	1
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	11	12	5	9
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲11	▲12	▲5	▲9

【52 西山台小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	60	65	73	73
	②確保策	75	75	75	75
	② - ①	15	10	2	1
B 実績値	①登録児童数	65	73	90	84
	②施設定員	75	75	75	75
	② - ①	10	2	▲15	▲9
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	5	8	17	11
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲5	▲8	▲17	▲11

【53 高尾小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	241	241	242	242
	②確保策	214	214	248	248
	② - ①	▲27	▲27	6	6
B 実績値	①登録児童数	240	229	241	223
	②施設定員	257	257	257	257
	② - ①	17	28	16	34
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲1	▲12	▲1	▲19
	②確保策	43	43	9	9
	② - ①	44	55	10	28

【54 山里小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	232	244	249	248
	②確保策	243	243	243	243
	② - ①	11	▲1	▲6	▲5
B 実績値	①登録児童数	226	226	244	238
	②施設定員	243	243	302	302
	② - ①	17	17	58	64
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲6	▲18	▲5	▲10
	②確保策	0	0	59	59
	② - ①	6	18	64	69

【5 5 坂本小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	38	45	50	57
	②確保策	87	87	87	87
	② - ①	49	42	37	30
B 実績値	①登録児童数	41	40	35	39
	②施設定員	87	87	87	87
	② - ①	46	47	52	48
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	3	▲5	▲15	▲18
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲3	5	15	18

【5 6 錢座小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	55	55	56	57
	②確保策	56	56	56	60
	② - ①	1	1	0	▲1
B 実績値	①登録児童数	55	51	49	47
	②施設定員	56	56	56	56
	② - ①	1	5	7	9
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	0	▲4	▲7	▲10
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	0	4	7	10

【5 7 西城山小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	186	187	202	209
	②確保策	178	178	225	225
	② - ①	▲8	▲9	23	16
B 実績値	①登録児童数	187	176	178	172
	②施設定員	178	178	178	208
	② - ①	▲9	2	0	36
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	1	▲11	▲24	▲37
	②確保策	0	0	▲47	▲17
	② - ①	▲1	11	▲23	20

【5 8 西町小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	114	122	129	135
	②確保策	175	175	175	175
	② - ①	61	53	46	40
B 実績値	①登録児童数	116	110	114	106
	②施設定員	154	154	154	154
	② - ①	38	44	40	48
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	2	▲12	▲15	▲29
	②確保策	▲21	▲21	▲21	▲21
	② - ①	▲23	▲9	▲6	8

【5 9 西北小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	223	239	261	275
	②確保策	242	242	242	277
	② - ①	19	3	▲19	2
B 実績値	①登録児童数	208	196	207	211
	②施設定員	242	242	242	242
	② - ①	34	46	35	31
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲15	▲43	▲54	▲64
	②確保策	0	0	0	▲35
	② - ①	15	43	54	29

【6 0 虹が丘小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	31	37	45	46
	②確保策	44	44	44	44
	② - ①	13	7	▲1	▲2
B 実績値	①登録児童数	41	34	36	27
	②施設定員	44	44	44	44
	② - ①	3	10	8	17
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	10	▲3	▲9	▲19
	②確保策	0	0	0	0
	② - ①	▲10	3	9	19

【6.1 滑石小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	91	95	96	104	115
	②確保策	72	72	115	115	115
	② - ①	▲19	▲23	19	11	0
B 実績値	①登録児童数	105	110	107	103	
	②施設定員	104	104	125	125	
	② - ①	▲1	▲6	18	22	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	14	15	11	▲1	
	②確保策	32	32	10	10	
	② - ①	18	17	▲1	11	

【6.2 大園小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	137	147	148	159	151
	②確保策	205	210	210	210	210
	② - ①	68	63	62	51	59
B 実績値	①登録児童数	95	116	116	117	
	②施設定員	205	205	205	205	
	② - ①	110	89	89	88	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲42	▲31	▲32	▲42	
	②確保策	0	▲5	▲5	▲5	
	② - ①	42	26	27	37	

【6.3 北陽小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	120	130	136	147	137
	②確保策	197	197	197	197	197
	② - ①	77	67	61	50	60
B 実績値	①登録児童数	187	196	232	219	
	②施設定員	197	197	273	273	
	② - ①	10	1	41	54	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	67	66	96	72	
	②確保策	0	0	76	76	
	② - ①	▲67	▲66	▲20	4	

【6.4 横尾小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	80	84	90	100	103
	②確保策	102	102	102	102	103
	② - ①	22	18	12	2	0
B 実績値	①登録児童数	83	83	105	111	
	②施設定員	102	102	102	102	
	② - ①	19	19	▲3	▲9	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	3	▲1	15	11	
	②確保策	0	0	0	0	
	② - ①	▲3	1	▲15	▲11	

【6.5 三重小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	84	92	104	107	115
	②確保策	80	80	80	115	115
	② - ①	▲4	▲12	▲24	8	0
B 実績値	①登録児童数	63	60	68	60	
	②施設定員	80	80	80	80	
	② - ①	17	20	12	20	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲21	▲32	▲36	▲47	
	②確保策	0	0	0	▲35	
	② - ①	21	32	36	12	

【6.6 敵刈小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	196	218	226	230	230
	②確保策	298	298	298	298	298
	② - ①	102	80	72	68	68
B 実績値	①登録児童数	163	176	168	166	
	②施設定員	298	298	371	371	
	② - ①	135	122	203	205	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲33	▲42	▲58	▲64	
	②確保策	0	0	73	73	
	② - ①	33	42	131	137	

【6.7 鳴見台小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	①量の見込み	64	75	92	104	115
	②確保策	62	115	115	115	115
	② - ①	▲2	40	23	11	0
B 実績値	①登録児童数	53	61	64	86	
	②施設定員	62	84	151	151	
	② - ①	9	23	87	65	
計画値と実績値の差 B - A	①量の見込み	▲11	▲14	▲28	▲18	
	②確保策	0	▲31	36	36	
	② - ①	11	▲17	64	54	

※この計画は、居住地の小学校区内の放課後児童健全育成事業所を利用するすること前提に作成している。

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑦子育て短期支援事業 (ショートステイ)	提供区域	市全域
概要	保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行う。		
量の見込みの考え方	国が示す算出方法による数値に、児童虐待相談等による保護者の育児不安等の事由により、本事業の活用が想定される数値を加えて、利用日数を算出。		
確保策の考え方	現在の受入体制（市内の児童養護施設3箇所、市外の乳児院1箇所）を維持するとともに、利用状況等を見ながら、必要に応じて実施箇所の配置を検討する。		
令和5年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ○0歳児を市内で受け入れるため、ファミリーホームを1箇所追加した。 (令和5年度実施状況) <ul style="list-style-type: none"> 利用実績：452日（令和4年度：332日） 実施施設：5箇所（令和4年度：4箇所） <ul style="list-style-type: none"> （市内の児童養護施設3箇所、ファミリーホーム1箇所【追加】、市外の乳児院等1箇所） 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○利用実績は昨年度と比べて増加しているが、同一者が複数回利用しているケースもあり、潜在的なニーズの把握が困難である。 ○施設の受入状況次第では、希望日に利用できないケースがある。 ○必要としている方に利用してもらうため、引き続きチラシ設置等により幅広く周知を図る必要がある。 		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ○伴走型相談支援による全数面接、健康診査や訪問事業等で潜在的なニーズを把握するとともに、希望日に利用することができるよう、受入施設数や定員枠の増を検討する。 ○ショートステイを利用することで、通学時の付き添いや親子入所など保護者の育児負担を軽減することができ、児童虐待の予防にも寄与することから、今後も継続して実施する。 		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	268日	259日	252日	246日	239日
	b 確保策	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
B 実績値	a 利用実績	222日	271日	332日	452日	
	b 確保策	5箇所	4箇所	4箇所	5箇所	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲46	12	80	206	
	b 確保策	0	▲1	▲1	0	

注) 実績値における「量の見込み」は利用実績と表記しています。

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑧妊産婦健康診査事業	提供区域	市全域
概要	妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（最大14回）と、「産後うつ」の予防などのための産婦健康診査（最大2回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、妊産婦の歯科健康診査を実施する。		
量の見込みの考え方	各年度0歳児推計人口×13回（妊婦健康診査平均受診回数）により算出		
確保策の考え方	適切な時期の妊婦健康診査受診を促進するために、早期母子健康手帳取得の周知啓発や、継続して定期受診ができるよう関係機関と連携して必要な支援を行う。また、産婦健康診査については、助成制度の周知啓発を引き続き行う。		
令和5年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳の早期取得を啓発することで、適切な妊婦健診の受診につながり、妊婦の健康管理の充実を図ることができた。また、医療機関等と連携しながら出産後間もない時期の産婦健康診査を実施し、支援が必要な産婦への支援を行った。 ○子育てに伴う経済的負担を軽減するため、令和5年12月から多胎妊婦及び低所得世帯の妊婦に対して健診費用の助成を開始した。 <ul style="list-style-type: none"> ・多胎妊婦…妊婦健診14回に最大5回追加 ・低所得世帯の妊婦…初回産科受診料の助成を開始 <p>(令和5年度実施状況)</p> <p>妊婦健康診査の延受診回数：26,946回（令和4年度：30,335回） 産婦健康診査延べ受診回数：4,095回（令和4年度：4,576回） 妊婦多胎健康診査延べ受診回数：26回（令和4年度：－回） 初回産科健康診査延べ受診回数：8回（令和4年度：－回）</p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○異常が発見された妊婦に対しては、早期に治療につなぐため、医療機関と連携を図り支援することが必要である。 ○母子健康手帳の早期取得及び適切な妊婦健診について啓発が必要である。 		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ○伴走型相談支援の全数面接において妊産婦健診の受診を促進し、必要な支援が適切に行えるように医療機関等との連携強化を図る。 ○子育て家庭の経済的負担の軽減にも配慮するとともに、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるよう母子の健康管理を図る。 		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延受診回数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	36,049	35,061	34,177	33,462	32,812
	b 確保数	36,049	35,061	34,177	33,462	32,812
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や助産院への委託 ○委託していない県外の医療機関等での受診に対する公費負担 				
B 実績値	a 実績値	33,728	32,637	30,335	26,946	
	b 実績値	33,728	32,637	30,335	26,946	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲2,321	▲2,424	▲3,842	▲6,516	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保数」は、どちらも「実績値」と表記しています。

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑨乳児家庭全戸訪問事業	提供区域	市全域
概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師の訪問などにつなぐ。		
量の見込みの考え方	各年度の0歳児推計人口を基に、転出・里帰りなどにより訪問できなかった割合を考慮し訪問件数を算出		
確保策の考え方	事業について対象家庭への事前周知と理解を十分に図るなど民生委員・児童委員が実施しやすい仕組みを整え、民生委員・児童委員や他の関係機関と連携して子育て家庭の状況把握を行い、必要な支援につなぐ。		
令和5年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度は対象家庭の68.9%を民生委員・児童委員が訪問した。（令和4年度：62.1%） ○里帰り中やフォローが必要な家庭については保健師が訪問等を行っており、連携して全家庭の早期の状況把握ができている。 <p>(令和5年度実施状況) 乳児家庭全戸訪問件数：1,507件（令和4年度：1,544件）</p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員の訪問だけではなく、地区担当保健師の活動と併せて実施している現状であり、保護者からは専門職の訪問を希望する声があがっている。 ○令和5年4月より開始した伴走型相談支援事業における専門職による出生後面談と実施時期が重なっており、訪問のあり方が整理できていない。 		
今後の取組方針	○伴走型相談支援の出生後面談と本事業の実施方法を見直し、保健師・助産師による専門職の訪問へ変更し、その家庭の状況を把握してより早期に不安や悩みに対応することで、継続した寄り添い型の支援へつなげる。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：訪問件数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	2,543	2,473	2,411	2,360	2,315
	b 確保数	2,543	2,473	2,411	2,360	2,315
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員協議会への委託による訪問 ○担当保健師の配置・訪問 				
B 実績値	a 実績値	2,098	2,009	1,544	1,507	
	b 実績値	2,098	2,009	1,544	1,507	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲445	▲464	▲867	▲853	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保数」は、どちらも「実績値」と表記しています。

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑩養育支援訪問事業	提供区域	市全域
概要	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導、家事援助等の支援を行い、児童虐待を未然に防止する。		
量の見込みの考え方	過去の実績をもとに平均伸び率を考慮して算出		
確保策の考え方	産婦人科・小児科等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭の把握を確実に行う。また、対象者にあつた養育支援が適切に行われるよう、体制の充実を図る。		
令和5年度の成果	<p>○専門職による定期的な面接により支援が必要な子育て世帯の把握につながり、必要な支援を実施することができた。（子育て世帯訪問支援事業の家事・育児支援と並行して実施）</p> <p>（令和5年度実施状況）</p> <p>養育支援訪問事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実対象人数：13人（令和4年度：12人） ・支援回数（延べ）：224回（令和4年度：126回） ・専門的支援（保健師）：77回（令和4年度：49回） 		
課題	○虐待などのハイリスクな子育て世帯の早期把握、自助の見極めを行いながらサポートプランを作成して適切な福祉サービスや子育て支援サービスにつなげることが必要である。		
今後の取組方針	<p>○産婦人科等の医療機関との情報共有や伴走型相談支援における全数面接等により支援を必要とする対象を把握する。</p> <p>○公的な子育て支援事業（家事代行サービス、子育て世帯訪問支援事業など）だけでなく、民間の福祉サービスや子育て支援サービスの把握に努め、適切な支援を実施していく。</p>		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：実対象人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	20	20	20	20	20
	b 確保数	20	20	20	20	20
	実施体制	<p>○担当保健師の配置</p> <p>○訪問支援者の配置</p>				
B 実績値	a 実績値	14	8	12	13	
	b 実績値	14	8	12	13	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	▲6	▲12	▲8	▲7	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保数」は、どちらも「実績値」と表記しています。

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑪利用者支援事業	提供区域	-								
概要	<p>子どもとその保護者等が、個別の状況に応じて、適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で教育・保育施設の入所、子どもの預かりや発達状況など子育てに関する日常的な相談に応じ、地域の子育て支援に関する情報を提供するとともに、必要に応じて助言・手続きに必要な窓口等の紹介などを行う。</p> <p>【事業類型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①特定型</td><td>保育コンシェルジュのような教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う</td></tr> <tr> <td>②基本型</td><td>特定型に加え、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有などを行う</td></tr> <tr> <td>③母子保健型</td><td>保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に上記の利用者支援と地域連携を行う</td></tr> </tbody> </table>			区分	実施内容	①特定型	保育コンシェルジュのような教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う	②基本型	特定型に加え、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有などを行う	③母子保健型	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に上記の利用者支援と地域連携を行う
区分	実施内容										
①特定型	保育コンシェルジュのような教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う										
②基本型	特定型に加え、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有などを行う										
③母子保健型	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に上記の利用者支援と地域連携を行う										
量の見込みの考え方	市内に1箇所設置										
確保策の考え方	母子保健型を中心とした子育て世代包括支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、保健師等による相談体制を整える。支援の必要な妊産婦等を早期に把握し、支援事業へとつなぐことで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っていく。										
令和5年度の成果	<p>○保健師等を配置し、伴走型相談支援事業等においてすべての妊婦や子育て家庭との面談時に、あらゆる相談へ対応し、必要な支援へつないだ。（母子保健型として実施）</p> <p>○不安や悩みを抱える保護者や子どもが地域の身近な場所で相談し、適切なサービスを利用できるよう、利用者支援専門員を中心とした、地域の中での子育て支援の連携体制構築を市内2地区でモデル的に実施した。 (子ども・子育て支援連携体制促進事業)</p> <p>(令和5年度実施状況) 妊婦の健康相談対応件数 電話相談：2,078件、面接：2,409件、訪問：162件</p>										
課題	○子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、母子保健を中心とした取り組みに加え、利用者支援専門員が地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業（基本型）が必要である。										
今後の取組方針	○母子保健を中心とした取り組みに加え、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等との連携体制構築をモデル的に実施する。また、令和6年4月設置の母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターに加え、地域子育て相談機関の設置を見据え、包括的な支援体制のもと寄り添い型の支援を行うための本市に適した地域での相談支援のあり方を検討していく。										

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：実対象人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所
	b 確保数	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所
	実施体制					
B 実績値	a 実績値	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	
	b 実績値	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	母子保健型 1箇所	
計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	0	0	0	0	

注) 実績値における「量の見込み」及び「確保数」は、どちらも「実績値」と表記しています。

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	提供区域	-
概要	幼稚園や保育所等で必要な副食費、教材費・行事費等に要する費用を徴収（実費徴収）する場合に、その一部又は全部を助成する。		
量の見込みの考え方	令和2年度に対象となる幼稚園数が減少することに伴い、令和元年度からの対象園児数の減少を推計し、令和2年度以降の見込みとして算出。 見直し後：令和4年度の当初予算要求時に算出した見込み数を基準として、1号認定児童の利用児童数の伸び率の推計値を利用し算出。		
確保策の考え方	すべての対象者に給付するため、量の見込みと同数とする。		
令和5年度の成果	施設型給付を受けない私立幼稚園に通う低所得世帯等に対し、副食費の給付を行った。 令和5年度 実対象人数38人（延べ319月分）		
課題	新制度に移行していない施設がある。		
今後の取組方針	施設型給付を受ける施設との公平性の観点から、今後も事業を継続する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：実対象人数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 計画値	a 量の見込み	114	112	110	108	106
	b 確保策	114	112	110	108	106
	実施体制	-				
B 実績値	a 量の見込み	144	79	73	38	

注) 実績値における「量の見込み」は「実績」と読み替える。

計画値と実績値の差 B - A	a 量の見込み	30	▲ 33	▲ 37	▲ 70	
--------------------	---------	----	------	------	------	--

基本施策：2 地域子ども・子育て支援事業の推進

個別施策：(1)地域子ども・子育て支援事業の実施

事業名	⑯多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	提供区域	-
概要	<p>(巡回支援) 多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者への支援を行う。</p> <p>(特別支援) 私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を助成する。</p>		
量の見込みの考え方	-		
確保策の考え方	-		
令和5年度の成果	未実施		
課題	<p>(特別支援) 支援が必要な子どもが年々増加傾向であるため、子どもを受け入れる認定こども園・保育所・小規模保育事業実施施設への十分な支援が必要である。</p>		
今後の取組方針	<p>(巡回支援) 既存の施設の活用を基本としていることから、現時点では実施する予定ない。</p> <p>(特別支援) 特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するため、国の検討状況を見ながら検討を行う。なお、長崎市独自の障害児保育対策事業及び発達促進保育特別対策事業において、支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園・保育所・小規模保育事業実施施設への補助を行っており、今後も引き続きしていく。</p>		

基本施策：3 子育ての負担軽減

個別施策：(1)子育てに関する情報の収集・発信の充実

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
101	イーカオの充実	○行政の取組みや制度のお知らせ、幼稚園・保育所等の施設情報、イベント情報を掲載	子育て応援情報サイト「イーカオ」により子育て家庭が必要としているタイミングでの情報を随時更新しているものの、利用者より「分かりにくい」「使いにくい」といった意見が出ており、子育て家庭が知りたい情報をうまく伝えられていない状況にある。	子育て家庭が必要としている情報（保育施設の空き状況・利用手続き、児童手当、予防接種、福祉医療制度、イベントスケジュール、子育て支援センター）を正確にわかりやすく伝えるため、パパママモニターから聴取した利用者視点での意見を活かし、「イーカオ」をリニューアルする。	こども政策課
101	子育てガイドブックの更新	○行政の取組みや制度、幼稚園・保育所等の施設情報等を掲載した「子育てガイドブック」を発行 ○令和5年8月に改定版を発行 ○子育て応援アプリ「イーカオ+（プラス）」に電子版を掲載	○情報量が多いので、見やすくわかりやすいガイドブックにする必要がある。	○見やすくわかりやすくするため、民間のノウハウを取り入れながら、ガイドブックの協働作成をする。	子育てサポート課
101	母子保健事業における情報提供	○乳幼児健康診査や育児学級、訪問相談等において子育て家庭に対し、様々な制度や育児・地域に関する情報提供を実施	○制度の変化が著しく、十分に周知できていない部分がある。	○地域で安心して子育てができるよう、妊娠期から適切な時期に必要な情報提供を行う。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課

個別施策：(2)子育てに関する相談体制の充実

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
101	こども・子育てイーカオ相談の周知・充実	○妊娠・出産・子育てに関する各種相談に、電話、メール、LINE、窓口、オンラインにて専門職が応じ、必要な支援へとつなげ（令和6年2月～LINE相談を開始） ○ホームページ掲載や、相談先を記載したカードの配布に加え、新たに小中学生用の学習用端末のリンク集において周知した。	○子どもからの相談が少ない状況にある。	○日頃子育て家庭が慣れ親しんだSNS等を活用し、今後も周知・啓発を図る。 ○こども相談センターの設置	子育てサポート課 こどもみらい課
101	親子の心の相談の実施	○専門職（小児科医師、精神保健福祉士）による相談を実施 ・相談回数：それぞれ毎月1回（R5年度実績：小児科21人・精神科17人） ○職員が担当しているケースに対する助言をもらう機会になった	○専門家に相談したいが病院には行きづらいという保護者の声も多い	○専門家に相談したいというものの、病院受診をためらう保護者も多いため、継続して実施する。	子育てサポート課
102	子育て世代包括支援センターにおける相談支援	○相談窓口について周知するとともに、支援が必要な妊産婦等の早期発見と保健師による保健指導等を実施。 ○伴走型相談支援事業において、妊娠届出時、妊娠8か月時、出生後の各時期に保健師等による面談等を実施。	○子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、利用者支援専門員が、地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業（基本型）が必要である。	○令和6年4月のこども家庭センター設置及び地域子育て相談機関の設置を見据え、包括的な支援体制のもと寄り添い型の支援を行つたの本巣に適した地域での相談支援のあり方を検討していく。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課

個別施策：(3)子育てを通した仲間づくりの推進

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
102	お遊び教室の開催	○乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を目的としたお遊び教室においては、地域の身近な場所で開催し子育て家庭の不安軽減につながった。 お遊び教室開催箇所数、開催回数及び参加者数（R4 35か所、449回、9,983人→R5 32か所、401回、10,312人）	○子育てに不安を感じている保護者は多く、子育てを通した仲間づくりを推進する必要があるが、お遊び教室においては低年齢児と保護者の参加が増える一方で、就学前の幅広い年齢の児童と保護者の参加が少ない状況が続いている。	○お遊び教室について、父親も含めて参加者を増やすための効果的な広報を行うとともに、保護者のニーズに合わせた内容を検討する。	子育てサポート課
102	育児学級の実施	○育児学級を開催し、保護者同士の仲間づくりや、保健師等による育児相談を実施 ・開催回数：187回（令和4年度：238回） ・延参加者数：5,261人（令和4年度：4,899人）	○参加対象者（第2子以降の参加）や参加人数について、各地区でばらつきがある。 ○育児学級未参加者や参加中断者の保護者への状況把握、フォローが十分にできていない場合がある。	○育児への不安を解消し安心して子育てができるように、今後も継続して実施するとともに、未参加の保護者の状況把握に努め必要な支援を行っていく。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課
102	子育て支援センターの充実	○子育て支援センターに対する運営費補助 ・18か所（週6日型14か所、週3日型3か所、発達支援特化型1か所） ○子育て支援センターの施設修繕件数：13件	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域への子育て支援センター設置が完了し、量の確保を行つたことから、今後は質の向上に取り組む必要がある。	サービスの充実、スタッフの資質向上、地域内の関係機関との連携強化に取り組み、質の向上を図る。	こども政策課

個別施策：(4)家庭の子育て力向上の支援

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
103	父親への子育て支援	○父親を対象にした『お遊び教室「パパDAY」』を開催し、父親と子どもが触れ合うきっかけを提供 ・開催回数：10回（市民会館で実施。令和4年度10回）	平日と同じ内容を実施しており、参加者のニーズに合わせた内容が十分に検討できていない。	内容の見直しを行いながら、父親の子育てへの参加を引き続き促進する。	子育てサポート課
		○両親学級や父親（パートナー）を対象とした育児学級の開催 ・開催回数：39回（令和4年度：37回） ・父親（パートナー）の参加者数：444人（令和4年度385人）	○日程が合わない、定員を超えている等で希望しても参加できない場合がある。また、参加する父親（パートナー）が限られている。	○家族が協力して子育てができる環境をつくるため、父親（パートナー）への子育て支援を継続して行うとともに、子育てに関する情報をさらに広く周知していく。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課
103	ファミリー・プログラムの実施	○ワークショップ「ファミリー・プログラム」の実施 ・市内小・中学校 97校中 延べ29回実施（令和4年度 97校中 延べ34回実施） ・P T A役員研修会、教職員研修会などでも実施 ・開催回数：55回、参加者数：2,277人（令和4年度 開催回数：59回、参加者数：1,932人） ※新型コロナウイルスの感染症第5類移行により、昨年度に比べて回数は同程度であるが、参加者は増加した。	○コロナ禍以前に比べると、3～4割程度の回数、参加者数であり、行動制限されていた影響が残っている模様である。 ○家庭教育支援の観点から、P T A以外にも地域連携に繋がる実施が必要である。 ○ファシリテーター（進行役）の実働人数が少なく、あまり多くの実施は見込めない。	○各 P T A活動にファミリープログラムを推進し、単位 P T Aで年に1回は実施するように周知に努める。 ○自治会や育成協にもファミリープログラムを周知し、地域で家庭教育支援に努める体制作りに寄与する。 ○ファシリテーター養成講座を企画し、ファミリープログラムを進行できる人材育成に努める。	生涯学習企画課
103	子育て応援講座	○絵本の読み聞かせやママのための講座などの実施 ・開催回数：12箇所 263回（令和4年度：13箇所 192回）	読み聞かせや子育て応援講座を開催しても、それを必要としている人に情報が届いているかが課題と考えられる。	SNS等での発信を検討していかたい。	生涯学習企画課 (各公民館 各文化センター)

個別施策：(5)地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
104	赤ちゃんの駅の設置推進	○授乳室やオムツ替えスペースを市民に無料で開放してくれる施設について企業等に働きかけを行うとともに、赤ちゃんの駅認定施設をホームページで紹介し広く周知を行う ・認定施設 114施設（公共：83施設、民間：31施設）	認定対象の施設は、まだあると考えられ、制度の周知が必要である。	制度の意義を伝えていくとともに、イーカオサポーター制度との連携を図り、情報発信を充実させる。	こども政策課
104	地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援	○主に、地域の話し合いの場を支援したこと、「まちづくり計画」を策定した地域コミュニティ連絡協議会が新たに10地区設立し、合計44地区となった。 協議会の活動及び運営に係る経費の財政支援やまちづくりを支援する職員による運営支援を行うことにより、自主的、自立的に地域課題の解決に向けた取り組みが進んでいる。また、協議会設立及び運営支援に必要な知識やスキルを身につけるため、まちづくりを支援する市職員の研修を行うことで（6回 延186人）、地域への支援体制の充実が図られた。 ○協議会の担い手育成のため、地域の担い手を対象として、協議会や市民活動団体の活動事例等の発表を行う「わがまちみらい情報交換会」を開催し（103名）、担い手同士のつながりづくりや地域運営のノウハウの習得に寄与した。 ○協議会の設立を支援するため、外部講師による講話及び参加者同士で意見交換を行う「わがまちみらい勉強会」等を開催したことで、設立準備委員会が新たに3地区設立し、合計8地区となっ。	○市のホームページや各協議会による情報誌・SNS等により情報発信しているものの、協議会の活動が住民へ十分に浸透していない。 ○協議会及び設立準備委員会を設立している地区を合わせて6割強の地区で、地域のまちづくりの取り組みが広がっているものの、若い世代の参加が少ない、新たな人材の掘り起しができていないなどの理由から、「後継者や担い手の育成が課題」という声もある。 ○協議会及び設立準備委員会が設立していない地区では、まとめ役となる団体や担い手が不足していることなどの地域の実情、特性などから協議会設立に向けての機運が高まっていない地区もある。	○子育て世代を含む若い世代に対し、より具体的に自治体や地域コミュニティ連絡協議会の必要性や役割などをイメージできるようなプロモーションを実施することで、自治会や協議会に対する理解や関心を高め、参画と協働への理解を深めるとともに、自治会の加入促進に取り組む。 ○地域の担い手を対象として、協議会や市民活動団体の活動事例等の発表や担い手同士のつながりづくりを行「わがまちみらい情報交換会」の開催や、「ながさきまちづくり学校」等による研修・講座の実施及び効果的な情報発信をすることで、まちづくりの担い手となる人材の掘り起こし及び育成の支援を行う。 ○協議会の設立の検討に至っていない地区については、各地区の実情に合わせて「策定なし」支援計画に基づいて、地区ごとの勉強会の開催やまとめ役となる団体、リーダーの掘り起しを地域と連携して行うなど、具体的な設立に向けたイメージを共有できるような取組みにより機運醸成を図り、総合事務所・地域センターと連携して協議会設立に向けた支援を地域に寄り添いながら行う。	地域コミュニティ推進室ほか
104	まち全体で子育て家庭を支える仕組みづくりの検討	さまざまな子育て応援の取組み（お出かけサポーター・子どもの遊びサポート・子どもの居場所サポート・パパママ仲間づくりサポート・寄附によるサポート）を実施する民間団体を認定し、その情報を市が集約し、子育て家庭に情報発信する「イーカオサポーター制度」の令和6年度開始に向け、要綱の制定や広報周知のための印刷物の作成を行った。	イーカオサポーター制度の主旨を民間団体に対して広く周知し、参加を募る必要がある。	民間の子育てサービス情報を収集・精査し、国や県の類似事業があれば併せて「イーカオ」へ掲載するなど、閲覧者が知りたい情報が、網羅的に掲載されるように工夫する。	こども政策課

104	ファミリー・サポート・センター事業の充実 【※子育て援助活動事業の再掲】	<p>○会員については、「まかせて会員」、「おねがい会員」、「どっちも会員」すべてが増加し、活動回数についても全体として増加した。</p> <p>○地区によっては会員数の偏りも見られるため、需要と供給のバランスがとれるよう「まかせて会員」の登録拡大、認知度の向上につながる広報・周知が必要である。</p> <p>○年度末累計登録数：2,127人（1,966人） 【登録内訳】 ・おねがい会員：1,420人（1,302人） ・まかせて会員： 617人（ 608人） ・どっちも会員： 90人（ 86人） ○活動回数：4,302回（3,814回） ※（ ）内は4年度実績</p>	<p>○地区によっては会員数の偏りも見られるため、需要と供給のバランスがとれるよう、特に「まかせて会員」の登録拡大、事業の認知度向上につながる広報・周知が必要である。</p> <p>○事業開始から15年以上経過しており、子どもや子育て家庭を取り巻く状況も変化しているため、現況に見合った制度設計の検討が必要である。</p>	<p>○必要な時に希望する地域で利用することができるよう、通常の広報活動に加えて「まかせて会員」が少ない地域への事業の広報・周知を図る。</p> <p>○市民アンケートや他の自治体への実態調査などにより、事業全体について見直しを行う。</p>	子育てサポート課
-----	---	---	---	---	----------

個別施策：(6)子育てを総合的に支援するための拠点の整備

計画掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
104	こどもセンターの設置	<p>○子育て支援に関するニーズ調査により、市民が拠点施設に求める機能について把握することができた。</p>	アンケート調査では、拠点施設に求める機能として最も希望が多かったのが、「屋内の子どもの遊び場」、次いで「子どもが読書や学習ができる場」、「子どもの一時預かりができる場」であった。これらを集約できる施設の整備について具体的な検討が必要である。	市民ニーズ調査等を踏まえて拠点施設の必要性、役割等について、引き続き検討する。	こども政策課

個別施策：(7)経済的支援の実施

計画掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
105	児童手当の支給	○中学校修了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給（公務員は勤務先から支給）	特になし	令和6年10月分からの制度改革について、受給者に支援が届くよう着実に実施する。	こども政策課
105	子ども福祉医療費の助成	<p>○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差し引いた額を助成 ・自己負担額：1日上限800円、1か月上限1,600円（医療機関ごと）、調剤薬局は自己負担額なし 入院：3,845件 178,016千円 通院：679,681件 1,043,447千円</p>	高校生世代への福祉医療費助成は償還払い方式であることから、子育て家庭にとっての一時的な費用負担や申請手続きに係る負担が発生している。	市が単独で実施している小中学生への助成について、県に対して制度化を要望する。また、高校生世代の現物給付化についても併せて要望する。	
105	助産の実施	○保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に助産を行った。（16人（令和4年度13人））	○経済的な面だけではなく多様な問題を抱えるケースも多い。	○経済的不安や若年による出産等、複数の要因を抱えているため、産後も保健師による家庭訪問等で支援する。	子育てサポート課
105	就学援助制度	○小中学校児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品や給食費などの経費の一部を援助 ・準要保護者数：5,863人（令和4年度：5,933人）	年度当初の申請については、周知が図られているものの、年度途中の家計急変者や転入者への周知が不足している。	全世帯へ情報の周知徹底と就学に必要な経費の精査を行うとともに、年度途中でも申請ができるように周知を進める。	教育委員会総務課
105	幼児教育・保育の無償化	○利用する施設により不公平とならないよう、子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園を利用する低所得世帯等に対し、新制度に移行した施設と同様に副食費の補助を実施 ・令和5年度 実対象人数38人（延べ319月分）	新制度に移行しない施設がある。	○今後も継続して実施する。	幼児課
105	ひとり親家庭への経済的支援	<p>○児童扶養手当の支給 ○保険診療に係る医療費の助成 ○高等職業訓練促進給付金等の支給 ・給付件数：58件（令和4年度50件） ○子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ・ひとり親世帯：6,126人 306,300千円 ・その他の世帯：4,963人 248,150千円</p>	臨時の給付金だけではひとり親家庭の経済的な自立にはつながらないことから、継続した収入源としての就労につなげていく必要がある。	ひとり親家庭が安定した就労を行うことによって、安定した収入、さらには自立に繋がることから、就労支援と連動させながら支援を行う。	こども政策課

基本施策：4 子どもの育ちへの支援

個別施策：(1)子どもが遊び・学ぶ場の充実

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
106	全天候型子ども遊戯施設の整備	○指定管理者による運営 あぐりドーム入館者数 130,843人 (令和4年度実績 59,903人 (10月28日オープン以降))	曜日によっては予約が取れにくいことがあるため、人数制限の緩和を含めた施設利用のあり方を検討していく必要がある。	施設の定員について、子どもの人数見直し検討など、より利用しやすい施設となるよう、利用者や指定管理者からの提案を取り入れながら、運営の改善に努める。	こども政策課
106	放課後子ども教室の推進	○放課後子ども教室の実施 ・放課後子ども教室を41小学校区で委託事業として実施した。また、26小学校区は自主運営により実施した。 ・地域コーディネーター研修会を実施（1回）	○単発的なボランティアスタッフの候補者はいるものの、中心となって企画・運営し、継続的に関わることのできる人材が不足しているため、取りまとめ役のコーディネーターとなる人材の発掘が難しい。	○引き続き、コーディネーター等の人材育成やプログラムの更なる質の向上を図るため研修会を実施する。	こどもみらい課
106	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の推進方策	○一体型（校内交流型）の放課後子ども教室の実施 ・全67小学校区のうち36箇所で一体型（校内交流型）の教室を実施	○一体型は、同一小学校内又は隣接する場所での実施が要件であるが、施設の環境が整っていない小学校区での実施が難しい。	○放課後対策推進審議会や地域コーディネーター研修会において、一体型の推進について協議を進める。	
106	青少年育成協議会の支援	○青少年育成協議会に対する補助 ・運営費・事業費の補助による支援（51団体）	○市内54団体のうち3団体が活動を休止するなど、事業活動が縮小、停滞している。	○引き続き、青少年育成協議会の活動を補助により支援することで事業の活性化を図る。	
106	人材育成	○青少年育成協議会等に対する研修会等の実施 ・親睦スポーツ大会（R5.7） ・合同研修会（R5.12） ・活動事例発表会（R6.2） ・放課後子ども教室コーディネーター研修会（R6.3）	○活動する会員の固定化や担い手不足により、関係者が負担や疲弊を感じ、事業活動が縮小、停滞している。	○引き続き、活動事例発表会等を通して、指導者の資質向上と担い手不足の課題に対して積極的な働きかけを行う。	
106	夏休み子ども講座等の公民館講座	○子ども講座・講演会などの実施 ・開催回数：17箇所 162回（令和4年度：17箇所 167回） ※新型コロナウイルス感染症が第5類移行したことにより、1回当たりの参加者の数が増え、令和4年度は実参加者が1,890人だったのに対し、令和5年度は2,390人であった。	低年齢の子どもの参加は例年多く見込めるが、中高生のような少し年齢の高い子どもたちの居場所が提供できるような試みが必要と考える。	自習室や図書室だけではなく、いろいろな経験ができる講座や場所を提供できるような内容を検討していきたい。	生涯学習企画課 (各公民館 各文化センター)
107	中高生と乳幼児のふれあい体験	○遊び教室において、中学生及び高校生へ乳幼児や保護者とふれあう機会を提供 (令和5年度 延べ3回) ※令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の流行により未実施)	○申し込みのある学校が限られている。	○学校へ周知を行い、今後も引き続き実施する。	子育てサポート課
107	薬物や性感染症への知識普及	○HIV(エイズ) 検査普及週間（6月）、世界エイズデー（12月）に合わせ、市内の高校、専門学校、大学へ性感染症予防のためのパンフレットを送付した。	全国的な傾向と同様に、梅毒患者の届出数が増加しており、20代が約4割と若い世代に多く、今後も性感染症予防について普及啓発が重要となっている。	市のHPを活用するなどして、梅毒を含めた性感染症の知識普及を図るとともに、保健所での性感染症検査の周知や、検査を受けやすくなるための環境整備（検査の匿名化等）に取り組む予定。	感染症対策室
		○薬物乱用防止教室の実施 【薬物乱用防止教室実施率】 ・小学校：95.6%、中学校：100%、高校：100% (令和4年度：小学校：95.6%、中学校：100%、高校：100%)	児童生徒が主体的に関わり、理解を深められるよう「生徒参加型」を推進しているところだが、まだ講話形式で実施している学校も多いため、今後は開催方法等の工夫が必要である。	実施については、今後も各学校で計画的に行う。内容の工夫については、保健主事部会等で関係職員へ周知していく。	健康教育課

個別施策：(2)子どもの安全対策の推進

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
107	子どもを守るネットワーク活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○パトロール活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての67小学校区においてパトロールを実施（6,788回） ・パトロール等を通して得た情報をネットワークメンバーで共有するための情報交換会を実施（508回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯活動の担い手が固定化、高齢化しており、新たな担い手が出てきていません。 ○ネットワークと地域コミュニティ連絡協議会の構成団体や活動内容が一部重複していることから、地域から活動や事務の負担感が上がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○複数地区において、ネットワークのしくみを地域コミュニティ連絡協議会へ一元化するモデル事業を実施し、役員の会議出席等の負担軽減を図る。 	
107	少年センター活動	<ul style="list-style-type: none"> ○補導活動 <ul style="list-style-type: none"> ・少年補導委員による補導活動の実施（延3,427人の補導委員が少年5,947人に声掛け） ○相談活動 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関わる総合相談（イーカオ相談）の窓口である子育てサポート課にセンター職員を1名配置し、子育てサポート課職員とともに、子育て・いじめ・不登校・虐待等の相談に従事 ○環境浄化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類の回収（市内13箇所に白ポスト設置、2,283個の雑誌・DVD等を回収） ・コンビニやゲームセンター等（296店舗）を訪問し、県が指定する有害図書類の設置状況等調査、県保護育成条例の遵守等の依頼を行った。 ○子どもに関する事件・事故等の情報収集・分析・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・安全注意報の発信。（不審者情報81件、有害鳥獣情報39件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動する委員の固定化や高齢化等による担い手不足 ○現在、こどもからの相談の手段は、来所・電話・メール・ラインがあるが、こどもが相談しやすいしきみが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別研修会に学校関係者を招聘することで情報交換を密にし、近隣地区の補導委員と学校関係者との連携を図る。 ○GIGAスクール構想で配布している端末を活用して、こどもから相談しやすいしきみを検討する（相談アプリの導入等） 	こどもみらい課
107	メディア利用のルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○メディア（スマートフォン等通信端末機）使用の際のルールの必要性について「長崎っ子の約束」のチラシを、4月当初に各小中学校を通じて全児童生徒（全家庭）に配布。特に、新入生保護者に対しては、入学式後、PTA会長がチラシの内容について説明を行った。 ○「メディアに関するこども」をテーマに、保護者及び教職員並びに親子向けのファミリー・プログラムを実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：1回、参加者数：592人（令和4年度 開催回数：6回、参加者数：340人） ○PTAでメディア研修会を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：2回、参加者数：79人（令和4年度 開催回数：4回、参加者数：85人） ○メディア使用について、家庭でのルール作りについてさらに意識の高揚を図るために、あらゆる機会において、そのルールづくりと遵守について、啓発活動を推進する。 <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べると減少傾向であるが、対策を講じることで昨年度よりは開催回数、参加者が増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○長崎市PTA連合会と連携して周知に努めた「長崎っ子の約束」について、認知度は上がっているものの、ルール徹底には結びついてない。 ○チラシがマンネリ化しており、内容が時代の流れに見合っていないとも思われる（夜9時にはメディアオフ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼・保・こども園・小学校低学年からテレビやゲームとの適切な付き合いができるよう家庭でしっかりと話し合いをしてお互いが共通認識したルールを作り、そのルールを遵守できる環境づくりに協力してもらう。 ○携帯やスマホについては、メディアの危険性を伝える機会をつくり、親子がそれぞれの立場で責任を持って使用できるようにする。 	生涯学習企画課

基本施策：5 母と子の健康への支援

個別施策：(1)妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
108	子育て世代包括支援センターにおける相談支援【再掲】	○相談窓口について周知するとともに、支援が必要な妊産婦等の早期発見と保健師による保健指導等を実施。 ○伴走型相談支援事業において、妊娠届出時、妊娠8か月時、出生後の各時期に保健師等による面談等を実施。	○子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、利用者支援専門員が、地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業（基本型）が必要である。	○令和6年4月のこども家庭センター設置及び地域子育て相談機関の設置を見据え、包括的な支援体制のもと寄り添い型の支援を行うための本市に適した地域での相談支援のあり方を検討していく。	
108	母子健康手帳の交付と保健指導	○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子健康手帳交付時、妊娠8か月頃、出産後に保健師等専門職が面談等を実施。 ・交付数：2,036人（令和4年度2,341人）	○妊娠届出の遅い妊婦や10代の若年妊婦などの課題を抱えた特定妊婦全員について産婦人科医療機関等との情報共有の場が持てず、家庭状況や支援方針の共有ができていない場合がある。	○母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターにおいて、包括的な支援体制のもと、すべての妊産婦、子育て家庭に寄り添った伴走型相談支援を実施するとともに、関係機関と連携しながら必要な支援につなぐ。	
108	妊産婦健康診査【再掲】	○妊婦健康診査（14回）及び産婦健康診査（2回）の実施 ○多胎妊婦及び低所得世帯の妊婦に対する健診費用の助成を開始（令和5年12月） 妊婦健康診査：延26,946回（令和4年度：30,335回） 産婦健康診査：延4,095回（令和4年度：4,576回） 妊婦多胎健康診査：延26回（令和4年度：—回） 初回産科健康診査：延8回（令和4年度：—回）	○異常が発見された妊婦に対しては、早期に治療につなぐため、医療機関と連携を図り支援することが必要である。 ○母子健康手帳の早期取得及び適切な妊婦健診について啓発が必要である。	○伴走型相談支援の全数面接において妊産婦健診の受診を促進し、必要な支援が適切に行えるように医療機関等との連携強化を図る。 ○子育て家庭の経済的負担の軽減にも配慮するとともに、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるよう母子の健康管理を図る。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課
108	産前産後の支援	○産科医療機関との連携による、支援が必要な人の早期把握と支援の実施 ○産後ケア事業に係る制度拡充 令和5年9月 ・アウトリーチ（訪問）の導入 ・ショートステイ・デイケアにおける利用形態・回数の見直し ・一般世帯への利用者負担額の減免開始 ・里帰りした産婦への償還払い開始 令和5年11月 対象者を「産後ケアを必要とする者」へ拡大 ※ショートステイの受け入れ施設が8か所から10か所へ増加 利用実績：ショートステイ229回、デイケア463回、 アウトリーチ121回 (令和4年度：ショートステイ65回、デイケア166回)	○対象者の拡大が通年ベースとなることや令和5年度に行なった事業拡大の周知等による利用者の増加が見込まれることから、実施施設の受け入れが困難となる可能性がある。	○令和5年度に事業の見直しを行った内容の評価を行なうとともに、引き続き利用者のニーズや実施施設の状況を把握し、産科医療機関等と連携しながら利用しやすい環境を整えるための事業のあり方について検討していく。	
108	訪問や教室による育児への支援	○妊産婦・乳幼児への訪問指導の実施 ・延件数：4,379件（令和4年度3,266件） ○各種健康教室の開催（両親学級・育児学級等） ・開催回数：365回（令和4年度：420回） ・延参加者数：7,336人（令和4年度：6,932人）	○産婦や子育て家庭のニーズをふまえながら、両親学級や育児学級などの各種教室の開催を検討していく必要がある。	○育児への不安を解消し安心して子育てができるように、今後も継続して実施する。	
108	不妊への支援	○令和4年度から特定不妊治療が保険適用となり、今まで以上に多くの方が治療を受けられる環境となつたことに加え、長崎県が実施する不妊治療（先進医療）の助成制度や、専門職による相談窓口の紹介を行い、治療を受けられる環境づくりを促進した。	○特定不妊治療が保険適用となつたことから費用面では治療を受けやすい環境となつた一方で、さらに不妊治療に関する相談に対応する必要があるとともに、治療のための休みがとりにくいなど、職場や周りの方々の不妊治療に対する理解が不十分な場合がある。	○子どもを持ちたいと思う方が安心して治療を受けられるよう、治療を希望する人や職場など周りの方々に対し、長崎県や産科医療機関等関係機関と連携して不妊治療についての知識の普及や啓発を行う。	子育てサポート課

個別施策：(2)子どもの健やかな成長への支援

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
109	健康診査等の実施	○乳幼児健康診査（歯科健康診査を含む）の実施 ・集団健診：4か月児、1歳6か月児、3歳児：6,938人（令和4年度7,594人） ※7か月児、10か月児の一部を含む ・医療機関での個別健診：7か月児、10か月児：4,273人（令和4年度4,616人） ○3歳児健診以降の幼児時期の発達相談の実施	○未受診者へは訪問や電話等により、期間を定めて受診の必要性を保護者へ説明しているが、多忙等、保護者の都合により受診に至らない場合がある。	○今後も適切な時期に受診ができるよう、未受診者の把握と受診勧奨に努める。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課
109	予防接種の実施	○定期予防接種の実施 ○任意予防接種（乳幼児インフルエンザ）の実施（令和4年度実績14,614件） (令和5年度実績12,510件)	年々予防接種の接種件数が減少している。	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種についてわかりやすく周知し、接種を促す。	こども政策課

109	小児医療に対する支援	○未熟児養育医療費、自立支援医療（育成医療）費、小児慢性特定疾病医療費の助成	支援を必要としている世帯に適切かつ迅速に助成を行えるよう、情報提供を行っていく必要がある。	子育てサポート課と連携し、早期の情報提供を行い、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援する。	こども政策課
-----	------------	--	---	--	--------

基本施策：6 児童虐待等の防止

個別施策：(1)虐待・いじめ等の発生予防

計画掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
110	子どもを守る条例の周知・啓発	○「こどもイーカオ相談カード」を夏休み前に全小中高等学校児童に配布し、いじめ等の相談窓口を周知した。(配布数30,610枚) ○小学高学年を対象に「いじめ防止子どもワークショップ」を実施し啓発に務めた。また、子どもを守る連絡協議会では「乳幼児期の虐待体験が心身の発達にもたらす負の影響について」の学びや関係団体における活動の情報交換を実施した。	○こどもイーカオ相談カードについて、効果的な配布時期や周知媒体の検討が必要。	○ワークショップや連絡協議会を実施し、子どもたちへの相談カード配布等引き続き周知・啓発に取り組むとともに、関係機関と連携していじめ等の防止に努める。	子育てサポート課 こどもみらい課
101	こども・子育てイーカオ相談の周知・充実【再掲】	○妊娠・出産・子育てに関する各種相談に、電話、メール、LINE、窓口、オンラインにて専門職が応じ、必要な支援へとつなげ(令和6年2月～LINE相談を開始) ○ホームページ掲載や、相談先を記載したカードの配布に加え、新たに小中学生用の学習用端末のリンク集において周知した。	○子どもからの相談が少ない状況にある。	○日頃子育て家庭が慣れ親しんだSNS等を活用し、今後も周知・啓発を図る。 ○こども相談センターの設置	
110	親子の心の相談の実施【再掲】	○専門職（小児科医師、精神保健福祉士）による相談を実施 ・相談回数：それぞれ毎月1回（R5年度実績：小児科21人・精神科17人） ○職員が担当しているケースに対する助言をもらう機会になった	○専門家に相談したいが病院には行きづらいという保護者の声も多い	○専門家に相談したいというものの、病院受診をためらう保護者も多いため、継続して実施する。	子育てサポート課
110	養育支援訪問事業の実施【再掲】	○養育支援訪問事業の実施 ・実対象人数：13人（令和4年度：12人） ・支援回数（延べ）：224回（令和4年度：126回） ・専門的支援（保健師）：77回（令和4年度：49回）	○虐待などのハイリスクな子育て世帯の早期把握、自助の見極めを行ながらサポートプランを作成して適切な福祉サービスや子育て支援サービスにつなげることが必要である。	○産婦人科等の医療機関との情報共有や伴走型相談支援における全面接等により支援を必要とする対象を把握する。 ○公的な子育て支援事業（家事代行サービス、子育て世帯訪問支援事業など）だけでなく、民間の福祉サービスや子育て支援サービスの把握に努め、適切な支援を実施していく。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課
110	子育て世代包括支援センターにおける相談支援【再掲】	○相談窓口について周知するとともに、支援が必要な妊産婦等の早期発見と保健師による保健指導等を実施。 ○伴走型相談支援事業において、妊娠届出時、妊娠8か月時、出生後の各時期に保健師等による面談等を実施。	○子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、利用者支援専門員が、地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業（基本型）が必要である。	○令和6年4月のこども家庭センター設置及び地域子育て相談機関の設置を見据え、包括的な支援体制のもと寄り添い型の支援を行うための本市に適した地域での相談支援のあり方を検討していく。	

個別施策：(2)早期発見・早期対応への支援体制の充実

計画掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
111	子ども家庭総合支援拠点による支援の充実	○児童虐待ハイリスク児童及び家庭の支援、特定妊婦の支援 ○関係機関との連絡調整 ・実対応 2,831件（令和4年度2,700件） ・延対応 41,372件（令和4年度41,748件）	○核家族化や地域のつながりの希薄化といった社会状況を背景とし、孤立した環境で育児する家庭が増えており、育児不安や保護者自身の心身の問題及び経済的な問題などもあわせもつなど、複雑かつ複合的な養育問題を抱える家庭に対し、相談対応に時間を要するケースが増加している。	○様々な相談対応に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の専門的な知識・技術の向上を図る。	子育てサポート課
111	早期発見、早期対応	○虐待相談は児童に対する極めて重大な人権侵害であるため、早期対応や早期解決のために適切な専門機関等へつないでいる。 ・相談対応件数のうち児童虐待に関する実対応 724件（令和4年度 490件）、延対応 12,442件（令和4年度 延対応10,169件）	○核家族化、地域のつながりの希薄化等により、育児の孤立化や負担感が増すごとで、多くの対応を必要とする様々な要因が複合的に絡み合う対応困難な相談が増加している。	○関係機関と連携し、児童虐待の発生予防・早期発見を図るため、今後も引き続き実施する。	

111	関係機関との連携、職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○親子支援ネットワーク地域協議会をはじめとした関係機関との連携による児童虐待の発生予防・早期発見 ○関係機関との会議等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・親子支援ネットワーク地域協議会代表者会議 1回（令和4年度1回） ・実務者会議： 10回（令和4年度 11回） ・個別ケース会議： 486回（令和4年度 485回） ・児童虐待防止研修： 6回（令和4年度 8回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの対応を必要とする様々な要因が複合的に絡み合う対応困難な相談が増加している。また、そのことにより親子支援ネットワーク地域協議会個別ケース会議の開催数も年々増加傾向にあり、調整に時間を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○親子支援ネットワーク地域協議会個別ケース会議についてはweb会議も導入し参加しやすいような環境調整をし、より一層関係機関との連携強化を図る。また、対応困難な相談にも、長崎県児童相談所職員との人事交流と定期的な連絡会議を行うことで、円滑な連携及び職員の資質向上に努め相談体制の充実を図る。 	子育てサポート課
111	乳児家庭全戸訪問事業の実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭全戸訪問事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問件数：1,507件（令和4年度1,544件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年4月より開始した伴走型相談支援事業の、専門職による出生後面談と実施時期が重なっており、訪問のあり方が整理できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○伴走型相談支援の出生後面談と本事業の実施方法を見直し、保健師・助産師による専門職の訪問へ変更し、その家庭の状況を把握してより早期に不安や悩みに対応することで、継続した寄り添い型の支援へつなげる。 	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課

基本施策：7 ひとり親家庭への支援（長崎市ひとり親家庭等自立促進計画）

個別施策：(1)生活の支援

計画掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
112	母子・父子自立支援員による相談	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・延相談件数：3,361件（令和4年度3,721件） 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等からの相談内容は多岐に渡り、複雑なケースもあることから、対応が難しい事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修等の機会を捉えて母子・父子自立支援員の相談スキル向上を図り、生活安定と自立促進を図るために、今後も継続して実施する。 また、よくある相談等についてはFAQによる自動応答等の可能性について検討する。 	こども政策課
112	日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・利用世帯：32世帯、利用回数：57回、延利用時間：143時間（令和4年度 利用世帯：12世帯、利用回数：31回、延利用時間：72.5時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○昨年度に比べて利用実績は増加しているが、同一利用者がみられ、支援を必要としている対象世帯に情報が行き届いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページやチラシ等により支援が必要な方への周知に努め、また、関係機関へも周知を行うことで、幅広い利用につなげる。 	子育てサポート課
112	母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ○母子生活支援施設「白菊寮」を指定管理者制度により運営 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者数：2.3世帯4.8人（令和5年度平均）（令和4年度平均 2.4世帯5.8人） ○DV被害者等で市外から本市施設に入所する者もいる ○本市から県外施設に入所する者もいる 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造が前近代的で利便性が低く、プライバシーの確保も不十分である。また、保育所と併設しているが、DV避難での入所もあり、保育所にとって運営面で不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の今後のあり方について、サウンディング調査を実施し、事業の民間移譲も含めて検討する。その間は引き続き施設の適正な維持管理に努めていく。 	こども政策課 子育てサポート課
112	保育所への優先的入所	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等への入所選考において、父子・母子等のひとり親世帯については、保育が必要な事由による基準点に加点を行い、優先的な入所を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規入所児童数149人（令和4年度 158人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の年齢や区域によっては、ひとり親世帯でも保育所等に入所できないことがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続して優先的入所選考を実施する。 	幼児課
112	市営住宅への優先的入居	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子世帯について、市営住宅への優先入居を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子世帯：募集実績8戸（入居実績2戸） 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続して優先入居を実施する。 	建築給務課

個別施策：(2)経済的支援

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
113	児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭等で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父または養育者に児童扶養手当を支給	児童扶養手当のみではひとり親世帯の家計を賄うことはできなことから、就労支援等他の施策連携が必要である。年金受給開始に伴う過誤払いが増加傾向にある。	令和6年11月分からの制度見直について、受給者に支援が届くよう着実に実施する。 過誤払いに関しては、窓口申請時及び現況届受付時に、年金受給決定時には迅速な届出が必要な旨の案内を強化していく。	こども政策課
113	ひとり親家庭・寡婦福祉医療費の助成	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差し引いた額を助成【自己負担額】 ・ひとり親家庭：1日上限800円 1か月上限1,600円（医療機関ごと） 入院：404件 19,069千円、通院：62,909件 157,151千円 ・寡婦：1日上限1,200円（入院のみ） 3件 95千円	市は、現物給付で実施しているが、県は乳幼児のみ現物給付とし、小中高校生及びひとり親は償還払いしている。そのため、乳幼児以外について県の補助率が減額されている。	県に対して、乳幼児以外についても現物給付とするよう要望する。	
113	母子父子寡婦福祉資金貸付金	○母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や技能習得資金等の貸付を実施 ・貸付件数：6件、貸付金額：2,616千円 (令和4年度 貸付件数：10件、貸付金額：4,563千円)	授業料等減免や給付型奨学金等の新制度の開始に伴い、ひとり親家庭にとって修学資金等の必要性が小さくなつたと思われるが、一方で、制度内容が十分に行きわたっていないことも考えられる。	プッシュ型の情報発信など制度内容の周知を強化する。	幼稚課
113	保育料等の減免	【保育料】 ○多子世帯において、第1子とカウントする対象年齢を引き上げ、第3子以降の保育料無料化を実施する所得制限の引き上げを行った。 (国基準どおり) (対象となる世帯) ・3号認定：市民税所得割課税額97,000円未満の世帯 ・対象者：130人（令和4年度 137人）	子育て家庭を対象としたアンケートなどでは、子育てにお金がかかり、経済的不安を感じている人が多い。	○保育所等を同時に利用する多子世帯の第二子以降の保育料を無償とし、今後も子育て世帯の負担軽減を図っていく。	
		【放課後児童クラブ】 ○利用料減免 ・ひとり親家庭等の低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った。さらに、長期休暇期間に係る利用料加算額も減免対象として支援した。（1,584人）	○長崎市独自の補助制度により利用料減免措置をしているが、その財源の確保。	○引き続き、低所得世帯に対する利用料の減免措置を実施する。 ○引き続き、国県に利用料減免の補助制度の創設を要望し、財源の確保を図る。	こどもみらい課

個別施策：(3)就業の支援

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
114	母子父子自立支援プログラムの策定	○自立支援計画の策定及びきめ細かで継続的な就労支援の実施 ・計画策定期数：33件（令和4年度 11件）	制度内容が十分に行きわたっているとはい難い。	情報発信の充実を図るとともに、生活安定と自立促進を図るために、今後も継続して実施する。	こども政策課
114	資格取得等への支援	○自立支援教育訓練給付金の給付（指定された講座を受講した者に対する受講費用の給付） ・給付件数：7件（令和4年度 5件） ○高等職業訓練促進給付金等の給付（指定された資格を取得するため、6ヶ月以上、養成機関で修業する母子家庭の母等に対する給付） ・給付件数：58件（令和4年度50件）	利用件数は増加傾向にあるが、まだ十分とは言えず、制度内容のさらなる周知が必要である。	生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施するとともに、インストラクターや広報等を利用し、幅広い情報発信を行う。	
114	ひとり親家庭等自立促進センターの運営	○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談者数：6,848件（令和4年度 5,690件）	ひとり親家庭等からの相談内容は多岐に渡り、複雑なケースもあることから、対応が難しい事例がある。	母子・父子自立支援員との連携を強化しノウハウ等を共有するとともに、ひとり親家庭等の自立支援のため、今後も継続して実施する。	
114	関係機関との連携	○ハローワーク、マザーズコーナーやながさき就職支援ルームとの連携 ・求人情報や各事業の情報の円滑な取得、提供 ・専門相談員の指導	関係機関との連携を徹底する必要がある。	ひとり親家庭等の自立支援のため、今後とも関係機関との連携を密にする。	

基本施策：8 障害児への支援

個別施策：(1)障害児支援の充実

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
115	教育・保育施設での受け入れ促進	<ul style="list-style-type: none"> ○心身に障害又は発達遅滞のある児童を受け入れた施設に対する補助の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育対策事業：22施設（対象児童34人） (令和4年度 22施設（対象児童35人）) ・発達促進保育特別対策事業：72施設（対象児童 323人） (令和4年度 76施設（対象児童 335人）) ・医療的ケア児保育支援事業：2施設（対象児童7人） (令和2年度から実施) 	支援が必要な子どもが年々増加傾向であるため、子どもを受け入れる認定こども園・保育所・小規模保育事業実施施設への十分な支援が必要である。	○継続して補助事業を実施する。	幼児課
115	放課後児童クラブでの受け入れ促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児受入に係る補助 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児受入のための職員配置に係る経費に対する補助の実施（91クラブ、210人） ○資質向上研修 <ul style="list-style-type: none"> ・支援員に必要な知識及び技術の修得並びに課題や事例を共有するための研修を実施（7回、延567人） 	○障害児受入児童数も増加傾向にあり、より専門的な知識が必要となっている。	○引き続き、障害児受入のための加配職員に係る経費の補助及び資質向上のための研修を実施する。	こどもみらい課
115	発達支援のための健康診査、相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児に対する健診の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診：6,938人、個別健診：4,273人 (令和4年度：集団健診7,594人、個別健診4,616人) ○発達の遅れが気になる乳幼児に対する発達健康診査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・発達健診：73人（令和4年度72人） ○発達の遅れが気になる乳幼児に対する教室、育児相談会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・延参加者数：902人（令和4年度909人） 	○3歳児健診以降の発達の偏りや育児相談の機会が就学相談までないことで、発達の問題が就学以降に顕在化する。	○3歳児健診以降の発達の問題を早期に発見し、適切な支援へ繋げるため、5歳児健診について検討する。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課
115	在宅サービス及び障害児通所支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児の居宅介護支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパーの派遣などにより、適切な介護・家事・相談及び助言を実施した。 ○障害児の短期入所支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が一時的に介護できなくなった場合などに、施設において当該児童を短期間預かった。 ○障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・利用回数：266,430回（令和4年度251,864回） ・日中一時支援（タイムケア型） ・利用回数：40回（令和4年度63回） <p>【障害福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身障害児・者の診療・評価を行い、その結果に基づいた適切な訓練・療育および指導、薬物療法を実施 ○外来診療の実施、診断書・証明書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・整形外科（医師：常勤1名） ・リハビリ科 ・小児科（医師：常勤3名・非常勤4名） ・精神科（医師：非常勤1名） ○療育支援事業、通園児に対しての健康診断、福祉相談等を実施 	障害児通所支援事業所等のサービスの質の向上を図るために取組みを進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き在宅支援の充実及び地域の療育体制の強化に努める。 ○障害の特性や個々のニーズに応じた質の高いサービスの提供を支援していくために、事業所に対して必要な研修や指導、情報提供を行う。 	障害福祉課
116	地域における療育支援の充実	【障害福祉センター】	障害福祉センター診療所について、医師を増員し、受け入れ体制の充実を図っているものの、新規の受診希望者が増加を続けていることにより、令和5年度の平均診療待機期間は9.2月と依然として長い状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き在宅支援の充実及び地域の療育体制の強化に努める。 ○障害福祉センター診療所の人員及び設備の充実・強化を図るとともに、県や協力医療機関、小児科医療機関等とも連携を行いながら発達障害児等の診療待機期間の解消を図るための取組みを進める。 	
116	障害福祉センターにおける発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園：155箇所（令和4年度 167箇所） ・相談人数：364人（令和4年度 403人） (新規：333人、センター療育中児の相談：31人) （令和4年度 新規：375人、センター療育中児の相談：28人） ○就学児へのグループ療育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練総数：126人（令和4年度78人） ○家族支援のためのペアレント・トレーニングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数：延88人（令和4年度 延98人） 	障害福祉センター診療所において、新規の受診希望者が増加を続けていることにより、依然として診療待機期間が長い状況であるが、待機期間中においても早期の療育に繋かりやすい環境を作る必要がある。	○引き続き療育指導技術指導の実施などにより、発達障害に係る理解促進を図り、地域における療育支援の充実に努める。	
116	障害福祉センターにおける発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園：155箇所（令和4年度 167箇所） ・相談人数：364人（令和4年度 403人） (新規：333人、センター療育中児の相談：31人) （令和4年度 新規：375人、センター療育中児の相談：28人） ○就学児へのグループ療育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練総数：126人（令和4年度78人） ○家族支援のためのペアレント・トレーニングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数：延88人（令和4年度 延98人） 	障害福祉センター診療所において、新規の受診希望者が増加を続けていることにより、依然として診療待機期間が長い状況であるが、待機期間中においても早期の療育に繋かりやすい環境を作る必要がある。	○診療待機期間中における対応も含め、関係機関とも連携しながら引き続き発達支援の充実に努める。	

116	医療的ケアが必要な児童への支援の充実	医療的ケア児の支援に関する協議の場の設置、障害児福祉サービスの支援の充実	医療的ケア児の多くは、医療的ケアと常時の見守りを必要しており、保護者の介護負担が大きいため、介護負担軽減を図るための取組みが必要である。	○医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場において、医療的ケア児等の現状把握・支援等に関する協議を行うとともに、重度障害児や医療的ケア児の特性や個々のニーズに応じた障害児福祉サービス支援の充実を図る。 ○医療的ケア児に対し、指定訪問看護ステーションの看護師が、保護者の代わりに医療的ケアを含む見守りを行い、保護者の休息時間の確保や介護負担の軽減などを行う。	障害福祉課
116	就学・教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害を含む障害のある幼児、又は小学校入学にあたり保護者が心配している年長幼児に対する就学相談の実施（対象者：380人）（令和4年度327人） ・入学の際に選べる多様な「学びの場」や学校でできる特別な支援・配慮についての情報提供及び特性に応じた個別の助言 ・保育所等への訪問、職員からの聞き取りによる対象幼児に関する状況把握 ・スムーズな就学のための対象幼児の情報をまとめたサポートファイルの作成及び提供 ・電話、来所による就学・教育相談の実施（延べ5580件）（令和4年度 延べ5040件） ・訪問による就学相談の実施（幼児：198件、小・中学生34件）（令和4年度 幼児：326人、小・中学生：35人） <p>※就学相談件数の増加に伴い園訪問対象児を見直し、教育支援委員会の審議対象児のみの実施としたため令和5年度の幼児の件数が減少している。</p> <p>○子どもや保護者の悩みを解消し、学校での適切な支援につなげるため、小中学生の保護者を対象とした電話や面接による教育相談の実施</p>	<p>○就学相談件数が年々増加しており、現在の人員体制では対応できない状況になりつつある。反面、希望する保護者のみに行うため、保護者が希望しない場合は対応できない場合がある。</p>	<p>○未就学児や児童生徒及びその保護者に対し、就学相談等を通じて、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかなサポートを行う。</p>	
116	特別支援学級・通級指導教室の充実	<p>○担当者研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修 2回（令和4年度 2回） ・特別支援教育にかかる研修 26回（令和4年度22回） <p>【参考】</p> <p>※特別支援学級在籍児童生徒数の推移（基準日：5月1日） R3年度：1,028人、R4年度：1,119人、R5年度：1,351人 ※通級指導教室利用児童生徒数の推移（基準日：5月1日） R3年度：785人、R4年度：700人、R5年度：682人 ※通級指導教室は年間を通じて入退級が行われるため調査時期によって変動する。</p> <p>特別支援学級の増加の理由として、開設基準が改正されたこと、特別支援教育の趣旨が正しく理解され、保護者及び児童生徒の特別支援学級・通級指導教室にかける期待が高まつたことなどが考えられる。</p>	<p>○特別支援教育に係る研修や啓発活動を行っているものの、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が年々増加しており特別支援学級や通級指導教室の担当だけでなく、学校全体での組織的対応や教職員全体の特別支援教育への理解と資質の向上が必要である。</p>	<p>○GIGAスクール構想の推進により、オンライン研修を行うための環境が整備されたため、より効果的なオンライン研修を実施する。また、各学校への指導主事訪問による校内研修の充実とともに、指導教諭による計画訪問校数を増やし（令和6年度から2名配置）、更なる教職員の資質向上を図る。</p>	教育研究所

基本施策：9 子育てと仕事の両立

個別施策：(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
117	ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ「労政だより」でワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を行った。 ・計画的な年次有給休暇取得促進について周知を行った。（7, 10月号） ・女性の活躍推進に関する情報について周知を行った。（10, 1月号） ・ワーク・ライフ・バランスに関するイベントや法令について周知を行った。（7, 1月号） 	更に、掲載内容を充実させる必要がある。	○今後も継続して市民や事業者への広報周知に努める。	産業雇用政策課
117	企業の表彰	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業所の男女共同参画に対する意識の醸成を図るとともに女性の社会進出を支援するために、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組み、実践している9事業所を表彰するとともに、その先進的な取り組みを市ホームページ、啓発紙、広報ながさき、パネル展示などで周知することで、多くの市民や事業所の意識の啓発、醸成につなげることができた。 	○ワーク・ライフ・バランスに関する講座については、介護や父子を対象とした講座などは定員以上の参加者があったものの、参加者が少ない講座もあるなど、ひと講座あたりの参加者数にはばらつきがある。	○ワーク・ライフ・バランスに関する講座については、1講座あたりの参加者数を増加させるため、興味を持ってもらえるような講座内容を検討するほか、SNS等を通じて講座の実施を呼びかけるなど、周知方法を工夫していく。	人権男女共同参画室
117	企業への融資	<ul style="list-style-type: none"> ○低金利での融資制度 ・「中小企業いきいき労働環境整備資金」にて次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうちワーク・ライフ・バランスを促進する中小企業者を対象とし、低利での融資制度を設けている。 	制度は設けているものの、市中金利が低く設定されている状況もあり、令和5年度の融資件数は0件であった。	今後も継続して事業を実施する。	商業振興課
117	くるみん認定制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て応援情報サイト「イーカオ」において、認定制度の周知を行った。（令和5年度末時点では長崎市内では24企業が認定を受けている。※長崎労働局ホームページより） 	厚生労働省が定めた制度で、事業に関する認知度が低く、情報掲載が分かりづらい。	ワーク・ライフ・バランスの推進企業の認定については、市でも取り組みを行っているため、市の取組みと併せて「イーカオ」内で分かりやすく周知する。	こども政策課
117	父親への子育て支援【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○父親を対象にした『お遊び教室「パパDAY」』を開催し、父親と子どもが触れ合うきっかけを提供 ・開催回数：10回（市民会館で実施。令和4年度10回） 	○平日と同じ内容を実施しており、参加者のニーズに合わせた内容が十分に検討できていない。	○内容の見直しを行いながら、父親の子育てへの参加を引き続き促進する。	子育てサポート課
		<ul style="list-style-type: none"> ○両親学級や父親（パートナー）を対象とした育児学級の開催 ・開催回数：39回（令和4年度：37回） ・父親（パートナー）の参加者数：444人（令和4年度385人） 	○日程が合わない、定員を超えてる等で希望しても参加できない場合がある。また、参加する父親（パートナー）が限られている。	○家族が協力して子育てができる環境をつくるため、父親（パートナー）への子育て支援を継続して行うとともに、引き続き、産科医療機関等との連携をはかっていく。	子育てサポート課 各総合事務所 地域福祉課

個別施策：(2)子育てと仕事の両立のための基盤整備

計画 掲載P	主な取組み・事業	令和5年度の成果	課題	今後の取組方針	関係課
117	保育施設等の整備	<p>【保育所・認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽施設を対象とした施設整備を実施し、児童の安全・安心や保育環境の向上を図る。 ・令和4～5年度にかけて、1施設の整備完了。 ・令和4～6年5月にかけて、1施設の整備完了。（令和5年度に完了予定であったが、全国的な資材不足により、工期が遅延したもの） ・令和5～6年度にかけて、3施設の整備を行う予定。 ○公立保育所の民間移譲に伴い、幼保連携型認定こども園を創設する。 ・令和6～7年度にかけて、1施設の創設を行う予定。 	○施設側の意向によっては、想定通りに補助金への応募が来ない場合がある。	○老朽施設の整備について、今後も継続して補助事業を実施する。	幼稚課
		<p>【放課後児童クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの狭隘化の解消 ・大浦小学校区放課後児童クラブの運営事業者による施設整備に対し補助を行い、狭隘化を解消。 	○待機児童を発生させないため、小学校区ごとに利用児童数を見込み、適正な施設の確保を図っているものの、一部クラブでは狭隘化している。	○継続して施設整備に対する補助事業を実施するほか、学校の余裕教室の活用も検討しながら、狭隘化の解消に努めていく。	こどもみらい課

推計人口と実績人口の比較

【長崎市全体】

(単位：人)

年度 年齢		R2		R3		R4		R5		R6	
			乖離率		乖離率		乖離率		乖離率		乖離率
0歳	a 計画値	2,773	▲5.4%	2,697	▲8.5%	2,629	▲5.0%	2,574	▲10.4%	2,524	▲17.7%
	b 実績値	2,622		2,468		2,497		2,306		2,076	
	b - a	▲151		▲229		▲132		▲268		▲448	
1歳	a 計画値	2,893	1.1%	2,802	▲5.4%	2,725	▲8.8%	2,657	▲4.9%	2,601	▲12.2%
	b 実績値	2,924		2,651		2,484		2,527		2,284	
	b - a	31		▲151		▲241		▲130		▲317	
2歳	a 計画値	3,061	0.0%	2,884	▲0.0%	2,793	▲6.2%	2,717	▲9.4%	2,649	▲6.2%
	b 実績値	3,062		2,883		2,621		2,462		2,486	
	b - a	1		▲1		▲172		▲255		▲163	
3歳	a 計画値	3,075	0.2%	3,032	0.5%	2,857	▲0.1%	2,767	▲5.8%	2,691	▲9.6%
	b 実績値	3,082		3,048		2,853		2,606		2,434	
	b - a	7		16		▲4		▲161		▲257	
4歳	a 計画値	3,099	▲0.1%	3,060	▲0.3%	3,018	▲0.4%	2,843	▲0.5%	2,753	▲6.9%
	b 実績値	3,096		3,052		3,007		2,828		2,564	
	b - a	▲3		▲8		▲11		▲15		▲189	
5歳	a 計画値	3,347	0.5%	3,083	1.1%	3,045	▲0.1%	3,003	▲0.8%	2,828	▲0.7%
	b 実績値	3,364		3,116		3,043		2,978		2,808	
	b - a	17		33		▲2		▲25		▲20	
0-5歳 小計	a 計画値	18,248	▲0.5%	17,558	▲1.9%	17,067	▲3.3%	16,561	▲5.2%	16,046	▲8.7%
	b 実績値	18,150		17,218		16,505		15,707		14,652	
	b - a	▲98		▲340		▲562		▲854		▲1,394	
6歳	a 計画値	3,216	1.2%	3,305	0.7%	3,044	1.7%	3,007	0.0%	2,965	▲0.9%
	b 実績値	3,253		3,329		3,096		3,008		2,937	
	b - a	37		24		52		1		▲28	
7歳	a 計画値	3,218	▲0.7%	3,221	0.0%	3,310	0.1%	3,050	1.2%	3,011	▲0.3%
	b 実績値	3,197		3,221		3,314		3,087		3,002	
	b - a	▲21		0		4		37			
8歳	a 計画値	3,316	0.5%	3,202	▲0.4%	3,205	0.2%	3,293	▲0.3%	3,034	1.1%
	b 実績値	3,332		3,188		3,212		3,284		3,066	
	b - a	16		▲14		7		▲9		32	
9歳	a 計画値	3,328	0.2%	3,306	0.2%	3,192	▲0.9%	3,196	0.0%	3,282	▲0.5%
	b 実績値	3,335		3,312		3,162		3,196		3,267	
	b - a	7		6		▲30		0			
10歳	a 計画値	3,311	▲0.4%	3,311	0.6%	3,289	0.2%	3,176	▲0.5%	3,179	0.0%
	b 実績値	3,298		3,332		3,296		3,160		3,180	
	b - a	▲13		21		7		▲16		1	
11歳	a 計画値	3,518	0.0%	3,326	▲1.0%	3,326	▲0.3%	3,304	▲0.5%	3,190	▲1.2%
	b 実績値	3,518		3,292		3,316		3,287		3,153	
	b - a	0		▲34		▲10		▲17			
6-11歳 小計	a 計画値	19,907	0.1%	19,671	0.0%	19,366	0.2%	19,026	▲0.0%	18,661	▲0.3%
	b 実績値	19,933		19,674		19,396		19,022		18,605	
	b - a	26		3		30		▲4		▲56	
0-11歳 合計	a 計画値	38,155	▲0.2%	37,229	▲0.9%	36,433	▲1.5%	35,587	▲2.4%	34,707	▲4.2%
	b 実績値	38,083		36,892		35,901		34,729		33,257	
	b - a	▲72		▲337		▲532		▲858		▲1,450	

※上段に計画値、中段網掛けに各年度4月1日時点の住民基本台帳に基づく実績値を記載。

(参考)

項目	R2	R3	R4	R5	R6
出産年齢女性人口 (15-49歳)	a 計画値	75,661	73,592	71,723	70,232
	b 実績値	76,173	74,149	71,619	69,562
	b - a	512	557	▲104	▲670
0-4歳人口	a 計画値	14,901	14,475	14,022	13,558
	b 実績値	14,786	14,102	13,462	12,729
	b - a	▲115	▲373	▲560	▲829
子ども女性比率	a 計画値	0.196949	0.196703	0.195509	0.193033
	b 実績値	0.194111	0.190185	0.187967	0.182988
	b - a	▲0.002838	▲0.006518	▲0.007542	▲0.010045
					▲0.016364

【提供区域別】※0-5歳の合計のみ

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
			乖離率		乖離率		乖離率		乖離率		乖離率
① 東長崎・橋・日見	a 計画値	2,393	0.5%	2,271	2.0%	2,194	0.3%	2,125	1.4%	2,022	▲0.5%
	b 実績値	2,404		2,317		2,200		2,154		2,011	
	b - a	11		46		6		29		▲11	
② 桜馬場・片淵・長崎 ・高島	a 計画値	1,708	1.1%	1,648	▲0.3%	1,624	1.3%	1,584	2.0%	1,531	0.8%
	b 実績値	1,726		1,643		1,645		1,616		1,543	
	b - a	18		▲5		21		32		12	
③ 小島・大浦・梅香崎	a 計画値	1,361	2.2%	1,325	2.1%	1,291	0.9%	1,269	▲2.9%	1,272	▲9.6%
	b 実績値	1,391		1,353		1,303		1,232		1,150	
	b - a	30		28		12		▲37		▲122	
④ 日吉・茂木・南	a 計画値	148	▲5.4%	143	1.4%	142	▲1.4%	133	▲3.8%	125	▲4.8%
	b 実績値	140		145		140		128		119	
	b - a	▲8		2		▲2		▲5		▲6	
⑤ 戸町・小ヶ倉・土井 首	a 計画値	1,636	▲1.7%	1,553	▲3.3%	1,477	▲2.9%	1,410	▲6.5%	1,359	▲11.6%
	b 実績値	1,608		1,501		1,434		1,318		1,202	
	b - a	▲28		▲52		▲43		▲92		▲157	
⑥ 深堀・香焼・伊王島・ 高島	a 計画値	564	▲1.6%	554	▲5.1%	518	▲10.8%	495	▲12.9%	457	▲23.4%
	b 実績値	555		526		462		431		350	
	b - a	▲9		▲28		▲56		▲64		▲107	
⑦ 三和・野母崎	a 計画値	434	▲3.2%	403	▲7.2%	395	▲8.9%	370	▲10.8%	383	▲13.3%
	b 実績値	420		374		360		330		332	
	b - a	▲14		▲29		▲35		▲40		▲51	
⑧ 江平・山里	a 計画値	1,565	1.7%	1,515	1.8%	1,497	▲0.3%	1,485	▲4.9%	1,458	▲10.7%
	b 実績値	1,591		1,542		1,493		1,412		1,302	
	b - a	26		27		▲4		▲73		▲156	
⑨ 西浦上・三川	a 計画値	1,323	▲0.4%	1,267	▲2.6%	1,189	▲1.9%	1,122	3.3%	1,052	3.5%
	b 実績値	1,318		1,234		1,167		1,159		1,089	
	b - a	▲5		▲33		▲22		37		37	
⑩ 淵・緑が丘	a 計画値	1,590	▲1.1%	1,577	▲2.9%	1,549	▲3.7%	1,529	▲7.8%	1,480	▲12.6%
	b 実績値	1,573		1,531		1,492		1,410		1,293	
	b - a	▲17		▲46		▲57		▲119		▲187	
⑪ 岩屋・滑石・横尾	a 計画値	1,865	0.9%	1,762	▲0.3%	1,699	▲1.1%	1,605	▲2.3%	1,549	▲3.4%
	b 実績値	1,882		1,756		1,681		1,568		1,496	
	b - a	17		▲6		▲18		▲37		▲53	
⑫ 丸尾・西泊・福田	a 計画値	1,219	▲5.3%	1,195	▲11.3%	1,187	▲15.4%	1,154	▲19.8%	1,116	▲22.1%
	b 実績値	1,154		1,060		1,004		925		869	
	b - a	▲65		▲135		▲183		▲229		▲247	
⑬ 小江原・式見	a 計画値	445	▲3.8%	399	▲3.3%	369	1.4%	342	▲2.9%	326	▲8.0%
	b 実績値	428		386		374		332		300	
	b - a	▲17		▲13		5		▲10		▲26	
⑭ 三重	a 計画値	1,424	▲2.6%	1,395	▲6.4%	1,378	▲11.8%	1,382	▲16.1%	1,372	▲21.6%
	b 実績値	1,387		1,306		1,216		1,160		1,076	
	b - a	▲37		▲89		▲162		▲222		▲296	
⑮ 外海・池島	a 計画値	49	6.1%	46	2.2%	46	▲10.9%	40	▲12.5%	38	▲13.2%
	b 実績値	52		47		41		35		33	
	b - a	3		1		▲5		▲5		▲5	
⑯ 琴海	a 計画値	524	▲0.6%	505	▲1.6%	512	▲3.7%	516	▲3.7%	506	▲3.8%
	b 実績値	521		497		493		497		487	
	b - a	▲3		▲8		▲19		▲19		▲19	
計	a 計画値	18,248	▲0.5%	17,558	▲1.9%	17,067	▲3.3%	16,561	▲5.2%	16,046	▲8.7%
	b 実績値	18,150		17,218		16,505		15,707		14,652	
	b - a	▲98		▲340		▲562		▲854		▲1,394	

※上段に計画値、中段網掛けに各年度4月1日時点の住民基本台帳に基づく実績値を記載。

長崎市子どもの貧困対策推進計画

令和 5 年度進捗状況報告書

1 重点施策 1 教育の支援……………	P1
2 重点施策 2 生活の安定に資するための支援……………	P6
3 重点施策 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援…	P14
4 重点施策 4 経済的支援……………	P17
5 指標及び目標値……………	P19

重点施策 1 教育の支援

(1)幼児教育・保育の量の確保及び質の向上						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	幼児教育・保育の量の確保	子育て家庭において、希望する幼児教育や保育を受けられるよう、今後の量の見込みや保護者のニーズを見極めたうえで、適切な幼児教育・保育の量を確保する。	○待機児童解消のため、入所可能な保育所等の情報提供などを行ったことで、年度当初における国定義の保育所待機児童数0人を平成31年度以降、継続して維持しており、一定、保育の量の確保ができている。	○年度当初においては保育所待機児童の解消に至ったが、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、希望する地域や施設に偏り等があることから、年度末に向けて待機児童が発生している状況にある。	○今後も保育の量の見込みや保護者のニーズを見極めながら、保育の適正な量の確保に努める。	
②	幼児教育・保育の質の向上	保育士、幼稚園教諭等を対象とする研修会の実施や処遇改善等を行うとともに、保育現場の職場環境の改善に取り組み、生涯働く魅力ある職場づくりを推進することで、市全体の保育の質の向上を図ります。	○保育の質の向上を図るため、研修会を通じて、先進事例や他の施設の状況を共有することで、各保育所等において、働きやすい職場づくりへの気づきや実践への動機付けにつながった。 【令和5年度実績】 実施回数：4回、参加者：延べ107人 ○保育士が子どもとは接さずに休憩や書類作成を行う時間を確保するため、保育士の補助や、保育の周辺業務を担う人員を雇用する施設へ補助を行ったことにより、児童の教育・保育環境の向上が図られた。 【令和5年度実績】 保育補助者：94人 保育支援者（保育の周辺業務を行なう人員）：50人	○保育士を対象とした研修会において、参加者アンケートの結果では、高い満足度が示されたため、内容については充実したものにできたと考えているが、保育士等の配置が少ない施設においては参加自体が困難な施設もあり、全施設の参加には至らなかった。 ○保育士等サポート事業を実施しているものの、一部では、人員を確保できない施設もあり、保育士等の労働環境について、寝具の準備・片づけなどの、直接子どもと接しない業務に時間と人員が割かれている状況がある。	○引き続き保育士を対象とした研修会を実施し、各施設において職場環境の改善を行っていく機運を醸成し、市全体の保育の質を向上していく。また、各施設が研修会に参加しやすくなるよう開催時期や場所などの設定について、今後も検討する。 ○保育士等の業務負担を軽減し、子どもと向き合った保育がより実践できる労働環境を整えることで、保育士本来の子どもと向き合った保育の実践により保育の質の向上を図る。また、離職後のブランクが長くなった未就労の保育士が再就職しやすい環境を整え、保育人材の確保を図る。	幼児課
		幼児期の教育・保育と、小学校教育との円滑な接続のため、幼保小の子どもたちの交流と職員の意見交換や合同研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。	幼保小連携を推進するため、市内全小学校とその小学校区の幼稚園、保育園、認定こども園による情報交換、及び長崎市独自で作成した連携の手引書を活用した取組を実施したことにより、幼保小の職員間の連携が図られ、「小1プロblem（※）」の解消や「あ・は・は運動（※）」の周知につながった。 ※「小1プロblem」…小学校に入学したばかりの児童が、環境の変化に適応できない状態になること ※「あ・は・は運動」…子どもたちの健全な成長を促すための地域全体の取組のこと。	全小学校で、幼保小連携の取組が進んでいるものの、1つの小学校が複数の園と連携していることにより、日程調整や時間確保の難しさ、一部の職員の負担が増えるなど、望ましい形での連携ができていない。	中学校区を単位としたブロックごとの幼保小連携の取組が進んでいることから、各ブロックの取組や「あ・は・は運動」についてもその趣旨を再確認し、その継続と徹底を図るとともに、長期休業中に職員同士の交流を深めたり、オンライン会議での情報交換を行ったりするなど、関係者の負担軽減も含めて検討する。	幼児課 学校教育課

(2)地域と連携した学校指導・運営体制の充実						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組みの推進	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題を早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもたちに対して、早期の段階で子どもたちの話を受け止め、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。	【教育研究所】 ・スクールソーシャルワーカー継続支援対応人数167人（小109人、中58人）に対し、426件のケースに対応した。 ・対応件数426件中342件（81%）は、問題が解決、あるいは支援中であるが好転した。 【学校教育課】 児童・生徒の自立及び社会適応能力の育成を図ることを目指し、問題行動が発生した学校や、カウンセラー派遣を希望する学校の児童・生徒、教職員及び保護者が直接専門家から指導助言を受けるため、カウンセラーを派遣する「長崎市スクールカウンセラー派遣事業」を実施した。令和5年度は年間180時間（1回3時間計60回）の内、152時間（54回）の派遣を行った。	【教育研究所】 ・スクールソーシャルワーカーの支援が必要と思われる事案であっても、家庭が拒否をし、支援を届けられない場合がある。 ・家庭が抱える問題が複雑化しており、困難な事案が増えている。 【学校教育課】 児童生徒を取り巻く問題は益々多様化・複雑化しており、児童生徒や保護者のスクールカウンセラーに対するニーズが高まる中、緊急時のスクールカウンセラー派遣が重なる場合は、予算が不足してしまう可能性がある。	【教育研究所】 ・様々な事案に対して的確に対応していくため、スクールソーシャルワーカーの資質向上や関係機関との連携の充実を図る。 【学校教育課】 「長崎市スクールカウンセラー派遣事業」などと適切に連携して、各校の要望に応えることができるようする。	教育研究所 学校教育課

		家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう少人数指導や習熟度別指導等、子どもたち一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実します。	1学級の人数については、国の基準を基に、県が定めており、小学1・6年、及び中学1年を少人数学級編制加配措置で対応している。また、少人数指導加配も配置し、チーム・ティーチングなどを行うことで、児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導を行っているところである。他にも児童生徒指導加配、通級指導教室加配などでも対応している。	教員へのなり手不足や退職者の増加等により、全体的に教職員が不足しており、加配を配置できない状況がある。また、配慮が必要な児童生徒に対する対応もあり、よりきめ細かな指導体制が今後も求められ、より一層教職員の確保が課題となっている。	県教委と連携し、教職員の確保に向けた取組を図るとともに、本市独自でも教職員が児童生徒にきめ細かく指導・支援ができる体制を整えるようにする。	学校教育課
②	学校教育による学力保障	研修や研究指定を行うなどによる子どもたちの学力向上の推進や、子どもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着に向けた取り組み、外国語指導助手等を活用した国際理解教育の推進、ICT機器の効果的な活用を図るための教職員への研修などを努めます。	【学校教育課】 教員の指導力向上を図るために、市立の小中学校5校を研究指定校したり、他の7校で計画訪問を実施したりすることにより各教科の担当指導主事が、当該校の教員に直接授業改善に関する指導を行うことができた。また、夏季休業中に学力向上に関する研修会を終日日程で実施し、216名の教員が授業づくりに関する講演を聞き、教科別の指導法に関する協議を行うことにより、参加者の授業に対する意識改善が図られ、多くの教員の指導力向上に寄与した。 【教育研究所】 ・ICT利活用推進に向けた研修会を9本実施し、計354人が参加した。 ・ICT活用率が65%を下回っている8校に対して、教育委員会事務局職員が直接出向いて「ICT活用実地研修」を実施し、計55人が参加した。	【学校教育課】 学校訪問や研修会を通して、多くの教員に対し授業改善等に関する指導を実施しているものの、すべての学校、教員に対する指導が十分でないことや、経験の少ない教員が急激に増えていることなどにより、学力調査の結果が目標値を下回っている。 【教育研究所】 ・ICT利活用推進に向けた研修会を9本実施し、計354人が参加した。 ・ICT活用率が65%を下回っている8校に対して、教育委員会事務局職員が直接出向いて「ICT活用実地研修」を実施し、計55人が参加した。	【学校教育課】 研究指定校への訪問や計画訪問、学力向上に関する研修会、経年研修を実施していく。また、学力向上アドバイザーを配置し、アドバイザーや指導主事の学校訪問を積極的に行い、各学校へ校内研修の充実を働きかける。 【教育研究所】 ・研究校を指定して、日常の授業におけるICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還的指導の研究成果を広く周知していく。	学校教育課 教育研究所

(3)大学等進学に対する教育機会の提供						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	高等教育の進学・就学支援	生活保護世帯の子どもが大学等へ進学するときは、進学準備給付金を給付します。	自宅通学生（10万円） 14件 自宅外通学生（30万円） 10件	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	中央総合事務所生活福祉1・2課 東南北総合事務所地域福祉課
		ひとり親家庭等に対し、子どもの大学等の修学に必要な資金の貸し付けを行います。	○大学等の修学に係る貸付件数：2件、貸付金額：996千円 (令和4年度 貸付件数：2件、貸付金額：1,272千円)	授業料等減免や給付型奨学金等の新制度の開始に伴い、ひとり親家庭にとって修学資金等の必要性が小さくなつたと思われるが、一方で、制度内容が十分に行きわたっていないことも考えられる。	プッシュ型の情報発信など制度内容の周知を強化する。	こども政策課

(4)特に配慮を要する子どもへの支援						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	特別支援教育に関する支援の充実	特別支援学級及び障害のある児童生徒が在籍する通常学級の円滑な運営を支援するとともに、障害についての理解促進のための啓発活動等を行うなど特別支援教育の充実を図ります。	○特別支援教育推進のため、研修会を年15回（うちオンライン研修会6回）、校内研修に担当指導主事を年16回派遣したことにより、教職員の資質向上が図られ、ユニバーサルデザインの視点を生かした指導や支援の工夫が行われ、すべての児童生徒にとって、安心して学べる環境づくりが行われた。	○特別支援教育に係る研修や啓発活動を行っているものの、特別支援や配慮を必要とする児童生徒が年々増加しており特別支援学級や通級指導教室の担当だけでなく、学校全体での組織的対応や教職員全体の特別支援教育への理解と資質の向上が必要である。	○GIGAスクール構想の推進により、オンライン研修を行うための環境が整備されたため、より効果的なオンライン研修を実施する。また、各学校への指導主事訪問による校内研修の充実させ、指導教諭による計画訪問校数を増やし（令和6年度から2名配置）、更なる教職員の資質向上を図る。	教育研究所
		特別支援学級の児童生徒の保護者に対して、その負担能力（世帯の所得）に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に要する所要の経費を補助し、経済的負担を軽減します。	○対象者数 ・特別支援就学奨励費：649人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	教育委員会総務課

②	外国人児童生徒等への支援	外国人児童生徒等についても、教育の機会を適切に確保するため、教育相談員を派遣するなど教育相談や学習・生活支援に努めます。	令和5年度は教育相談員15名を小学校6校（のべ23名）中学校2校（のべ4名）に派遣した。本人、保護者にとって教育相談員の派遣は心理的な不安を解消するとともに、長崎での学習や生活を進める上で大きな支えになっている。	言語が多様化していることから、母国語を話すことができる支援者を探すことが難しいこと、指導が必要な児童生徒は増加しており、今後予算を増やしていく必要があること等が挙げられる。	大学と連携し、多様な言語に対応できる支援者（留学生等）を紹介してもらう。	学校教育課
③	ヤングケアラーへの支援	障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「子ども」とされる「ヤングケアラー」を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりを検討します。	<p>【こどもみらい課】 ○困難を抱える子どもからの相談窓口の設置を検討した。（「長崎市こども相談センター」、令和6年4月設置） ○関係各課と多様かつ複合的な子どもと子育ての問題への対策・対応について協議を行い、ヤングケアラー支援の対応及び担当課を明確化した。</p> <p>【学校教育課】 ヤングケアラーであると疑われる児童生徒を早期に把握し、必要な支援委つなぐために、「長崎市ヤングケアラー実態調査」を学期に1回、年間で計3回実施した。令和5年度は小学生17人、中学生30人のヤングケアラーを把握した。</p> <p>【福祉総務課】 市民からの福祉に関する相談・援助・情報提供や行政への協力、関係機関との連携を行う民生委員・児童委員活動を支援するため、活動助成費補助金を交付した。</p> <p>【障害福祉課】 障害者への適切な支援を行うことで、ケアを担っている家族等の負担の軽減につながった。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件は見受けられなかった。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 多機関型地域包括支援センターを設置し、子ども分野だけに限らず、高齢・障害・生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題を抱える世帯の問題をワンストップで受け止め、多機関との連携により包括的な支援を行っている。 また、中学校における居場所教室を学校と共同で運営し、気になる児童の情報共有などを定期的に実施している。</p> <p>【地域保健課】 長崎市青少年問題協議会へ参加し、関係機関、民間団体等と情報交換を行った。</p>	<p>【こどもみらい課】 ○GIGAスクール構想で配布している端末を活用して、こどもから相談しやすいしくみを検討する（相談アプリの導入等）</p> <p>【学校教育課】 関係機関との連携をより進めいくことにより、ヤングケアラー疑いの児童・生徒への支援を充実させていく。</p> <p>【福祉総務課】 取組を継続</p> <p>【障害福祉課】 今後も障害者への適切な支援に努め、ケアを担う家族等の負担の軽減に努める。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件を認知した場合は、速やかに課内で情報共有を図りシステムに記録する。 また適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等とも情報共有を図る。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 令和5年度に引き続き、高齢・障害・子育て・生活困窮など福祉分野に跨る複合的な課題にワンストップで対応する相談窓口である「多機関型地域包括支援センター」による包括的な支援を実施する。 また、令和6年度より「重層的支援体制整備事業」を開始しているため、これまでの取組みを継続しつつ、新たに設置した支援会議も活用することにより、これまで支援が行き届かなかつた者へも包括的に支援していく。</p> <p>【地域保健課】 協議会へ参加し、連携を図るとともに、発見した場合は関係機関と連携しながら支援する。</p>	<p>【こどもみらい課】 ○GIGAスクール構想で配布している端末を活用して、こどもから相談しやすいしくみを検討する（相談アプリの導入等）</p> <p>【学校教育課】 関係機関との連携をより進めいくことにより、ヤングケアラー疑いの児童・生徒への支援を充実させていく。</p> <p>【福祉総務課】 取組を継続</p> <p>【障害福祉課】 今後も障害者への適切な支援に努め、ケアを担う家族等の負担の軽減に努める。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件を認知した場合は、速やかに課内で情報共有を図りシステムに記録する。 また適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等とも情報共有を図る。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 令和5年度に引き続き、高齢・障害・子育て・生活困窮など福祉分野に跨る複合的な課題にワンストップで対応する相談窓口である「多機関型地域包括支援センター」による包括的な支援を実施する。 また、令和6年度より「重層的支援体制整備事業」を開始しているため、これまでの取組みを継続しつつ、新たに設置した支援会議も活用することにより、これまで支援が行き届かなかつた者へも包括的に支援していく。</p> <p>【地域保健課】 協議会へ参加し、連携を図るとともに、発見した場合は関係機関と連携しながら支援する。</p>	こども政策課 子育てサポート課 幼稚課 こどもみらい課 学校教育課 教育研究所 自治振興課 地域保健課 福祉総務課、 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室 各総合事務所 地域福祉課 生活福祉2課

(5)教育費負担の軽減						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	義務教育段階の就学支援の充実	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。	○対象者数 ・準要保護者数：5,863人 ・特別支援就学奨励費：649人	○年度当初の申請については、周知が図られているものの、年度途中の家計急変者や転入者への周知が不足している。	○全世帯へ情報の周知徹底と就学に必要な経費の精査を行うとともに、年度途中でも申請ができるように周知を進める。	教育委員会総務課
		公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。	○対象者数 ・小中学校遠距離通学費：1,227人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	
②	高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るために、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。	○対象者数 ・離島高校生就学支援費：2人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課
		経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。	○対象者数 ・高校生等入学給付金：261人	○家計急変者や転入者への周知が不足している。	○対象となりうる世帯へ情報の周知徹底を図る。	
		経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学生の貸与を行います。	貸与人数：3名（継続1名 新規2名） 貸与額：10,000円×3名×12月＝360,000円	授業料に充てるための就学支援金制度に加え、非課税世帯を対象とし、授業料以外の教育費負担を軽減するため、年額として一定額を支給する奨学給付金制度が平成26年度から創設されたため、貸与者数・貸与額が年々減少している。	支援を必要としている人に情報が届くよう、奨学生募集の周知を徹底・強化していく。	
③	生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減	経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。	高等学校等就学費 総件数 357件 扶助費総計 55,568,269円	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課
④	ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減	母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行います。	○貸付件数：6件、貸付金額：2,616千円 (内訳：修学資金（子の修学に係る資金）：5件 2,016千円、技能習得資金（親の技能習得に係る資金）：1件 600千円)	授業料等減免や給付型奨学金等の新制度の開始に伴い、ひとり親家庭にとって修学資金等の必要性が小さくなつたと思われるが、一方で、制度内容が十分に行きわたっていないことも考えられる。	プッシュ型の情報発信など制度内容の周知を強化する。	こども政策課

(6)地域における学習支援等						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	地域学校協働活動における学習支援等	放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようになりますため、放課後子ども教室の実施を推進します。	○放課後子ども教室の実施 ・放課後子ども教室を41小学校区で委託事業として実施した。また、26小学校区は自主運営により実施した。 ・地域コーディネーター研修会を実施（1回）	○単発的なボランティアスタッフの候補者はいるものの、中心となって企画・運営し、継続的に関わることのできる人材が不足しているため、取りまとめ役のコーディネーターとなる人材の発掘が難しい。	○引き続き、コーディネーター等の人材育成やプログラムの更なる質の向上を図るため研修会を実施する。	こどもみらい課
②	生活困窮世帯等への学習支援	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行います。	・事業対象者 91名 ・学習会開催回数 235回 ・実施イベント スポーツ交流会、イノシシ狩猟・解体体験、市内企業紹介講座	支援勧奨の働きかけを行っても、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっておらず、支援を要する世帯に十分な支援が実施できていない。	ケースワーカーや子どもの健全育成支援員による、よりイメージしやすい形での参加勧奨や委託事業者による家庭訪問での参加勧奨を実施するとともに、教育委員会や関係機関等との連携により効果的な周知を行い、支援対象者がより積極的に支援を受けられるような働きかけを行う。	生活福祉 2課

(7)その他の教育支援等						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保	学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。	物価高騰による食材費の値上がりの中、食材価格高騰分について公費負担を行うことで、児童・生徒の学校給食費を値上げすることなく、学校給食の充実及び食育の推進を図ることができ、健康の保持増進に努めることができた。	物価高騰による食材費の値上げが続いている中で、適切な栄養を確保するため、安価な食材を多く使用するなど献立内容の偏りが生じている。	引き続き、食材価格高騰分について公費負担を行うことで、学校給食の充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。	健康教育課
②	多様な体験活動の機会の提供	放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようになりますため、放課後子ども教室の実施を推進します。[再掲] 地域学校協働活動における学習支援等	○放課後子ども教室の実施 ・放課後子ども教室を41小学校区で委託事業として実施した。また、26小学校区は自主運営により実施した。 ・地域コーディネーター研修会を実施（1回）	○単発的なボランティアスタッフの候補者はいるものの、中心となって企画・運営し、継続的に関わることのできる人材が不足しているため、取りまとめ役のコーディネーターとなる人材の発掘が難しい。	○引き続き、コーディネーター等の人材育成やプログラムの更なる質の向上を図るため研修会を実施する。	こどもみらい課

重点施策2 生活の安定に資するための支援

(1)親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援	母子健康手帳交付時の専門職による全ての妊婦との面接をはじめ、妊産婦及び乳幼児健診等を通じて、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点による訪問指導等により、相談支援を行える体制づくりを推進します。 (LINE相談受付件数：74件 友だち登録：358人) (子ども・子育てに係る総合相談件数：R4 41,748件→R5 41,372件)	○伴走型相談支援事業等において保健師等専門職が妊産婦等の状況把握を行い、支援が必要な家庭に関係機関と連携しながら寄り添い型の支援を実施した。 ○令和6年2月から開始したLINEによる相談において、子育て家庭や子どもが慣れ親しんだツールでいつでも気軽に相談し、必要な情報を適宜得ることで、さらに子育て家庭や子どもの不安軽減を図った。	○母子保健機能と児童福祉機能それぞれの中で子育て家庭の支援を行っているが、特に支援をする事例については両機能が一体的に支援する必要があるが、一的な支援計画に基づく支援が十分ではなかった。	○母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターにおいて、一的なサポートプランの作成や合同ケース会議の開催など包括的な支援を行い、子育て家庭に寄り添った伴走型相談支援を実施する。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
②	特定妊婦等の把握と支援	母子健康手帳の交付時の面接や、産科等医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業等において、若年・貧困世帯など困難を抱える特定妊婦等を把握した場合は、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との連携のもと、養育支援訪問事業等により、地域における継続的な支援を強化します。	○母子健康手帳交付時等に特定妊婦及びハイリスク妊婦を把握した場合は、地区担当保健師が支援プランを立案し、妊婦本人及び産婦人科等と共有を行い、必要時各関係機関とともに連携を図りながら支援した。	○妊娠届出の遅い妊婦や10代の若年妊婦などの課題を抱えた特定妊婦全員について産婦人科医療機関等との情報共有の場が持てず、家庭状況や支援方針の共有ができていない場合がある。	○母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターにおいて、特定妊婦等支援の必要がある妊婦へは、サポートプランを策定し関係機関と共有しながら支援を行い、進行管理を行うことで、出産・問題が深刻・複雑化することを未然に防ぐ。	

(2)保護者の生活支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	保護者の自立支援	生活困窮者等の相談については、相談担当職員や支援員の能力向上を図るとともに、他機関との連携強化等を行うことで課題の解決を図ります。	相談人数 1,945人 延相談件数 13,039件 課題解決率 80.7%	自立相談支援機関による支援において、就労、医療、債務、障害、介護、対人関係など相談の範囲が広く、解決すべき課題が多くなっていることなどで、長期的、継続的な支援が必要となっており、課題解決までに時間がかかるようになっている。	自立相談支援機関による支援において、就労、医療、債務、障害、介護、対人関係など相談の範囲が広く、解決すべき課題が多くなっていることなどで、長期的、継続的な支援が必要となっており、課題解決までに時間がかかるようになっている。	生活福祉2課
		就労支援員を中心とした各種就労支援事業間の連携のみならず、家計改善支援事業や健康管理支援事業も活用しながら、就職実現に向けて対象者の状況に応じた支援を実施します。	対象者数 221人、就職者 36人	就労支援対象者の能力や職歴等に応じて、多様な就労支援を行っているが、ひきこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱え、稼働能力はあるものの就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が一定数存在する。	求職活動を行っているものの就労までに課題を抱えている生活保護受給者に対する事業等への参加勧奨及びハローワークや民間委託事業者等との合同ミーティングの開催等関係機関との連携に努める。	
		民間委託による就労支援事業において、民間のノウハウを活かした就労支援方法や就業訓練、就労準備支援の充実を図ります。	・ハローワーク 対象者数 179人、就職者100人 ・民間委託事業者 対象者数 157人、就職者 62人	就労支援対象者の能力や職歴等に応じて、多様な就労支援を行っているが、ひきこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱え、稼働能力はあるものの就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が一定数存在する。	就労準備支援や、就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難事業については、民間委託における就労支援における企業のダイレクトメールのポスティング、市内高校の野球部の硬式ボールの修復等の中間的就労（一般就労の前の就労訓練として行う、比較的軽易な作業等により賃金を得るもの）の取り組みを強化し、対象者の就労意欲の醸成を図る。	

① 保護者の自立支援	ひとり親家庭への支援については、家庭生活支援員の派遣による家事や育児などの日常生活支援、母子・父子自立支援員やひとり親家庭等自立促進センターにおける相談・助言等による生活支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施 ・延相談件数：3,361件（令和4年度3,721件） ○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談者数：6,848件（令和4年度 5,690件） <p>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 ・利用世帯：32世帯、利用回数：57回、延利用時間：143時間 (令和4年度 利用世帯：12世帯、利用回数：31回、延利用時間：72.5時間) 	<p>【母子・父子自立支援及びひとり親家庭等自立促進センター】 ひとり親家庭等からの相談内容は多岐に渡り、複雑なケースもあることから、対応が難しい事例がある。</p> <p>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 昨年度に比べて利用実績は増加しているが、同一利用者がみられ、支援を必要としている対象世帯に情報が行き届いていない。</p>	<p>【母子・父子自立支援及びひとり親家庭等自立促進センター】 研修等の機会を捉えて母子・父子自立支援員の相談スキル向上を図るとともに、母子・父子自立支援員と自立促進センターの連携を強化し、生活安定と自立促進を図るために、今後も継続して実施する。 また、よくある相談等についてはFAQによる自動応答等の可能性について検討する。</p> <p>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ホームページやチラシ等により支援が必要な方への周知に努め、また、関係機関へも周知を行うことで、幅広い利用につなげる。</p>	こども政策課 子育てサポート課
② 保育等の確保	子育て家庭が自分の生活形態に合ったサービスを選択できるように、今後の保育の量の見込みや保護者のニーズ等を見極めたうえで、適切な保育の量を確保するとともに、多様な保育サービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○待機児童解消のため、入所可能な保育所等の情報提供などを行ったことで、年度当初における国定義の保育所待機児童数0人を平成31年度以降、継続して維持しており、一定、保育の量の確保ができる。 ○障害児や医療的ケア児の支援の充実を図るため、延長保育、障害児保育等を実施している保育所等や医療的ケア児を受け入れている保育所等に対し助成を行い、受け入れ体制が一部整ったことで、子育て環境の向上につながった。 また、病児・病後児保育施設については、ピーク時には6施設あったが、閉鎖により4施設へ減少したため、保育関係団体等へ事業実施の意向調査を行った結果、新たに4つの保育施設が実施に向けて準備を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度当初においては保育所待機児童の解消に至ったが、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、希望する地域や施設に偏り等があることから、年度末に向けて待機児童が発生している状況にある。 ○医療的ケア児に係る潜在的なニーズや令和6年度から実施する保育施設内での病児・病後児保育事業の検証を行ったうえで、必要な支援策を検討し、受け入れ体制の安定化を図る。 		幼児課
	ひとり親世帯のうち一定の所得以下の世帯や、保育所等を同時に利用する多子世帯の第二子以降の保育料を減額し、経済的負担の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○多子世帯の保護者の経済的負担が軽減されることで、これから出産・育児を行う子育て世代の子育てのしやすさにつながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国が定める保育料の上限額よりも低い保育料を設定し、また、多子軽減の対象となる世帯の所得制限を緩和するなどの市独自の施策を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきたものの、子育て家庭を対象としたアンケートなどでは、子育てにお金がかかり、経済的不安を感じている人が多い。 	ひとり親世帯のうち一定の所得以下の世帯や、保育所等を同時に利用する多子世帯の第二子以降の保育料を無償とする。	
	経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等の低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った。さらに、長期休暇期間に係る利用料加算額も減免対象として支援した。（1,584人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○長崎市独自の補助制度により利用料減免措置をしているが、その財源の確保が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、低所得世帯に対する利用料の減免措置を実施する。 ○引き続き、国県に利用料減免の補助制度の創設を要望し、財源の確保を図る。 	

		子育て家庭が地域で気軽に交流や相談などができるよう、子育て支援センターの充実を図ります。	○子育て支援センターに対する運営費補助 ・17箇所（週6日型13箇所、週3日型3箇所）及び発達支援特化 週3日型1ヶ所（R5からは週6日型へ変更）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域への子育て支援センター設置が完了し、量の確保を行ったことに伴い、今後、子育て支援センターに対して市としてどのような支援が必要かを検討する必要がある。	利用者サービス向上やスタッフの資質向上等の子育て支援センターの質の向上を図っていく。	こども政策課
③ 保護者の育児負担の軽減		保護者の就労の状況や疾病など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業、一時預かり事業など、子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。	【子育てサポート課】 0歳児を市内で受け入れるため、ファミリー・ホームを1か所追加した。 利用実績は昨年度と比べ増加しているが、同一者が複数回利用しているケースもあり、引き続きチラシ設置等により幅広く周知を図る必要がある。 (令和5年度実施状況) 利用実績：452日 実施施設：5箇所（市内の児童養護施設3箇所、ファミリー・ホーム1箇所、市外の乳児院等1箇所）	【子育てサポート課】 利用実績は昨年度と比べ増加しているが、利用者の必要なニーズを把握できおらず、ショートステイを必要としている方に利用してもらうため、引き続きチラシ設置等により幅広く周知を図る必要がある。 【幼児課】 ○医療的ケア児保育支援事業を実施しているものの、専任看護師の確保が困難等の理由により、受け入れ体制が整わない事例が生じている。	【子育てサポート課】 ショートステイを利用することで、通学時の付き添いや親子入所など保護者の育児負担を軽減することができ、児童虐待の予防にも寄与することから、利用者の必要なニーズを把握しながら、今後も継続して実施する。 【幼児課】 ○医療的ケア児に係る潜在的なニーズや令和6年度から実施する保育施設内での病児・病後児保育事業の検証を行ったうえで、必要な支援策を検討し、受け入れ体制の安定化を図る。	子育てサポート課 幼児課
			【幼児課】 ○障害児や医療的ケア児の支援の充実を図るために、延長保育、障害児保育等を実施している保育所等や医療的ケア児を受け入れている保育所等に対し助成を行い、受入れ体制が一部整ったことで、子育て環境の向上につながった。 また、病児・病後児保育施設については、ピーク時には6施設あったが、閉鎖により4施設へ減少したため、保育関係団体等へ事業実施の意向調査を行った結果、新たに4つの保育施設が実施に向けて準備を進めている。	研修等の機会を捉えて母子・父子自立支援員の相談スキル向上を図り、生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施する。	こども政策課 子育てサポート課	
			○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施 ・延相談件数：3,361件 【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 ・利用世帯：32世帯、利用回数：57回、延利用時間：143時間 (令和4年度 利用世帯：12世帯、利用回数：31回、延利用時間：72.5時間)	ひとり親家庭等からの相談内容は多岐に渡り、複雑なケースもあることから、対応が難しい事例がある。 【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 昨年度に比べて利用実績は増加しているが、同一利用者がみられ、支援を必要としている対象世帯に情報が行き届いていない。	【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ホームページやチラシ等により支援が必要な方への周知に努め、また、関係機関へも周知を行うことで、幅広い利用につなげる。	こども政策課 子育てサポート課

(3)子どもの生活支援						
取組番号	高等教育の進学・就学支援	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援		貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援を実施するとともに、専門相談員が関係機関と連携して、引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯の支援を推進します。	【長期支援実績】 ・支援対象者 29名 ・支援完了者 23名 【短期支援実績】 ・支援対象者 54名 ・支援完了者 46名	支援勧奨の働きかけを行っても、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっておらず、支援を要する世帯に十分な支援が実施できていない。また、支援を実施している世帯についても、支援員が対象世帯の子どもと接触できていないケースが多く、十分な実情把握及び支援が実施出来ていない。	支援対象の子どもと支援員が接触できないケースが見受けられるため、学校の夏休みなどの子どもが在宅している長期休暇期間等に、担当CWと支援員による自宅訪問を実施し、子どもとの接触及び実態把握の強化を図る。	生活福祉 2課
		不登校や孤立・貧困など、多様かつ複合的な困難を抱える子どもの居場所づくりのため、庁内の関係各課と連携し支援体制の構築を図るとともに、関係する取り組みを行っている外部団体と協議を行い、効果的な支援のあり方について検討を進めます。	○長崎市におけるこどもの居場所関連事業を整理した。 ○補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」について、こどもの相談支援業務を拡充するよう見直した（「長崎市こども相談センター」、令和6年4月設置）	○小・中学校や高校、フリースクールなどの民間団体等との連携体制を構築し、潜在的なニーズの早期発見に努める必要がある。 ○現在、こどもからの相談の手段は、来所・電話・メール・ラインがあるが、こどもが相談しやすいしくみが求められている。	○公私立小・中・高校の学校訪問を行ったり、関係機関やフリースクール等の団体との会議を定例化したりすることで、必要な連携体制を確立する。 ○GIGAスクール構想で配布している端末を活用して、こどもから相談しやすいしくみを検討する（相談アプリの導入等）	こどもみらい課
		地域での子ども食堂が開設されることを支援するとともに、すでに活動していただいている子ども食堂が継続しやすい環境づくりに努めています。	子ども食堂開設数 27団体、28カ所	各運営団体により、自発的に開始されているが、実施回数や規模などに違いがあり、団体が抱える課題もそれぞれである。	現在実施している新規参入検討者へのアドバイザー派遣を継続するとともに、現場の実態を踏まえた新たな支援策の検討を行う。	こども政策課

①	生活困窮世帯等の子どもへの生活支援	経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。 【再掲】保育等の確保	○ひとり親家庭等の低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った。さらに、長期休暇期間に係る利用料加算額も減免対象として支援した。(1,584人)	○長崎市独自の補助制度により利用料減免措置をしているが、その財源の確保が課題である。	○引き続き、低所得世帯に対する利用料の減免措置を実施する。 ○引き続き、国県に利用料減免の補助制度の創設を要望し、財源の確保を図る。	こどもみらい課
		経済的な理由から生理用品が購入できないなど、児童生徒から相談があった場合には、市立各学校において、生理用品を提供します。	生理用品を各学校に配付し、使用について学校だけではなく、各世帯にも周知した。児童生徒が困ったときは、保健室等で生理用品を提供した。	特になし	昨年度同様の取組を行う	健康教育課
②	食育の推進に関する支援	家庭における食育を推進するため、乳幼児健診時や地域において、朝食の重要性、共食の大切さや栄養バランスのとれた食事など食に関する意識向上につながるような普及啓発を行います。	○市ホームページや食生活改善普及運動月間等における市役所ギャラリーウォールでの展示を通して、食育や栄養に関する情報発信を行った。 ○乳幼児健康診査において、栄養相談を希望する保護者の相談に対応し、さらに栄養バランス、朝食、野菜摂取の重要性などの情報提供を行った。 ○3歳児健康診査において、保護者に対し朝食の重要性に関するチラシの配布を行った。 ○乳幼児の教室（調理実習含む）では、保護者向けに離乳食、幼児食の作り方、目安量などの食に関する情報提供を行った。 ○地域において食生活改善推進員がおやご料理教室を行い、料理を通して栄養バランス等の普及啓発を行った。 ○市民健康意識調査の結果、子育て世代と思われる20代から40代の年齢層において、食育に関心を持っている人の割合が、67.8%であった。（令和8年度全世代の最終目標78.9%）	食育に関する意識が十分高まっているとはいえない。	○イベントなど様々な機会を捉え、情報発信を継続して行う。 ○ホームページの掲載内容を再検討し、閲覧数の増加を図る。	健康づくり課 各総合事務所地域福祉課
		保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。	●指導監査時等に、食育計画の作成状況を確認し指導助言等を行うことで、概ねの施設で食育計画を作成することができた。 ●指導監査や研修会等で、食事の提供に関する指導・助言を行うことで、児童に適切な栄養量を多くの施設が提供できた。	●食育計画作成を促しているものの、未実施の施設がある ●児童に適切な栄養量の提供が安定していない施設がみられる	保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。	幼児課

	<p>③ ヤングケアラーへの支援</p> <p>障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている「子ども」とされる「ヤングケアラー」を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関・民間団体等と連携し、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりを検討します。</p> <p>[再掲]教育の支援 特に配慮を要する子どもへの支援</p>	<p>【こどもみらい課】 ○困難を抱える子どもからの相談窓口の設置を検討した。 (「長崎市こども相談センター」、令和6年4月設置)</p> <p>○関係各課と多様かつ複合的な子どもと子育ての問題への対策・対応について協議を行い、ヤングケアラー支援の対応及び担当課を明確化した。</p> <p>【学校教育課】 ヤングケアラーであると疑われる児童生徒を早期に把握し、必要な支援委つなぐために、「長崎市ヤングケアラー実態調査」を学期に1回、年間で計3回実施した。令和5年度は小学生17人、中学生30人のヤングケアラーを把握した。</p> <p>【福祉総務課】 市民からの福祉に関する相談・援助・情報提供や行政への協力、関係機関との連携を行う民生委員・児童委員活動を支援するため、活動助成費補助金を交付した。</p> <p>【障害福祉課】 障害者への適切な支援を行うことで、ケアを担っている家族等の負担の軽減につながった。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件は見受けられなかった。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 多機関型地域包括支援センターを設置し、子ども分野だけに限らず、高齢、障害、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題を抱える世帯の問題をワンストップで受け止め、多機関との連携により包括的な支援を行っている。 また、中学校における居場所教室を学校と共同で運営し、気になる児童の情報共有などを定期的に実施している。</p> <p>【地域保健課】 長崎市青少年問題協議会へ参加し、関係機関・民間団体等と情報交換を行った。</p>	<p>【こどもみらい課】 ○現在、こどもからの相談の手段は、来所・電話・メール・ラインがあるが、こどもが相談しやすいしきみが求められている。</p> <p>【学校教育課】 学校教育課として児童生徒の様子や変容にいち早く気づくためにも、継続的な調査は必要であると考えている。今後は、ヤングケアラー疑いとして把握した児童・生徒自身、または家族に対し、具体的な支援にどうつなげていくかなど、関係機関へと「つなぐ」役割を具体的にどうのように果たしていくかが課題である。</p> <p>【福祉総務課】 市内の欠員区域については相談体制が不十分である。</p> <p>【障害福祉課】 家族の状況を的確に把握したうえで、適切な量・種類の障害福祉サービスを提供する必要がある。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件があったとしても、把握することが難しい。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 ヤングケアラーだけでなく、世帯の中には「8050」等の課題が複合化した世帯や、「障害の疑い」等の制度の狭間にいる者を含む世帯に対する支援ニーズは依然高い状況にあり、世帯全体を捉えながら、今後も継続して取組む必要がある。</p> <p>【地域保健課】 精神障害者の中でも状態が悪化した方へ支援する多く、ヤングケアラーを早期に発見することが難しい部署であるため、関係機関との連携が必要。</p>	<p>【こどもみらい課】 ○GIGAスクール構想で配布している端末を活用して、こどもから相談しやすいしきみを検討する（相談アプリの導入等）</p> <p>【学校教育課】 関係機関との連携をより進めることにより、ヤングケアラー疑いの児童・生徒への支援を充実させていく。</p> <p>【福祉総務課】 取組を継続</p> <p>【障害福祉課】 今後も障害者への適切な支援に努め、ケアを担う家族等の負担の軽減に努める。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件を認知した場合は、速やかに課内情報共有を図りシステムに記録する。 また適切な支援につなげるため、関係機関・民間団体等とも情報共有を図る。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 令和5年度に引き続き、高齢・障害・子育て・生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題にワンストップで対応する相談窓口である「多機関型地域包括支援センター」による包括的な支援を実施する。 また、令和6年度より「重層的支援体制整備事業」を開始しているため、これまでの取組みを継続しつつ、新たに設置した支援会議も活用することにより、これまで支援が行き届かなかつた者へも包括的に支援していく。</p> <p>【地域保健課】 協議会へ参加し、連携を図るとともに、発見した場合は関係機関と連携しながら支援する。</p>	<p>こども政策課 子育てサポート課 幼稚課 こどもみらい課 学校教育課 教育研究所 自治振興課 地域保健課 福祉総務課、 高齢者すこやか支援課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室 各総合事務所 地域福祉課 生活福祉2課</p>
<p>④ 障害児への支援</p>	<p>障害児が身近な地域で適切にサービスを利用できるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援 <p>利用回数：266,430回（令和4年度251,864回）</p>	<p>放課後等デイサービス事業所は増加しているものの、重度障害児や医療的ケア児を受け入れができる事業所が少ない。</p>	<p>重度障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保に努めるなど、利用者のニーズを的確に把握し、サービス提供基盤の強化を図る。</p>	<p>障害福祉課</p>

(4)子どもの就労支援			R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
取組番号	取組区分	具体的な取組内容				
①	生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援を実施します。	・事業対象者 91名 ・学習会開催回数 235回（市内5会場、各47回開催） ・実施イベント スポーツ交流会験、市内企業紹介講座	支援勧奨の働きかけを行っても、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっておらず、支援を要する世帯に十分な支援が実施できていない。	ケースワーカーや子どもの健全育成支援員による、よりイメージしやすい形での参加勧奨や委託事業者による家庭訪問での参加勧奨を実施するとともに、教育委員会や関係機関等との連携により効果的な周知を行い、支援対象者がより積極的に支援を受けられるような働きかけを行う。	生活福祉2課
②	子どもの社会的自立の確立のための支援	「小学生まちづくりアイデアコンテスト」や「中学生議会」において、未来のまちづくりについて考える場を設け、小中学生もまちづくりの主役であるという意識を育て、長崎市版キャリア教育「長崎LOVERS育成プログラム」を推進します。	児童生徒が自らの生き方や将来の職業生活について考えを深めるため、地元長崎で活躍している職業人による職業講話や、弁護士による法教育等を実施したことにより、多くの児童生徒が様々な分野で活躍している方々の話を直接聞く機会となり、長崎の魅力を実感したり、身近な法律や社会制度に興味をもつたりすることができた。 令和5年度はのべ274名の講師を招聘し、のべ9、409名の児童生徒が講話や体験活動を経験。弁護士による法教育では、のべ66名の講師を招聘し、2506名の児童生徒が受講した。	様々な分野で活躍し、地元長崎の生活を支えている方々との出会いや交流体験等を通して、児童生徒が自らの生き方や将来の職業生活について考える機会が増えている。それにより、児童生徒が体験したいキャリア教育の場はより多様化し、できる限りその要望にこたえるために教師にも難しい対応が求められている。	体験活動等に対する児童生徒のニーズが多様化していること等を踏まえ、各学校へキャリア教育人材リストの活用を周知するとともに、弁護士による「法教育」や「中学生議会」など、児童生徒一人一人が自らの将来や長崎の未来を考え、社会的・職業的に自立する基盤を養うことができるよう、多様な人材や体験と出会う機会を増やす。長崎市版キャリア教育「長崎LOVERS育成プログラム」を見直し、「未来（ミラ）クル！」長崎プライド育成プログラムとしてさらなる充実を図り、小中高の校種別に世界遺産や史跡、食文化などに直に触れることがねらいとした「ながさきの魅力発見・発信学習」や、長崎市の中学生がいわき市を訪問する「いわき市派遣事業」を新たに設定した。	学校教育課

(5)住宅に関する支援			R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
取組番号	取組区分	具体的な取組内容				
		離職や収入減等により住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。	給付金支給人数 140人	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	生活福祉2課
		ひとり親家庭の住宅支援については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の情報提供に加え、長崎県社会福祉協議会が実施する「住宅支援資金貸付」事業の案内などを実施。	母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の情報提供に加え、長崎県社会福祉協議会が実施する「住宅支援資金貸付」事業の案内などを実施。	制度について個別にチラシを送付するなど周知を行っているが、情報が十分に行きわたっているとは言い難い。	対象者に分かりやすく伝わる周知を行う。	こども政策課
		ひとり親家庭等の市営住宅への優先的入居を実施します。	○母子・父子世帯について、市営住宅への優先入居を実施 ・母子・父子世帯：募集実績8戸（入居実績2戸）	特になし	○継続して優先入居を実施する。	建築総務課
		子育て家庭の経済的負担の軽減や、家族の支え合いによる子育てをしやすい環境をつくるため、多子世帯又は三世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得及び住宅改修費用の一部を助成します。	中古住宅の取得については10件4,000千円、住宅改修については18件6,861千円の助成を行った。	各世帯の手助けとなるよう認知をしていただくための周知・広報の満足度は64.3%であり、目標値の100%に届いていない状況である。	より分かりやすいホームページの作成や、昨年度から作成した住宅支援制度のパンフレットの設置、配布を引き続き行う。	住宅政策室

(6)児童養護施設等の措置解除後の支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①		児童養護施設等に入所していた子どもが家庭に復帰した後に子どもが安定した生活を継続できるよう、児童相談所とも連携しながら、子ども家庭総合支援拠点の専門の相談員による相談や定期的な訪問等を推進します。	児童養護施設の退所が目前にある子どもについて長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を開催し、児童相談所や地域における子どもの所属する学校等をはじめとする関係機関との間で情報共有し、それぞれ支援の役割分担をし支援をした。子ども家庭総合支援拠点においては児童相談所と連携し専門職による定期的な訪問で見守りや支援を行った。	児童養護施設退所にかかる子どもの全てにおいて児童相談所から引き継ぎがなされていない現状にある。	必要な場合は長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、積極的に児童相談所より情報提供してもらい、関係機関と連携し、適切な支援に繋げるために今後も継続して実施する。	子育てサポート課
		長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、子どもとその家庭を支援するため情報を共有し、役割を明確にする等、関係機関との連携強化を図ります。	要保護児童対策地域協議会 開催回数 代表者会議 1回 37名 実務者会議 10回 337名 個別ケース検討会議 486回	支援が必要な子どもや家庭は関係機関と連携や役割分担が重要である。	関係機関と連携し、適切な支援に繋げるため今後も継続して実施する。	

(7)支援体制の強化

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	相談体制の強化	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一的な取り組みにより、母子健康手帳交付時の面接や、妊娠婦及び乳幼児の健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、全ての子どもとその家庭及び妊娠婦の状況を把握し、併せてあいの相談に応じるなかで、支援が必要な家庭等を把握し適切な支援につなぐなど相談支援体制を強化します。	保健師等を配置し、伴走型相談支援事業等においてすべての妊娠婦や子育て家庭との面談時に、あらゆる相談への対応や必要な支援の提供を行った。 ※不安や悩みを抱える保護者や子どもが地域の身近な場所で相談し、適切なサービスを利用できるよう、利用者支援専門員が、地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者中心とした地域の中での子育て支援の連携体制構築を、市内2地区でモデル的に実施した。（子ども・子育て支援連携体制促進事業）	子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、母子保健を中心とした取り組みに加え、利用者支援専門員が、地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者中心とした地域の中での子育て支援の連携体制構築を、市内2地区でモデル的に実施した。（子ども・子育て支援連携体制促進事業）	母子保健を中心とした取り組みに加え、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等との連携体制構築をモデル的に実施する。また、令和6年4月設置の母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターに加え、及び地域子育て相談機関の設置を見据え、包括的な支援体制のもと寄り添い型の支援を行なうための本市に適した地域での相談支援のあり方を検討していく。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
		長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、学校や保育所等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な子どもとその家庭を早期に発見し、情報共有や役割分担を明確にしながら、適切な支援を行います。 【再掲】児童養護施設等の措置解除後の支援	要保護児童対策地域協議会 開催回数 代表者会議 1回 37名 実務者会議 10回 337名 個別ケース検討会議 486回	支援が必要な子どもや家庭は関係機関と連携や役割分担が重要である。	関係機関と連携し、適切な支援に繋げるため今後も継続して実施する。	
		スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題を早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもたちに対して、早期の段階で子どもたちの話を受け止め、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。 【再掲】教育の支援 地域と連携した学校指導・運営体制の充実	【教育研究所】 ・スクールソーシャルワーカー継続支援対応人数167人（小109人、中58人）に対し、426件のケースに対応した。 ・対応件数426件中342件（81%）は、問題が解決、あるいは支援中であるが好転した。 【学校教育課】 児童・生徒の自立及び社会適応能力の育成を図ることを目指し、問題行動が発生した学校や、カウンセラー派遣を希望する学校の児童・生徒、教職員及び保護者が直接専門家から指導助言を受けるため、カウンセラーを派遣する「長崎市スクールカウンセラー派遣事業」を実施した。令和5年度は年間180時間（1回3時間計60回）の内、152時間（54回）の派遣を行った。	【教育研究所】 ・スクールソーシャルワーカーの支援が必要と思われる事案であっても、家庭が拒否をし、支援を届けられない場合がある。 ・家庭が抱える問題が複雑化しており、困難な事案が増えている。 【学校教育課】 児童生徒を取り巻く問題は益々多様化・複雑化しており、児童生徒や保護者のスクールカウンセラーに対するニーズが高まる中、緊急時のスクールカウンセラー派遣が重なる場合は、予算が不足してしまう可能性がある。	【教育研究所】 ・様々な事案に対して的確に対応していくため、スクールソーシャルワーカーの資質向上や関係機関との連携の充実を図る。 【学校教育課】 「長崎県スクールカウンセラー派遣事業」などと適切に連携して、各校の要望に応えることができるようになる。	教育研究所 学校教育課

②	ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化	<p>ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した支援を行います。併せて、長崎市社会福祉協議会が行っている貸付制度についても周知を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施。 ・延相談件数：3,361件（令和4年度3,721件） ○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談者数：6,848件（令和4年度 5,690件） ○必要に応じて長崎市社会福祉協議会が実施する貸付制度を案内。 	<p>ひとり親家庭等からの相談内容は多岐に渡り、複雑なケースもあることから、対応が難しい事例がある。</p>	<p>研修等の機会を捉えて母子・父子自立支援員の相談スキル向上を図るとともに、母子・父子自立支援員と自立促進センターの連携を強化し、生活安定と自立促進を図るために、今後も継続して実施する。</p>	こども政策課
③	生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	<p>生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を活用して、ひとり親家庭が社会的につながりを持ち、地域社会から孤立しないために必要な支援を行います。</p>	<p>自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を通じて、結果的にひとり親家庭の孤立の防止に繋がっているケースもあると考えているが、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策との連携の推進を行うまでには至っていない。</p>	<p>自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を通じて、結果的にひとり親家庭の孤立の防止に繋がっているケースもあると考えているが、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策との連携の推進を行うまでには至っていない。</p>	<p>連携方法について、ひとり親家庭向けの施策担当部署とすり合わせを行う。</p>	生活福祉 2 課
④	相談職員の資質向上	<p>子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの職員のスキルアップのための研修受講など、職員の資質の向上を図ります。</p>	<p>子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応できるようになるため、長崎県児童相談所職員との人事交流や研修受講を行ったことで職員の資質向上につながり、相談体制の充実を図ることができた。</p>	<p>核家族化、地域のつながりの希薄化等により育児の孤立化や負担感が増し、さらに子どもや子育て支援に関する情報は日々変化しているため、専門職が対応するための情報整理やスキルアップが図られなければ、多くの対応を必要とする対応困難な事例に対応できない。</p>	<p>子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応できるよう、引き続き職員の研修・人事交流などによりスキルアップを図る。</p>	子育てサポート課

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1)職業生活の安定と向上のための支援					
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針
①	職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	<p>長崎市労政だよりやその他情報紙等による情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、周知啓発を行っています。</p> <p>【人権男女共同参画室】 ワーク・ライフ・バランスの推進に関する意識の醸成を図るため、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を10回実施し、187人が受講した。また、より受講者の理解度及び満足度を高めるため、パネルディスカッションの形式を取り入れた講座を開催するなどして、ワーク・ライフ・バランスに関する講座全体の理解度が81.6%から89.5%へ増加したことから、より市民に分かりやすい講座を実施することができた。</p> <p>【産業雇用政策課】 ○ホームページ「労政だより」でワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を行った。 ・計画的な年次有給休暇取得促進について周知を行った。(7, 10月号) ・女性の活躍推進に関する情報について周知を行った。(10, 1月号) ・ワーク・ライフ・バランスに関連するイベントや法令について周知を行った。(7, 1月号)</p>	<p>【人権男女共同参画室】 ワーク・ライフ・バランスに関する講座については、介護や父子を対象とした講座などは定員以上の参加者があつたものの、参加者が少ない講座もあるなど、ひと講座あたりの参加者数にばらつきがある。</p> <p>【産業雇用政策課】 ○更に、掲載内容を充実させる必要がある。</p>	<p>【人権男女共同参画室】 ワーク・ライフ・バランスに関する講座については、介護や父子を対象とした講座などは定員以上の参加者があつたものの、参加者が少ない講座もあるなど、ひと講座あたりの参加者数にばらつきがある。</p> <p>【産業雇用政策課】 ○今後も継続して市民や事業者への広報周知に努める。</p>	産業雇用政策課 人権男女共同参画室
		<p>【地元で働く魅力の発信】 ・地元就職促進プロモーション 総再生回数 X5627回再生、Instagram35,016回再生、YouTube227,012回再生 フォロワー X2,548人、Instagram1,172人、YouTube718人 ・企業紹介サイト 紹介企業数122社 サイト閲覧数114,741件（令和5年度） ・保護者向け地元就職促進セミナー 参加者：78名（会場参加21名、オンライン参加57名） 【新しい働き方の推進】 ・経営者層向け新しい働き方マインドアップセミナー 参加企業数：15社15人 ・先進事例紹介セミナー 参加企業数：46社57人 【採用活動の支援】 ・人材確保支援費補助金 交付決定企業数：18社</p>	<p>○地元で働く魅力の発信 地元企業を紹介するSNSやホームページの広報手段は整いつあるものの、小学生から大学生までの情報発信の手法等の整理が十分でないことから、各年代に応じたきめ細やかな情報発信ができるない。</p> <p>○新しい働き方の推進 「新しい働き方」について、セミナーや導入支援報告会を開催したことで、学生が魅力を感じる働き方を認識する企業は増えているものの、地元企業自らが取り組む時間の確保が困難な場合やノウハウ不足などの理由により、「新しい働き方」の導入に取り組む地元企業は少ない状況である。</p> <p>○採用活動の支援 これまで地元企業の採用活動に対して支援を行ってきたが、学生の価値観や就職活動の在り方が多様化しており、企業はこれまでの採用活動の見直しが求められる中、地元企業の多くは、人手不足やノウハウ不足などから十分な採用活動ができていない。</p>	<p>○地元で働く魅力の発信 小学生から大学生までの情報発信の手法等が整理が十分でないことから、関係機関を通じて情報収集を行い、各年代に応じたきめ細やかな情報発信を強化する。 また、動画を活用するなど、就職に影響を持つ保護者世代への取り組みを強化する。</p> <p>○新しい働き方の推進 「新しい働き方」について、地元企業自らが取り組む時間の確保が困難な場合やノウハウ不足を解消するため、伴走型で導入支援を行う。また、このような取り組み事例をセミナー等で周知していくことで、他企業のモデルとなるような好事例の創出を促進する。併せて、「新しい働き方」以外についても、課題等を分析し、就業後の離職防止や社員満足度を高められる取組みを検討する。</p> <p>○採用活動の支援 地元企業に対する採用力の強化や、企業の人手不足やノウハウ不足などの課題解決を図るため、採用活動に要する経費などの支援を引き続き実施する。また、若年者の地元就職・定着を促進する取組への支援も検討し、地元企業の採用活動支援を強化する。</p>	産業雇用政策課

(2)ひとり親に対する就労支援			R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
取組番号	取組区分	具体的な取組内容				
①	ひとり親家庭の親への就労支援	長崎県と共同で運営している長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおける就業支援及び専門家による相談、ハローワークマザーズコーナー、ながさき就職支援ルーム等との連携、母子・父子自立支援員による個々のケースに応じた自立支援計画の策定など、ひとり親家庭の就業支援を推進します。	○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談者数：6,848件（令和4年度 5,690件） ○ハローワーク、マザーズコーナーやながさき就職支援ルームとの連携 ・求人情報や各事業の情報の円滑な取得、提供 ・専門相談員の指導 ○自立支援計画の策定及びきめ細かで継続的な就労支援の実施 ・計画策定期数：33件（令和4年度 11件）	制度内容が十分に行きわたっているとは言い難い。	情報発信の充実を図るとともに、ひとり親家庭等の自立支援のため、今後も継続して実施する。	こども政策課
		介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講する者や、看護師等の資格取得のため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。	○自立支援教育訓練給付金事業 支給件数：7件 ○高等職業訓練促進給付金等事業 ・高等職業訓練促進給付金支給件数：41件 ・高等職業訓練修了支援給付金件数：17件	制度内容が十分に行きわたっているとは言い難い。	情報発信を積極的に行い、制度内容についてわかりやすく説明を行うよう心掛ける。今後も継続して事業を実施する。	
②	ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	保護者の就労の状況や疾病など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業、一時預かり事業など、子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。 【再掲】生活の安定に資するための支援 保護者の育児負担の軽減	【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 ・利用世帯：32世帯、利用回数：57回、延利用時間：143時間 (令和4年度 利用世帯：12世帯、利用回数：31回、延利用時間：72.5時間) ○障害児や医療的ケア児の支援の充実を図るため、延長保育、障害児保育等を実施している保育所等や医療的ケア児を受け入れている保育所等に対し助成を行い、受け入れ体制が一部整ったことで、子育て環境の向上につながった。 また、病児・病後児保育施設については、ピーク時には6施設あったが、閉鎖により4施設へ減少したため、保育関係団体等へ事業実施の意向調査を行った結果、新たに4つの保育施設が実施に向けて準備を進めている。	【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 昨年度に比べて利用実績は増加しているが、同一利用者がみられ、支援を必要としている対象世帯に情報が行き届いていない。 ○医療的ケア児保育支援事業を実施しているものの、専任看護師の確保が困難等の理由により、受け入れ体制が整わない事例が生じている。	【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ホームページやチラシ等により支援が必要な方への周知に努め、また、関係機関へも周知を行うことで、幅広い利用につなげる。 ○医療的ケア児に係る潜在的なニーズや令和6年度から実施する保育施設内の病児・病後児保育事業の検証を行ったうえで、必要な支援策を検討し、受け入れ体制の安定化を図る。	子育てサポート課 幼児課
		経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。 【再掲】生活の安定に資するための支援、保育等の確保	○ひとり親家庭等の低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った。さらに、長期休暇期間に係る利用料加算額も減免対象として支援した。（1,584人）	○長崎市独自の補助制度により利用料減免措置をしているが、その財源の確保が課題である。	○引き続き、低所得世帯に対する利用料の減免措置を実施する。 ○引き続き、国県に利用料減免の補助制度の創設を要望し、財源の確保を図る。	こどもみらい課

(3)ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	就労機会の確保	ハローワークや民間の就労支援機関等と連携し、困窮世帯等の状況に応じ、子育てとの両立が可能な求人情報の提供や応募書類の作成、面接演習等を実施し、就労の実現と自立を目指した支援を行います。	ハローワーク 対象者数 179人、就職者100人 就労支援員 対象者数 221人、就職者 36人 民間委託事業者 対象者数 157人、就職者 62人	就労支援対象者の能力や職歴等に応じて、多様な就労支援を行っているが、ひきこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱え、稼働能力はあるものの就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が一定数存在する。	求職活動を行っているものの就労までに課題を抱えている生活保護受給者に対する事業等への参加勧奨及びハローワークや民間委託事業者等との合同ミーティングの開催等関係機関との連携に努める。	
②	親の学び直しの支援	ハローワークと連携し、職業訓練や各種講座の案内、生活保護制度の生業扶助等の活用により、学び直しの支援を行います。	ハローワーク 対象者数 179人、就職者100人	就労支援対象者の能力や職歴等に応じて、多様な就労支援を行っているが、ひきこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱え、稼働能力はあるものの就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が一定数存在する。	求職活動を行っているものの就労までに課題を抱えている生活保護受給者に対する事業等への参加勧奨及びハローワークや民間委託事業者等との合同ミーティングの開催等関係機関との連携に努める。	生活福祉 2課
③	非正規雇用から正規雇用への転換	非正規などの不安定な雇用環境にある方が生活費や住宅費の心配をすることなく、正規雇用を目指すことができるよう金銭給付を受けながら求職活動を行うことができる職業訓練受講給付金や住居確保給付金などの制度活用を図ります。	給付金支給人数 140人 ※職業訓練受講給付金の給付人数は統計を取っていない	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	

重点施策4 経済的支援

(1)子育てに関する経済的支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
		ひとり親世帯等の18歳到達年度の末日までにある児童（障害児童は20歳未満）について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童を養育する母又は父又は養育者に児童扶養手当を支給します。	○ひとり親家庭等で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父または養育者に児童扶養手当を支給	児童扶養手当のみではひとり親世帯の家計を助けることはできなから、就労支援等他の施策連携が必要である。 年金受給開始に伴う過誤払いが増加傾向にある。	令和6年11月分からの制度見直しについて、受給者に支援が届くよう着実に実施する。 過誤払いに関しては、窓口申請時及び現況届け付時に、年金受給決定時には迅速な届出が必要な旨の案内を強化していく。	こども政策課
		中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	○中学校修了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給 (公務員は勤務先から支給)	特になし	令和6年10月分からの制度改革について、受給者に支援が届くよう着実に実施する。	
		満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を対象に、医療費の一部負担金のうち、子ども福祉医療費の自己負担限度額を差引いた額を助成します。	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差引いた額を助成 ・自己負担額：1日上限800円、1か月上限1,600円（医療機関ごと）、調剤薬局は自己負担額なし 入院：3,845件 178,016千円 通院：679,681件 1,043,447千円	高校生世代への福祉医療費助成は償還払い方式であることから、子育て家庭にとっての一時的な費用負担や申請手続きに係る負担が発生している。	市が単独で実施している小中学生への助成について、県に対して制度化を要望する。また、高校生世代の現物給付化についても併せて要望する。	
		生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の維持や自立した生活が送れるよう支援を行います。	令和6年4月時点 生活保護受給世帯 9,163世帯 生活保護受給者 11,536人 ※数値は子どもがない世帯含む全体数	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課
		日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	障害児福祉手当について、必要な相談対応等を行い、法令等に基づき手当を支給した。 対象者 233人	特になし	引き続き、重度障害児やその家族への経済的支援を行う。	障害福祉課
		令和6年度新規事業		○国が定める保育料の上限額よりも低い保育料を設定し、また、多子軽減の対象となる世帯の所得制限を緩和するなどの市独自の施策を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきたものの、子育て家庭を対象としたアンケートなどでは、子育てにお金がかかり、経済的不安を感じている人が多い。	○同一世帯から2人以上の子どもが保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び認可外保育施設を同時利用する場合の第2子の保育料を無償とする。	幼児課

(2)養育費の確保の推進

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
		長崎県と共同で運営する長崎県ひとり親家庭等自立支援センターにおいて、養育費等に関する専門家による法律相談等を実施します。	○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、養育費等に関する専門家による法律相談等を実施 ・養育費等に関する法律相談：22件	令和4年度に県が実施したひとり親家庭に関するアンケート調査によると、長崎市の母子世帯においては、養育費の取り決めをしている割合は39.5%、また、養育費を受給している割合は27.2%という低い状況にあり、養育費を確保できないことが子どもの貧困の一因となっている。	情報発信の充実を図るとともに、ひとり親家庭等の自立支援のため、今後も継続して実施する。 また、新たに養育費確保支援事業を実施し、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。	こども政策課

(3)教育費負担の軽減【再掲】 教育の支援						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	義務教育段階の就学支援の充実	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。	○対象者数 ・準要保護者数：5,863人 ・特別支援就学奨励費：649人	○年度当初の申請については、周知が図られているものの、年度途中の家計急変者や転入者への周知が不足している。	○全世帯へ情報の周知徹底と就学に必要な経費の精査を行うとともに、年度途中でも申請ができるように周知を進める。	教育委員会総務課
		公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。	○対象者数 ・小中学校遠距離通学費：1,227人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	
②	高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減	高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。	○対象者数 ・離島高校生就学支援費：2人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	教育委員会総務課
		経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。	○対象者数 ・高校生等入学給付金：261人	○家計急変者や転入者への周知が不足している。	○対象となりうる世帯へ情報の周知徹底を図る。	
		経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学生金の貸与を行います。	貸与人数：3名（継続1名 新規2名） 貸与額：10,000円×3名×12月＝360,000円	授業料に充てるための就学支援金制度に加え、非課税世帯を対象とし、授業料以外の教育費負担を軽減するため、年額として一定額を支給する奨学給付金制度が平成26年度から創設されたため、貸与者数・貸与額が年々減少している。	支援を必要としている人に情報が届くよう、奨学生募集の周知を徹底・強化していく。	
③	生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減	経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。	総件数 357件 扶助費総計 55,568,269円	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課
④	ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減	母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行います。	○貸付件数：6件、貸付金額：2,616千円 (内訳：修学資金：5件 2,016千円、技能習得資金：1件 600千円)	制度内容が十分に行きわたっているとは言い難い。	情報発信の充実を図るとともに、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、今後も継続して実施する。	こども政策課

重点施策 1 【教育の支援】

【教育の支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	R4 年度計画 策定時の直近値①	R5 年度実績 ②	前回との差 ②-①	目標値
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	98.0% (R3 年度)	91.4%	▲6.6% ↘	98.0%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	1.4% (R3 年度)	3.1%	1.7% ↗	1.4%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	26.9% (R3 年度)	32.1%	5.2% ↗	36.0%
4	ひとり親家庭の子どもの入園希望に対する就園率（保育所・幼稚園等）	100% (R3 年度)	100%	—	100%
5	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後	96.8% (R2 年度)	98.0%※ (R4 年度)	1.2% ↗
6		高等学校卒業後	55.3% (R2 年度)	50.7%※ (R4 年度)	▲4.6% ↘
7	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校 の割合	小学校	100%	100%	100%
8		中学校	100%	100%	100%
9	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布)	実施	継続	—	継続
10	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	継続	継続	継続
11		中学校	継続	継続	継続

(No.1～3) 長崎市生活福祉2課調べ

(No.4) 長崎市幼児課調べ

(No.5～6) 長崎県児童扶養手当受給者アンケート長崎市分

(No.7～8) 長崎市教育研究所調べ

(No.9～11) 長崎市教育委員会総務課調べ

※ (No.5～6) の実績については、長崎県が隔年で実施しているアンケートから引用しているため、直近の実績が令和4年度となる。

重点施策2 【生活の安定に資するための支援】

【生活の安定に資するための支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	R4 年度計画 策定時の直近値	目標値
1	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯 13.3% (R3 年度)	13.0%
2		子どもがある全世帯 7.5% (R3 年度)	7.0%
3	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯 食料 28.4% 衣服 35.8% (R3 年度)	食料 28.0% 衣服 35.0%
4		子どもがある全世帯 食料 16.2% 衣服 20.8% (R3 年度)	食料 16.0% 衣服 20.0%
5	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯 相談 8.7% お金 25.9% (R3 年度)	相談 8.0% お金 25.0%
6		貧困線を下回る世帯 相談 8.8% お金 24.3% (R3 年度)	相談 7.2% お金 20.4%

出典：長崎市子どもの生活に関する実態調査 ※令和5年度は調査未実施

重点施策3 【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	R4 年度計画 策定時の直近値 ①	R4 年度実績 ②	前回との差 ②-①	目標値
1	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 90.3% (R2 年度)	88.9%※	▲1.4% ↘	91.0%
2		父子世帯 87.2% (R2 年度)	94.6%※	7.4% ↗	88.1%
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 50.5% (R2 年度)	52.2%※	1.7% ↗	51.0%
4		父子世帯 67.9% (R2 年度)	67.6%※	▲0.3% ↘	69.4%

出典：長崎県児童扶養手当受給者アンケート 長崎市分

※実績については、長崎県が隔年で実施しているアンケートから引用しているため、直近の実績が令和 4 年度となる。

重点施策4【経済的支援】

【経済的支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	R4 年度計画 策定時の直近値 ①	R5 年度実績 ②	前回との差 ②-①	目標値
1	子どもの貧困率	10.8% (R3 年度)	—	—	10.0%
2	ひとり親世帯の貧困率	36.2% (R3 年度)	—	—	36.0%
3	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている 割合	母子世帯	39.4% (R2 年度)	40.0%※ (R4 年度)	0.6%↗
4		父子世帯	13.3% (R2 年度)	18.6%※ (R4 年度)	5.3%↗
5	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯	75.4% (R2 年度)	70.9%※ (R4 年度)	▲4.5%↖
6		父子世帯	95.0% (R2 年度)	94.1%※ (R4 年度)	▲0.9%↖

出典（No.1～2）長崎市子どもの生活に関する実態調査 ※令和5年度は調査未実施

出典（No.3～6）長崎県児童扶養手当受給者アンケート

※（No.3～6）の実績については、長崎県が隔年で実施しているアンケートから引用しているため、直近の実績が令和4年度となる。

特定教育・保育施設・幼稚園等及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保策

目次

1 特定教育・保育施設・幼稚園等の適正な量の見込み及び確保策	1	⑬地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	36
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策		⑭子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	38
①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	5	⑮子育て短期支援事業（ショートステイ）	41
②妊婦等包括相談支援事業	16	⑯親子関係形成支援事業	42
③妊産婦健康診査事業	17	3 推計人口と実績人口の比較	43
④産後ケア事業	18		
⑤乳児家庭全戸訪問事業	19		
⑥養育支援訪問事業	20		
⑦子育て世帯訪問支援事業	21		
⑧利用者支援事業	22		
⑨延長保育事業	24		
⑩-1 一時預かり事業（幼稚園型）	27		
⑩-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）	30		
⑪病児・病後児保育事業	34		
⑫乳児等通園支援事業	35		

1 特定教育・保育施設・幼稚園等の適正な量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(1)教育・保育施設等の適正な量の確保

量の見込みの考え方	【保育】	算出式	区域別・年齢別の推計人口 × 保育利用率で算出	提供区域	16区域
		保育利用率	提供区域ごとに実績から算出した保育利用率を令和7年度の保育利用率として設定		
	年度間増減	令和7年度から令和12年度まで減少していくものとして算出			
	【教育】	幼稚園の利用率の実績を基に、令和7年度から令和12年度まで平均的に低下していくものとして量の見込みを算出			
確保策の考え方	○ 確保策は、定員見直し等による定員増、幼稚園の認定こども園への移行など、既存施設の活用を基本とする。 ○ 保育の量が不足する区域は、隣接区域等で確保する。 ○ 年度途中の保育需要の増加には、弹力的に対応する。				
課題	年度当初においては保育所待機児童の解消に至ったが、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、希望する地域や施設に偏り等があることから、年度末に向けて待機児童が発生している状況にある。				
今後の取組方針	今後の保育の量の見込みや保護者のニーズを見極めながら、保育の適正な量の確保に努める。				

量の見込みと確保策（長崎市全体）

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			
			0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	
計画値	a 量の見込み（推計ニーズ）	2,135	5,050	325	1,405	1,571	2,023	4,807	304	1,365	1,444	1,928	4,551	284	1,276	1,399	1,806	4,234	266	1,193	1,314	1,699	3,985	244	1,109	1,226	1,606	3,773	224	1,024	1,142					
	b 確保策	3,268	5,737	1,109	1,572	1,826	3,280	5,588	1,094	1,548	1,802	3,280	5,518	1,081	1,537	1,789	3,280	5,450	1,068	1,526	1,776	3,280	5,385	1,056	1,517	1,764	3,280	5,323	1,044	1,509	1,753					
	特定教育・保育施設	2,792	5,728	1,106	1,569	1,823	2,804	5,579	1,091	1,545	1,799	2,804	5,509	1,078	1,534	1,786	2,804	5,441	1,065	1,523	1,773	2,804	5,376	1,053	1,514	1,761	2,804	5,314	1,041	1,506	1,750					
	内訳	476					476				476					476				476				476				476								
	その他	0	9	3	3	3	0	9	3	3	0	9	3	3	3	0	9	3	3	0	9	3	3	0	9	3	3	0	9	3	3					
	確保策と見込みの差（b-a）	1,133	687	784	167	255	1,257	781	790	183	358	1,352	967	797	261	390	1,474	1,216	802	333	462	1,581	1,400	812	408	538	1,674	1,550	820	485	611					

量の見込みと確保策（提供区域別）

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			
			0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	
計画値	a 量の見込み（推計ニーズ）	264	686	46	195	230	260	674	43	189	196	244	632	41	178	190	225	584	38	166	180	207	538	35	155	167	196	509	32	142	156					
	b 確保策	340	750	144	218	243	340	746	142	220	245	340	742	140	222	247	340	738	138	224	249	340	734	136	226	251	340	730	134	228	253					
	特定教育・保育施設	340	750	144	218	243	340	746	142	220	245	340	742	140	222	247	340	738	138	224	249	340	734	136	226	251	340	730	134	228	253					
	内訳	0					0				0					0				0				0				0				0				
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	確保策と見込みの差（b-a）	76	64	98	23	13	80	72	99	31	49	96	110	99	44	57	115	154	100	58	69	133	196	101	71	84	144	221	102	86	97					

②桜馬場・片淵・長崎

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			1号		3号			
			0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	1号	2号	0歳	1歳	2歳	
計画値	a 量の見込み（推計ニーズ）	246	583	42	177	183	243	576	39	174	186	237	561	36	162	183	220	523	34	151	171	216	513	31	141	160	206	487	29	130	149					
	b 確保策	325	758	129	195	218	325	756	127	194	217	325	754	125	193	216	325	752	123	192	215	325	750	121	191	214	325	748	119	190	213					
	特定教育・保育施設	325	758	129	195	218	325	756	127	194	217	325	754	125	193	216	325	752	123	192	215	325	750	121	191	214	325	748	119	190	213					
	内訳	0					0				0		0			0		0			0		0			0		0		0		0		0		
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	確保策と見込みの差（b-a）	79	175	87	18	35	82	180	88	20	31	88	193	89	31	33	105	229	89	41	44	109	237	90	50	54	119	261	90	60	64					

③小島・大浦・梅香崎

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度					
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	a 量の見込み（推計ニーズ）	145	377	23	96	111	132	344	22	93	96	123	320	20	87	92	109	285	19	81	86	101	262	17	75	81	95	248	16	70
b 確保策	145	469	81	121	134	157	385	80	111	124	157	378	80	111	124	157	371	80	111	124	157	364	80	111	124	157	357	80	111	124
内訳	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行) その他	0	0	121	134	157	385	80	111	124	157	378	80	111	124	157	371	80	111	124	157	364	80	111	124	157	357	80	111	124
確保策と見込の差 (b-a)	0	92	58	25	23	25	41	58	18	28	34	58	60	24	32	48	86	61	30	38	56	102	63	36	43	62	109	64	41	49

④日吉・茂木・南

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号						
	a 量の見込み（推計ニーズ）	0	44	2	11	16	0	46	2	11	11	0	39	2	10	12	0	36	2	10	11	0	31	2	9	11	0	30	1	8	10					
b 確保策	0	62	9	18	21	0	57	9	17	19	0	52	9	16	18	0	47	9	15	17	0	43	9	14	16	0	39	9	13	15						
内訳	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行) その他	0	62	9	18	21	0	57	9	17	19	0	52	9	16	18	0	47	9	15	17	0	43	9	14	16	0	39	9	13	15					
確保策と見込の差 (b-a)	0	18	7	7	5	0	11	7	6	8	0	13	7	6	6	0	11	7	5	6	0	12	7	5	5	0	9	8	5	5						

⑤戸町・小ヶ倉・土井首

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号						
	a 量の見込み（推計ニーズ）	94	424	27	107	119	85	383	25	107	109	79	355	24	99	107	69	312	22	93	100	65	293	21	85	92	62	279	19	80	86					
b 確保策	150	492	108	140	161	150	491	106	138	160	150	490	104	137	158	150	489	102	136	156	150	488	100	135	154	150	487	98	134	152						
内訳	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行) その他	0	492	108	140	161	150	491	106	138	160	150	490	104	137	158	150	489	102	136	156	150	488	100	135	154	150	487	98	134	152					
確保策と見込の差 (b-a)	56	68	81	33	42	65	108	81	31	51	71	135	80	38	51	81	177	80	43	56	85	195	79	50	62	88	208	79	54	66						

⑥深堀・香焼・伊王島・高島

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号						
	a 量の見込み（推計ニーズ）	109	117	5	22	35	99	107	5	19	22	86	92	4	18	21	73	79	4	17	20	60	65	3	16	18	55	59	3	15	17					
b 確保策	420	117	17	30	52	420	111	17	31	53	420	106	17	32	54	420	101	17	33	55	420	96	17	34	56	420	91	17	35	57						
内訳	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行) その他	240	108	14	27	49	180	102	14	28	50	180	97	14	29	51	180	92	14	30	52	180	87	14	31	53	180	82	14	32	54					
確保策と見込の差 (b-a)	311	0	12	8	17	321	4	12	12	31	334	14	13	14	33	347	22	13	16	35	360	31	14	18	38	365	32	14	20	40						

⑦三和・野母崎

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号						
	a 量の見込み（推計ニーズ）	41	145	7	30	42	42	149	6	31	35	37	129	6	29	35	34	118	6	27	34	31	110	5	25	31	30	106	5	23	29					
b 確保策	53	177	33	48	54	53	168																													

⑧江平・山里

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号			1号			3号			1号			3号			1号			3号			1号			3号						
				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳						
計画値	a 量の見込み (推計ニーズ)	100	420	30	128	130	93	390	28	123	128	89	372	26	114	122	84	350	24	107	115	80	335	22	100	107	75	316	20	92	100					
	b 確保策	112	502	87	131	146	112	498	88	131	146	112	494	89	131	146	112	490	90	131	146	112	486	91	131	146	112	482	92	131	146					
	特定教育・保育施設	112	502	87	131	146	112	498	88	131	146	112	494	89	131	146	112	490	90	131	146	112	486	91	131	146	112	482	92	131	146					
	内訳	幼稚園 (新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	確保策と見込の差 (b-a)	12	82	57	3	16	19	108	60	8	18	23	122	63	17	24	28	140	66	24	31	32	151	69	31	39	37	166	72	39	46					

⑨西浦上・三川

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			
				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳						
計画値	a 量の見込み (推計ニーズ)	320	391	27	124	128	298	364	25	120	122	305	372	23	114	118	299	365	22	104	111	283	345	20	98	102	267	326	19	90	96					
	b 確保策	616	479	108	136	152	616	478	107	135	150	616	477	106	134	149	616	476	105	133	148	616	475	104	132	147	616	474	103	131	146					
	特定教育・保育施設	380	479	108	136	152	380	478	107	135	150	380	477	106	134	149	380	476	105	133	148	380	475	104	132	147	380	474	103	131	146					
	内訳	幼稚園 (新制度未移行)	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	確保策と見込の差 (b-a)	296	88	81	12	24	318	114	82	15	28	311	105	83	20	31	317	111	83	29	37	333	130	84	34	45	349	148	84	41	50					

⑩淵・緑が丘

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			
				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳						
計画値	a 量の見込み (推計ニーズ)	240	460	27	127	132	222	424	25	123	127	207	397	24	116	122	187	357	22	109	115	179	342	21	101	108	169	324	19	93	100					
	b 確保策	289	454	97	135	150	289	448	94	134	150	289	442	91	134	150	289	436	88	134	150	289	431	86	134	150	289	426	84	134	150					
	特定教育・保育施設	289	454	97	135	150	289	448	94	134	150	289	442	91	134	150	289	436	88	134	150	289	431	86	134	150	289	426	84	134	150					
	内訳	幼稚園 (新制度未移行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	確保策と見込の差 (b-a)	49	▲6	70	8	18	67	24	69	11	23	82	45	67	18	28	102	79	66	25	35	110	89	65	33	42	120	102	65	41	50					

⑪岩屋・滑石・横尾

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			
				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳						
計画値	a 量の見込み (推計ニーズ)	356	479	30	142	162	336	453	28	138	151	322	434	26	128	145	318	429	24	120	136	300	404	23	112	127	2									

⑬小江原・式見

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度						
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号							
		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳					
計画値	a 量の見込み（推計ニーズ）	31	114	7	37	26	29	108	7	35	37	27	101	6	31	35	27	100	6	30	31	28	105	5	28	30	27	98	5	25	29						
	b 確保策	45	145	29	41	45	45	144	28	40	44	45	143	27	39	43	45	142	26	38	42	45	141	25	37	41	45	140	24	36	40						
	内訳	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	45	145	29	41	45	45	144	28	40	44	45	143	27	39	43	45	142	26	38	42	45	141	25	37	41	45	140	24	36	40					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保策と見込の差 (b-a)	14	31	22	4	19	16	36	21	5	7	18	42	21	8	8	18	42	20	8	11	17	36	20	9	11	18	42	19	11	11	11	11	11	11		

⑭三重

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度						
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号							
		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳					
計画値	a 量の見込み（推計ニーズ）	53	338	22	85	113	52	330	21	82	94	49	310	20	78	90	45	285	18	73	86	41	259	16	67	81	39	247	15	63	74						
	b 確保策	70	342	80	94	104	70	330	78	90	100	70	318	76	87	96	70	307	74	84	92	70	296	72	81	89	70	286	70	78	86						
	内訳	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	70	342	80	94	104	70	330	78	90	100	70	318	76	87	96	70	307	74	84	92	70	296	72	81	89	70	286	70	78	86					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保策と見込の差 (b-a)	17	4	58	9	▲9	18	0	57	8	6	21	8	56	9	6	25	22	56	11	6	29	37	56	14	8	31	39	55	15	12	12	12	12	12	12	

⑮外海・池島

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度						
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号							
		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳					
計画値	a 量の見込み（推計ニーズ）	0	17	1	5	5	0	12	1	4	5	0	15	1	4	5	0	12	1	3	5	0	11	1	3	3	0	9	0	3	3						
	b 確保策	0	36	3	5	6	0	32	2	4	5	0	28	2	3	4	0	25	2	2	3	0	22	2	2	2	0	20	2	2	2						
	内訳	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	0	36	3	5	6	0	32	2	4	5	0	28	2	3	4	0	25	2	2	3	0	22	2	2	2	0	20	2	2	2					
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保策と見込の差 (b-a)	0	19	2	0	1	0	20	1	0	0	0	13	1	▲1	▲1	0	13	1	▲1	▲2	0	11	1	▲1	▲1	0	11	2	▲1	▲1	0	0	0	0	0	0

⑯琴海

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						令和12年度					
	認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号						
		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳				
計画値	a 量の見込み（推計ニーズ）	25	195	14	48	58	25	195	13	47	51	24	191	12	44	50	23	180	12	42	47	21	168	11	39	45	20	160	10	36	42					
	b 確保策	45	210	40	57	63	45	208	40	57	63	45	206	40	57	63	45	204	40	57	63	45	202	40	57	63	45	200	40	57	63					
	内訳	特定教育・保育施設 幼稚園 (新制度未移行)	45	210	40	57	63	45	208	40	57	63	45	206	40	57	63	45	204	40	57	63	45	202	40	57	63	45	2							

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策1】 こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

個別施策：(2)こどもが遊び・学び・過ごす場の充実

事業名	①放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	提供区域	小学校区
概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。		
量の見込みの考え方	放課後児童クラブに登録している児童数（実人員）及び小学生全体に占める登録率は、平成22年度以降増加傾向であり、今後も増加傾向が継続することが見込まれる。そのため、ニーズ調査に基づき算出した令和6年度の量の見込みに向けて、令和2年度から平均的に増加するものとして利用児童数を算出。		
確保策の考え方	放課後児童クラブの設置（新設・移転・拡大）については、事業者において整備し、それに係る経費を補助することとする。ただし、学校の余裕教室等が確保できる場合は活用可能とする。 量の見込みが少ない5小学校区については、放課後子ども教室の実施や近隣の放課後児童クラブの利用により、放課後等の安全安心な居場所が確保されているため、放課後児童クラブは設置しないこととする。		
課題	・放課後児童クラブについて、事業者は、保育士・社会福祉士等の資格を有する支援員および補助員の確保に苦慮している。		
今後の取組方針	・放課後児童クラブ職員に対する処遇改善により支援員および補助員の継続的な雇用につなげる。 ・放課後児童クラブに対する研修支援によりさらなる質の向上を図る。 ・経済的負担が理由で放課後児童クラブが利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を継続実施する。 ・児童数の増加や学校改築等により新たな施設整備が必要となる場合は、放課後児童クラブの事業者による施設整備に対し補助を行う。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	6,777	6,645	6,455	6,364	6,238	6,029
	1年生	1,607	1,575	1,530	1,508	1,478	1,430
	2年生	1,491	1,462	1,420	1,400	1,372	1,326
	3年生	1,267	1,243	1,207	1,190	1,167	1,127
	4年生	1,084	1,063	1,033	1,018	998	965
	5年生	813	797	775	764	749	723
	6年生	515	505	490	484	474	458
	b 確保策	8,735	8,850	8,850	8,850	8,850	8,850
	b - a	1,958	2,205	2,395	2,486	2,612	2,821

提供区域別

【1 上長崎小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	118	115	111	111	108	107
	②確保策	171	171	171	171	171	171
	② - ①	53	56	60	60	63	64

【2 桜町小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	169	163	163	172	168	171
	②確保策	197	197	197	197	197	197
	② - ①	28	34	34	25	29	26

【3 西坂小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	56	59	59	53	52	54
	②確保策	41	60	60	60	60	60
	② - ①	▲15	1	1	7	8	6

【4 伊良林小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	156	157	160	169	178	174
	②確保策	184	184	184	184	184	184
	② - ①	28	27	24	15	6	10

【5 諏訪小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	187	183	182	189	189	182
	②確保策	183	183	183	183	183	183
	② - ①	▲4	0	1	▲6	▲6	1

【6 小島小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	109	116	118	119	113	107
	②確保策	96	120	120	120	120	120
	② - ①	▲13	4	2	1	7	13

【7 愛宕小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	70	76	73	73	72	75
	②確保策	67	80	80	80	80	80
	② - ①	▲3	4	7	7	8	5

【8 大浦小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	151	145	147	132	134	131
	②確保策	192	192	192	192	192	192
	② - ①	41	47	45	60	58	61

【9 仁田佐古（仁田）小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	75	68	67	69	66	64
	②確保策	96	96	96	96	96	96
	② - ①	21	28	29	27	30	32

【10 矢上小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	128	128	132	126	126	123
	②確保策	190	190	190	190	190	190
	② - ①	62	62	58	64	64	67

【11 古賀小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	155	158	163	164	176	190
	②確保策	117	190	190	190	190	190
	② - ①	▲38	32	27	26	14	0

【1 2 戸石小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	152	148	144	152	156	146
	②確保策	206	206	206	206	206	206
	② - ①	54	58	62	54	50	60

【1 3 橋小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	200	199	183	170	174	156
	②確保策	247	247	247	247	247	247
	② - ①	47	48	64	77	73	91

【1 4 日見小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	104	95	83	79	80	75
	②確保策	127	127	127	127	127	127
	② - ①	23	32	44	48	47	52

【1 5 高城台小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	166	164	149	168	160	151
	②確保策	213	213	213	213	213	213
	② - ①	47	49	64	45	53	62

【1 6 稲佐小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	137	133	127	121	109	91
	②確保策	134	134	134	134	134	134
	② - ①	▲3	1	7	13	25	43

【1 7 城山小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	219	233	233	243	243	250
	②確保策	265	265	265	265	265	265
	② - ①	46	32	32	22	22	15

【1 8 飽浦小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	20	20	17	17	17	15
	②確保策	65	65	65	65	65	65
	② - ①	45	45	48	48	48	50

【19 朝日小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	22	20	20	20	19	21
	②確保策	54	54	54	54	54	54
	② - ①	32	34	34	34	35	33

【20 小槻小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	199	193	190	178	175	172
	②確保策	213	213	213	213	213	213
	② - ①	14	20	23	35	38	41

【21 福田小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	129	124	117	121	118	105
	②確保策	173	173	173	173	173	173
	② - ①	44	49	56	52	55	68

【22 手熊小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	28					
	②確保策	38					
	② - ①	10					

学校統廃合

【23 小江原小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	55	53	54	51	49	48
	②確保策	107	107	107	107	107	107
	② - ①	52	54	53	56	58	59

【24 桜が丘小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	80	72	63	56	52	47
	②確保策	104	104	104	104	104	104
	② - ①	24	32	41	48	52	57

【25 式見小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	5	4	4	3	3	4
	②確保策	20	20	20	20	20	20
	② - ①	15	16	16	17	17	16

【26 外海黒崎小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	21	21	18	17	16	16
	②確保策	43	43	43	43	43	43
	② - ①	22	22	25	26	27	27

【27 神浦小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	7	7	6	7	6	7
	②確保策	32	32	32	32	32	32
	② - ①	25	25	26	25	26	25

【28 池島小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み						
	②確保策						
	② - ①			未設置			0

【29 村松小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	103	105	105	114	121	122
	②確保策	107	107	107	107	107	107
	② - ①	4	2	2	▲7	▲14	▲15

【30 長浦小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	86	79	91	87	85	75
	②確保策	98	98	98	98	98	98
	② - ①	12	19	7	11	13	23

【31 形上小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	75	69	62	56	48	46
	②確保策	66	66	66	66	66	66
	② - ①	▲9	▲3	4	10	18	20

【32 茂木小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	60	55	56	56	59	56
	②確保策	104	104	104	104	104	104
	② - ①	44	49	48	48	45	48

【3 3 日吉小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み						
	②確保策						
	② - ①			未設置			0

【3 4 戸町小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	329	319	296	291	267	241
	②確保策	410	410	410	410	410	410
	② - ①	81	91	114	119	143	169

【3 5 小ヶ倉小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	51	52	48	48	48	55
	②確保策	54	54	54	54	54	54
	② - ①	3	2	6	6	6	▲1

【3 6 南長崎小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	147	151	154	149	150	145
	②確保策	180	180	180	180	180	180
	② - ①	33	29	26	31	30	35

【3 7 土井首小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	63	62	60	57	53	52
	②確保策	102	102	102	102	102	102
	② - ①	39	40	42	45	49	50

【3 8 南陽小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	113	108	102	90	84	73
	②確保策	197	197	197	197	197	197
	② - ①	84	89	95	107	113	124

【3 9 深堀小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	95	94	94	90	83	75
	②確保策	71	95	95	95	95	95
	② - ①	▲24	1	1	5	12	20

【4 0 香焼小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	38	36	30	27	28	23
	②確保策	58	58	58	58	58	58
	② - ①	20	22	28	31	30	35

【4 1 蚊焼小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	37	38	37	40	40	40
	②確保策	43	43	43	43	43	43
	② - ①	6	5	6	3	3	3

【4 2 為石小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	48	46	49	48	35	35
	②確保策	53	53	53	53	53	53
	② - ①	5	7	4	5	18	18

【4 3 晴海台小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	58	52	48	43	43	42
	②確保策	96	96	96	96	96	96
	② - ①	38	44	48	53	53	54

【4 4 川原小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み						
	②確保策						
	② - ①						0

未設置

【4 5 野母崎小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	40	39	40	38	38	36
	②確保策	50	50	50	50	50	50
	② - ①	10	11	10	12	12	14

【4 6 伊王島小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み						
	②確保策						
	② - ①			未設置			0

【4 7 高島小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み						
	②確保策				未設置		
	② - ①						0

【4 8 西浦上小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	325	308	292	274	258	259
	②確保策	388	388	388	388	388	388
	② - ①	63	80	96	114	130	129

【4 9 女の都小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	89	101	104	104	110	106
	②確保策	223	223	223	223	223	223
	② - ①	134	122	119	119	113	117

【5 0 三原小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	75	72	68	72	71	70
	②確保策	80	80	80	80	80	80
	② - ①	5	8	12	8	9	10

【5 1 西山台小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	78	81	73	72	70	73
	②確保策	123	123	123	123	123	123
	② - ①	45	42	50	51	53	50

【5 2 高尾小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	219	217	214	219	229	228
	②確保策	257	257	257	257	257	257
	② - ①	38	40	43	38	28	29

【5 3 山里小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	238	234	230	223	215	204
	②確保策	302	302	302	302	302	302
	② - ①	64	68	72	79	87	98

【5 4 坂本小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	40	43	40	39	41	40
	②確保策	87	87	87	87	87	87
	② - ①	47	44	47	48	46	47

【5 5 錢座小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	49	45	41	43	38	39
	②確保策	56	56	56	56	56	56
	② - ①	7	11	15	13	18	17

【5 6 西城山小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	182	173	172	171	163	143
	②確保策	208	208	208	208	208	208
	② - ①	26	35	36	37	45	65

【5 7 西町小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	119	120	114	113	113	106
	②確保策	154	154	154	154	154	154
	② - ①	35	34	40	41	41	48

【5 8 西北小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	222	216	215	206	202	196
	②確保策	242	242	242	242	242	242
	② - ①	20	26	27	36	40	46

【5 9 虹が丘小学校区】

(単位：人（利用児童数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	30	33	33	32	38	37
	②確保策	44	44	44	44	44	44
	② - ①	14	11	11	12	6	7

【6 0 滑石小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	118	119	117	112	106	100
	②確保策	125	125	125	125	125	125
	② - ①	7	6	8	13	19	25

【6 1 大園小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	107	101	87	85	76	73
	②確保策	205	205	205	205	205	205
	② - ①	98	104	118	120	129	132

【6 2 北陽小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	202	194	188	184	175	185
	②確保策	273	273	273	273	273	273
	② - ①	71	79	85	89	98	88

【6 3 横尾小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	108	111	105	101	94	90
	②確保策	102	102	102	102	102	102
	② - ①	▲6	▲9	▲3	1	8	12

【6 4 三重小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	62	60	52	44	45	41
	②確保策	80	80	80	80	80	80
	② - ①	18	20	28	36	35	39

【6 5 故刈小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	135	126	112	103	98	89
	②確保策	371	371	371	371	371	371
	② - ①	236	245	259	268	273	282

【6 6 鳴見台小学校区】

(単位：人（利用児童数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	①量の見込み	118	132	143	153	155	152
	②確保策	151	151	151	151	151	151
	② - ①	33	19	8	▲2	▲4	▲1

※この計画は、居住地の小学校区内の放課後児童健全育成事業所を利用すること前提に作成している。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策：(2)妊娠・出産の支援

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(6)子育てに関する精神的負担の軽減

事業名	②妊婦等包括相談支援事業	提供区域	市全域
概要	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援を実施し、妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせて総合的な支援を行う。		
量の見込みの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠届出見込数に、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数3回（①妊娠期②妊娠8か月時③出生後）を乗じて算出。 ○量の見込み（回数） = 【A】対象者数 × 【B】3回 <p>【A】：各年度の妊娠届出見込数 【B】：妊娠期、妊娠8ヶ月、出生後の3回</p>		
確保策の考え方	こども家庭センターの専門職が、母子健康手帳交付時の全ての妊婦との面談、妊娠8か月頃のアンケートに基づく面談、乳児家庭全戸訪問事業による出生後面談において妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなぐ体制を整える。		
課題	○3回の面談は、各担当者が実施しており、必ずしも同じ担当者ではない。また、出生後面談は連続性のある切れ目のない支援ができるか等の訪問のあり方の検証が不十分である。		
今後の取組方針	○母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、子育て家庭に寄り添った伴走型の相談支援を実施するとともに、関係機関と連携しながら誰一人見逃さない仕組みを検討する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：回数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	5,727	5,559	5,232	4,938	4,647	4,479
	b 確保数	5,727	5,559	5,232	4,938	4,647	4,479
	実施体制	○保健師等専門職の配置					

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策：(2)妊娠・出産の支援

事業名	③妊産婦健康診査事業	提供区域	市全域
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（14回）と、産後うつ予防などのため産婦健康診査（最大2回）を実施する。 ○多胎妊婦に対しては14回の定期健康診査に加え、最大5回の健診追加助成を実施する。 ○低所得妊婦に対しては、初回産科受診料の助成（1回）を実施する。 		
量の見込みの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○国の示す算定方法で算出。 ○量の見込み（回数） = 【A】各年度0歳児推計人口 × 【B】13回（妊婦健診平均受診回数） 		
確保策の考え方	<p>適切な時期の妊婦健康診査受診を促進するために、早期母子健康手帳取得の周知啓発や、継続して定期受診ができるよう関係機関と連携して必要な支援を行う。また、産婦健康診査については、引き続き受診勧奨しながら支援が必要と把握した産婦を適切な支援につなぐ。</p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○異常が発見された妊婦に対しては、早期に治療につなぐため、医療機関と連携を図り支援することが必要である。 ○母子健康手帳の早期取得及び適切な妊婦健診について啓発が必要である。 		
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦等包括相談支援の全数面接において妊産婦健診の受診を促進し、必要な支援が適切に行えるように医療機関等との連携強化を図る。 ○安心して妊婦期を過ごし、出産を迎えるよう母子の健康管理を図る。 		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延受診回数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	26,221	24,583	22,984	21,333	19,708	18,083
	b 確保数	26,221	24,583	22,984	21,333	19,708	18,083
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や助産院への委託 ○委託契約を締結していない医療機関等での受診に対する公費負担 					

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策：(2)妊娠・出産の支援

事業名	④産後ケア事業	提供区域	市全域
概要	産婦の心身の負担や子育てに対する不安の軽減を目的に、産科医療機関等において、宿泊（ショートステイ）・日帰り（デイケア）・訪問（アウトリーチ）による心身のケアや育児支援を行う。		
量の見込みの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○国が示す算出方法による算定結果に、事業内容の見直しに伴う増加を加味して算定。 ○量の見込み（人日） $= [A]\text{推計産婦数(人)} \times [B]\text{利用割合\%} \times [C]\text{年間利用日数(日)} + [D]\text{増加分}$ <p>[A]：人口推計結果のうち（n-1）年度の0歳児人口 [B]：R6下半期の見込利用割合（宿泊10.3%、日帰り21.1%、訪問11.9%で固定） [C]：R5実績値（宿泊2.4日、日帰り1.8日、訪問2.0日で固定） [D]：事業内容の見直しに伴う増加分（200日/年で固定）</p>		
確保策の考え方	産科医療機関や助産院での産後ケアの実施状況の把握や情報共有を行い、産後ケアを希望する産婦が利用につながるよう、受け入れ体制を整える。		
課題	○産後ケアを必要とする全ての産婦が利用可能になったことや、一般世帯への減免支援の実施等により利用者の増加が見込まれることから、実施施設の受け入れが困難となる可能性がある。		
今後の取組方針	○これまでに事業の見直しを行った内容の評価を行うとともに、引き続き利用者のニーズや実施施設の状況を把握し、産科医療機関等と連携しながらより利用しやすい環境を整えるための事業のあり方について検討していく。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：訪問件数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1,836	1,716	1,593	1,472	1,351	1,280
	b 確保数	1,836	1,716	1,593	1,472	1,351	1,280
	実施体制	○産科医療機関や県助産師会への委託					

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策：(2)妊娠・出産の支援

【基本施策5】 こどもの心と命を守るための取組み

個別施策：(2)虐待等の早期発見・早期対応への支援体制の充実

事業名	⑤乳児家庭全戸訪問事業	提供区域	市全域
概要	家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るために、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、子育てに関する情報提供や、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなぐ。		
量の見込みの考え方	<p>○量の見込み（件数） = 【A】各年度の0歳児推計人口 × 【B】訪問割合 【B】：訪問対象者のうち里帰り等で訪問できなかった対象者（平均3.5%）を除く訪問割合 96.5%</p>		
確保策の考え方	全家庭を対象とした事業であるため、事業について対象家庭への事前周知と理解を十分に図るなど、保健師・助産師が実施しやすい仕組みを整え、他の関係機関と連携して子育て家庭の状況把握を行い、必要な支援につなぐ。		
課題	○継続した支援が必要な場合に、委託助産師と地区担当保健師間での情報共有が難しい場合がある。		
今後の取組方針	○委託助産師と地区担当保健師、その他の関係機関と連携を密に図りながら、その家庭の状況を把握して切れ目のない支援が行えるよう訪問のあり方を検討していく。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：訪問件数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1,946	1,825	1,706	1,584	1,463	1,342
	b 確保数	1,946	1,825	1,706	1,584	1,463	1,342
	実施体制	○長崎県助産師会への委託による訪問 ○地区担当保健師の配置・訪問					

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策：(2)妊娠・出産の支援

【基本施策5】 こどもの心と命を守るためにの取組み

個別施策：(1)虐待・いじめ・不登校の発生予防

事業名	⑥養育支援訪問事業	提供区域	市全域
概要	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導を行い、児童虐待を未然に防止する。		
量の見込みの考え方	○過去の実績をもとに算出		
確保策の考え方	産婦人科・小児科等の関係機関との連携を強化するとともに、妊婦等包括相談支援等により支援が必要な家庭の把握を確実に行う。また、対象者にあった養育支援が適切に行われるよう、体制の充実を図る。		
課題	○虐待などのハイリスクな子育て世帯の早期把握、自助の見極めを行いながらサポートプランを作成して適切な子育て支援事業や福祉サービスにつなげることが必要である。		
今後の取組方針	○産婦人科等の医療機関との情報共有や妊婦等包括相談支援等により支援を必要とする対象を把握する。 ○本事業に合わせて、子育て支援事業（子育て世帯訪問支援事業など）や福祉サービスなど、適切な支援を実施していく。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：実対象人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	14	14	14	14	14	14
	b 確保数	14	14	14	14	14	14
	実施体制	○担当保健師の配置					

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策：(2)妊娠・出産の支援

【基本施策5】 こどもの心と命を守るためにの取組み

個別施策：(1)虐待・いじめ・不登校等の発生予防

事業名	⑦子育て世帯訪問支援事業	提供区域	市全域
概要	訪問支援者が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴とともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。		
量の見込みの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○国が示す算定方法により算出。 ○量の見込み（人日） $= [A] \text{推計児童数} \times [B] \text{対象世帯数} \div [C] \text{全児童数} \times [D] \text{平均利用日数}$ <p>[A]：各年度0～17歳 推計児童数 [B]：虐待関連相談対応ケースのうち当該事業を利用した世帯の割合から対象世帯を算定 [C]：R5.12.31時点の 0～17歳人口（住民基本台帳） [D]：R6実績見込み</p>		
確保策の考え方	妊婦等包括相談支援の面談や、産婦人科・小児科等の医療機関、児童福祉に係る関係機関との連携を強化し支援が必要な家庭を把握し事業へつなげる。また、対象者にあたる訪問支援が適切に行われるよう、体制の充実を図る。		
課題	○虐待などのハイリスクな子育て世帯を早期に把握し、自助の見極めを行いながらサポートプランを作成のうえ、支援にあたるとともに、対象者の状況に応じた訪問支援を実施する必要がある。		
今後の取組方針	○家事・子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭等の状況に応じた適切な支援が行えるよう、支援体制を整備する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：訪問件数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	703	686	652	642	591	582
	b 確保数	703	686	652	642	591	582
	実施体制	○訪問支援者の配置					

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策2】 結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援

個別施策：(2)妊娠・出産の支援

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(6)子育てに関する精神的負担の軽減

【基本施策6】 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

個別施策：(1)地域や企業などの子育てを応援する取組みの推進

事業名	⑧利用者支援事業	提供区域	市全域及び16区域		
概要	子どもとその保護者等が、個別の状況に応じて、適切な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で教育・保育施設の入所、子どもの預かりや発達状況など子育てに関する日常的な相談に応じ、地域の子育て支援に関する情報を提供とともに、必要に応じて助言・手続きに必要な窓口等の紹介などを行う。 【事業類型】				
区分		実施内容			
①基本型		地域の身近な場所で、子育て家庭から相談を受け、必要な支援を行う「利用者支援」と、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成等の「地域連携」を行う			
②特定型		主として市の窓口で、子育て家庭から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けた支援等を行う			
③こども家庭センター型		全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に母子保健機能と児童福祉機能が一体となった相談支援等を行う			
④妊婦等包括相談支援事業型		主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う			
量の見込みの考え方	市内にこども家庭センター型を1箇所、基本型を市内全域16か所設置する。				
確保策の考え方	母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターの運営のみならず、地域の身近な相談場所となり得る子育て支援関連施設との関係機関との連携も図っていく。				
課題	○母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターを設置しているが、地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援が不足している。				
今後の取組方針	○子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターに加え、本市に適した地域での相談支援体制を整備する。				

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：実対象人数)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	基本型 (地域子育て相談機関)	-	2箇所	4箇所	8箇所	12箇所	16箇所
		こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	b 確保数	基本型 (地域子育て相談機関)	-	2箇所	4箇所	8箇所	12箇所	16箇所
		こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実施体制		○保健師等専門職の配置 ○地域の子育て支援関連施設等への委託					

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(1)教育・保育施設等の適正な量の確保

事業名	⑨延長保育事業	提供区域	16区域
概要	保育が必要であると認定（2号、3号認定）を受けた子どもが、保育所、認定こども園において、通常の利用日（平日、土曜日）及び利用時間以外に保育を希望する場合に、保育を実施する。		
量の見込みの考え方	直近の延長保育の利用実績（令和5年度）を令和7年度の見込みとし、令和8年度以降は、就学前児童数の減少に伴い減少すると見込んで算出		
確保策の考え方	平日、土曜日の延長保育の量の確保については、現在、多くの保育所で実施されており、対応できているため継続して実施する。なお、休日保育については、認可外保育施設等で既に実施している施設の周知を含め、ニーズに対応出来る方法を検討する。		
課題	利用者の多様化に伴い、今後さらに様々なニーズが延長保育を利用できるようにニーズ把握を行う。また現在、多くの保育所等で延長保育を実施されているが、補助対象区分に達しないため十分な補助を受けることができない施設があり、実施方法の検討を行う。		
今後の取組方針	利用者のニーズに対応できるよう今後も継続して事業を実施する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	5,855	5,553	5,267	4,963	4,605	4,323
	b 確保策	5,855	5,553	5,267	4,963	4,605	4,323
	b - a	0	0	0	0	0	0

提供区域別

【①東長崎・橘・日見】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	811	773	730	686	628	589
	b 確保策	811	773	730	686	628	589
	b - a	0	0	0	0	0	0

【②桜馬場・片淵・長崎】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	691	684	661	623	593	558
	b 確保策	691	684	661	623	593	558
	b - a	0	0	0	0	0	0

【③小島・大浦・梅香崎】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	426	389	364	334	305	287
	b 確保策	426	389	364	334	305	287
	b - a	0	0	0	0	0	0

【④日吉・茂木・南】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	51	49	44	42	37	34
	b 確保策	51	49	44	42	37	34
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑤戸町・小ヶ倉・土井首】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	475	438	410	373	344	325
	b 確保策	475	438	410	373	344	325
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑥深堀・香焼・伊王島・高島】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	125	107	95	85	72	66
	b 確保策	125	107	95	85	72	66
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑦三和・野母崎】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	157	155	140	131	120	114
	b 確保策	157	155	140	131	120	114
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑧江平・山里】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	496	469	445	422	396	370
	b 確保策	496	469	445	422	396	370
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑨西浦上・三川】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	470	442	440	426	396	372
	b 確保策	470	442	440	426	396	372
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑩淵・緑が丘】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	523	490	462	427	401	376
	b 確保策	523	490	462	427	401	376
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑪岩屋・横尾・滑石】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	570	540	514	502	467	438
	b 確保策	570	540	514	502	467	438
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑫丸尾・西泊・福田】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	299	287	266	253	234	219
	b 確保策	299	287	266	253	234	219
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑬小江原・式見】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	129	131	121	118	118	110
	b 確保策	129	131	121	118	118	110
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑭三重】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	391	369	349	327	297	280
	b 確保策	391	369	349	327	297	280
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑮外海・池島】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	20	15	18	15	13	11
	b 確保策	20	15	18	15	13	11
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑯琴海】

(単位：人（実人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	221	215	208	199	184	174
	b 確保策	221	215	208	199	184	174
	b - a	0	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(1)教育・保育施設等の適正な量の確保

事業名	⑩-1 一時預かり事業（幼稚園型）	提供区域	16区域
概要	幼稚園に通う子どもが、通常の利用時間終了後に、保護者の事情により家庭で保育を受けることができない場合に、幼稚園において一時的に預かる。		
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少に伴い減少すると見込んで算出		
確保策の考え方	幼稚園の利用希望が強い保護者に対して、長時間預かり保育を提供するため、引き続き推進する。		
課題	今後、閉園予定の幼稚園があるため、近隣区域での対応を前提としながら、ニーズ把握が課題である。		
今後の取組方針	利用者のニーズに対応できるよう今後も継続して事業を実施する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	93,310	89,578	85,995	82,555	79,253	76,083
	b 確保策	93,310	89,578	85,995	82,555	79,253	76,083
	b - a	0	0	0	0	0	0

提供区域別

【①東長崎・橘・日見】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	11,538	11,513	10,883	10,285	9,656	9,285
	b 確保策	11,538	11,513	10,883	10,285	9,656	9,285
	b - a	0	0	0	0	0	0

【②桜馬場・片淵・長崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	10,751	10,760	10,571	10,057	10,076	9,759
	b 確保策	10,751	10,760	10,571	10,057	10,076	9,759
	b - a	0	0	0	0	0	0

【③小島・大浦・梅香崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	6,337	5,845	5,486	4,983	4,711	4,501
	b 確保策	6,337	5,845	5,486	4,983	4,711	4,501
	b - a	0	0	0	0	0	0

【④日吉・茂木・南】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	0	0	0	0	0	0
	b 確保策	0	0	0	0	0	0
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑤戸町・小ヶ倉・土井首】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	4,108	3,764	3,524	3,154	3,032	2,937
	b 確保策	4,108	3,764	3,524	3,154	3,032	2,937
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑥深堀・香焼・伊王島・高島】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	4,764	4,384	3,836	3,337	2,799	2,606
	b 確保策	4,764	4,384	3,836	3,337	2,799	2,606
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑦三和・野母崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1,792	1,860	1,650	1,554	1,446	1,421
	b 確保策	1,792	1,860	1,650	1,554	1,446	1,421
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑧江平・山里】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	4,371	4,118	3,970	3,840	3,732	3,553
	b 確保策	4,371	4,118	3,970	3,840	3,732	3,553
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑨西浦上・三川】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	13,986	13,195	13,604	13,668	13,201	12,649
	b 確保策	13,986	13,195	13,604	13,668	13,201	12,649
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑩淵・緑が丘】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	10,489	9,830	9,233	8,548	8,350	8,006
	b 確保策	10,489	9,830	9,233	8,548	8,350	8,006
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑪岩屋・横尾・滑石】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	15,559	14,878	14,362	14,536	13,994	13,407
	b 確保策	15,559	14,878	14,362	14,536	13,994	13,407
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑫丸尾・西泊・福田】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	4,851	4,738	4,416	4,251	4,058	3,885
	b 確保策	4,851	4,738	4,416	4,251	4,058	3,885
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑬小江原・式見】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1,355	1,284	1,204	1,234	1,306	1,279
	b 確保策	1,355	1,284	1,204	1,234	1,306	1,279
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑭三重】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	2,316	2,302	2,186	2,057	1,912	1,848
	b 確保策	2,316	2,302	2,186	2,057	1,912	1,848
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑮外海・池島】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	0	0	0	0	0	0
	b 確保策	0	0	0	0	0	0
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑯琴海】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1,093	1,107	1,070	1,051	980	947
	b 確保策	1,093	1,107	1,070	1,051	980	947
	b - a	0	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(1)教育・保育施設等の適正な量の確保

事業名	⑩-2 一時預かり事業(幼稚園型以外)	提供区域	16区域
概要	保護者の事情により、家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において一時的に預かる。		
量の見込みの考え方	延利用人数の伸び率令和3年度から令和5年度の実績）のとおり伸びると見込み算出。		
確保策の考え方	一時預かり事業を行う保育所等は、29箇所（令和6年4月）あり、一定数は確保できているものの、不足する地域もあるため、ニーズに対応できるように実施施設を増やす。また、ファミリー・サポート・センターにおいてもまかせて会員を増やし、一時預かりのニーズに対応する。		
課題	事業を行う保育所等は一定数確保できているが、保育士不足等の施設事情によって、保護者ニーズはあるものの利用できないケースもあるため、潜在的ニーズ把握と同時に、地域格差の是正が課題である。		
今後の取組方針	利用者のニーズに対応できるよう今後も継続して事業を実施する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	6,905	7,421	7,968	8,544	9,150	9,793
	b 確保策	6,905	7,421	7,968	8,544	9,150	9,793
	一時預かり(保)	3,366	3,669	3,999	4,359	4,751	5,179
	ファミサポ(未就)	3,539	3,752	3,969	4,185	4,399	4,614
	b - a	0					

提供区域別

【①東長崎・橘・日見】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	536	577	632	697	751	820
	b 確保策	536	577	632	697	751	820
	一時預かり(保)	492	530	583	645	696	763
	ファミサボ(未就)	44	47	49	52	55	57
	b - a	0	0	0	0	0	0

【②桜馬場・片淵・長崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1,164	1,252	1,334	1,423	1,506	1,592
	b 確保策	1,164	1,252	1,334	1,423	1,506	1,592
	一時預かり(保)	278	312	340	375	404	436
	ファミサボ(未就)	886	940	994	1,048	1,102	1,156
	b - a	0	0	0	0	0	0

【③小島・大浦・梅香崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	857	910	974	1,037	1,108	1,178
	b 確保策	857	910	974	1,037	1,108	1,178
	一時預かり(保)	304	323	353	382	420	456
	ファミサボ(未就)	553	587	621	655	688	722
	b - a	0	0	0	0	0	0

【④日吉・茂木・南】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	50	56	57	59	63	73
	b 確保策	50	56	57	59	63	73
	一時預かり(保)	40	46	46	48	51	60
	ファミサボ(未就)	10	10	11	11	12	13
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑤戸町・小ヶ倉・土井首】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	628	672	724	772	829	884
	b 確保策	628	672	724	772	829	884
	一時預かり(保)	294	318	350	377	414	449
	ファミサボ(未就)	334	354	374	395	415	435
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑥深堀・香焼・伊王島・高島】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	65	59	65	72	83	88
	b 確保策	65	59	65	72	83	88
	一時預かり(保)	53	47	52	58	68	73
	ファミサボ(未就)	12	12	13	14	15	15
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑦三和・野母崎】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	56	63	68	70	77	82
	b 確保策	56	63	68	70	77	82
	一時預かり(保)	39	45	49	50	56	60
	ファミサボ(未就)	17	18	19	20	21	22
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑧江平・山里】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	954	1,025	1,108	1,190	1,279	1,370
	b 確保策	954	1,025	1,108	1,190	1,279	1,370
	一時預かり(保)	419	458	508	557	614	672
	ファミサボ(未就)	535	567	600	633	665	698
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑨西浦上・三川】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	384	412	417	424	442	456
	b 確保策	384	412	417	424	442	456
	一時預かり(保)	55	63	48	35	33	27
	ファミサボ(未就)	329	349	369	389	409	429
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑩淵・緑が丘】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	402	436	472	513	549	591
	b 確保策	402	436	472	513	549	591
	一時預かり(保)	253	278	305	337	364	397
	ファミサボ(未就)	149	158	167	176	185	194
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑪岩屋・横尾・滑石】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	829	882	940	1,004	1,069	1,133
	b 確保策	829	882	940	1,004	1,069	1,133
	一時預かり(保)	286	305	330	361	393	424
	ファミサボ(未就)	543	577	610	643	676	709
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑪丸尾・西泊・福田】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	292	319	346	377	409	451
	b 確保策	292	319	346	377	409	451
	一時預かり(保)	271	297	322	352	383	424
	ファミサボ(未就)	21	22	24	25	26	27
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑫小江原・式見】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	68	79	87	93	106	113
	b 確保策	68	79	87	93	106	113
	一時預かり(保)	60	71	78	84	97	103
	ファミサボ(未就)	8	8	9	9	9	10
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑬三重】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	460	501	551	600	647	705
	b 確保策	460	501	551	600	647	705
	一時預かり(保)	387	424	469	514	556	610
	ファミサボ(未就)	73	77	82	86	91	95
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑭外海・池島】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	2	5	1	3	5	6
	b 確保策	2	5	1	3	5	6
	一時預かり(保)	1	4		2	4	5
	ファミサボ(未就)	1	1	1	1	1	1
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑮琴海】

(単位：人（延利用人数）)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	158	173	192	210	227	251
	b 確保策	158	173	192	210	227	251
	一時預かり(保)	134	148	166	182	198	220
	ファミサボ(未就)	24	25	26	28	29	31
	b - a	0	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(1)教育・保育施設等の適正な量の確保

事業名	⑪病児・病後児保育事業	提供区域	市全域
概要	保護者が就労等で、病気やその回復期にある児童を家庭で保育できない時に、小児科医院等に付設された専用スペース等で看護師等が保育する。		
量の見込みの考え方	5歳以下人口の将来推計値に近年最大の利用率実績を乗じ、満床時の過剰見込みを加算し算出		
確保策の考え方	各施設（8施設）の箇所日数×定員数により算出		
課題	令和6年度に4施設開設し8施設となる予定であるが、市西部地区及び北西部地区（琴海地区、歛刈地区）に病児保育施設がないことから、地域のニーズを考慮しながら配置を検討する。		
今後の取組方針	今後も継続して事業を実施する。 また、令和6年度に4施設開設し8施設となる予定である。 保護者の利便性を考慮し設置箇所を検討する。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延利用人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	5,804	5,496	5,201	4,844	4,529	4,241
	b 確保策	10,329	10,329	10,329	10,329	10,329	10,329
	b - a	4,525	4,833	5,128	5,485	5,800	6,088

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(1)教育・保育施設等の適正な量の確保

事業名	⑫乳児等通園支援事業	提供区域	市全域
概要	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満を対象に、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で預かる。地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保や情報共有体制を整備し、教育・保育施設への円滑な移行を支援する。		
量の見込みの考え方	$\text{未就園児数} \times \text{月一定時間 (10時間)} \div \text{定員一人 1月当たりの受入れ可能時間数 (176時間)}$		
確保策の考え方	1日8時間の固定幼児が、週に1人なら受入可能とする。 $\text{利用定員数と入所者数の差} \times \text{受入可能時間数 (32時間)} \div \text{定員一人 1月当たりの受入れ可能時間数 (176時間)}$		
課題	—		
今後の取組方針	—		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：利用人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	77	76	67	64	59	53
	b 確保数	192	190	186	184	185	185
	実施体制						

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(6)子育てに関する精神的負担の軽減

事業名	⑬地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	提供区域	16区域
概要	就学前児童（概ね3歳未満児）及びその保護者が相互交流できる場所を身近に開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。		
量の見込みの考え方	ニーズ調査において、各区域ごとに「今まで利用したことがない」と回答した割合、「今後利用したい」と回答した割合及び実質利用見込割合を、各年度の推計児童数にそれぞれ乗じ、さらに年間利用回数を乗じて各区域ごとの新規増加利用人数を見込み、その人数に各区域ごとの現行の利用実績を加えて延利用人数を算出。		
確保策の考え方	利用者のサービス向上やスタッフの資質向上等を行い、子育て支援センター全体で質の向上を図っていくことにより、利用者数を増やしていく。		
課題	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域への子育て支援センター設置が完了し、量の確保を行ったことに伴い、今後、子育て支援センターに対して市としてどのような支援が必要かを検討する必要がある。		
今後の取組方針	利用者のサービス向上やスタッフの資質向上等の子育て支援センターの質の向上を図っていく。		

量の見込みと確保策

計画値

	区域	設置数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
量 の 見 込 み	長崎市全体		47,993	47,884	47,789	47,676	47,565	47,455
	①東長崎・橋・日見	2箇所	7,371	7,351	7,340	7,326	7,312	7,298
	②桜馬場・片淵・長崎	1箇所	6,361	6,356	6,345	6,330	6,316	6,302
	③小島・大浦・梅香崎	1箇所	2,943	2,933	2,926	2,918	2,911	2,903
	④日吉・茂木・南	1箇所	406	405	404	404	403	403
	⑤戸町・小ヶ倉・土井首	1箇所	2,819	2,813	2,808	2,801	2,795	2,789
	⑥深堀・香焼・伊王島・高島	1箇所	1,476	1,466	1,463	1,461	1,459	1,456
	⑦三和・野母崎	1箇所	640	639	639	639	639	639
	⑧江平・山里	1箇所	8,533	8,528	8,520	8,511	8,503	8,494
	⑨西浦上・三川	1箇所	3,471	3,463	3,454	3,442	3,431	3,421
	⑩淵・緑が丘	1箇所	4,694	4,685	4,675	4,664	4,652	4,640
	⑪岩屋・滑石・横尾	1箇所	3,566	3,556	3,545	3,533	3,523	3,511
	⑫丸尾・西泊・福田	1箇所	1,545	1,537	1,530	1,522	1,514	1,507
	⑬小江原・式見	1箇所	687	690	687	684	682	680
	⑭三重	1箇所	2,767	2,755	2,750	2,744	2,737	2,730
	⑮外海・池島	1箇所	30	30	28	28	27	26
	⑯琴海	1箇所	683	677	673	668	663	657
確保策	長崎市全体	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所

※設置数は令和6年12月時点の設置数

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(6)子育てに関する精神的負担の軽減

【基本施策6】 まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

個別施策：(1)地域や企業などの子育てを応援する取組みの推進

事業名	⑯子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	提供区域	16区域
概要	地域において育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う。		
量の見込みの考え方	○過去の実績に基づき算出（一部の特殊要素を除いて算出）		
確保策の考え方	ファミリー・サポート・センター事業は定員等の設定がなく、確保提供量を数値化することが困難なため、量の見込み数を確保提供量とする。		
課題	○地区によっては会員数の偏りも見られるため、需要と供給のバランスがとれるように、特に「まかせて会員」の登録拡大、事業の認知度向上につながる広報・周知が必要である。 ○事業開始から16年以上経過しており、子どもや子育て家庭を取り巻く状況も変化しているため、現況に見合った制度設計の検討が必要である。		
今後の取組方針	○必要な時に希望する地域で利用することができるよう、通常の広報活動に加えて「まかせて会員」が少ない地域への事業の広報・周知を図る。 ○市民アンケートや他の自治体への実態調査などにより、事業全体について見直しを行う。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	4,261	4,521	4,781	5,043	5,302	5,563
	b 確保策	4,261	4,521	4,781	5,043	5,302	5,563
	b - a	0	0	0	0	0	0

提供区域別

【①東長崎・橘・日見】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	100	106	112	118	124	130
	b 確保策	100	106	112	118	124	130
	b - a	0	0	0	0	0	0

【②桜馬場・片淵・長崎】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1,099	1,166	1,233	1,300	1,368	1,435
	b 確保策	1,099	1,166	1,233	1,300	1,368	1,435
	b - a	0	0	0	0	0	0

【③小島・大浦・梅香崎】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	560	594	629	663	697	731
	b 確保策	560	594	629	663	697	731
	b - a	0	0	0	0	0	0

【④日吉・茂木・南】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1	1	1	1	1	1
	b 確保策	1	1	1	1	1	1
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑤戸町・小ヶ倉・土井首】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	313	332	351	371	390	409
	b 確保策	313	332	351	371	390	409
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑥深堀・香焼・伊王島・高島】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	13	14	15	16	16	17
	b 確保策	13	14	15	16	16	17
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑦三和・野母崎】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	21	22	23	25	26	27
	b 確保策	21	22	23	25	26	27
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑧江平・山里】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	678	719	761	802	843	885
	b 確保策	678	719	761	802	843	885
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑨西浦上・三川】

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	310	329	348	367	386	405
	b 確保策	310	329	348	367	386	405
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑩淵・緑が丘】

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	147	156	165	174	183	192
	b 確保策	147	156	165	174	183	192
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑪岩屋・横尾・滑石】

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	563	597	631	666	700	734
	b 確保策	563	597	631	666	700	734
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑫丸尾・西泊・福田】

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	40	43	45	48	50	53
	b 確保策	40	43	45	48	50	53
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑬小江原・式見】

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	203	215	228	240	253	265
	b 確保策	203	215	228	240	253	265
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑭三重】

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	119	127	134	141	148	156
	b 確保策	119	127	134	141	148	156
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑮外海・池島】

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	1	1	1	1	1	1
	b 確保策	1	1	1	1	1	1
	b - a	0	0	0	0	0	0

【⑯琴海】

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	93	99	104	110	116	122
	b 確保策	93	99	104	110	116	122
	b - a	0	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(6)子育てに関する精神的負担の軽減

【基本施策5】 こどもの心と命を守るためにの取組み

個別施策：(1)虐待・いじめ・不登校の発生予防

事業名	⑯子育て短期支援事業（ショートステイ）	提供区域	市全域
概要	保護者が疾病や就労等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設等において、短期間その児童の養育等を行う。		
量の見込みの考え方	<p>○国の示す算出方法により算定。 ○量の見込み（人日） = 【A】推計児童数（人）×【B】利用意向率（割合）×【C】利用意向日数（日）</p> <p>【A】推計児童数：各年度0～5歳児の推計人口 【B】利用意向率：令和6年3月実施のニーズ調査による 【C】利用意向日数：7日/年（※ニーズ調査ではサンプル数が少なかったため実績等により設定）</p>		
確保策の考え方	現在の受入体制（市内の児童養護施設3箇所、市外の乳児院1箇所、市内のファミリーホーム）を維持するとともに、利用状況等を見ながら、必要に応じて実施箇所の配置を検討する。		
課題	<p>○利用実績は昨年度と比べて増加しているが、同一者が複数回利用しているケースもあり、潜在的なニーズの把握が困難である。</p> <p>○施設の受入状況次第では、希望日に利用できないケースがある。</p> <p>○必要としている方に利用してもらうため、引き続きSNS配信等の子育て世帯が情報を得やすい方法により幅広く周知を図る必要がある。</p>		
今後の取組方針	<p>○全数面接、健康診査や訪問事業等で潜在的なニーズを把握するとともに、希望日に利用することができるよう、受入施設数や定員枠の増を検討する。</p> <p>○ショートステイを利用することで、保護者の育児負担を軽減することができ、児童虐待の予防にも寄与することから、今後も継続して実施する。</p>		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	579日	548日	519日	483日	452日	423日
	b 確保策	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

【基本施策3】 こども・子育て家庭への支援

個別施策：(7)家庭の子育て力向上

【基本施策5】 こどもの心と命を守るための取組み

個別施策：(1)虐待・いじめ・不登校等の発生予防

事業名	⑯親子関係形成支援事業	提供区域	－
概要	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者等支援を必要とする保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。		
量の見込みの考え方	－		
確保策の考え方	－		
課題	○幼児期において、発達に課題があり専門機関の関与が必要と乳幼児健康診査等で診断されても専門機関受診までに待機期間があり、また、学齢期においても学校から専門機関を勧められるものの受診までに待機期間がある状況がある。そのような状況において、児童の不適応行動によるトラブルや不登校、親子関係不良による虐待が発生している。		
今後の取組方針	○親子関係不良による虐待を未然に防ぐために、親子関係形成事業の今後の実施について検討していく。		

量の見込みと確保策

長崎市全体

(単位：延人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画値	a 量の見込み	－	－	－	－	－	－
	b 確保数	－	－	－	－	－	－
	実施体制						

推計人口と実績人口の比較

【長崎市全体】

(単位：人)

年齢\年度		R2		R3		R4		R5		R6	
			乖離率		乖離率		乖離率		乖離率		乖離率
0歳	a 計画値	2,773	▲5.4%	2,697	▲8.5%	2,629	▲5.0%	2,574	▲10.4%	2,524	▲17.7%
	b 実績値	2,622		2,468		2,497		2,306		2,076	
	b - a	▲151		▲229		▲132		▲268		▲448	
1歳	a 計画値	2,893	1.1%	2,802	▲5.4%	2,725	▲8.8%	2,657	▲4.9%	2,601	▲12.2%
	b 実績値	2,924		2,651		2,484		2,527		2,284	
	b - a	31		▲151		▲241		▲130		▲317	
2歳	a 計画値	3,061	0.0%	2,884	▲0.0%	2,793	▲6.2%	2,717	▲9.4%	2,649	▲6.2%
	b 実績値	3,062		2,883		2,621		2,462		2,486	
	b - a	1		▲1		▲172		▲255		▲163	
3歳	a 計画値	3,075	0.2%	3,032	0.5%	2,857	▲0.1%	2,767	▲5.8%	2,691	▲9.6%
	b 実績値	3,082		3,048		2,853		2,606		2,434	
	b - a	7		16		▲4		▲161		▲257	
4歳	a 計画値	3,099	▲0.1%	3,060	▲0.3%	3,018	▲0.4%	2,843	▲0.5%	2,753	▲6.9%
	b 実績値	3,096		3,052		3,007		2,828		2,564	
	b - a	▲3		▲8		▲11		▲15		▲189	
5歳	a 計画値	3,347	0.5%	3,083	1.1%	3,045	▲0.1%	3,003	▲0.8%	2,828	▲0.7%
	b 実績値	3,364		3,116		3,043		2,978		2,808	
	b - a	17		33		▲2		▲25		▲20	
0-5歳 小計	a 計画値	18,248	▲0.5%	17,558	▲1.9%	17,067	▲3.3%	16,561	▲5.2%	16,046	▲8.7%
	b 実績値	18,150		17,218		16,505		15,707		14,652	
	b - a	▲98		▲340		▲562		▲854		▲1,394	
6歳	a 計画値	3,216	1.2%	3,305	0.7%	3,044	1.7%	3,007	0.0%	2,965	▲0.9%
	b 実績値	3,253		3,329		3,096		3,008		2,937	
	b - a	37		24		52		1		▲28	
7歳	a 計画値	3,218	▲0.7%	3,221	0.0%	3,310	0.1%	3,050	1.2%	3,011	▲0.3%
	b 実績値	3,197		3,221		3,314		3,087		3,002	
	b - a	▲21		0		4		37			
8歳	a 計画値	3,316	0.5%	3,202	▲0.4%	3,205	0.2%	3,293	▲0.3%	3,034	1.1%
	b 実績値	3,332		3,188		3,212		3,284		3,066	
	b - a	16		▲14		7		▲9		32	

9歳	a 計画値	3,328	0.2%	3,306	0.2%	3,192	▲0.9%	3,196	0.0%	3,282	▲0.5%
	b 実績値	3,335		3,312		3,162		3,196		3,267	
	b - a	7		6		▲30		0			
10歳	a 計画値	3,311	▲0.4%	3,311	0.6%	3,289	0.2%	3,176	▲0.5%	3,179	0.0%
	b 実績値	3,298		3,332		3,296		3,160		3,180	
	b - a	▲13		21		7		▲16		1	
11歳	a 計画値	3,518	0.0%	3,326	▲1.0%	3,326	▲0.3%	3,304	▲0.5%	3,190	▲1.2%
	b 実績値	3,518		3,292		3,316		3,287		3,153	
	b - a	0		▲34		▲10		▲17			
6-11歳 小計	a 計画値	19,907	0.1%	19,671	0.0%	19,366	0.2%	19,026	▲0.0%	18,661	▲0.3%
	b 実績値	19,933		19,674		19,396		19,022		18,605	
	b - a	26		3		30		▲4		▲56	
0-11歳 合計	a 計画値	38,155	▲0.2%	37,229	▲0.9%	36,433	▲1.5%	35,587	▲2.4%	34,707	▲4.2%
	b 実績値	38,083		36,892		35,901		34,729		33,257	
	b - a	▲72		▲337		▲532		▲858		▲1,450	

※上段に計画値、中段網掛けに各年度4月1日時点の住民基本台帳に基づく実績値を記載。

(参考)

項目		R2	R3	R4	R5	R6
出産年齢女性人口 (15-49歳)	a 計画値	75,661	73,592	71,723	70,232	68,881
	b 実績値	76,173	74,149	71,619	69,562	67,476
	b - a	512	557	▲104	▲670	▲1,405
0-4歳人口	a 計画値	14,901	14,475	14,022	13,558	13,218
	b 実績値	14,786	14,102	13,462	12,729	11,844
	b - a	▲115	▲373	▲560	▲829	▲1,374
子ども女性比率	a 計画値	0.196949	0.196703	0.195509	0.193033	0.191893
	b 実績値	0.194111	0.190185	0.187967	0.182988	0.175529
	b - a	▲0.002838	▲0.006518	▲0.007542	▲0.010045	▲0.016364

【提供区域別】※0-5歳の合計のみ

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		乖離率		乖離率		乖離率		乖離率		乖離率	
① 東長崎・橋・日見	a 計画値	2,393	0.5%	2,271	2.0%	2,194	0.3%	2,125	1.4%	2,022	▲0.5%
	b 実績値	2,404		2,317		2,200		2,154		2,011	
	b - a	11		46		6		29		▲11	
② 桜馬場・片淵・長崎 ・高島	a 計画値	1,708	1.1%	1,648	▲0.3%	1,624	1.3%	1,584	2.0%	1,531	0.8%
	b 実績値	1,726		1,643		1,645		1,616		1,543	
	b - a	18		▲5		21		32		12	
③ 小島・大浦・梅香崎	a 計画値	1,361	2.2%	1,325	2.1%	1,291	0.9%	1,269	▲2.9%	1,272	▲9.6%
	b 実績値	1,391		1,353		1,303		1,232		1,150	
	b - a	30		28		12		▲37		▲122	
④ 日吉・茂木・南	a 計画値	148	▲5.4%	143	1.4%	142	▲1.4%	133	▲3.8%	125	▲4.8%
	b 実績値	140		145		140		128		119	
	b - a	▲8		2		▲2		▲5		▲6	
⑤ 戸町・小ヶ倉・土井首	a 計画値	1,636	▲1.7%	1,553	▲3.3%	1,477	▲2.9%	1,410	▲6.5%	1,359	▲11.6%
	b 実績値	1,608		1,501		1,434		1,318		1,202	
	b - a	▲28		▲52		▲43		▲92		▲157	
⑥ 深堀・香焼・伊王島・ 高島	a 計画値	564	▲1.6%	554	▲5.1%	518	▲10.8%	495	▲12.9%	457	▲23.4%
	b 実績値	555		526		462		431		350	
	b - a	▲9		▲28		▲56		▲64		▲107	
⑦ 三和・野母崎	a 計画値	434	▲3.2%	403	▲7.2%	395	▲8.9%	370	▲10.8%	383	▲13.3%
	b 実績値	420		374		360		330		332	
	b - a	▲14		▲29		▲35		▲40		▲51	
⑧ 江平・山里	a 計画値	1,565	1.7%	1,515	1.8%	1,497	▲0.3%	1,485	▲4.9%	1,458	▲10.7%
	b 実績値	1,591		1,542		1,493		1,412		1,302	
	b - a	26		27		▲4		▲73		▲156	
⑨ 西浦上・三川	a 計画値	1,323	▲0.4%	1,267	▲2.6%	1,189	▲1.9%	1,122	3.3%	1,052	3.5%
	b 実績値	1,318		1,234		1,167		1,159		1,089	
	b - a	▲5		▲33		▲22		37		37	
⑩ 淵・緑が丘	a 計画値	1,590	▲1.1%	1,577	▲2.9%	1,549	▲3.7%	1,529	▲7.8%	1,480	▲12.6%
	b 実績値	1,573		1,531		1,492		1,410		1,293	
	b - a	▲17		▲46		▲57		▲119		▲187	

⑪ 岩屋・滑石・横尾	a 計画値	1,865	0.9%	1,762	▲0.3%	1,699	▲1.1%	1,605	▲2.3%	1,549	▲3.4%
	b 実績値	1,882		1,756		1,681		1,568		1,496	
	b - a	17		▲6		▲18		▲37		▲53	
⑫ 丸尾・西泊・福田	a 計画値	1,219	▲5.3%	1,195	▲11.3%	1,187	▲15.4%	1,154	▲19.8%	1,116	▲22.1%
	b 実績値	1,154		1,060		1,004		925		869	
	b - a	▲65		▲135		▲183		▲229		▲247	
⑬ 小江原・式見	a 計画値	445	▲3.8%	399	▲3.3%	369	1.4%	342	▲2.9%	326	▲8.0%
	b 実績値	428		386		374		332		300	
	b - a	▲17		▲13		5		▲10		▲26	
⑭ 三重	a 計画値	1,424	▲2.6%	1,395	▲6.4%	1,378	▲11.8%	1,382	▲16.1%	1,372	▲21.6%
	b 実績値	1,387		1,306		1,216		1,160		1,076	
	b - a	▲37		▲89		▲162		▲222		▲296	
⑮ 外海・池島	a 計画値	49	6.1%	46	2.2%	46	▲10.9%	40	▲12.5%	38	▲13.2%
	b 実績値	52		47		41		35		33	
	b - a	3		1		▲5		▲5		▲5	
⑯ 琴海	a 計画値	524	▲0.6%	505	▲1.6%	512	▲3.7%	516	▲3.7%	506	▲3.8%
	b 実績値	521		497		493		497		487	
	b - a	▲3		▲8		▲19		▲19		▲19	
計	a 計画値	18,248	▲0.5%	17,558	▲1.9%	17,067	▲3.3%	16,561	▲5.2%	16,046	▲8.7%
	b 実績値	18,150		17,218		16,505		15,707		14,652	
	b - a	▲98		▲340		▲562		▲854		▲1,394	

※上段に計画値、中段網掛けに各年度4月1日時点の住民基本台帳に基づく実績値を記載。